第４回たつの市総合計画審議会　次第

日時　令和８年１０月２３日（金）
　　１３時３０分から１５時００分まで
場所　たつの市役所
　　新館４階・災害対策本部兼大会議室

１　開会

２　会長あいさつ

３　報告・協議事項
（１）パブリックコメントの実施状況について
（資料２）

（２）前回審議会からの変更点について
（資料１、資料３）

（３）第３次たつの市総合計画（案）の答申について
（資料１：P202）

４　閉会

たつの市総合計画審議会　委員名簿

選出区分	選出団体	職名	氏名
市議会の議員	たつの市議会	総務生活常任委員会委員長	山本　俊一郎
	たつの市議会	福祉文教常任委員会委員長	柴田　将之
	たつの市議会	経済建設常任委員会委員長	和田　美奈
市教育委員会の委員	たつの市教育委員会	教育委員	喜多　敦子
市農業委員会の委員	たつの市農業委員会	会長	猪澤　敏一
各種団体の推薦する者	たつの市連合自治会	会長	徳永　一夫
	たつの市連合自治会	副会長	今江　　伸
	たつの市老人クラブ連合会	会長	黒田　　勤
	たつの市民生委員児童委員連合会	会長	松本　英隆
	女性活躍ネットワーク	防災リーダー	玉木　佳代
	一般社団法人たつの市・揖保郡医師会	会長	佐野　一成
	社会福祉法人たつの市社会福祉協議会	会長	横田　京悟
	龍野商工会議所	会頭	頃安　雅樹
	たつの市商工会	会長	内海　博幸
	一般社団法人西播磨青年会議所	副理事長	栗川　侑己
	連合兵庫西部地域協議会（揖龍地域）	幹事	岸田　太樹
	たつの市観光協会	会長	井戸　正文
	たつの市文化協会連合会	会長	岸井　和義
	たつの市体育協会	会長	横田　臣一
	たつの市ＰＴＡ協議会	常任理事	東角　幸恵
	たつの市地域公共交通会議	会長	髙原　養充
学識経験を有する者	兵庫県公立大学法人兵庫県立大学	副学長	内田　勇人
	学校法人京都産業大学	経済学部教授	倉本　宜史
	株式会社ラジオ関西	姫路支社長	齋藤　靖典
	株式会社神戸新聞社	姫路本社代表	坂本　竜之介
関係機関の職員	株式会社三井住友銀行	龍野支店長	神山　尚己
	姫路信用金庫	調査役	藤谷　美穂
	龍野公共職業安定所	所長	水田　明美
	兵庫県西播磨県民局	局長	中野　恭典
	西はりま消防組合	参与	中川　裕文

資料１

≪第４回たつの市総合計画審議会資料≫

第３次たつの市総合計画

【2027 - 2036】

（案）

令和８年 10 月 23 日

企画財政部企画政策課

市章　（平成 17 年 10 月 1 日制定）

市章は、たつの市のローマ字の頭文字「T」を図案化したもので、光豊かな太陽と、実りの大地、揖保川から湧き立つ清風を、赤・緑・青の３色で描き、自然に恵まれた市域と未来への飛翔を表現しています。

市花　桜　（平成 17 年 10 月 1 日制定）

市木　梅　（平成 17 年 10 月 1 日制定）

市歌　（平成 17 年 10 月 1 日制定）

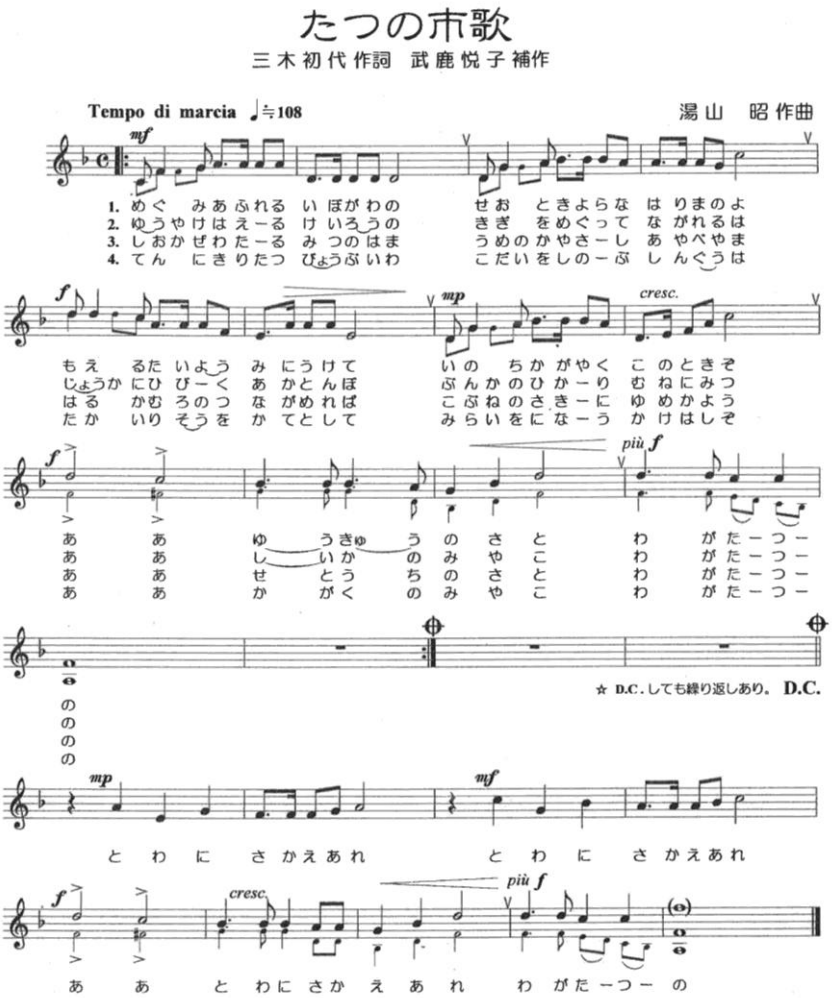

たつの市民憲章　（令和７年 10 月５日制定）

たつの市は、わたしたちのふるさとです。
揖保川の清流と緑多き山々、美しい瀬戸内海。これら豊かな自然の恵みを受けて、わたしたちの暮らしは過去から現在へと引き継がれ、輝かしい未来へとつづいていかなければなりません。
そのため、わたしたちは、文化と産業に恵まれ、歴史に彩られたふるさとたつのに感謝し、ともに手を取り合って、より希望にあふれ心豊かに暮らせるまちを目指して、ここに市民憲章を定めます。

一、豊かな自然の恵みを大切にし、美しい環境を守り育てるまちをつくります
一、健康で活力ある生活を送り、災害に強く安全安心に暮らせるまちをつくります
一、歴史、伝統、文化を継承し、知性と人間性を高め、想像力あふれる心豊かな人を育むまちをつくります
一、産業の振興と地域経済の発展に寄与し、活力ある協働のまちをつくります
一、互いの人権を尊重し、すべての人が思いやりの心を持ち、支え合いながら笑顔の輪があふれるまちをつくります

人権尊重都市宣言　（平成 18 年 12 月 26 日議決）

人権は、近代社会の原理として、何人にも保障されている基本的な自由と権利であり、日本国憲法においても、人権の享有と平等をその基本理念とし、侵すことのできない永久の権利として保障されており、すべての人々に与えられたものである。
しかしながら、今日もなお同和問題をはじめ、さまざまな人権課題が存在している。
国際的には、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとした世界人権宣言が国連総会で採択され、その理念の具体化と発展のため「国際人権規約」をはじめとする数多くの宣言や条約が制定批准されているなど、近年、世界的に恒久平和への期待とともに自由、平等、人権の確立への動きが急速に高まっている。
よって、たつの市議会は、たつの市において、人権意識の普及高揚を図り、人権尊重のまちづくりをめざして、すべての市民の人権が尊重される明るく住みよい、たつの市づくりに取り組んでいくことを確認し、ここに、たつの市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。

非核平和都市宣言　（平成 21 年９月４日議決）

恵まれた自然と豊かな歴史に恵まれたこの郷土を、日々享有しているこの平和とともに、恒久のものにすることは、未来に向かってなお一層の発展を目指すたつの市民の大きな願いである。
しかしながら、核兵器の廃棄はいまだ実現を見ず、拡散の傾向すら見受けられ、世界の平和と安全に脅威をもたらしている。
私たちと子どもたち、そして子孫が永遠の平和を享受し、その繁栄を希求するわが国においては、核爆弾の世界唯一の被災国として広島、長崎の惨禍を再び繰り返さないため、「非核三原則」を国是としてきたところである。
よって、たつの市議会は、真の恒久平和を実現していくため、戦争の悲惨さと核兵器廃絶を強く訴えるとともに、「非核三原則」の完全実施を願い、ここに「非核平和都市」を宣言する。

童謡の里宣言　（昭和 59 年 10 月７日制定宣言、平成 17 年 10 月１日継承）

日本のうた“赤とんぼ”の作詞者である詩人三木露風の生誕地龍野市は、緑の山野と清流の揖保川にいだかれ、いま一番求められている児童文化をつくる風土に適しているふる里です。

あしたをになうこどもたちの健やかな成長を願い、永遠に豊かな情操と創造性を育てていくまち「龍野」を、「童謡の里」と名付け、ここにこれを宣言します。

定住自立圏構想　中心市宣言　（平成 27 年９月 25 日制定宣言）

たつの市は、兵庫県西南部に位置し、清流「揖保川」の恵みを受け、農産物、瀬戸内の魚介類をはじめ、手延素麺や醤油醸造、皮革産業といった地場産業が盛んな町です。また、国指定史跡の新宮宮内遺跡、国指定重要文化財の賀茂神社、永富家・堀家住宅、さらに龍野城と脇坂藩５万３千石の城下町に連なる古い町並みなど、小京都と呼ばれるにふさわしい歴史に彩られた町でもあります。

一方、市北西部に位置する「播磨科学公園都市」では、世界最高性能の大型放射光施設「SPring－8」やＸ線自由電子レーザー施設「SACLA」、県立粒子線医療センター等を有し、自然と歴史と科学が調和する都市を目指して、未来に輝くまちづくりを進めています。

現在、我が国は、人口減少が今後加速的に進むことを予測し、東京圏への人口集中の是正を始め、若い世代の就労や結婚、子育てに対する希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決など、人口減少の克服や地域経済社会の維持が喫緊の課題と認識し、地域に応じた地方創生への取り組みを求めています。

こうした状況の下、地方が今後も地域の活性化と発展を継続していくためには、近隣自治体がそれぞれ有する都市機能や地域資源を有効に活用し合いながら、その特性と役割を存分に果たしつつ、住民の暮らしに必要な機能を確保し、様々な課題に対して相互に連携する効率的で効果的な新たな行政システムの構築が必要となっています。

そこで本市は、定住自立圏構想における中心市となり、「播磨科学公園都市」を核とした生活圏や経済圏を共にする近隣市町と、これまでに培われてきた連携や協力関係を尊重しつつ、中心市として都市機能の充実を図るとともに、連携する市町の特性を活かした広域的な地域マネジメントを積極的に担うことにより、圏域に住む住民が郷土への誇りと自信を持ち、安心して暮らせる魅力あるまちづくりの実現に全力を尽くすことをここに宣言します。

たつの市ゼロカーボンシティ宣言　（令和６年６月３日制定宣言）

近年、地球温暖化による気候変動は、私たちを取り巻く自然環境の大きな課題です。

また、大量の資源エネルギーを消費するライフスタイルから、持続可能な社会への変革を求められています。

たつの市は、山や川、海などの豊かな自然から多くの恵みを授かり、優れた文化や歴史を築き上げてきました。この恵まれた自然環境を将来に引き継いでいくために、市民・事業者の皆さまとともに、持続可能なまちづくりに取り組み、2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指し、たつの市は「ゼロカーボンシティ」を宣言します。

目　次

第１編　序論

第１章　計画の概要 2
１　計画策定の趣旨 2
２　計画の役割 2
３　計画の構成と期間、他の計画等との関連性 3
４　本計画と人口ビジョン・まち未来創生戦略の関係性 4

第２章　計画の背景 5
１　本市の地域特性 5
２　社会の潮流 7
３　第２次総合計画の取組状況・成果と今後の課題 10
４　市民等からみた本市の状況 21

第２編　基本構想

第１章　まちの将来像 36

第２章　まちづくりの基本目標（施策の大綱） 37
基本目標１　共に支え合い、いつまでも健幸に暮らせるまち　～福祉・健康～ 38
基本目標２　心豊かな人を育み、楽しくつながり合うまち　～教育・文化～ 39
基本目標３　地域の特性を生かした、快適で住みやすいまち　～都市基盤～ 40
基本目標４　自然と共生し、安心して暮らせる潤いのあるまち　～環境・安全～ 41
基本目標５　産業と人の活力で、にぎわいが生まれるまち　～産業・交流～ 42
基本目標６　地域と共に創る、住みたい・住み続けたいまち　～定住・共創～ 43

第３章　将来人口の見通しと財政運営の基本的方向 44
１　人口 44
２　財政 46

第４章　土地利用の基本構想 47
１　土地利用 47
２　都市構造 47

第５章　総合計画の推進に向けて 52
１　計画の進行管理 52

第３編　基本計画

前期基本計画の概要 54
１　基本計画の目的 54
２　基本計画の期間 54
３　基本計画の構成 54

基本目標１　共に支え合い、いつまでも健幸に暮らせるまち　～福祉・健康～ 60
施策１　結婚・出産・子育て支援の充実 62
施策２　地域福祉の充実 66
施策３　障害者福祉の充実 68
施策４　高齢者福祉の充実 70
施策５　健康・地域医療の推進 74

基本目標２　心豊かな人を育み、楽しくつながり合うまち　～教育・文化～ 78
施策６　幼児教育・保育の充実 80
施策７　学校教育の充実 82
施策８　社会教育の推進 86
施策９　文化芸術の振興・文化財の保護 90

施策 10　スポーツの振興 94
施策 11　人権教育・啓発の推進 98

基本目標３　地域の特性を生かした、快適で住みやすいまち　～都市基盤～ 102
施策 12　都市整備・土地利用の推進 104
施策 13　住環境・公園緑地の整備・保全 106
施策 14　上下水道の整備・保全 110
施策 15　道路の整備・保全 114
施策 16　公共交通の維持・推進 116

基本目標４　自然と共生し、安心して暮らせる潤いのあるまち　～環境・安全～ 120
施策 17　自然環境の整備・保全 122
施策 18　生活・地球環境の保全 126
施策 19　防災体制の充実 130
施策 20　消防・救急・救助体制の充実 134
施策 21　暮らしの安全確保 138

基本目標５　産業と人の活力で、にぎわいが生まれるまち　～産業・交流～ 142
施策 22　農林水産業の振興 144
施策 23　商工業の振興・雇用の創出 148
施策 24　観光の振興 152
施策 25　交流・多文化共生の推進 156

基本目標６　地域と共に創る、住みたい・住み続けたいまち　～定住・共創～ 160
施策 26　定住移住の促進・まちの魅力発信 162
施策 27　協働・連携の推進 164
施策 28　持続可能な行財政運営の推進 168
施策 29　効率的な行政組織運営の推進 172
施策 30　広域連携の推進 176

前期基本計画の各施策に関する指標 178
１　各施策と SDGs の関係 178
２　各施策のまちづくりの指標一覧 180

第４編　まち未来創生戦略

第３期たつの市まち未来創生戦略 188
１　基本的な考え方 188
２　地方創生に関する国の視点 189
３　基本理念 190
４　人口ビジョン 191
５　目標 192
総合目標　「戦略結合」～各分野を超えて戦略を結合し、「たつの」の未来を創造する～ . 192
基本目標１「産業創生」～産業・経済戦略により、多様な職場・雇用を創出する～ 193
基本目標２「人口還流」～定住・観光戦略により、定住・交流・関係人口を増やす～ 194
基本目標３「若者未来」～若者応援戦略により、未来を支える若者の夢を育む～ 195
基本目標４「地域活力」～交流・共創戦略により、楽しく活力ある地域を創る～ 196

資料編

１　たつの市総合計画審議会条例 198
２　たつの市総合計画審議会委員名簿 199
３　第３次たつの市総合計画策定に係る協議経過 200
４　第３次たつの市総合計画　諮問書 201
５　第３次たつの市総合計画　答申書 202
６　第３次たつの市総合計画策定組織図 203
７　財政資料 204
８　たつの市 20 年の歩み 207
９　第３次たつの市総合計画（子ども版） 209

第1編　序論

第１章　計画の概要

① 計画策定の趣旨

本市では、平成 28 年度（2016 年度）に策定した「第２次たつの市総合計画」（以下「第２次総合計画」という。）と、一体的に運用してきた「たつの市人口ビジョン」「たつの市まち未来創生戦略」に基づき、市民・事業者・各種団体・行政等が連携しながら、総合的かつ計画的なまちづくりを推進してきました。

これらの計画により、定住促進や地域産業の振興、子育て・教育環境の充実、安全・安心な暮らしの確保等に一定の成果が見られる一方で、社会情勢の変化に伴い、新たな課題も顕在化しています。

現在、地域社会を取り巻く環境は、全国的な人口減少・少子高齢化の進行に加え、デジタル※技術の急速な進展、脱炭素※社会の実現に向けた取組の加速、頻発・激甚化する自然災害への対応、物価上昇や担い手不足、新興感染症※の経験を通じた人々のライフスタイル※の多様化等により、大きく変化しています。

また、国においては「地方創生 2.0 基本構想」に基づく「地域未来戦略」が示され、人口減少下においても地域の特性や資源を生かし、持続可能で魅力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

こうした背景を踏まえ、本市においても、第２次総合計画の取組状況・成果・課題、将来人口の見通し、社会情勢を的確に捉えた上で、今後のまちづくりの方向性を改めて整理する必要があります。また、国・県の関連計画や本市の各分野の計画と整合を図りながら、「総合計画」「人口ビジョン」「まち未来創生戦略」を一体として、施策を実施することが重要となっています。

あわせて、市民の声を把握し、多様な主体がまちづくりに参画・協働できる環境を整えることが肝要であり、市民一人ひとりが本市の将来の姿を共有し、それぞれの立場で役割を果たすことが、まちの持続的な発展につながります。

「第３次たつの市総合計画」（以下「本計画」という。）は、本市が将来にわたり活力と魅力を維持し、市民が安心して暮らせるまちであり続けるために、令和９年度（2027 年度）を初年度とし、これからの 10 年間を見据えた本市のまちづくりの最上位計画として、目指す「まちの将来像」とその実現に向けた方向性を示すものであり、市民・事業者・各種団体・行政等が共有する羅針盤となるものです。

② 計画の役割

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画として位置付け、各分野における計画の基本となるものであり、次の３つの役割を担っています。

❶ 「本市のまちづくりの長期的かつ総合的な指針」であり、市政をはじめ「地域経営の根幹」となるものです。
❷ 市民・事業者・各種団体・行政等の全ての主体が共有し、「協働・連携してまちづくりに取り組むための指針」となるものです。
❸ 多様な分野の施策を体系的に示し、「持続可能なまちづくりを進めるための指針」となるものです。

※デジタル：コンピュータで扱えるように、情報を数字に変換して扱うこと
※脱炭素：地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出量をできる限り抑制すること
※新興感染症：新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に公衆衛生上で問題となる感染症
※ライフスタイル：生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方

③ 計画の構成と期間、他の計画等との関連性

本計画は、長期的なまちづくりの方向性を示す 10 年計画の「基本構想」、基本構想の実現に向けた施策を示す５年計画の「基本計画」、基本計画に基づき重点的かつ計画的に事業を推進するための３年計画の「実施計画」の三層構造で構成します。

また、本市が総合的かつ統一的に行政運営を行うため、「たつの市人口ビジョン」「たつの市まち未来創生戦略」をはじめ、関連する各分野の計画と整合を図ります。

■ 計画の構成

第３次たつの市総合計画

基本構想

市民・事業者・各種団体・行政等の共通の目標として「まちの将来像」を明確にし、それを達成するための「まちづくりの基本目標（施策の大綱）」を示すもので、計画全体の土台となります。

- **まちの将来像**　人と地域を結ぶ　魅力と幸せがあふれる　未来共創都市「たつの」
- **まちづくりの基本目標（施策の大綱）**
  - 基本目標１　共に支え合い、いつまでも健幸に暮らせるまち
  - 基本目標２　心豊かな人を育み、楽しくつながり合うまち
  - 基本目標３　地域の特性を生かした、快適で住みやすいまち
  - 基本目標４　自然と共生し、安心して暮らせる潤いのあるまち
  - 基本目標５　産業と人の活力で、にぎわいが生まれるまち
  - 基本目標６　地域と共に創る、住みたい・住み続けたいまち
- **将来人口の見通しと財政運営の基本的方向**
- **土地利用の基本構想**
- **総合計画の推進に向けて**

政策

人口ビジョン
人口フレーム※の設定

基本計画

基本構想に定めた「まちの将来像」と「まちづくりの基本目標（施策の大綱）」を受けて、それを実現するために必要となる施策を分野別に体系化し、各施策の目的や方向性、取組内容等を示すものです。

【関連する主な計画】

- 地域福祉計画
- 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
- 健康増進計画・食育推進計画
- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画
- 環境基本計画
- 中期財政計画
- 職員定員適正化計画
- こども・若者計画
- 教育大綱
- 土地利用計画
- 地域公共交通計画
- 地域防災計画
- 公共施設等総合管理計画
- DX 推進基本方針　等

施策

まち未来創生戦略
人口減少適応対策・地域経済活性化の取組等

実施計画

基本計画に定めた各施策の取組内容等に基づき実施する事業を体系化し、実施内容や時期、予算額を示すものです。

事務事業

三層構造

※人口フレーム：将来を見据えて計画的にまちづくりを進める上で前提となる人口規模を想定したもの

■ 計画の期間

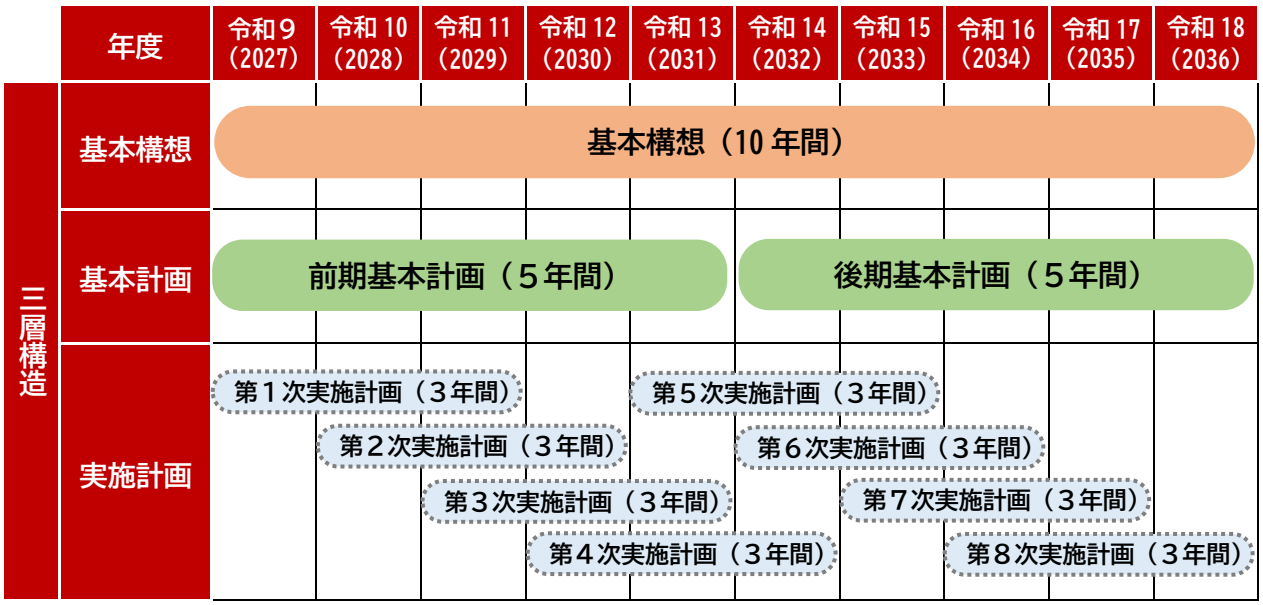

※実施計画は３年計画とし、毎年度見直します。

④ 本計画と人口ビジョン・まち未来創生戦略の関係性

平成 23 年（2011 年）の「地方自治法」の改正により、市町村における総合計画に係る基本構想の規定がなくなりましたが、本市では「まちの将来像」の実現に向け、多様な主体が協働・連携してまちづくりに取り組むことを目的として「たつの市総合計画」を主体的に策定します。

一方で、人口減少や少子高齢化、東京一極集中といった全国的な課題に対応するために、平成 26 年（2014 年）に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、この法律に基づいた取組の実現に向け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が国から示され、各自治体においても「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」が策定されています。

このうち「地方人口ビジョン」（本市では「たつの市人口ビジョン」という。）は、各自治体における人口の現状を分析し、人口の将来展望を示すものです。また、「地方版総合戦略」（本市では「たつの市まち未来創生戦略」という。）は、市民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成（まち）、地域社会を担う多様な人材の確保（ひと）、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出（しごと）を一体的に推進することを目的として定めるものです。

現在、国においては、令和７年（2025 年）６月に示された「地方創生 2.0 基本構想」に基づき、同年 12 月に「地方創生に関する総合戦略」が策定された後、「強い経済」に力点を置いて産業基盤強化の取組を推進するためにこの戦略を変更し、令和８年（2026 年）７月に「地域未来戦略」が策定され、「強い地域経済の構築」「豊かな生活環境の実現」「選ばれる地方の実現」を政策目標に掲げ、その実現に向けた施策が示されています。

本市においては、人口減少社会への適応が求められる中、「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」の理念を踏まえ、全ての主体が一丸となって持続可能なまちづくりを進めていくことを目的として、本計画と「たつの市人口ビジョン」「たつの市まち未来創生戦略」を一体的に運用します。

第２章　計画の背景

① 本市の地域特性

本市のこれまでの歩みと現状を踏まえ、これからのまちづくりにつながる地域の特性を整理します。

（１）位置・地勢と暮らしを支える基盤

本市は、兵庫県の南西部の西播磨地域に位置し、東西 15.7km、南北 29.8km と南北に長い地形で、面積は 210.87 ㎢に及びます。市北部には壮大な中国山地が広がり、南部は穏やかな瀬戸内海に面するとともに、中央部は南北に貫く一級河川揖保川が流れており、山・川・海の豊かな自然環境に恵まれています。

このような地勢は、地域の特性に応じた産業の発展や景観の形成に加え、土砂災害や水害への防災・減災対策など、持続可能な土地利用を考える上で重要な要素となっています。

（２）歴史と生活圏の形成

本市は、古くから山陽道、美作道、筑紫大道、因幡街道といった主要街道が通るとともに、揖保川水系や瀬戸内海の水運に恵まれ、播磨随一と云われた室津港を擁し、陸路・海路の交通の要衝として発展してきました。そして、こうした歴史的背景のもと、商工業や文化が育まれ、特色あるまちの姿が形成されてきました。

平成 17 年（2005 年）10 月に、同一の生活圏として強い結び付きがあった龍野市、新宮町、揖保川町、御津町の１市３町が合併し、「たつの市」が誕生しました。令和７年（2025 年）10 月には市制施行 20 周年を迎え、地域の歴史や環境を生かしながら、一体感のあるまちづくりを進めています。

また、全国的な人口減少が進む中、本市では新宮地域が令和４年（2022 年）４月に過疎地域に指定されましたが、持続可能な地域社会の形成、地域活力の維持に向けて取り組んでいます。

（３）産業・雇用を支える多様な地域資源

本市には、米・大根・トマト等の農産物や瀬戸内海の牡蠣・シラス等の水産物、全国的にも有名な醤油・手延素麺・皮革の三大地場産業のほか、長い歴史に培われた多様な産業が集積しています。また、市北西部に位置する播磨科学公園都市には、大型放射光施設 SPring－8 やＸ線自由電子レーザー施設 SACLA を核とした先端科学技術が集積し、研究・産業の拠点となっています。

これらの産業は、本市の地域経済を支える基盤であり、暮らしや文化と深く結び付き、重要な地域の資源となっています。また、この多様な産業基盤は、地域の雇用を創出する強みとなっています。

（４）交通の利便性と広域への接続

交通においては、山陽自動車道、播磨自動車道、国道２号・179 号・250 号が市域を貫き、広域的な道路ネットワークが形成されています。また、JR 姫新線・山陽本線や路線バスが運行し、姫路や神戸等の周辺都市圏への通勤・通学や物流の手段が確保されています。

これらの交通環境は、定住促進や産業立地、観光・交流の拡大、近隣市町との接続など、まちづくりにおける重要な基盤となっています。

（５）歴史・文化と人を惹きつけるまちの魅力

本市は、童謡「赤とんぼ」を作詩した三木露風をはじめ、哲学者の三木清、博物学者の大上宇市といった多くの文化人を輩出してきました。龍野城下町には商家町・醸造町の歴史的景観が残り、国の重要伝統的建造物群保存地区※に選定されています。室津は港町として約 1300 年の歴史を有し、北前船寄港地・船主集落として日本遺産に認定されています。また、弥生時代の集落遺跡である新宮宮内遺跡、播磨国風土記に記された野見宿禰の伝承、室町時代の赤松氏の居城城山城、江戸時代の貴重な建築物である堀家住宅・永富家住宅など、古代から近世に至る多様な歴史資源が数多く残されています。

こうした歴史・文化資源が持つ魅力は、市民のまちへの愛着や誇りを育むとともに、観光や交流を通じた地域活性化につながる要素となっています。

（６）市民の暮らしを中心に据えた生活基盤の構築

本市は、市民・事業所・各種団体・行政等の多様な主体との協働・連携のもと、これまで培われてきた地域資源を生かしながら、産業・都市基盤を整備し、福祉・健康・教育・文化・環境・防災等の全方位にわたって、市民一人ひとりの暮らしの質を高めることに主眼を置いたまちづくりを進めてきました。

こうした取組により、多様な地域の特性や魅力が育まれ、まちの持続的な発展を支える生活基盤が構築されていることは、本市の大きな強みであり、市民の豊かな暮らしを支え、定住移住につながる要素となっています。

※重要伝統的建造物群保存地区：伝統的建造物と、一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために市町村が指定した区域のうち、特に価値が高いものとして国が選定した地区

② 社会の潮流

社会情勢の変化や人々の価値観・行動の変容を踏まえ、これからのまちづくりを進める上で留意すべき社会の潮流を整理します。

（1）人口減少・少子高齢化の進行と地域構造の変化

日本の総人口は平成 20 年（2008 年）をピークに減少が続き、今後も少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化が見込まれています。人口の東京一極集中が続き、地方の人口が減少する中、長期にわたる経済停滞による所得の伸び悩みや雇用の不安定による将来への不安、人々のライフスタイルの多様化等から出生数が大きく減少し、全国的に人口減少が続いています。一方、平均寿命の延伸により高齢者人口は増加を続け、団塊の世代※が後期高齢者（75 歳以上）となり、令和 22 年（2040 年）には団塊ジュニア世代※が 65 歳以上に達するなど、超高齢社会が本格化します。

こうした人口構造の変化は、地域経済や社会保障、医療・介護体制、地域コミュニティの維持など、暮らしの基盤全体に大きな影響を及ぼすことから、若者の定住・市内就労、子育て支援、高齢者の社会参加促進、まちの魅力向上など、地域の特性に応じた総合的な対策が求められています。

（2）子育て支援・学びの充実と次世代育成

令和５年（2023 年）４月にこども家庭庁が発足し、「こども基本法」に基づき「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められており、妊娠前から子育てまでの切れ目のない経済的支援、相談・支援体制の充実など、子どもと家庭を総合的に支える環境整備が進展しています。

学校教育については、学習指導要領において、主体的・対話的で深い学びを通じて、知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性を育むことが重視されています。

今後は、全ての子どもが健やかに成長し、社会で活躍できる力が身に付くよう、子どもや子育て家庭を支える地域づくり、子育て中でも働きやすい環境づくり、デジタル社会に対応した教育環境づくりが求められています。

（3）高度情報化社会・デジタル技術の進展

近年、ICT※・AI※をはじめとするデジタル技術の進展により、DX※に加え、AX※が加速し、人々の生活や経済活動、行政運営に大きな変化をもたらしています。これにより、新たなサービスや産業の創出、業務の効率化、さらには担い手不足の解消等が期待されています。

国においては、人口減少社会に適応していくため、地域社会の産業・医療・福祉・子育て・教育・防災等のあらゆる分野において、官民が連携して DX・AX を推進することとしており、これにより、サービスの質の維持・向上や高度化、業務の効率化、働きやすさを実現し、地域課題の解決や持続可能なまちづくりにつなげていくことが重要となっています。

※団塊の世代：昭和 22～24 年（1947～1949 年）の戦後の第一次ベビーブームに生まれた世代
※団塊ジュニア世代：昭和 46～49 年（1971～1974 年）の第二次ベビーブームに生まれた世代
※ICT：Information and Communication Technology の略。コンピュータや通信ネットワークを用いて情報を収集・利用等するための情報通信技術
※AI：Artificial Intelligence の略。人工知能。学習、推論、認識、判断、言語理解など人間の知的な活動をコンピュータで実現する技術の総称
※DX：Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。デジタル技術を活用し、業務やサービス、組織の在り方を変革すること
※AX：AI Transformation（AI トランスフォーメーション）の略。AI を中心に活用し、業務やサービス、組織の在り方を変革すること

（４）地域経済・雇用環境の変化と働き方の多様化

少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口が減少し、担い手不足は全国的に常態化する中、労働単価の上昇が進み、地域経済や雇用環境に大きな影響を及ぼしています。また、不安定な海外情勢や資源・物流価格の上昇等を背景とした物価高騰が家庭や事業所に大きな打撃を与えています。

中小企業においては、生産性向上や担い手不足等の課題が深刻化しており、地域経済の持続性を確保するために、競争力強化や人材の確保・育成が重要となっています。

一方で、デジタル技術の進展により、オンライン※による場所や時間にとらわれない柔軟な働き方、ロボット等による担い手不足の解消が進んでいます。

こうした状況を踏まえ、生産性向上や多様な働き方を支える取組を進め、一人ひとりが安心して働くことができ、地域の稼ぐ力を高めるまちづくりが求められています。

（５）安全・安心意識の高まりとリスク管理の強化

近年、能登半島地震、熊本地震をはじめとする大規模な地震、豪雨等の自然災害や林野火災が頻発・激甚化しています。南海トラフ地震の発生も懸念される中、日常からの備えや迅速な情報共有の重要性が高まっています。また、新興感染症やサイバー※攻撃、AI の悪用、世界的な経済・金融危機など、予測困難なリスクへの対応力も求められています。

そのため、国における国土強靭化の取組と連動しつつ、自助・共助・公助※による防災・減災体制の充実、防災教育・訓練の継続的な実施を通じた地域防災力の維持・強化、地域コミュニティの機能強化を進め、市民の暮らしを守る取組が重要となっています。また、不測の事態に備え、柔軟に対応できる組織体制の構築や情報セキュリティの確保等のリスク管理の強化が重要となっています。

（６）地球環境問題への対応と脱炭素社会の実現

地球温暖化や気候変動といった地球規模の環境問題が深刻化し、豪雨や猛暑のリスクが高まり、自然環境、農林水産業、健康、防災等の多様な分野に影響を及ぼしています。このような中、国においては「2050 年カーボンニュートラル※」の実現を目指し、温室効果ガス※の排出抑制に向けた再生可能エネルギー※の導入拡大や省エネルギー化が進められています。

そのため、市民・事業者・各種団体・行政等が連携し、再生可能エネルギーの活用や資源循環、自然環境の保全など、環境負荷の少ない持続可能な社会への転換を進めていくことが求められています。

※オンライン：コンピュータ等の機器がインターネット等の通信ネットワークに接続されている状態
※サイバー：コンピュータやネットワークを含む情報・通信・デジタル技術に関すること
※自助・共助・公助：防災等における３つの助け合い。自助…自分自身で自分を守ること、共助…周囲や地域が協力して助け合うこと、公助…公的機関が支援すること
※カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量から森林等による吸収量や技術による除去量を差し引いて排出量を実質的にゼロにすること
※温室効果ガス：地表面から放出される熱（赤外線）を宇宙空間に逃げないように吸収する性質を持つ二酸化炭素・メタン・フロンガス等のガス
※再生可能エネルギー：太陽光・風力等の非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるもの

（７）多様性を尊重し、ウェルビーイング（Well-being）を高める社会の実現

人々の価値観やライフスタイルの多様化が進む中、国籍・文化・性別・年齢・障害の有無等に関わらず、一人ひとりが尊重され、活躍できる包摂的な社会づくりが求められています。また、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさや幸福感を重視する「ウェルビーイング※」志向が高まっており、一人ひとりの生活の質（QOL）※を向上させるまちづくりが求められています。

（８）多様な主体による協働・連携のまちづくり

人口減少や少子高齢化の進行、地域活動の担い手不足により、地域コミュニティの維持が難しくなっています。一方で、子育て家庭や高齢者を支えていく上で、地域のつながりや支え合いの重要性が再認識されています。

そのため、市民・事業所・各種団体・行政等の多様な主体が連携し、地域課題の解決に向けて、共に力を合わせて取り組み、よりよいまちを創っていく、協働・連携のまちづくりが求められています。

※ウェルビーイング（Well-being）：個人の権利や自己実現が保障され、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること
※生活の質（QOL）：Quality of life の略。個人が自分の生活（人生）に、いかに充実感や満足感を持っているかという主観的な認識

③ 第２次総合計画の取組状況・成果と今後の課題

第２次総合計画の取組を検証し、これまでの主な取組状況・成果、これからのまちづくりにおいて解決していくべき課題を整理します。

基本目標１　安全・安心なまちづくりへの挑戦

≫≫自然環境

－取組状況・成果－

豊かな自然環境を維持し、山林の防災・環境保全等の多面的機能を向上させるため、里山防災林や野生動物共生林の整備、急傾斜地崩壊対策を行うとともに、地域との協働により適正な管理を推進しています。河川においては、災害の未然防止を図るため、環境美化に努めながら計画的な修繕を行っています。海岸部においては、良好な景観維持と環境保全を図るため、地域団体と連携した清掃活動や環境整備を行っています。

－今後の課題－

今後は、異常気象による豪雨等に対し、治水機能の強化や土砂災害の防止対策を計画的に行い、市民の生命や財産を保護していく必要があります。また、地域に出没する野生動物等からの安全確保を進めていく必要があります。

≫≫生活・地球環境

－取組状況・成果－

持続可能な循環型社会※の実現に向けて、ごみの減量化や資源ごみ分別の出前講座、食品ロスを削減する食べきり運動やフードドライブ※を推進しています。また、不法投棄対策として、監視カメラの設置やパトロールを強化するとともに、老朽化したごみ処理施設の整備を進めています。

地球環境保全については、令和６年（2024 年）６月に「ゼロカーボンシティ※」を宣言し、その実現に向けて地球温暖化対策実行計画を策定しました。この計画に基づき、住宅・事業所の省エネルギー機器や太陽光発電・蓄電池の導入補助、公共施設の LED 化等により脱炭素化を推進しています。また、環境ポスター展や環境学習を通じて、再生可能エネルギーや環境保全への理解を深める取組を行っています。さらに、地球温暖化による熱中症対策として、クーリングシェルター※の設置等に取り組んでいます。

－今後の課題－

今後は、更なるごみの減量化と資源ごみ分別を徹底するとともに、不法投棄の監視や環境学習の充実により、市民一人ひとりの環境意識を高め、良好な生活環境を維持していく必要があります。

また、脱炭素社会の実現に向けて、住宅・事業所等のエネルギー消費抑制や再生可能エネルギーの導入促進を図り、温室効果ガスの更なる排出抑制を図る必要があります。

※循環型社会：廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会
※フードドライブ：家庭で余っている食品を持ち寄り、食品を必要としている人や福祉施設等に寄附する活動
※ゼロカーボンシティ：環境省が示す「2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロ」に取り組むことを表明した自治体
※クーリングシェルター：指定暑熱避難施設。危険な暑さから避難できる場所として市町村が指定した施設で、熱中症特別警戒アラートの発表期間中等に一般に開放される。

≫≫都市基盤

－取組状況・成果－

良質で快適な住環境を整えるため、都市計画マスタープランや土地利用計画、立地適正化計画に基づき、計画的な市街地形成や地域の特性にあった土地利用を推進しています。JR 本竜野駅・竜野駅周辺や龍野 IC 周辺においては、優良な住宅地や商業・産業用地の創出を推進しています。

また、誰もが将来にわたって安心して住み続けられるよう、住宅の耐震化支援や空き家対策、市営住宅の長寿命化改修等に取り組んでいます。若者や子育て世代等の定住移住の促進に向けては、住宅取得の支援や移住相談会等を行っています。

60 か所ある都市公園については、地域との協働により維持管理を行い、市民が安心して憩い、交流する場を提供しています。

上下水道については、施設や管路の計画的な更新や長寿命化、浸水対策を行っています。また、経営の健全化に向けて、料金・使用料の改定や施設の統廃合に取り組んでいます。

－今後の課題－

今後は、人口減少社会に適応したコンパクトな都市構造への誘導や、不足する産業用地の創出を進めていく必要があります。また、若者や女性の転出超過を抑えるための定住移住の促進や、周辺環境に悪影響を及ぼす適切に管理されていない空き家の解消を図る必要があります。

都市公園については、誰もが安全で快適に利用できるよう、市民の利便性向上を図りながら、施設を計画的に更新し、適切に維持管理していく必要があります。

上下水道については、将来の需要に適応した施設の更新や統廃合、耐震化を効率的に進めるとともに、適正な料金・使用料設定を行い、健全で持続可能な上下水道事業運営に努めていく必要があります。

≫≫交通環境

－取組状況・成果－

安全で便利な交通環境を整え、広域的な道路ネットワークを強化するため、県と連携して揖龍南北幹線道路の整備や交差点改良を進めています。また、道路の点検や補修等を計画的に行い、安全で快適な道路の整備を進めています。

公共交通の利用促進や利便性向上に向けて、JR 姫新線の利用促進イベントや JR 山陽本線の竜野駅舎の橋上化を実施しました。また、路線バスの運行事業者への運行補助、コミュニティバスや市民乗り合いタクシーの運行により、移動手段の確保を図っています。

－今後の課題－

今後は、道路構造物の計画的な点検・修繕による健全性の確保やトータルコストの縮減・平準化を進め、安全で信頼性の高い道路ネットワーク機能の強化と維持を図る必要があります。

公共交通については、人口減少に伴い乗車密度が下がり、鉄道・バス・タクシーともに運転手不足による影響が顕在化するなど、公共交通の維持に向けた交通サービスの在り方を検討する必要があります。

≫≫暮らしの安全

－取組状況・成果－

市民の生命と財産を守り、誰もが安全・安心に暮らしていけるよう、防災面においては、災害に備えた自主防災組織の活動支援やマイ避難カード※の普及、ひょうご防災ネット※等のデジタルツール※による迅速かつ正確な情報伝達の強化に取り組んでいます。また、消防・救急・救助面においては、車両等の計画的な更新やLive119映像通報システム※の導入、職員の高度な知識取得・技術向上を図る人材育成により、救命率向上や体制強化を図っています。

暮らしの安全については、グリーンベルト※等の交通安全施設の設置や交通安全への意識を高める啓発活動を行っています。また、公共施設等に防犯カメラを設置するとともに、多様化する消費者トラブルを未然に防止するため、消費生活センターにおいて相談・支援を行っています。

－今後の課題－

今後は、災害時における迅速な避難行動を促すため、地域と連携して定期的な訓練や防災アプリ※等の更なる普及を図る必要があります。また、高齢化の進行に伴う救急需要の増加に対応しながら、持続可能な消防・救急体制の構築に向けた組織の在り方を検討していく必要があります。

交通安全対策については、交通安全施設の整備や啓発活動を強化し、ハード・ソフトの両面から交通事故の抑止に努める必要があります。防犯対策については、地域における防犯カメラ設置や見守り活動を強化する必要があります。また、SNS※やオンライン決済等を悪用した巧妙な特殊詐欺による被害を未然に防止するため、幅広い世代に対して啓発や相談・支援を行う必要があります。

※マイ避難カード：災害時に、いつ・どこに・どのように避難するかを予め自分で確認・記入し、いざという時の避難行動に役立てるためのカード
※ひょうご防災ネット：災害発生等の緊急時に、緊急気象情報や避難情報等をいち早く発信する兵庫県のシステム
※デジタルツール：コンピュータやソフトウェアなど特定の目的を達するために利用するデジタル技術を使った道具
※Live119映像通報システム：スマートフォンから119番通報時に、現場の状況を動画で通報できる映像伝送システム
※グリーンベルト：歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色し、車道と路側帯を視覚的に区分して歩行者の安全を確保するもの
※アプリ：アプリケーションの略。特定の目的に対応する機能を持ったソフトウェア。パソコンやスマートフォン等で使用するもの
※SNS：Social Networking Serviceの略。インターネット上で、人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供するサービス。X（エックス）、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）、Facebook（フェイスブック）等

基本目標２　やすらぎづくりへの挑戦

≫≫結婚・出産・子育て

－取組状況・成果－

安心して出産・子育てができるよう、こども家庭センターはつらつ・すくすくを設置し、学校園や関係機関と連携し、保護者や子どもの不安や悩みに寄り添った専門的な相談・支援を行っています。

また、妊婦への支援給付金の交付、医療費の無料化や学校給食費の無償化、不妊治療への支援等により、経済的・心理的負担の軽減を図っています。加えて、保育所・認定こども園において共働き家庭等のニーズに合った延長保育や一時預かり、子育てつどいの広場や児童館の運営等により、ライフステージ※に応じた切れ目のない充実した支援を行っています。出会いを希望する人に対しては、婚活イベントの情報提供等により結婚意識の醸成と出会いの機会の充実を図っています。

－今後の課題－

今後は、少子化の進行や核家族化、共働き家庭の増加により子育て環境が大きく変化しているため、これまで以上に負担感や孤立感を抱える保護者や子どもに対し、地域が一体となって支え合い、情報提供や相談・支援を充実させていく必要があります。また、多様な子育てニーズに柔軟に対応していくため、こども誰でも通園制度等の子育て支援の一層の充実を図る必要があります。加えて、デジタル社会に対応した子育て中でも働きやすい環境づくりを進める必要があります。

人々の価値観の多様化による未婚化・晩婚化が進行する中でも、結婚に対する意識が高まるよう、引き続き出会いに関する情報提供等の支援に力を入れていく必要があります。

≫≫地域福祉・障害者福祉・高齢者福祉

－取組状況・成果－

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域のネットワークの強化により、共に支え合う体制を整備し、様々な生活課題を抱える家庭に対し、生活状況に応じた包括的な相談・支援を行っています。また、ひきこもり者の居場所づくりや生活困窮世帯等の就労準備支援を行っています。

障害のある人に対しては、自立した生活が送れるよう、関係機関と連携して障害福祉サービスにつなぐとともに、必要な相談や就労支援を行っています。また、手話言語講座等による障害への理解を深める取組やスポーツ・レクリエーション活動による交流を推進しています。

高齢者に対しては、地域包括ケアシステム※の更なる深化・推進を図り、介護予防、在宅医療と介護の連携強化等による認知症対策に取り組んでいます。また、ボランティア等の社会参加や地域で交流する活動を支援し、生きがいづくりを推進しています。

－今後の課題－

今後は、様々な生活課題を抱える家庭に対し、生活の安定に向けた包括的で重層的な支援を強化するとともに、地域における見守りや共に支え合い、助け合う体制を充実させていく必要があります。

障害のある人に対しては、関係機関との連携を強化し、社会参加や就学・就労を支えていく必要があります。また、子どもの発達の遅れや障害を早期に発見する支援体制を強化する必要があります。

※ライフステージ：人の生涯における各段階
※地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供し、地域全体で支える仕組み

高齢者に対しては、更なる高齢化や一人暮らし世帯の増加に伴い、介護ニーズの多様化や介護人材の不足が課題となることから、地域住民や関係機関との連携を一層強化する必要があります。

≫≫健康・医療

－取組状況・成果－

市民一人ひとりがいつまでも健康で明るく暮らせるよう、生涯にわたる健康相談・支援や運動・食育の推進により、心身の健康づくりに取り組んでいます。また、健康寿命※の延伸を目指し、特定健康診査や各種がん検診の受診勧奨、生活習慣病予防に向けた保健指導を行っています。

感染症対策については、県や医師会、学校園等と連携し、予防接種の推進や迅速な情報発信、発生時の適切な対応体制の整備に取り組んでいます。

－今後の課題－

今後は、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、生活習慣の改善やフレイル※予防等の健康意識の向上を図るとともに、疾病の早期発見・早期治療につなげるため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持つことの重要性を広く啓発する必要があります。また、子どもから高齢者までのライフステージと生活場面に応じた食育を推進し、生涯にわたる健康増進を図る必要があります。精神保健においては、うつ病やストレスへの意識や理解を深め、相談・支援を充実させる必要があります。

地域医療体制については、これまでの感染症対応等の経験を生かした柔軟かつ強固な連携体制を維持していく必要があります。

※健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと
※フレイル：健康な状態と要介護の状態の間を指し、加齢によって心身が衰え、社会とのつながりが減少した状態

基本目標３　ひとづくりへの挑戦

≫≫幼児教育・保育

－取組状況・成果－

共働き家庭の増加に伴う幼児教育・保育ニーズに対応し、子どもの健やかな成長を支えるため、公立・私立の保育所・認定こども園が連携し、子どもの成長段階に適した幼児教育・保育を実施するとともに、待機児童ゼロを維持しています。

また、様々な自然体験活動や地域との交流活動を通じて、豊かな心や創造力を育んでいます。さらに、幼児教育から小学校教育へ円滑に接続するため、小学校と連携して意見交換や職員研修等を行っています。

－今後の課題－

今後は、保育所・認定こども園の待機児童ゼロを維持しながら、保育士等の安定的な確保や資質向上を図り、幼児教育・保育の質の向上に取り組む必要があります。

≫≫学校教育

－取組状況・成果－

小・中学校において、中学校区ごとに定めた「めざす子ども像」「つけたい力」を共有し、９年間を見通した小中一貫教育に取り組むとともに、学習用タブレット端末や電子黒板、授業支援システム等のデジタル学習基盤を整備し、主体的な学びを推進しています。

また、児童・生徒が快適で安全・安心な教育環境で学習できるよう、学校施設を計画的に整備・更新するとともに、学校給食における食育を通じて命や身体を大切にする意識や態度を育み、児童・生徒の健やかな成長を支えています。

さらに、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、関係機関と連携しながら、就学前から学齢期を通じて切れ目ない支援を行うとともに、不登校等の児童・生徒の居場所としてサポートルームを設置し、社会的自立への支援を行っています。

－今後の課題－

今後は、児童・生徒が小・中学校の９年間を通じて生きる力を身に付けるよう教育の質を高めるとともに、デジタル社会に対応した情報活用能力の育成や教員の働き方改革を加速させ、全ての児童・生徒に寄り添ったよりよい教育環境を整備していく必要があります。また、地域と連携し、学校部活動の地域展開等を円滑に推進する体制を構築していく必要があります。

≫≫社会教育・文化芸術

－取組状況・成果－

市民に教養や趣味等の学習や地域における交流の機会を提供するため、公民館・コミュニティセンター等において多様な講座開催や幅広い世代との交流活動を行うなど、誰もが生涯を通じて学び・交流できる環境づくりを進めています。

図書館においては、蔵書の充実や電子図書の貸出により、誰もが気軽に読書に親しむ環境を整えています。また、青少年の健全育成を図るため、地域における見守り活動や放課後児童クラブを実施するとともに、様々な体験・交流活動の機会を提供しています。

文化芸術については、「童謡の里宣言」に基づき、童謡を国内に広める活動に取り組むとともに、龍野

や室津の歴史的景観形成地区等を中心に、良好な町並み景観の保全と活用を進め、地域の歴史や文化を市内外へ広めています。赤とんぼ文化ホール等においては、市民の文化芸術活動の場を提供し、地域文化の振興を図っています。

－今後の課題－

今後は、ライフステージに沿った多様なニーズに対応するため、デジタル技術を活用した学習環境の向上や教養を深める講座の充実、活字離れに対応した図書貸出や電子図書を含めた蔵書の充実等に取り組む必要があります。青少年の健全育成に向けては、地域と連携した支援体制を維持していく必要があります。社会教育施設については、計画的に改修や人口規模に応じた統廃合を検討していく必要があります。

また、歴史文化遺産を市民と共に保存・活用していくとともに、誰もが文化芸術に親しむ機会を通じて地域文化を継承していく必要があります。

≫≫スポーツ

－取組状況・成果－

体育協会等と連携し、多様な種目のスポーツ教室や観光資源を生かした大会の開催等を通じて、誰もが楽しめるスポーツ活動を展開するとともに、ライフステージに応じた市民の健康な体づくりや青少年の基礎体力の強化、障害者スポーツの実施により市民や地域全体の交流を図っています。

－今後の課題－

今後は、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しめるよう、多様なスポーツを通じた基礎体力づくりや幅広い世代との交流を推進するとともに、スポーツを支える指導者等の人材育成を図る必要があります。また、スポーツ施設については、計画的に改修や人口規模に応じた統廃合を検討していく必要があります。

≫≫人権教育・啓発

－取組状況・成果－

「人権尊重都市宣言」等に基づき、全ての人が尊重されるまちづくりを推進するため、部落差別やいじめ、虐待、ジェンダー※に関する偏見や差別等の人権課題に対して相談・支援を行うとともに、学校における人権教育や地域における研修会・学習会等を通じて市民の人権に対する意識の高揚を図っています。

また、誰もが持てる能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けて、家庭や職場における固定的な性別役割分担意識の解消を図るセミナー等の啓発活動に取り組んでいます。

－今後の課題－

今後は、深刻化する SNS 上の誹謗中傷やインターネットを通じた人権侵害に対し、デジタル社会に対応したリテラシー※向上と人権尊重の意識を高めるとともに、複雑化する人権課題への相談・支援を強化していく必要があります。

※ジェンダー：社会的性別。社会や文化の中で形成された男性らしさ、女性らしさなど性別に関する考え方や役割
※リテラシー：特定の分野の情報を適切に理解・活用する能力

基本目標４　にぎわいづくりへの挑戦

≫≫農林水産業

－取組状況・成果－

農業生産力の向上と農業環境の保全を図るため、農業用施設の計画的な整備や長寿命化を行うとともに、農畜産物のブランド化や、農地集積・集約による大規模経営を推進しています。

担い手の確保に向けては、認定農業者※や集落営農組織※の確保・育成、スマート農業※の導入促進を行っています。また、有害鳥獣対策として防護柵の設置支援や捕獲活動を行い、被害低減を図っています。

水産業については、水産物の安定供給を維持するため、漁港施設の改修を行うとともに、漁礁の設置や種苗放流等による漁場環境を整備しています。また、水産物のブランド化による販路拡大を図っています。

－今後の課題－

今後は、農業従事者の高齢化や労働力不足が深刻化する中で、担い手の確保や経営の効率化に向けて、スマート農業導入による省力化や農地集積・集約化を加速させる必要があります。また、地産地消※や農畜産物のブランド化により販路を拡大し、収益性を高め、農業経営の安定を図っていく必要があります。

水産業については、海水温の上昇や海洋環境の変化に対応した漁場づくりを図るとともに、漁業従事者の減少に対し、新規就業者への支援による担い手の確保を図る必要があります。また、消費者のニーズを捉えて水産物ブランドの価値を高め、経営基盤の安定化を図る必要があります。

≫≫商工業・雇用

－取組状況・成果－

地域産業の発展による地域経済の活性化を図るため、企業立地に関する奨励金交付等による企業誘致を推進しています。また、商工会議所や商工会による個別相談会や融資制度の紹介と合わせて、奨励金を交付し、創業支援・第二創業支援を行っています。

中小企業の基盤強化においては、商工会議所や商工会等と連携し、融資支援を行うとともに、合同説明会による若者等の人材確保や研修会等による人材育成を図っています。

地場産業については、知名度向上やブランド強化を図るため、姉妹都市等のイベントへの出展やふるさと納税制度等を通じて、市内外への販路拡大を推進しています。また、商店街のにぎわい創出に向けたイベント支援を行うとともに、物価高騰に直面する事業者に対して経営支援を行っています。

－今後の課題－

今後は、人口減少の進行に伴う担い手不足に対応するため、機械導入による省力化や多様な人材の雇用促進を図る必要があります。創業支援については、創業後の経営継続を支えるフォローアップ体制をより一層強化する必要があります。

地域産業の持続的な発展に向け、雇用確保や経営基盤の強化を支援するとともに、消費者ニーズに対応した商品開発や新たな市場開拓を促進し、地域経済の好循環を創出していく必要があります。

※認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を作成して市町村の認定を受けた農業経営者
※集落営農組織：集落を単位として、農業生産過程の全部または一部を共同で取り組む組織
※スマート農業：ロボット技術や ICT を活用して省力化や高品質生産を図る農業
※地産地消：地域で生産された農林水産物を、その生産された地域で消費する取組

≫≫観光

－取組状況・成果－

観光誘客と地域資源の魅力発信を図るため、観光協会等と連携し、龍野さくら祭やみつ梅まつり等の季節感あふれるイベント、市民との協働によるたつの市民まつり等を開催しています。

重要伝統的建造物群保存地区において、市営駐車場や龍野観光売店蔵あかねを整備するとともに、たつの市観光協会ホームページや SNS を活用した情報発信を行うことにより、市内外からの誘客促進に取り組んでいます。

－今後の課題－

今後は、デジタルパンフレットの導入や SNS を活用した情報発信の強化により、ファンの獲得やリピーターの創出を図るとともに、多言語対応の充実やオンライン決済の普及等による受入環境の整備を進める必要があります。

また、体験型・周遊型観光を促進し、宿泊客の増加につなげる取組を推進するとともに、地場産品や特産品等の地域資源と観光を組み合わせることにより、観光客の消費意欲を高め、地域経済の活性化や地域の稼ぐ力の向上につながる体制を整備していく必要があります。

基本目標５　ふるさとづくりへの挑戦

≫≫協働・連携

－取組状況・成果－

市民に対する直接的な対話や出前講座の実施による広聴活動や、広報誌・ホームページ・SNS 等による広報活動により、市政への関心を高めるとともに、市民意見等の市政への反映を図っています。

また、市民・事業者・各種団体等の多様な主体が持つそれぞれの活力や資源等を生かし、福祉・健康・教育・文化・環境・防災等の多様な分野において、協働・連携して地域課題の解決や地域ネットワークの形成、地域活性化等のまちづくりに取り組んでいます。

－今後の課題－

今後は、市政への参加が少ない若年層の関心を高めるため、SNS 等を通じて効果的に情報発信するとともに、直接対話等を通じて市民意見等を市政に的確に反映していく必要があります。また、人口減少や少子高齢化に伴う新たな課題や担い手不足に対応するため、市民・事業者・各種団体等の多様な主体との協働・連携を一層強化し、自らが取り組んで地域課題の解決や地域活性化を図っていくまちづくりを推進する必要があります。

≫≫魅力発信・交流

－取組状況・成果－

SNS や広報誌等の多様なツールを活用し、まちの魅力である地場産品や特産品、歴史的町並み、自然環境、伝統行事、関係する人々等の地域資源を市内外へ発信するとともに、多様なイベントを通じてまちの魅力に触れる機会を創出しています。

地域交流については、公民館やコミュニティセンター等を拠点に、地域住民が主体となった多様なイベントや交流活動を通じて、地域コミュニティの強化や世代間の交流促進を図っています。また、姉妹都市や近隣市町と連携して、スポーツ・文化・産業等の幅広い分野で交流するとともに、本市の地場産品や特産品、観光情報の PR を行っています。

多文化共生※サポートセンターにおいては、外国人に対する多言語による情報提供や生活相談を行うとともに、多文化交流イベントを通じて多様な文化に触れ、相互理解を深める機会を創出しています。

－今後の課題－

今後は、市民が主体となってまちの魅力を市内外へ発信するとともに、地域資源を生かした多様なイベントを展開することにより、市民のまちへの愛着や誇りの醸成を図り、本市への関心の向上や定住人口・交流人口・関係人口※の拡大につながる効果的な情報発信を行う必要があります。

また、多文化交流イベント等を通じて言語や文化の違いを超えた相互理解を更に深めるとともに、外国人住民が安心して生活できるよう、相談・支援の充実を図る必要があります。

※多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら共に生きていくこと
※定住人口・交流人口・関係人口：定住人口…その地域に住んでいる人々、交流人口…観光等でその地域に訪れる人々、関係人口…定住人口や交流人口ではなく、地域や地域の人々と多様に関わる人々

≫≫行財政運営

－取組状況・成果－

持続可能な自治体経営を実現するため、中長期ビジョンに基づく計画的な予算編成による事業を実施するとともに、行財政改革による公共施設等の使用料改定、公共施設の統廃合や利活用等を進めています。

また、質の高い行政サービスを提供できるよう、行政組織の見直しや人材育成、民間委託の推進等による効率的な行政運営に取り組むとともに、マイナンバーカードを活用した各種サービスの提供やオンライン申請等のデジタル技術を活用した市民の利便性向上を進めています。

広域連携※については、近隣市町と連携し、消防や上下水道、ごみ処理、斎場等の共同事務による効率的で効果的な運営を行っています。また、播磨科学公園都市圏域定住自立圏※や播磨圏域連携中枢都市圏※の構成市町と連携し、図書館の相互利用や圏域を一体とした周遊型観光等の事業を実施しています。

－今後の課題－

今後は、人口減少に伴う税収減や高齢化進行に伴う社会保障費等の支出増が見込まれるため、人口規模に適応した事業実施や公共施設の保有を進め、持続可能な行財政運営を推進する必要があります。

また、デジタル技術を最大限に活用し、窓口業務や申請手続等の簡素化、オンライン化による更なる市民の利便性向上と業務効率化を両立させる必要があります。

広域連携については、近隣市町との連携を一層深化させ、インフラ※整備や公共施設の共同利用、連携事業の実施等を通じて、圏域全体で質の高い行政サービスを維持していく必要があります。

※広域連携：多様な地域課題等に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくために、複数の自治体が連携すること

※播磨科学公園都市圏域定住自立圏：たつの市・宍粟市・上郡町・佐用町の２市２町で構成する圏域。人口５万人程度以上等の条件を満たすたつの市が中心市となり、播磨科学公園都市を核とした生活圏や経済圏を共にする近隣市町と連携・協力し、それぞれの魅力を生かして圏域全体で必要な生活機能を確保し、定住を推進する取組を行うために形成するもの

※播磨圏域連携中枢都市圏：姫路市・相生市・加古川市・赤穂市・高砂市・加西市・宍粟市・たつの市・稲美町・播磨町・市川町・福崎町・神河町・太子町・上郡町・佐用町の８市８町で構成する圏域。相当の規模と中核性を備える姫路市が中心市となり、近隣市町と連携・協力し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持する取組を行うために形成するもの

※インフラ：Infrastructure(インフラストラクチャー)の略。産業や社会生活の基盤として整備される道路・橋りょう・上下水道等の施設

④ 市民等からみた本市の状況

市民・事業所アンケート調査や子ども・若者との意見交換等を実施し、市民等の意見やニーズ等を把握するとともに、第２次総合計画の取組を検証し、これからのまちづくりの方向性・課題を整理します。

（１）「第３次たつの市総合計画」策定のための市民アンケート調査

- 調査目的　これからのまちづくりにおいて取り組むべき課題や目指すべき方向等を調査
- 調査時期　令和７年（2025 年）８月 25 日（月）～９月 19 日（金）
- 調査対象者　18 歳以上の市民　2,000 人（無作為抽出）
- 調査方法　郵送による調査、調査票(紙)または Web(インターネット)で回答
- 有効回収数　913 件（有効回収率 45.7%）

本調査の標準誤差について…　標準誤差とは、アンケート調査の精度に関する考え方で、得られた調査結果が母集団全体に対し実施した場合の調査結果と、どれだけの誤差が生じる可能性があるかを示すものです。一般的な社会調査では標準誤差を±５%とし、この精度を実現するだけの回収数を満たす必要があります。本調査は、本市の人口 71,917 人（令和７年（2025 年）３月 31 日時点）に対し、標準誤差を±５%とする場合の必要な回収数は 382 件で、これを満たしているため、統計的にみて信頼性があるものといえます。

- **主な結果**

▼たつの市に愛着や誇りを感じるか

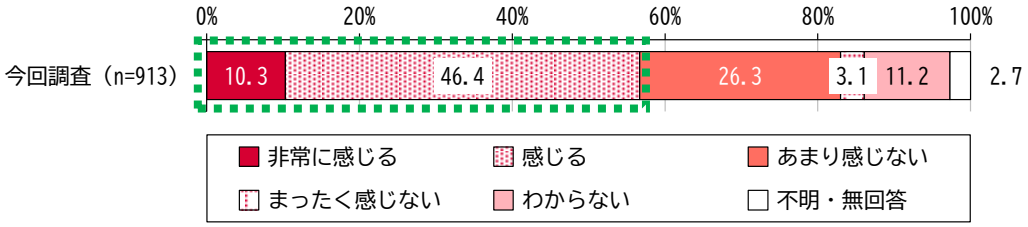

▼たつの市に住み続けたいか

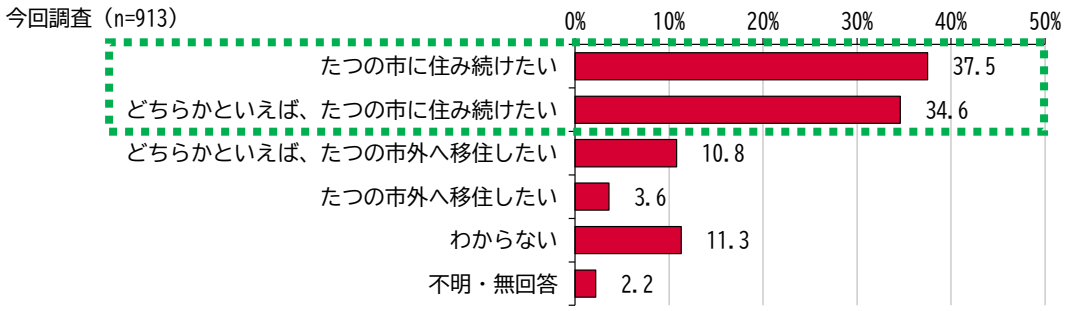

▼たつの市のまちづくりの取組に対する満足度

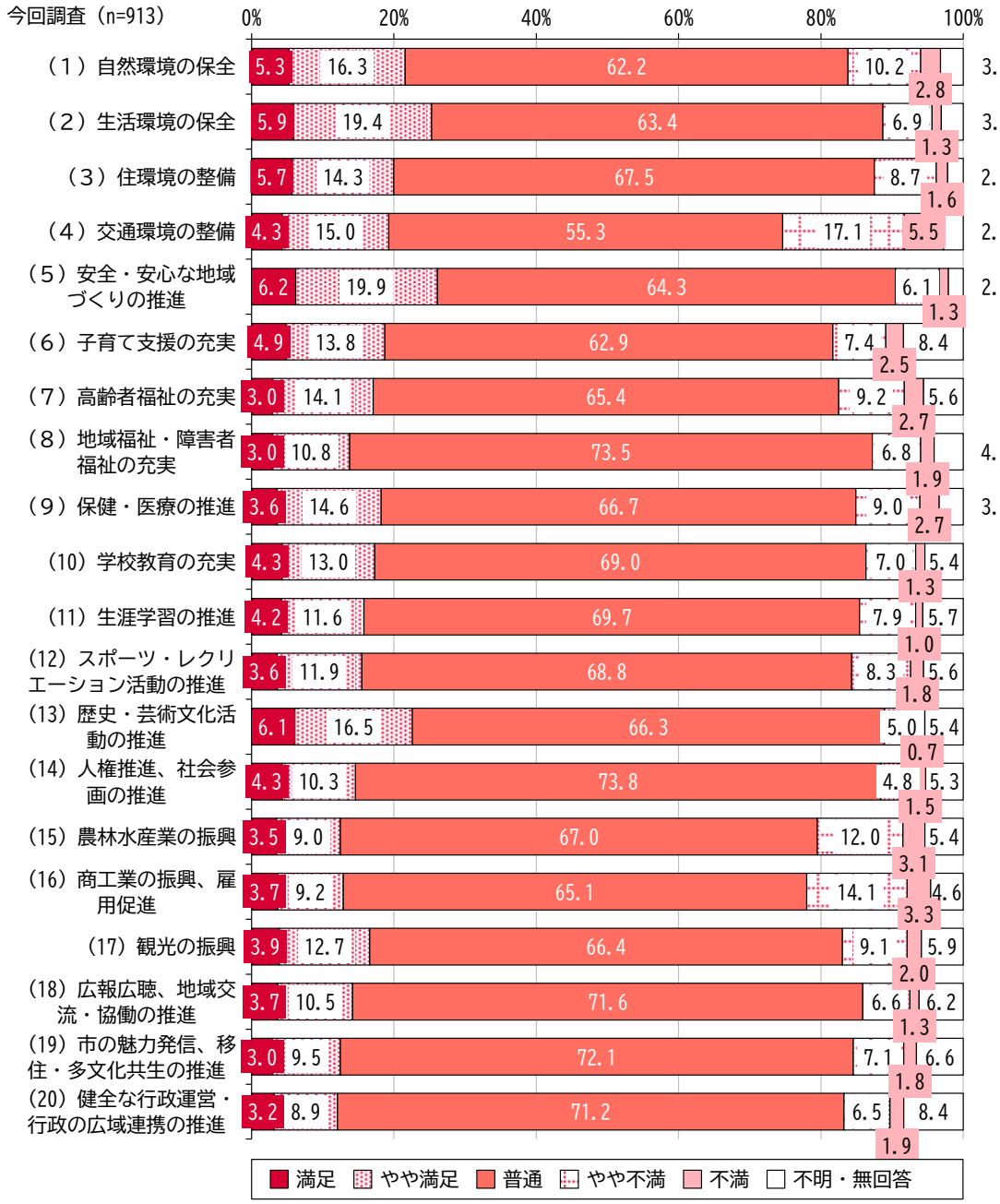

	得点※ R7(2025)	得点※ H27(2015)
（１）自然環境の保全	3.11	3.24
（２）生活環境の保全	3.22	3.37
（３）住環境の整備	3.14	2.95
（４）交通環境の整備	2.95	2.80
（５）安全・安心な地域づくりの推進	3.24	3.21
（６）子育て支援の充実	3.12	2.69
（７）高齢者福祉の充実	3.06	2.76
（８）地域福祉・障害者福祉の充実	3.07	2.81
（９）保健・医療の推進	3.08	2.77
（10）学校教育の充実	3.13	2.90
（11）生涯学習の推進	3.11	2.85
（12）スポーツ・レクリエーション活動の推進	3.08	3.01
（13）歴史・芸術文化活動の推進	3.24	3.02
（14）人権推進、社会参画の推進	3.12	2.85
（15）農林水産業の振興	2.98	2.92
（16）商工業の振興、雇用促進	2.96	2.48
（17）観光の振興	3.08	2.87
（18）広報広聴、地域交流・協働の推進	3.09	2.70
（19）市の魅力発信、移住・多文化共生の推進	3.05	－
（20）健全な行政運営・行政の広域連携の推進	3.06	2.74
平均点	3.09	2.89

※得点は５段階評価による５点満点の加重平均で算出しています。平成 27 年（2015 年）調査結果は令和７年（2025 年）調査と異なる項目が一部あるため調整を行っています。

令和７年（2025 年）調査では、多くの項目で得点が平均の３点を上回る結果となっており、まちづくりの取組に対する一定の評価がうかがえます。また、第２次総合計画策定時の平成 27 年（2015 年）調査と比較すると、全体の平均点が 2.89 点から 3.09 点へ上がっています。

▼たつの市が将来（10 年後）どのようなまちになってほしいか

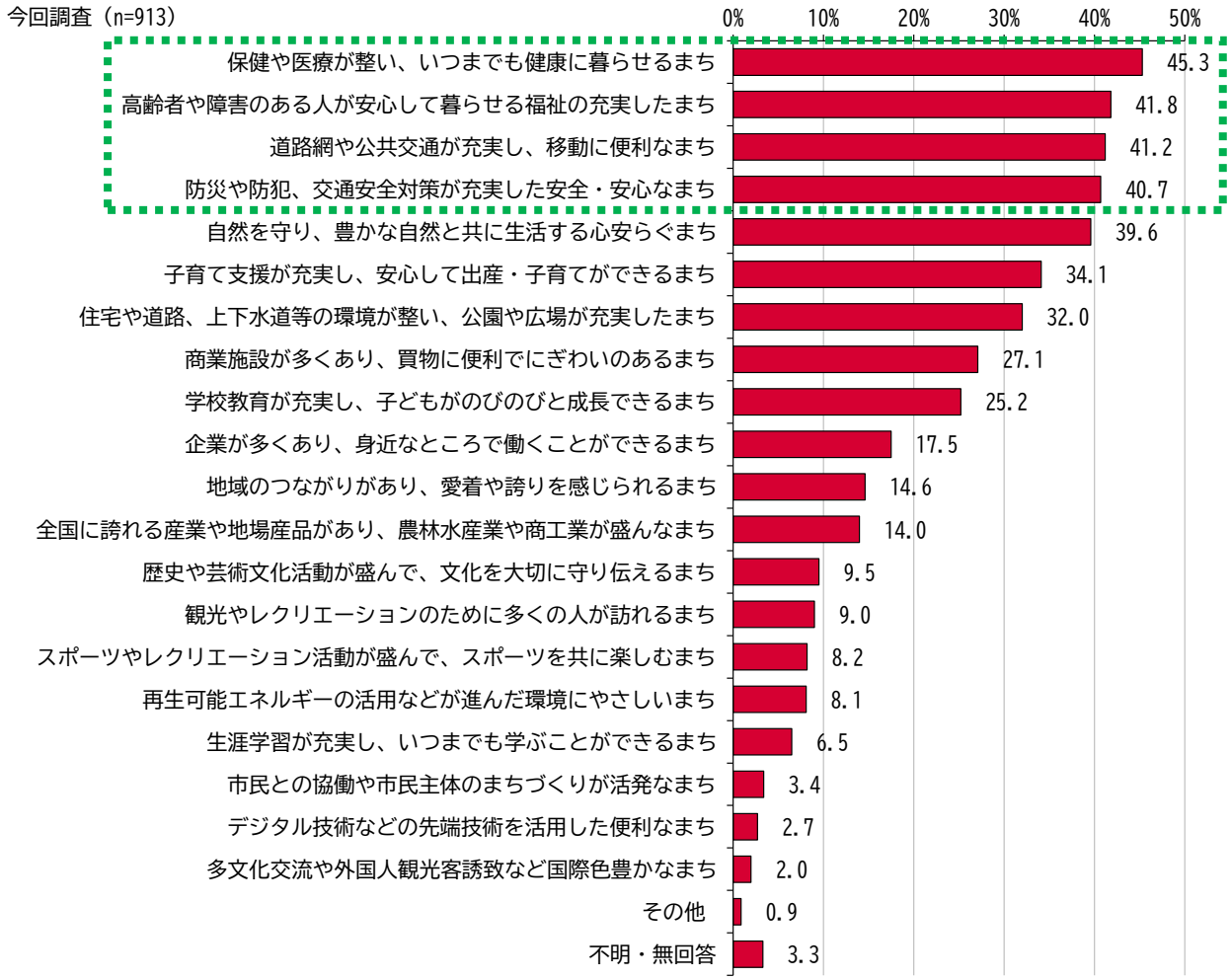

総括

≪まちへの愛着と定住意向≫

まちへの愛着や誇りについては、半数以上が「感じている」と回答しており、市民の生活基盤に対する一定の評価がうかがえます。また、市民の約７割が今後も「住み続けたい」と回答しており、定住意向の高さがうかがえます。

≪まちづくりの施策への満足度≫

現在のまちづくりの取組 20 項目に対する満足度は、多くの項目で「普通」が６～７割を占めています。その中でも「安全・安心な地域づくりの推進」「生活環境の保全」等は比較的満足度が高い傾向がうかがえます。一方で「交通環境の整備」「商工業の振興、雇用促進」は「やや不満」とする回答が他項目より多く、改善が求められています。

≪まちの将来への期待≫

10 年後の目指すべきまちの姿については、「保健や医療が整い、いつまでも健康に暮らせるまち」が最も高く、次いで「高齢者や障害のある人が安心して暮らせる福祉の充実したまち」「道路網や公共交通が充実し、移動に便利なまち」「防災や防犯、交通安全対策が充実した安全・安心なまち」となっており、将来にわたって安全・安心かつ健やかに暮らし続けられる環境づくりが今後のまちづくりの重点課題と考えられます。

▼分野ごとの今後力を入れるべき取組（上位５項目）

【自然環境の保全】

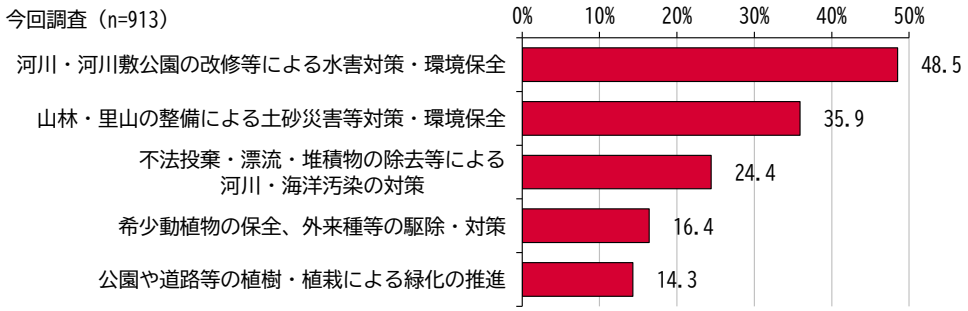

河川や山林等の豊かな自然環境の保全や災害対策を強化する取組が求められています。引き続き、河川や山林の整備を進めるとともに、漂流・堆積物除去による河川・海洋汚染対策に取り組む必要があります。

【生活環境の保全】

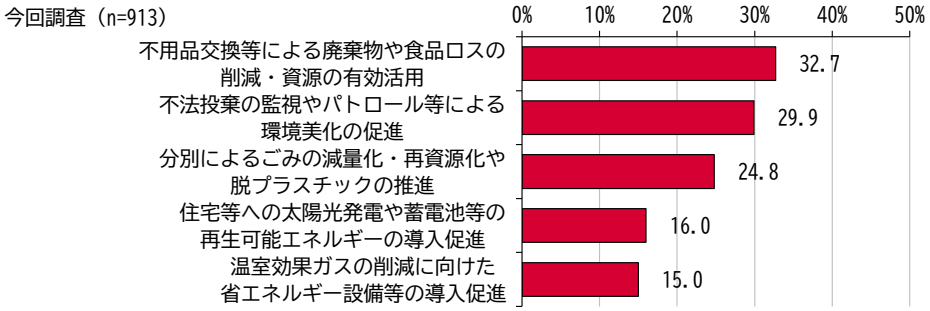

廃棄物・食品ロスの削減や資源の有効活用を強化する取組が求められています。引き続き、資源の有効活用を進めるとともに、不法投棄監視やごみ減量化による生活環境の保全に取り組む必要があります。

【住環境の整備】

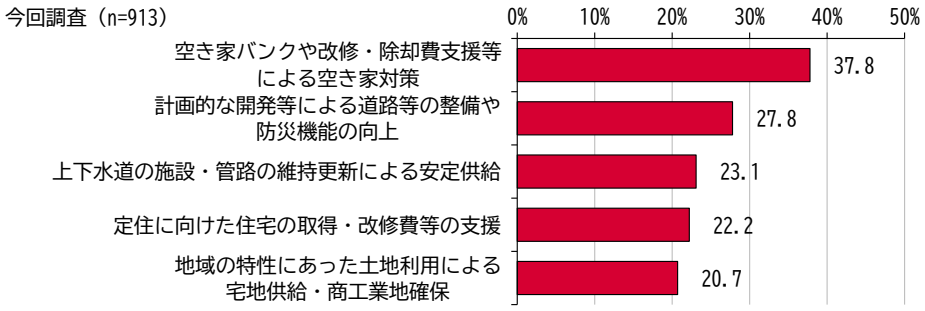

空き家バンクや改修・除去支援等による空き家対策を強化する取組が求められています。引き続き、空き家の適正管理に向けた対策を進めるとともに、計画的な開発による道路整備や防災機能向上等に取り組む必要があります。

※空き家バンク：空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家の利活用を希望する人に紹介する仕組み

【交通環境の整備】

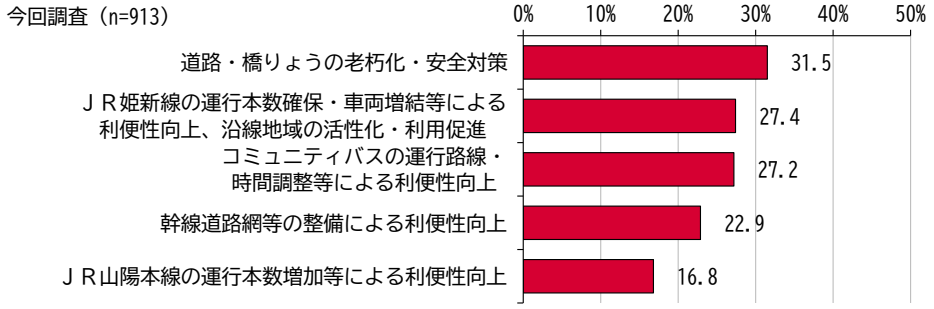

道路や橋りょうの老朽化・安全対策を強化する取組が求められています。引き続き、道路・橋りょうの計画的な改修や長寿命化を進めるともに、鉄道･バス等の公共交通の利便性向上に取り組む必要があります。

【安全・安心な地域づくりの推進】

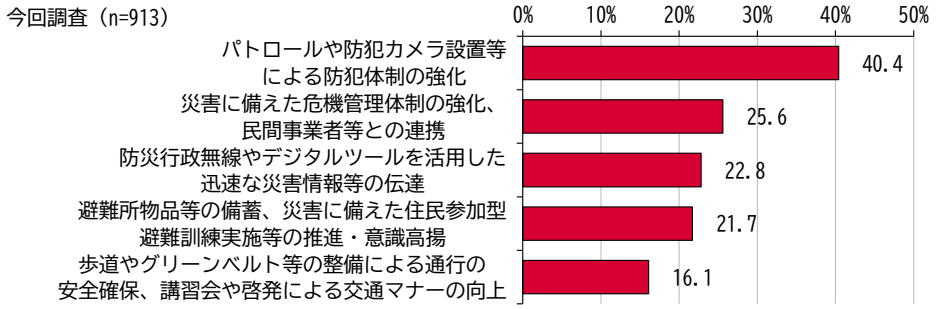

パトロールや防犯カメラ設置等の防犯対策を強化する取組が求められています。引き続き、地域における防犯対策を進めるとともに、災害に備えた危機管理体制の強化に取り組む必要があります。

【子育て支援の充実】

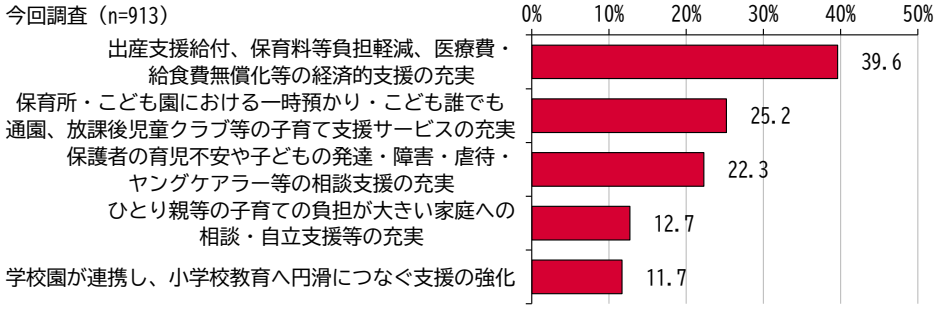

出産支援給付や保育料等負担軽減、医療費無償化等の経済的支援を強化する取組が求められています。引き続き、出産・子育てに係る経済的支援を進めるとともに、一時預かり等の子育て支援サービスの充実に取り組む必要があります。

※ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども・若者

【高齢者福祉の充実】

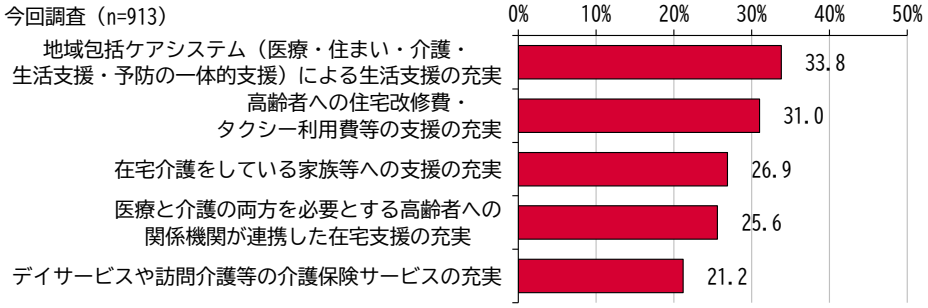

地域包括ケアシステムによる医療・介護等を一体とする生活支援を強化する取組が求められています。引き続き、安心して生活できるよう地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、高齢者の住宅改修費やタクシー利用費等の支援の充実に取り組む必要があります。

【地域福祉・障害者福祉の充実】

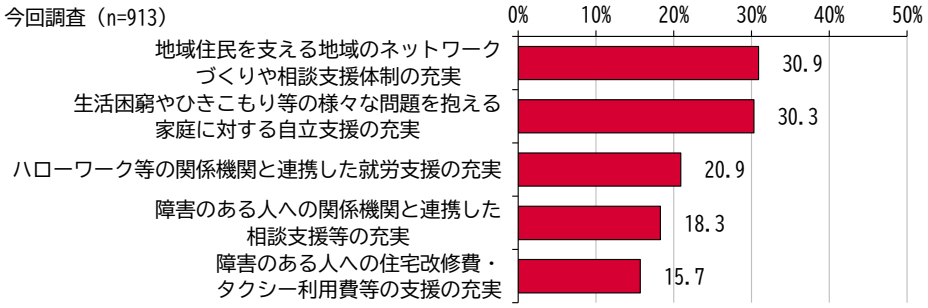

地域住民を支え合うネットワークや相談・支援体制を強化する取組が求められています。引き続き、地域の支え合いを強化するとともに、様々な生活課題を抱える家庭の自立支援に取り組む必要があります。

【保健・医療の推進】

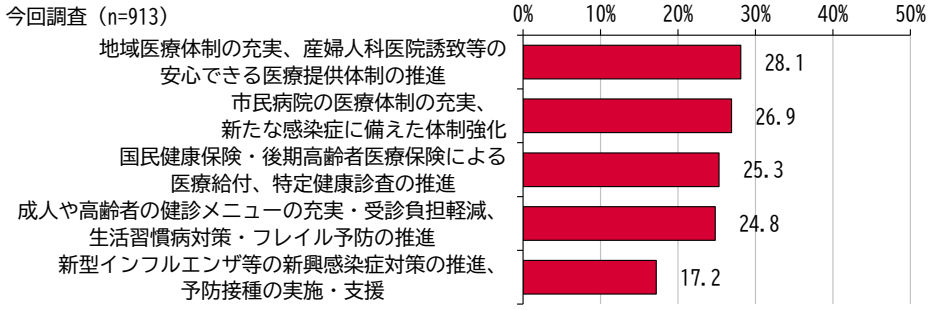

地域における産婦人科医院誘致等の安心できる医療体制を強化する取組が求められています。引き続き、地域医療体制の強化を進めるとともに、医療給付や特定健康診査による健康づくりに取り組む必要があります。

【学校教育の充実】

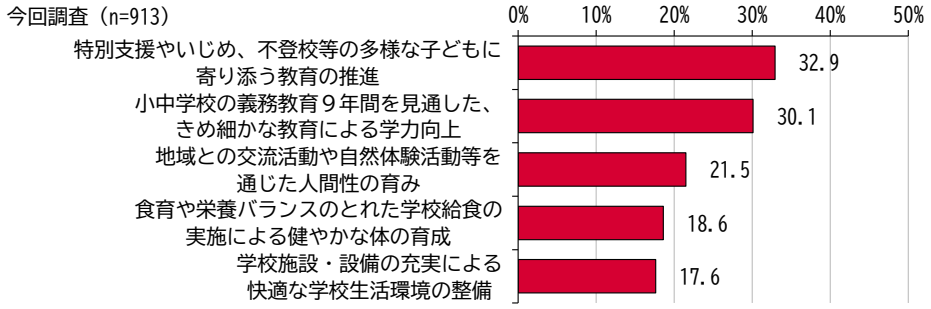

特別支援や不登校等の多様な子どもに寄り添った教育を強化する取組が求められています。引き続き、子どもに寄り添い、安心して学校生活が送れるよう教育を進めるとともに、小・中学校の９年間の一貫したきめ細かな教育に取り組む必要があります。

【生涯学習の推進】

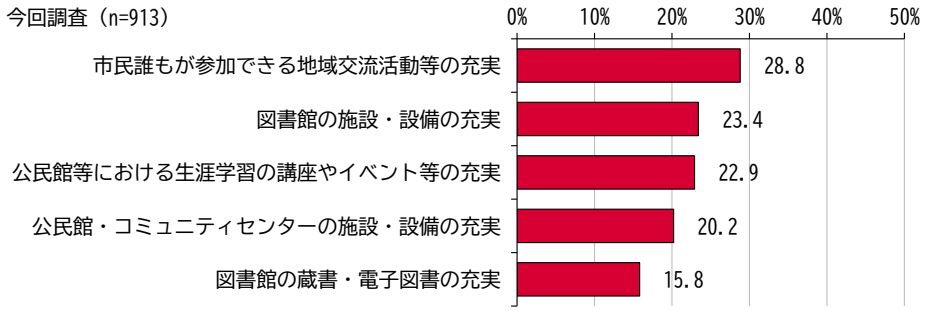

誰もが参加できる地域交流活動等を強化する取組が求められています。引き続き、幅広い世代間の地域交流を進めるとともに、図書館や公民館の施設・設備等の充実に取り組む必要があります。

【スポーツ・レクリエーション活動の推進】

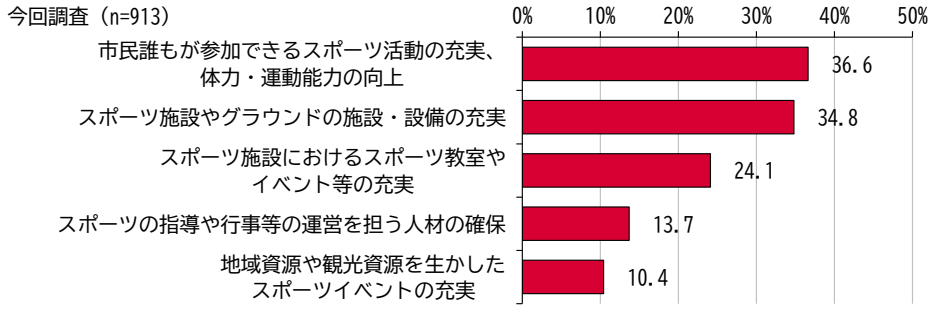

誰もが参加できるスポーツ活動や体力・運動能力向上を強化する取組が求められています。引き続き、幅広い世代に応じたスポーツ活動の実施を進めるとともに、スポーツ施設・設備の充実に取り組む必要があります。

【歴史・芸術文化活動の推進】

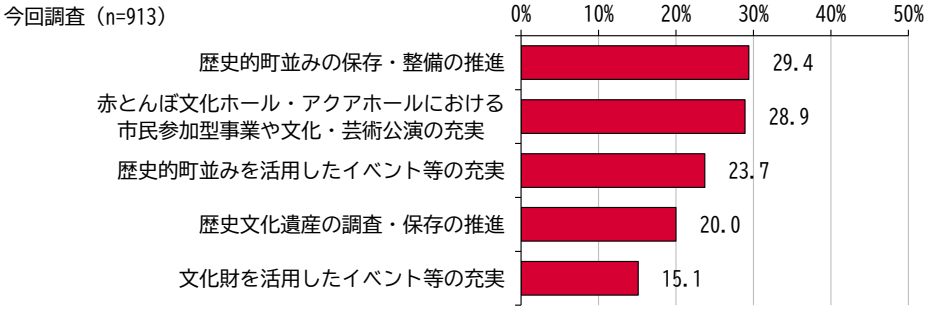

歴史的町並みの保存・整備を強化する取組が求められています。引き続き、地域の歴史や文化の保存・活用を進めるとともに、市民参加型の文化芸術活動の充実に取り組む必要があります。

【人権推進、社会参画の推進】

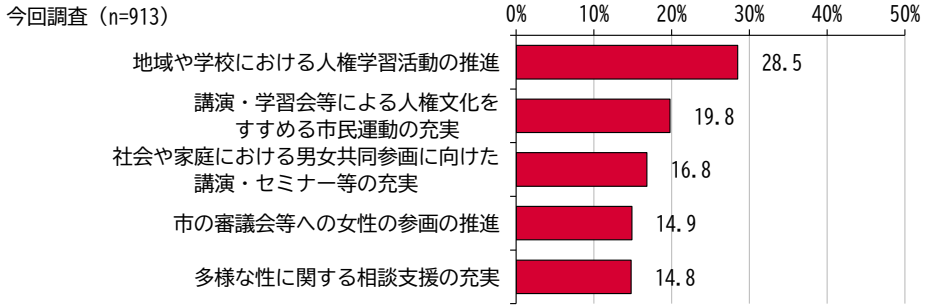

地域や学校における人権学習活動を強化する取組が求められています。引き続き、人権を尊重する意識を高める活動を進めるとともに、社会や家庭における男女共同参画の推進に取り組む必要があります。

【農林水産業の振興】

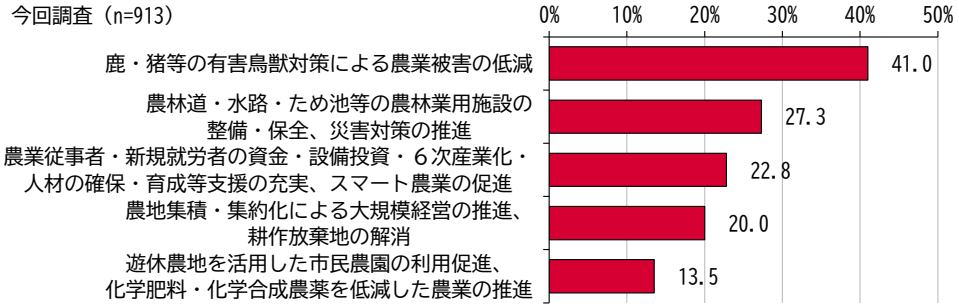

有害鳥獣対策による農業被害低減を強化する取組が求められています。引き続き、市民の安全確保も含めて有害鳥獣対策を進めるとともに、農業用施設の保全や災害対策に取り組む必要があります。

※６次産業化：一次産業の農林水産業、二次産業の製造業等、三次産業の小売業等の事業を一体的に行い、地域資源を生かし新たな付加価値を生み出す取組

【商工業の振興、雇用促進】

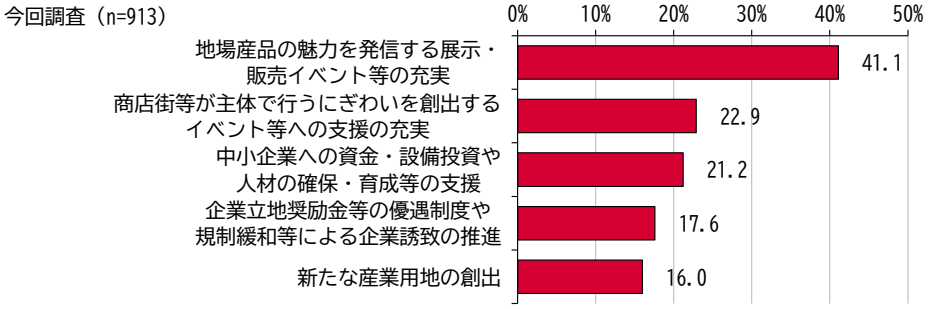

地場産品の魅力を発信するイベントを強化する取組が求められています。引き続き、様々なイベントにおいて地場産品の PR を進めるとともに、商店街や中小企業に対する支援の充実に取り組む必要があります。

【観光の振興】

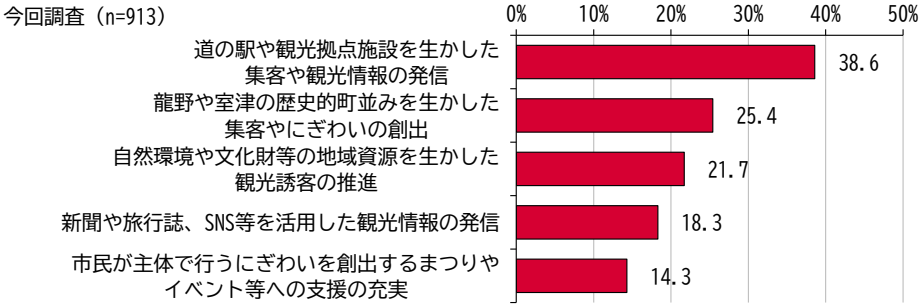

観光施設における集客や観光情報発信を強化する取組が求められています。引き続き、観光施設の効果的な活用を進めるとともに、地域資源を生かした観光誘客の強化に取り組む必要があります。

【広報広聴、地域交流・協働の推進】

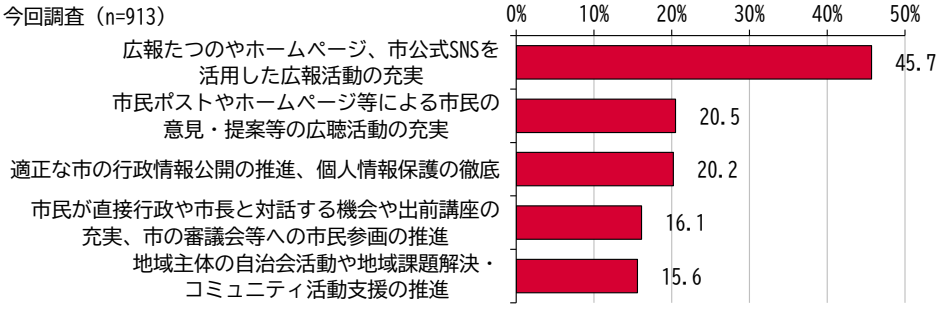

広報誌・ホームページ・SNS 等を活用した広報活動を強化する取組が求められています。引き続き、各年代のニーズに応じた広報活動を進めるとともに、多様な手法により広聴活動に取り組む必要があります。

【市の魅力発信、移住・多文化共生の推進】

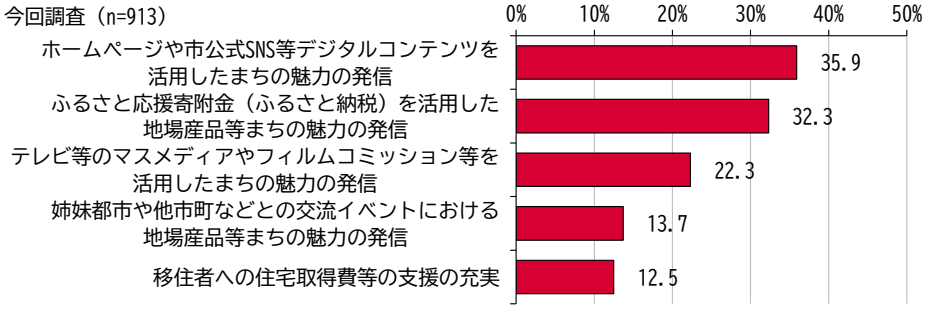

SNS 等のデジタルコンテンツを活用し、まちの魅力発信を強化する取組が求められています。引き続き、SNS 等を活用し市内外へ広くまちの魅力を発信するとともに、ふるさと応援寄附金を活用した地場産品等の魅力発信に取り組む必要があります。

【健全な行政運営・行政の広域連携の推進】

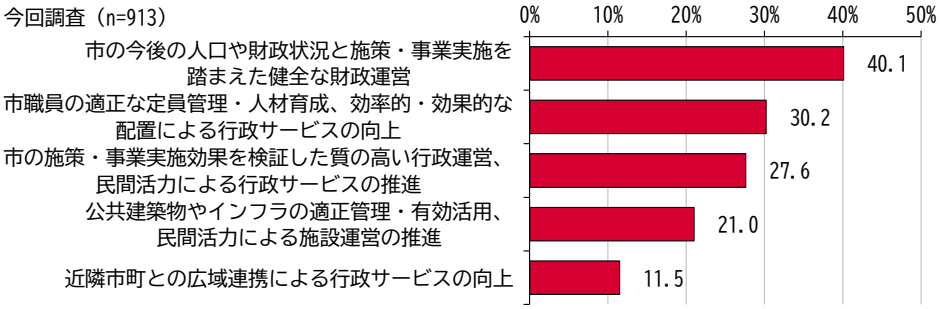

人口や財政状況を踏まえた健全な財政運営の推進が求められています。引き続き、今後の人口や財政状況を見据えて施策・事業を進めるとともに、市職員の人材育成等により行政サービスの質の向上に取り組む必要があります。

※デジタルコンテンツ：文字や画像、図形、音声、動画等をデジタルデータとして一定の形式で表現・記録したもの
※フィルムコミッション：映画・CM といった映像作品のロケーション撮影が円滑に行われるよう支援する団体

（２）「第３次たつの市総合計画」策定のための事業所アンケート調査

- 調査目的　事業所の現状や今後の経営方針、たつの市が取り組むべきこと等を調査
- 調査時期　令和７年（2025 年）９月１日（月）～９月 30 日（火）
- 調査対象者　龍野商工会議所・たつの市商工会に所属する事業所
- 調査方法　Web(インターネット)による調査・回答
- 有効回収数　137 件
- 主な結果

▼従業員の市内在住者の割合（従業員がいる事業所）

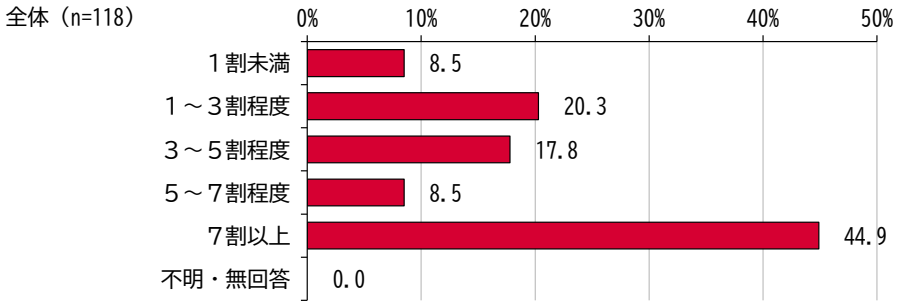

▼たつの市は事業所にとって経営しやすいか

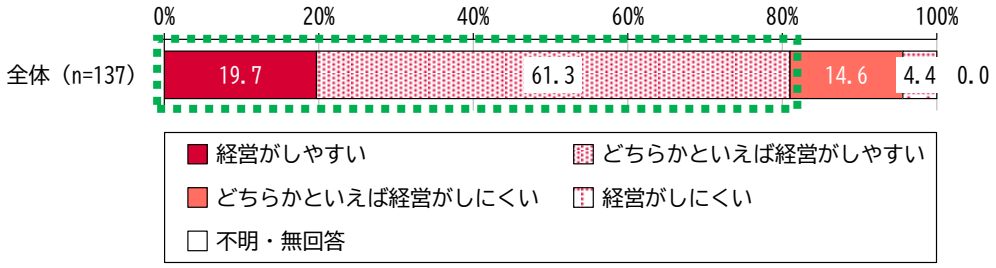

▼事業所の今後の経営方針

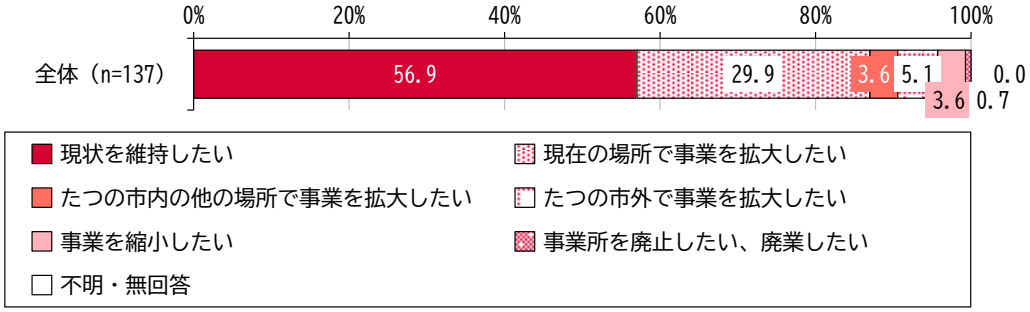

▼事業所の継続・発展のために特に必要な行政支援

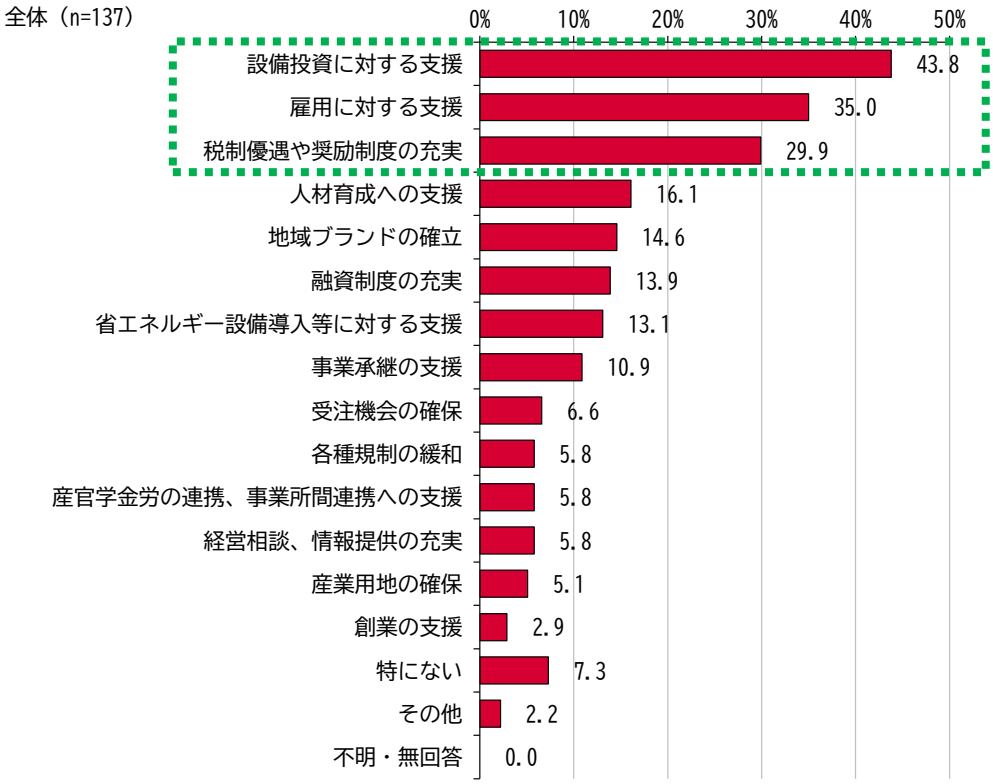

▼たつの市が活力ある地域社会を実現するために今後特に重要な施策

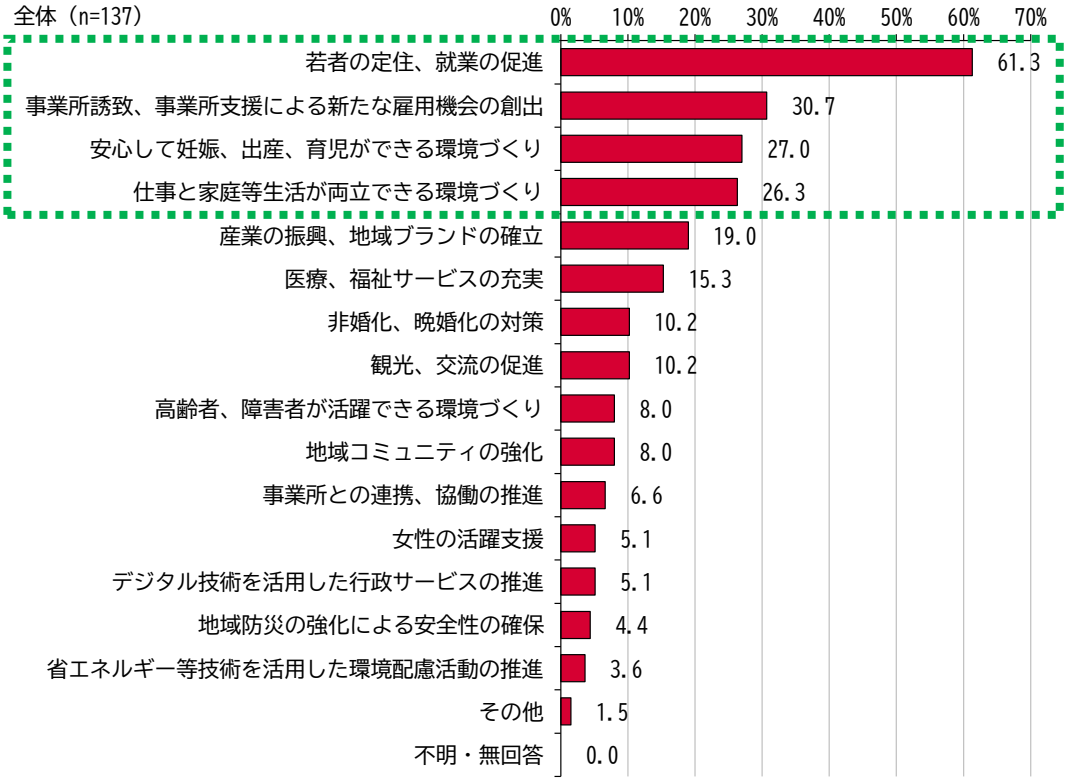

総括

≪経営環境と今後の意向≫

市内在住の従業員については、「７割以上」が最も多い一方で、次いで「１～３割程度」「３～５割程度」が占めており、市外からの通勤者も多いことが分かります。

市内の経営環境については、約８割の事業所が「経営がしやすい」と回答しており、良好なビジネス環境にあると評価されています。

今後の経営方針については、「現状維持」が過半数を占める一方で、約３割が「現在の場所での事業拡大」を検討しており、市内における事業継続・発展に前向きな意向がうかがえます。

≪行政に求める支援≫

事業所の継続・発展のために必要な支援については、「設備投資に対する支援」が最も高く、次いで「雇用に対する支援」「税制優遇や奨励制度の充実」となっており、資金面のバックアップや労働力確保に関する意向がうかがえます。

≪活力ある地域社会の実現に向けて≫

今後重要となる施策については、「若者の定住、就業の促進」が最も高く、次いで「事業所誘致、事業所支援による新たな雇用機会の創出」となっています。「安心して妊娠、出産、育児ができる環境づくり」「仕事と家庭等生活が両立できる環境づくり」といった子育てやワークライフバランス※の環境整備も高くなっています。地域経済の活力を維持するためには、産業振興を通じた雇用創出と、若者が定住・就業しやすい環境を一体的に整備していくことが喫緊の課題と考えられます。

※ワークライフバランス：仕事と家庭等の生活を両立しながら、自分らしく充実した生活を送ること

（３）子ども・若者との意見交換等

将来のまちづくりの担い手となる小学生から大学生までの幅広い年代の子どもや若者が、本市のまちの状況や魅力、まちづくりの取組状況や地域課題を知り、自らまちづくりに参加したい・地域課題の解決に向けて行動したいという意識が高まるよう、子ども・若者との意見交換等を行っています。

＜小・中学校における探究活動＞

小・中学校の探究活動において、児童・生徒自らが地域の魅力や課題を調査・発見し、魅力発信や課題解決に向けた方法を考える機会をつくっています。事業所や地域の人、行政が協力し、調査実施や成果発表のアドバイス、意見交換を行っています。

▶ **主な意見**
- まちの産業や特産品、歴史、偉人について知り、市内外へ魅力を伝える
- まちの中のごみを減らす活動を行い、環境意識を高める
- 防犯意識を高めるため、学校で啓発活動を行い、誰もが安心して暮らせるまちを目指す
- 交流施設や交通網を整備し、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすい生活環境をつくる

＜たつの市中学生サミット＞

市内中学校の生徒会役員が学校の枠を超えて交流し、安心して過ごせる学校づくりを考える場として中学生サミットを開催しています。生徒会が一丸となり、自分たちの生活や学校を見つめて課題を設定し、その改善に向けて主体的に行った取組を市内全校で共有し、自校に生かす学び合いが進んでいます。

▶ **主な意見**
- いじめゼロ宣言を掲げ、全校でいじめ根絶への意識と行動を高める
- ノーゲーム・ノースマホデーを設定し、ゲーム・スマートフォンの使用時間を減らし、大切な人との時間を増やす
- “Love me, Love you キャンペーン”により１週間褒め合う
- “新”たつのネット３カ条を制定し、ネット社会の中で安全に生活するための意識と行動を高める

＜高校における探究活動＞

市内外の高校と連携し、まちづくりを考える探究授業において、市職員が本市のまちの状況や魅力、課題を伝えるとともに、学生からの課題解決等の提案に対し、アドバイスや意見交換を行っています。

▶ **主な意見**
- 地域の特産品や産業の魅力を SNS 等で効果的に発信し、地域経済を活性化する
- SNS 等で風景・地域・人を中心にまちの魅力を発信し、観光客や定住移住者を増やす
- 再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入を促進し、快適な生活環境をつくる
- 道路の安全やバス移動の利便性を高め、学生や高齢者が移動しやすい交通環境をつくる
- 若者が魅力を感じる商業施設や職場を増やし、将来住みたい・働きたい環境を整える

＜大学生地域創生アイデアコンテスト＞

県内外の大学と連携し、大学生が本市のまちの状況や魅力、課題を受けて、市職員や事業者、地域団体と意見を交換しながら、まちづくりへの政策提案を行うアイデアコンテストを行っています。

▶ **主な意見**
- ブルーカーボン※生態系を高める藻場を利用した漁場づくりを行う
- ホームページを改良し、見たい情報にアクセスしやすく見やすい内容に変更する
- 地域連携による支援や不登校対応、就労支援を意識して、こども・若者計画を策定する
- 地域防災体制の強化に向けて、若者が参加しやすく意識を高める活動機会をつくる

※ブルーカーボン：沿岸・海洋生態系が光合成により二酸化炭素を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと

第2編　基本構想

第１章　まちの将来像

第２次総合計画においては、「まちの将来像」に『みんなで創る　快適実感都市「たつの」』を掲げ、地域の特性や資源を磨き上げる「挑戦の 10 年」として、合併当初の「調和の 10 年」から一歩踏み出し、市民・事業者・各種団体・行政等の多様な主体が協働・連携し、夢ある未来を紡いでいくまちづくりを進めてきました。

現在、全国的な人口減少や少子高齢化の進行、デジタル技術の飛躍的な進展、脱炭素社会への転換、物価上昇といった大きな変化が生じており、これらに適応していくには、これまで培ってきた地域力を更に強化し、知恵を出し合い、新たな価値を共に創り出す「共創」のステージへ移行し、行政だけでなく、市民・事業者・各種団体等が一体となってまちづくりに取り組んでいく必要があります。

そして、市民の誰もが自分らしく輝き、まちへの愛着と誇りを高め、全ての人が「住みたい」「住み続けたい」と実感できる「たつの」を実現するために、本市が目指す新たな「まちの将来像」を次のように掲げます。

まちの将来像

人と地域を結ぶ　魅力と幸せがあふれる
未来共創都市「たつの」

これからのまちづくりにおいては、市民一人ひとりが「こんなまちにしたい」という理想を持ち、自らがまちをつくるという自覚と誇りを持って、主体的に参画することが重要です。また、地域経済を支える事業者、地域活動を担う各種団体等の多様な主体がそれぞれの専門性や組織力を生かし、複雑・多様化する地域課題に対して柔軟に協働・連携していくことが重要です。

そのため、これからの「共創の 10 年」は、市民・事業者・各種団体・行政等が互いの強みを掛け合わせ、市民の郷土愛と地域の活力を原動力として、「人と人」「人と地域」「地域と地域」を強く結び付けて地域力を高め、市民一人ひとりが「幸せ」を実感できるまちの実現に取り組んでいきます。

また、山・川・海が織りなす豊かな自然環境、連綿と受け継がれてきた教育や文化、地域経済を支える力強い地域産業といった本市の「魅力」ある多様な地域の特性や資源を再認識し、次世代へ受け継いでいくとともに、デジタル技術の積極的な活用や地域の特性にあった都市基盤の整備を通じて、まちの更なる成長を促していきます。

そして、誰もが安全・安心にいつまでも健幸（けんこう）（健やかで幸せ）に暮らし、夢と希望に満ちた「未来」につながるまちづくりを推進し、「まちの将来像」である『人と地域を結ぶ　魅力と幸せがあふれる未来共創都市「たつの」』の実現を目指します。

第２章　まちづくりの基本目標（施策の大綱）

本計画に掲げる「まちの将来像」の実現に向けて、本市の地域特性、社会の潮流、第２次総合計画の取組状況・成果・課題、市民等の意見、「たつの市民憲章」の理念等を踏まえ、まちづくりの方向性となる６つの「まちづくりの基本目標（施策の大綱）」を定めます。

基本構想の体系

まちの将来像	まちづくりの基本目標（施策の大綱）	政策分野	施策分野
人と地域を結ぶ　魅力と幸せがあふれる　未来共創都市「たつの」	基本目標１ 共に支え合い、いつまでも健幸（けんこう）に暮らせるまち	福祉・健康	結婚・出産・子育て 地域福祉 障害者福祉 高齢者福祉 健康・医療
	基本目標２ 心豊かな人を育み、楽しくつながり合うまち	教育・文化	幼児教育・保育 学校教育 社会教育 文化芸術・文化財保護 スポーツ 人権教育・啓発
	基本目標３ 地域の特性を生かした、快適で住みやすいまち	都市基盤	都市整備・土地利用 住環境・公園緑地 上下水道 道路 公共交通
	基本目標４ 自然と共生し、安心して暮らせる潤いのあるまち	環境・安全	自然環境 生活・地球環境 防災 消防・救急・救助 暮らしの安全
	基本目標５ 産業と人の活力で、にぎわいが生まれるまち	産業・交流	農林水産業 商工業・雇用 観光 交流・多文化共生
	基本目標６ 地域と共に創る、住みたい・住み続けたいまち	定住・共創	定住移住・魅力発信 協働・連携 行財政運営 行政組織 広域連携

基本目標① 共に支え合い、いつまでも健幸（けんこう）に暮らせるまち

～福祉・健康～

結婚・出産・子育て≫≫

結婚を希望する人の希望が叶えられるよう、出会い支援に取り組みます。また、誰もが安心して出産・子育てができ、幸せに暮らせるよう、妊娠前から子育てまでのライフステージに応じた切れ目のない多様な相談・支援の充実や経済的負担の軽減、仕事との両立支援を図るなど、地域全体で支え合い、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまちづくりを推進します。

地域福祉≫≫

年齢や性別、障害の有無等に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、一人ひとりが自分らしく生きるため、地域のネットワークの強化、重層的な相談・支援や自立支援の充実を図り、地域が一体となって共に助け合い、支え合うまちづくりを推進します。

障害者福祉≫≫

障害のある人が地域社会で自立し自分らしく暮らし、個々の状況に応じた必要な福祉サービスを適切に選ぶことができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。また、障害のある人が差別されることなく、一人ひとりが尊重され、社会参加と自立した生活ができる環境づくりを推進します。

高齢者福祉≫≫

高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らし続けられるよう、地域が一体となって支え合う地域包括ケアシステムの更なる深化を推進し、介護予防や認知症対策、在宅医療と介護の連携による生活支援の充実を図ります。また、一人ひとりが相互につながり、充実した生活を送るための社会参加や地域活動を支援することにより、生きがいを持って幸せに暮らせるまちづくりを推進します。

健康・医療≫≫

誰もが健やかで明るく幸せに暮らせるよう、ライフステージに応じた健康づくりや健康診査、相談・支援を行い、心身の健康維持と健康寿命の延伸を図ります。また、安心して必要な医療サービスが受けられるよう、地域医療体制や健康保険・医療制度の充実を図るなど、いつまでも健康に暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標② 心豊かな人を育み、楽しくつながり合うまち

～教育・文化～

幼児教育・保育≫≫

就学前の子どもが健やかに成長できるよう、保育所・認定こども園において、子どもの成長や発達に応じた質の高い幼児教育・保育を行うとともに、集団の中での学びを通じて生きる力の基礎を培いながら、小学校教育への円滑な接続を図り、全ての子どもが心身ともに健全に育つ環境づくりを推進します。

学校教育≫≫

小・中学校の９年間を見通した小中一貫教育の推進に取り組むとともに、デジタル学習基盤を整備し、子どもたちの主体的な学びを推進します。また、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期を通じた将来の社会参画を踏まえた支援や、不登校児童・生徒への居場所づくりや相談・支援を充実させます。さらに、学校給食における食育を通じて命や身体を大切にする意識や態度を育むなど、全ての子どもが心豊かに自ら未来を拓く環境づくりを推進します。

社会教育≫≫

誰もが生涯にわたって学ぶ機会が得られるよう、公民館や図書館を拠点として、教養・知識を深める講座や蔵書の充実、オンラインによる学習機会の提供、多様な世代との交流活動の推進を図ります。また、地域と連携して青少年が主体的に参加できる活動の場を提供し、青少年の健全育成を図るなど、誰もがいつでも楽しく学べる環境づくりを推進します。

文化芸術・文化財保護≫≫

地域文化が市民の暮らしに浸透し豊かな心が育まれるよう、各地域に根付く文化芸術や貴重な歴史文化遺産等の保存・継承・活用を進めながら、その価値や魅力を市内外へ発信・共有し、文化芸術活動の展開を図るなど、地域文化への愛着と誇りを育むまちづくりを推進します。

スポーツ≫≫

スポーツを身近に感じ親しむことができるよう、地域団体等と連携したスポーツ活動の機会の創出や、生涯にわたって健康を保持する基礎体力の強化、幅広い世代間の交流促進を図るなど、年齢や障害の有無に関わらず、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

人権教育・啓発≫≫

全ての人が尊重されるよう、部落差別やいじめ、虐待、SNS 上の誹謗中傷、性的マイノリティ※（LGBTQ+※）に関する偏見や差別等のあらゆる人権課題の解決に向けた啓発や相談・支援を図るとともに、職場・家庭・地域における男女共同参画を推進するなど、国籍や性別等に関わらず、誰もが活躍できる環境づくりを推進します。

※性的マイノリティ：同性愛者、両性愛者など、性の在り方が少数派の人々を広く表す総称
※LGBTQ+：性的マイノリティの総称の一つ。L（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシャル）、T（トランスジェンダー）、Q（クエスチョニング/クィア）の頭文字と、それ以外の多様な性を示す「+」を組み合わせたもの

基本目標③ 地域の特性を生かした、快適で住みやすいまち

～都市基盤～

都市整備・土地利用≫≫

市民が愛着を持って住み続けられるよう、地域の特性を生かした魅力ある土地利用を進めるとともに、都市交流拠点に都市機能を集積して人口密度の維持を図るなど、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進します。

住環境・公園緑地≫≫

地域の特性に応じた良好な住環境が構築されるよう、優良な住宅開発を促進しながら、住宅の耐震化や市営住宅の供給、空き家対策を行うとともに、市民の憩いと交流の場として安全で快適な都市公園の維持を図るなど、心豊かに暮らせる住環境づくりを推進します。

上下水道≫≫

上下水道の良質なサービスを安定して提供できるよう、老朽化した設備の計画的な更新やデジタル技術を活用した効率的な維持管理、浸水対策を行うとともに、既存施設の統廃合等による適切な規模への転換、料金・使用料の適正化を図るなど、健全で持続可能な上下水道事業運営を推進します。

道路≫≫

誰もが安全・安心で快適に道路を利用できるよう、国・県・関係市町と連携して幹線道路の交通の円滑化を図るとともに、計画的に修繕・改良等を行うことにより、災害時にも強い健全な道路交通ネットワークの形成を推進します。

公共交通≫≫

誰もが安全・安心・快適に移動できるよう、交通事業者と連携し、鉄道・路線バス・コミュニティバス・市民乗り合いタクシー・一般タクシーを組み合わせ、公共交通の維持や利用促進を図るなど、持続可能な公共交通ネットワークの形成を推進します。

基本目標④ 自然と共生し、安心して暮らせる潤いのあるまち

～環境・安全～

自然環境≫≫

山・川・海の豊かな自然の中で暮らし、その環境を保てるよう、山林・河川・海岸環境の整備・保全を行い、自然が有する防災・環境保全機能の維持や豪雨等からの水害・土砂災害対策、野生動植物の保護を図るなど、自然環境と共生するまちづくりを推進します。

生活・地球環境≫≫

地域の自然環境を守り、美しい生活環境を保てるよう、地域が一体となってカーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を促進するとともに、ごみの減量・再資源化や不法投棄防止を徹底するなど、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会づくりを推進します。

防災≫≫

誰もが安心して暮らせるよう、地震・豪雨等に備えて山林や河川等の防災基盤を整備し災害対策を進めるとともに、デジタル技術を活用した迅速な情報発信、危機管理体制や自主防災組織の強化、防災訓練の実施や防災アプリの活用による防災意識の醸成、事業者との災害時連携により、地域全体の防災力向上を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

消防・救急・救助≫≫

災害・事故・病気等に対し消防・救急・救助体制が整い、誰もが安心して暮らせるよう、高度な知識習得・技術向上やデジタル技術を活用した対応の迅速化、消防団や医療機関との連携強化を図るとともに、持続可能な消防・救急体制の構築に向けた組織の在り方の検討を進め、地域が一体となって生命や財産を守るまちづくりを推進します。

暮らしの安全≫≫

誰もが安全・安心に暮らせるよう、道路交通環境の整備や交通安全意識の高揚を図るとともに、地域への防犯カメラの設置、消費生活相談・支援による被害防止に取り組むなど、地域が一体となって暮らしの安全を確保するまちづくりを推進します。

基本目標⑤ 産業と人の活力で、にぎわいが生まれるまち

～産業・交流～

農林水産業≫≫

自然の恵みを暮らしに届ける農林水産業が維持され、次世代へ引き継がれるよう、農業施設や漁港施設等の生産基盤の強化、スマート農漁業の導入による生産性の向上、担い手の確保・育成、農畜水産物のブランド化・販路拡大、森林施業に係る施設整備を図るなど、農林水産業の振興を支えるまちづくりを推進します。

商工業・雇用≫≫

まちと暮らしを豊かにする地域産業が維持され、多様な雇用が創出されるよう、商工団体等と連携し、地域産業のブランド力の強化や戦略的な PR による販路拡大、稼ぐ力の向上を図るとともに、担い手の確保・育成等の中小企業支援や創業支援の充実、企業誘致を推進します。また、地元企業と連携した雇用創出や若者等の定住・市内就労を促進するなど、地域産業の振興を支えるまちづくりを推進します。

観光≫≫

多くの人が本市を何度でも訪れたいと思えるよう、市民・事業者・各種団体等の多様な主体と連携し、自然・文化・歴史・地場産品等の多様な観光資源を生かした魅力的な観光誘客の促進、消費意欲の拡大を図るとともに、国内外への戦略的な情報発信や受入環境の整備を進め、にぎわいと交流を生み出す観光地域づくりを推進します。

交流・多文化共生≫≫

多くの人が世代を超えて交流し、多様な文化の人々と共に安心して暮らせるよう、市民・事業者・各種団体等の多様な主体と連携し、地域資源を生かしたイベントや伝統行事等を通じた交流活動を促進します。また、世界の多様な文化への理解や外国人との交流を深める取組を進め、人と地域が楽しくつながり支え合うまちづくりを推進します。

基本目標⑥ 地域と共に創る、住みたい・住み続けたいまち

～定住・共創～

定住移住・魅力発信≫≫

全ての市民がまちに愛着と誇りを持ち、住み続けたいと思え、多くの人に訪れたい・住みたいと思われるよう、市民・事業者・各種団体等の多様な主体が一体となり、住環境・子育て環境・雇用環境等を充実させるとともに、まちの魅力である地域資源を市内外へ戦略的に発信し、定住移住につなぐ魅力あふれるまちづくりを推進します。

協働・連携≫≫

市民・事業者・各種団体等が主体的にまちづくりに参画できるよう、協働・連携した活動を推進し、それぞれの特性や資源を掛け合わせて地域課題に対応するとともに、広報広聴の充実や市政への参画機会の創出を図るなど、市民が主役となるまちづくりを推進します。

行財政運営≫≫

限られた経営資源を効果的に活用し、質の高い行政サービスを提供するため、中長期ビジョンによる計画的な財政運営や行財政改革を推進するとともに、民間活力やデジタル技術を活用した効率的なサービスの提供、受益者負担の適正化を図ります。また、将来の人口規模や利用需要に見合った公共施設の適正な配置・保有を図るなど、健全で持続可能な行政財運営を推進します。

行政組織≫≫

市民ニーズに応じた便利で質の高い行政サービスが提供できるよう、柔軟で効率的な組織体制を構築し、職員の適正な定員管理や人材育成による組織力の強化を図ります。また、デジタル技術を積極的に活用し、市民の利便性向上、業務効率化を図るとともに、情報セキュリティを強化した安全で信頼性の高いデジタル基盤を構築するなど、効率的な行政組織運営を推進します。

広域連携≫≫

持続可能で安定した行政サービスを提供できるよう、近隣市町と連携し、消防・上下水道・ごみ処理・斎場等の共同事務の運営、福祉・医療・教育・産業振興・交通等の行政サービスの相互利用や広域事業を展開するなど、ハード・ソフト両面からスケールメリット※を生かした効率的で効果的な広域連携を推進します。

※スケールメリット：規模を大きくすることによって得られる効果や利益、優位性等のこと

第３章　将来人口の見通しと財政運営の基本的方向

① 人口

（１）人口の現状

第２次総合計画では、令和９年（2027 年）の人口フレームを 72,000 人と想定していましたが、令和８年（2026 年）の住民基本台帳人口は 71,015 人となっており、人口フレームを下回る人口規模となっています。

全国的に人口減少や少子高齢化が継続して進行する中、本市の人口についても、引き続き減少していくことが予想されます。

		実績（住民基本台帳）		将来推計（たつの市人口ビジョン）	
		令和３年（2021 年）	令和８年（2026 年）	令和 14 年（2032 年）【策定から５年後】	令和 19 年（2037 年）【策定から 10 年後】
総人口（人）		75,166	71,015	67,847	64,545
年齢別人口	０～14 歳	9,247(12.3%)	7,943(11.2%)	6,865(10.1%)	6,345(9.8%)
	15～64 歳	42,627(56.7%)	39,843(56.1%)	37,848(55.8%)	34,937(54.1%)
	65 歳以上	23,292(31.0%)	23,229(32.7%)	23,134(34.1%)	23,263(36.1%)
世帯数		30,911	31,543	31,979	32,165
１世帯当たり人数		2.43	2.25	2.12	2.01

※各年次３月 31 日時点

（２）人口減少の要因分析

総人口については、近年は０～14 歳や 30～40 歳代などのファミリー層が転入超過となり、住宅取得支援等の定住促進策によって一定の効果がみられます。一方で、10～20 歳代の転出超過が継続しており、進学や就職を機に市外に転出する人が多いことが要因として考えられます。

また、出生数については、減少傾向が続いています。社会情勢の変化による若者の経済的不安や雇用不安定、人々のライフスタイルの多様化等による未婚化・晩婚化の進行に加え、核家族化や共働き世帯の増加による子育てへの負担感の増加等が要因として考えられます。

（３）人口フレーム設定の考え方

「たつの市人口ビジョン」では、人口減少の要因を分析した上で、人口の将来展望を設定しており、人口減少適応対策の取組を定める「たつの市まち未来創生戦略」と整合を図るため、本計画においても、これに準じた人口フレームを設定します。

（４）人口の将来展望

「たつの市まち未来創生戦略」に基づく、定住移住の促進、転出抑制等の社会増対策、子育て支援や結婚支援等の自然増対策を図ることにより、人口の減少抑制を図ります。

なお、将来人口の推計条件は次のとおりです。

基準人口：令和３年（2021 年）、令和８年（2026 年）の住民基本台帳人口
生存率　：国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）「日本の地域別将来推計人口（令和５年（2023 年）推計）」における将来の生存率の本市の値を採用
合計特殊出生率※：2060 年に 1.70 を想定し、段階的に上昇
移動率　：社人研推計における純移動率をもとに、０～30 歳代に対し、転入超過層には 2040 年まで純移動率に 1.5、2045 年以降 1.75 を乗算し、転出超過層には 2040 年まで 0.5、2045 年以降 0.25 を乗算し算出

■ 総人口の将来推計

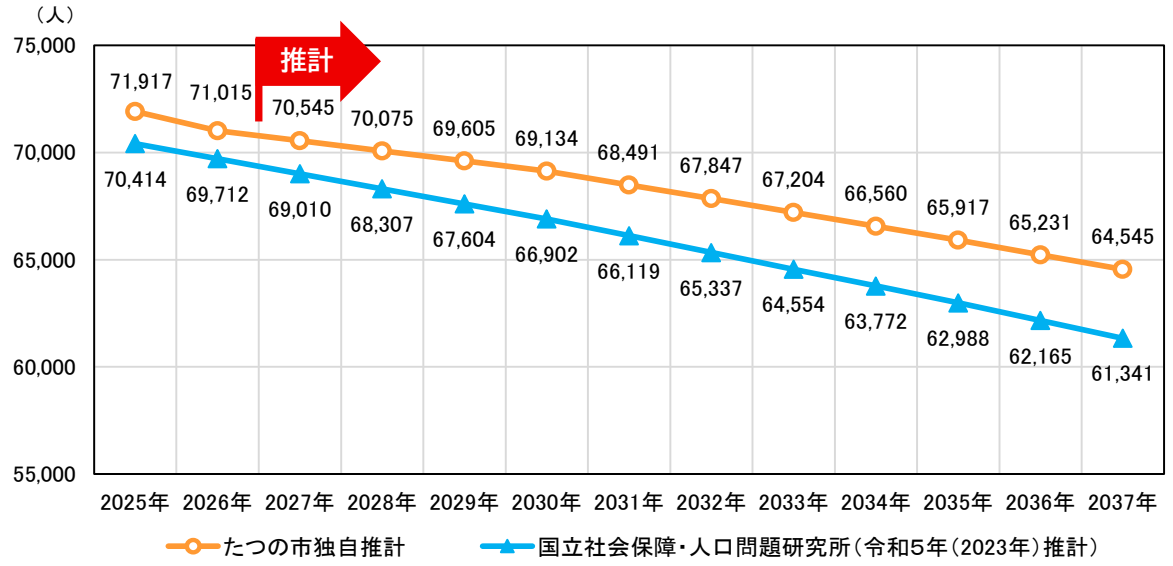

■ 年齢３区分別人口の将来推計

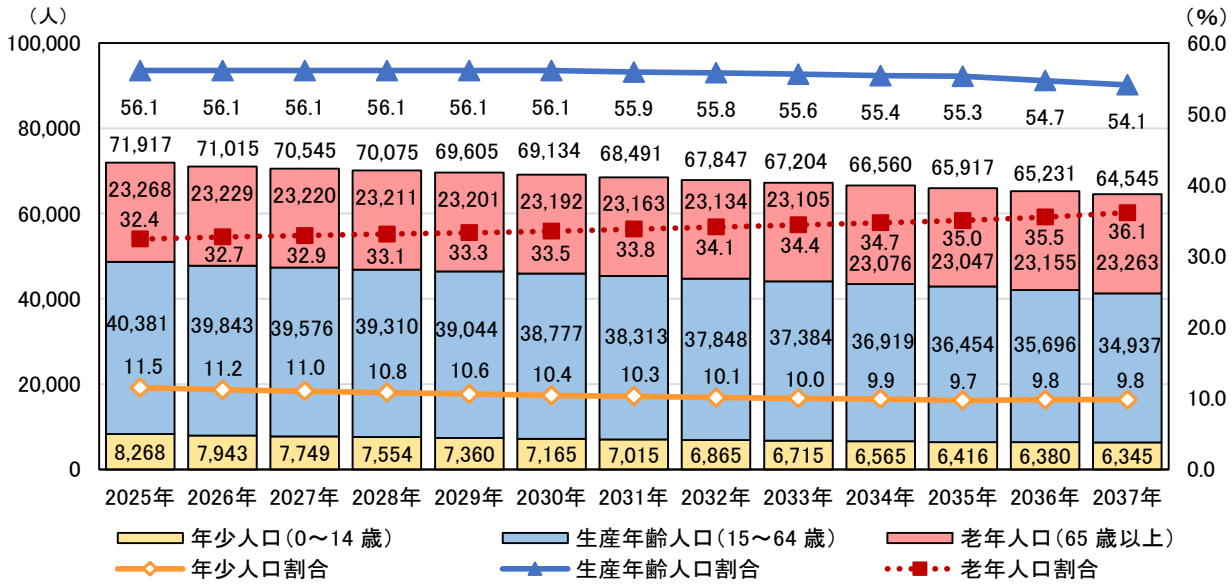

※合計特殊出生率：一人の女性が生涯に産む子どもの平均人数を示す指標

第３次たつの市総合計画における人口フレーム

本計画では、企業誘致や起業・創業支援、既存企業への支援強化等による雇用の創出、安心して子育てができる経済的安定の確保や子育て・教育環境の充実、住宅取得等の支援、本市の魅力発信など、定住移住を促進する施策を展開し、人口減少のスピードを緩やかに導き、令和 19 年（2037 年）の人口フレームを 65,000 人と設定します。このフレームを基本とし、人口減少・少子高齢社会に適応したまちづくりを進めます。

② 財政

本市の財政状況は、人口減少の進行に伴い、市税収入と普通交付税※は微増に留まることが見込まれ、一般財源の確保は極めて厳しい状況にあります。今後、自主財源の確保や経常的な経費の抑制により、限られた財源で持続可能な行財政運営を行うことが求められます。

このような状況下にあっても、加速度的に進む少子高齢化による社会保障関係経費の増加、脱炭素社会の実現、DX の進化といった社会情勢の変化による新たな行政需要に的確に応えていく必要があります。また、近年の物価高騰・賃金の上昇に加え、老朽化した公共施設・インフラの長寿命化、防災・減災対策等への継続的な取組が必要となることから、今後も財政需要は一段と増加していくものと見込まれます。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和８年閣議決定「骨太方針 2026」）」に基づき、日本成長戦略の推進、成長基盤の強化、強い地域経済の構築、人材力の強化・人材総活躍を柱に、「強い経済」の実現に向けた戦略的投資・分野横断的な取組が示されました。また、令和９年度（2027 年度）を「責任ある積極財政元年」と位置付け、令和 22 年度（2040 年度）までを計画期間とする中長期経済財政計画において、自治体間の連携強化、自治体 DX の推進等により、地方行財政基盤の持続性を確保・強化するとともに、地方の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないよう、必要十分な地方財政措置を講ずることとされました。

本市では、国の動向を注視し、予算編成において、将来負担の抑制を図りながら、EBPM※を取り入れ「選択と集中」を徹底し、次世代へつながる持続可能で安定的な行財政運営に努めます。そのためにも、将来の人口規模や財政運営を見据えた「バックキャスティング※」の思考、「ワイズ・スペンディング※」を徹底し、デジタル技術の活用による行政サービスの質の向上と業務の効率化、公共施設の適正配置と総量の最適化、さらには広域連携や官民連携の推進、受益者負担の適正化といった行財政改革を推進し、持続可能な地域社会の実現を目指します。

※普通交付税：標準的な行政を行うに当たり必要となる費用を計算し、そこから市税等の収入を差し引くことで、標準的な行政運営に不足する費用を国が交付するもの
※EBPM：Evidence Based Policy Making の略。データや統計等の客観的な証拠（エビデンス）に基づいて政策を立案・実施すること
※バックキャスティング：望ましい未来を描き、そこから現在を振り返って何をすべきかを分析し、実行すること
※ワイズ・スペンディング：政策効果が高く重点化すべき歳出、抑制すべき歳出にメリハリをつけ予算配分すること

第４章　土地利用の基本構想

① 土地利用

土地は「住む、働く、学ぶ、憩う」といった市民生活の最も基礎的な社会基盤であるとともに、地域の発展に深く関係する大切な資源です。

土地利用に当たって、以下の６つの方針を定め、豊かな自然や田園環境、歴史・文化の保全・活用に努めるとともに、まちの機能の既存ストックを活用しながら都市機能や生活利便施設を集積させたコンパクトシティの実現を図ることにより、快適な生活ができる持続可能なまちづくりを進めます。

■ 基本方針

① 地域の特性にあった土地利用の推進	④ 安心して暮らせる居住環境の創出
② 都市施設の適正な配置	⑤ 豊かな田園環境の保全と活用
③ 土地利用の規制及び誘導体制の充実	⑥ 自然環境の保全と活用

② 都市構造

本市は１市３町が合併したまちであり、それぞれの地域が１つの都市として成立する都市機能を有しています。今後においてもその機能を維持しつつ連携を図っていくことが望ましいと言えます。

そのため、旧１市３町を地域単位とし、各地域の中心部に都市機能や生活利便施設を集積させ、その周辺に住宅地を誘導するコンパクトな市街地の形成を図ります。

さらに、最も公共施設や商業施設の集積度が高い龍野地域の都市交流拠点を「中心核」と定め、各地域の都市交流拠点や学術・産業連携拠点、産業拠点、観光拠点を「地域核」とし、道路や公共交通機関、情報等のネットワークで有機的に連結する多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指します。

▼各地域の都市拠点

地域	核	拠点	位置
龍野地域	中心核	都市交流拠点	JR 本竜野駅、市役所周辺市街地及び山陽自動車道龍野 IC 周辺市街地
	地域核	産業拠点	播磨龍野企業団地、山陽自動車道龍野西 IC 周辺市街地及び門前西交差点周辺
	地域核	観光拠点	龍野伝統的建造物群保存地区周辺市街地
新宮地域	地域核	都市交流拠点	JR 播磨新宮駅周辺市街地
	地域核	学術・産業連携拠点	播磨科学公園都市

揖保川地域	地域核	都市交流拠点	JR 竜野駅周辺市街地
	地域核	産業拠点	山陽自動車道龍野西 IC 周辺及び 国道２号沿道
御津地域	地域核	都市交流拠点	御津総合支所周辺市街地
	地域核	観光拠点	新舞子浜沿岸及び室津地区

▼拠点

多様な都市的機能を集積した魅力と活力ある拠点づくりを目指します。

都市交流拠点	各地域の市街地を都市交流拠点と位置付け、商業・業務施設、医療福祉施設、教育文化施設、行政機能等の多様な施設の集積や、駅周辺の整備をはじめ、道路、公園、河川等の都市基盤整備を推進し、良好な居住環境の形成を図るとともに、魅力と活力ある拠点づくりを目指します。
学術・産業連携拠点	播磨科学公園都市を学術・産業連携拠点と位置付け、優れた先端科学施設や教育・研究施設、豊かな自然に囲まれた健康福祉施設を備え、産業の成長機会の創出と次世代を担う人材の育成を中心とした都市づくりを目指します。
産業拠点	山陽自動車道龍野西 IC、幹線道路沿道、企業団地周辺を産業拠点と位置付け、次世代成長産業や付加価値の高い流通業等の立地促進を図るとともに、周辺環境に配慮した産業街区の形成を目指します。
観光拠点	重要伝統的建造物群保存地区及び日本遺産に選定され歴史的町並みを有する室津地区、瀬戸内海国立公園等を観光拠点に位置付け、歴史や文化を発信するとともに、スポーツアクティビティやレクリエーション活動の拠点づくりを目指します。

▼軸

各地域の拠点を公共交通機関等のネットワークで有機的に結び、人・モノ・情報・文化の多様な交流を目指します。

揖龍南北軸	各都市交流拠点を連結する軸
播磨軸	山陽軸と連携して、播磨科学公園都市及び臨海地域を結ぶ軸
山陽軸	阪神圏と結ぶ広域連携軸
光都・新宮軸	播磨科学公園都市と新宮地域の市街地とを結ぶ軸
臨海軸	御津地域の市街地と阪神圏を連携する軸

▼ゾーン

拠点における魅力的な市街地の形成や自然環境等の地域の特色を生かした適正かつ効率的な土地利用を目指します。

商業・住宅地ゾーン	市街地における商業地、住宅地等を商業・住宅地ゾーンと位置付け、適正な土地利用の誘導により良好な都市環境の形成を目指します。
工業地ゾーン	工業地、学術研究地等を工業地ゾーンと位置付け、産業活性化及び工業地の集積、雇用促進を図るとともに、周辺環境との調和を図りつつ、活力ある工業地の形成を目指します。
公園・レクリエーションゾーン	観光資源として活用を図るべき公園、河川敷公園など特色ある公園を公園・レクリエーションゾーンと位置付け、市民が憩い親しみ、活用できる場の形成を目指します。
田園ゾーン	平野部に広がる農地や農村集落を田園ゾーンと位置付け、農業生産の基盤づくり等の農業振興を進めるとともに、良好な田園環境の形成を目指します。
森林ゾーン	市域の多くを占める緑豊かな山地部を森林ゾーンと位置付け、水源かん養や災害防止、大気の浄化など、緑の保全を図るとともに、市民の健康づくりとレクリエーションの場の創出を図ります。
水辺ゾーン	本市の中心部を南北に流れる揖保川、林田川とその周辺を水辺ゾーンと位置付け、水源かん養と水質の保全に努めるとともに、広大な河川敷に潤いと安らぎのある水辺空間の創出を図ります。
瀬戸内ゾーン	瀬戸内海岸の自然豊かな観光資源が集まる地域を瀬戸内ゾーンと位置付け、自然環境や歴史、文化を保全するとともに、観光資源としての適正な活用、サイクルツーリズムの推進により、観光客の増加、水産業振興による地域の活性化を目指します。

▼水と緑の軸

自然環境を保全し整備するとともに、地域資源としての活用を図り、河川及び緑地のネットワークの形成を目指します。

水と緑のネットワーク軸	河川軸　揖保川、林田川、栗栖川 海辺軸　瀬戸内海

▼都市活性化軸

JR 本竜野駅周辺から市役所周辺、山陽自動車道龍野 IC 周辺に至る幹線沿道や市街地を本市の中心核として、都市機能の集積と活性化を目指し、『都市活性化軸』と位置付けます。道路整備や都市景観の形成など都市機能の強化を図るとともに、にぎわいのある中心市街地づくりを目指します。

JR 本竜野駅周辺にぎわいゾーン	①西側：市の玄関口として、交通利便性と人口密度を生かした商業施設、業務施設、医療福祉施設、公共施設の誘導・集積に加え、都市機能の利便性強化を図り、人々が集い行き交う中心市街地の形成を進めます。 ②東側：駅周辺の利便性と子育て・教育施設が集積するエリアを生かし、市内外からの定住の受け皿となる住宅地の形成を図ります。
観光スポット誘導ゾーン（観光客歩行ルート）	JR 本竜野駅から重要伝統的建造物群保存地区へと観光客を誘導する歩行ルートの形成を図ります。

伝統産業融合ゾーン	伝統的地場産業（醤油工場）の建造物と歴史的町並みが融合した特色ある景観を創出します。
商業・業務・医療施設集積ゾーン	①集積型：商業・業務・医療施設の中心地として複合型医療施設、沿道型商業施設、商店街、集合型業務施設等の立地、誘導、集積を図ります。 ②沿道型：交通利便性を生かした商業・業務施設の沿道集積を図ります。
生活利便施設誘導ゾーン	JR 本竜野駅へのアクセス道路沿道に沿道型商業施設や診療所等の生活利便施設の立地を誘導し、複合的な住宅地形成を図ります。
公共公益施設ゾーン	市庁舎（防災拠点）や警察署、消防署、法務局等の行政機能に加え、文化センターや教育文化施設等の集積、充実を図ります。
健康福祉ゾーン	はつらつセンターを市の健康・福祉サービスの総合拠点として機能の充実を図ります。
水とのふれあいゾーン	揖保川及び河川敷を利用した広大な公園緑地を安らぎと憩いの空間としての形成を図ります。
歴史的町並みゾーン	重要伝統的建造物群保存地区を中心に風格ある城下町としての歴史的な美しい町並みの保存と活用を図ります。

▼都市活性化軸のイメージ図

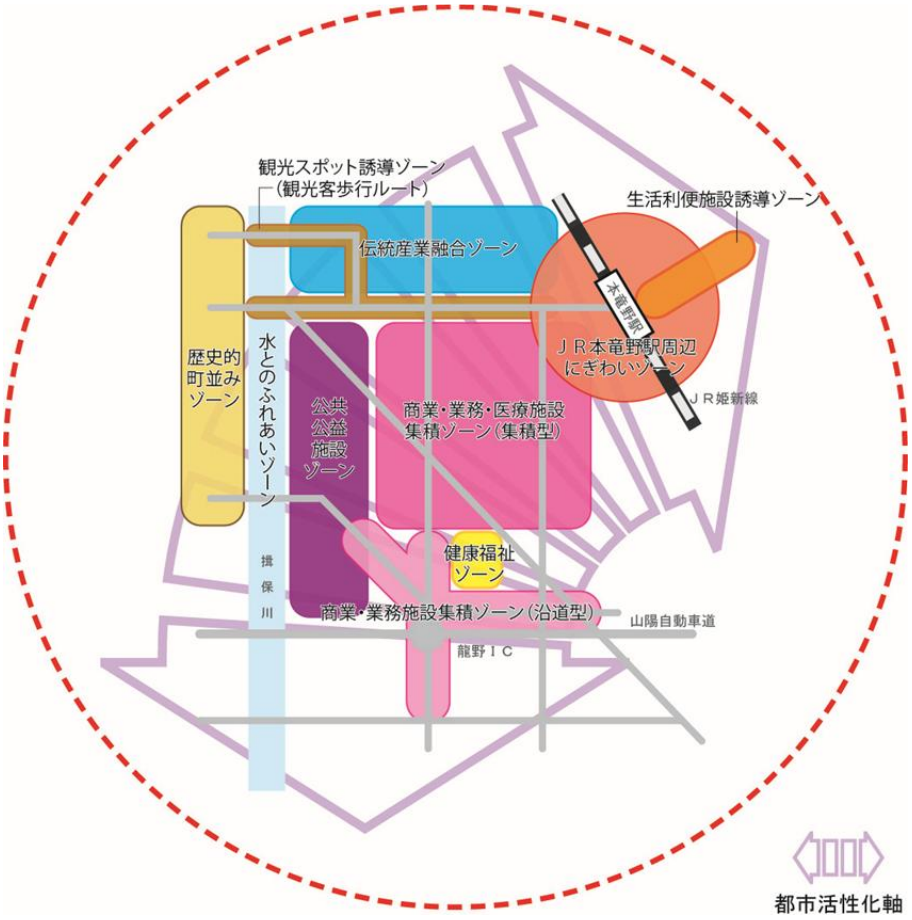

▼都市構造図

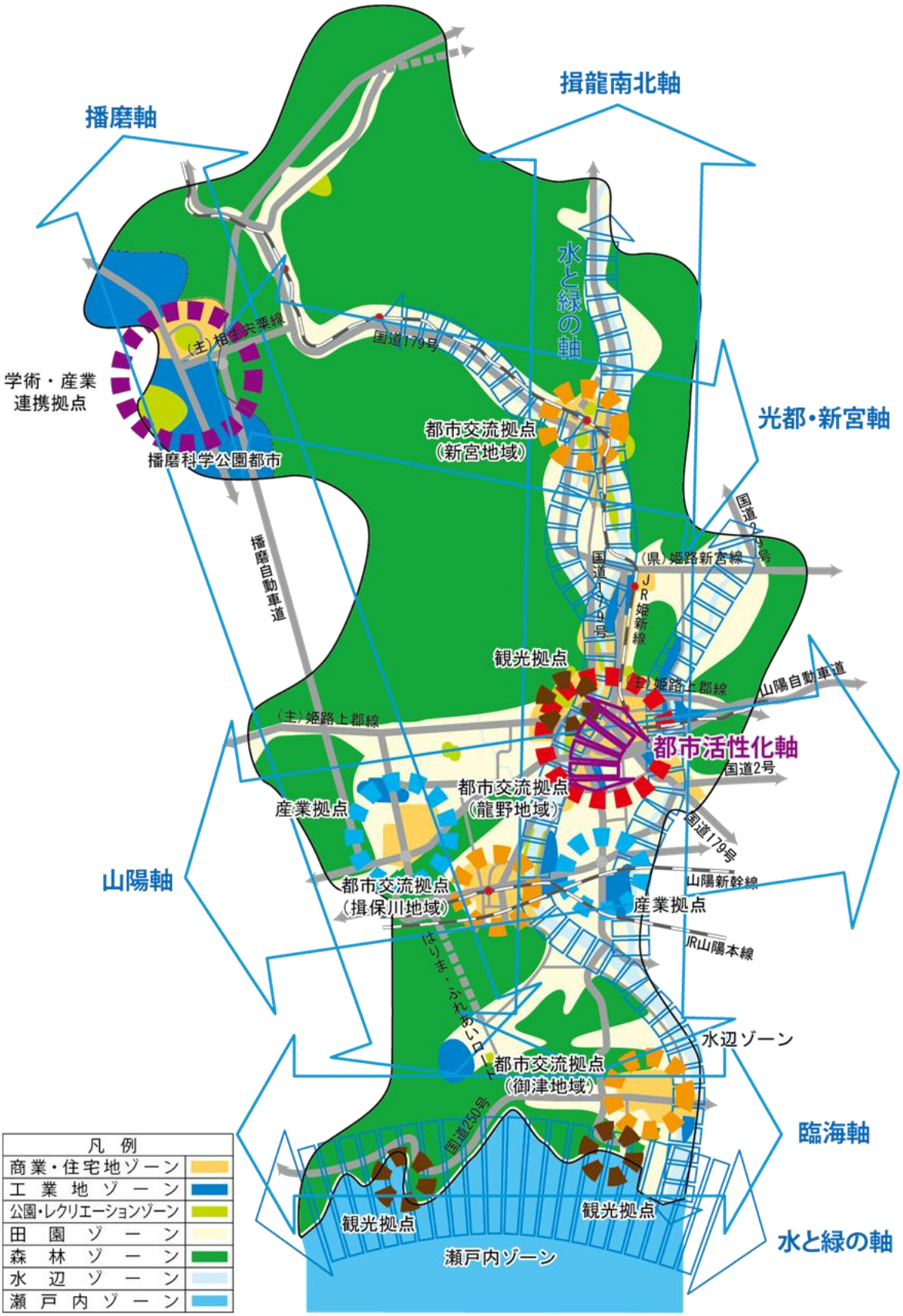

※土地利用の基本構想については、「たつの市都市計画マスタープラン」より引用しています。

第 5 章　総合計画の推進に向けて

① 計画の進行管理

本計画に掲げる「まちの将来像」の実現に向けて、「まちづくりの基本目標（施策の大綱）」に基づき、各分野の「施策」を定め、目的や方向性、取組内容等を示した上で、具体的な事業を展開しながら、計画を推進していきます。

本計画の推進に当たっては、PDCA サイクルによる適切な進行管理を行い、取組を継続的に検証・評価し、評価結果の見える化や市民意見の反映を図りながら見直し・改善により実効性を高め、計画の着実な推進につなげていきます。

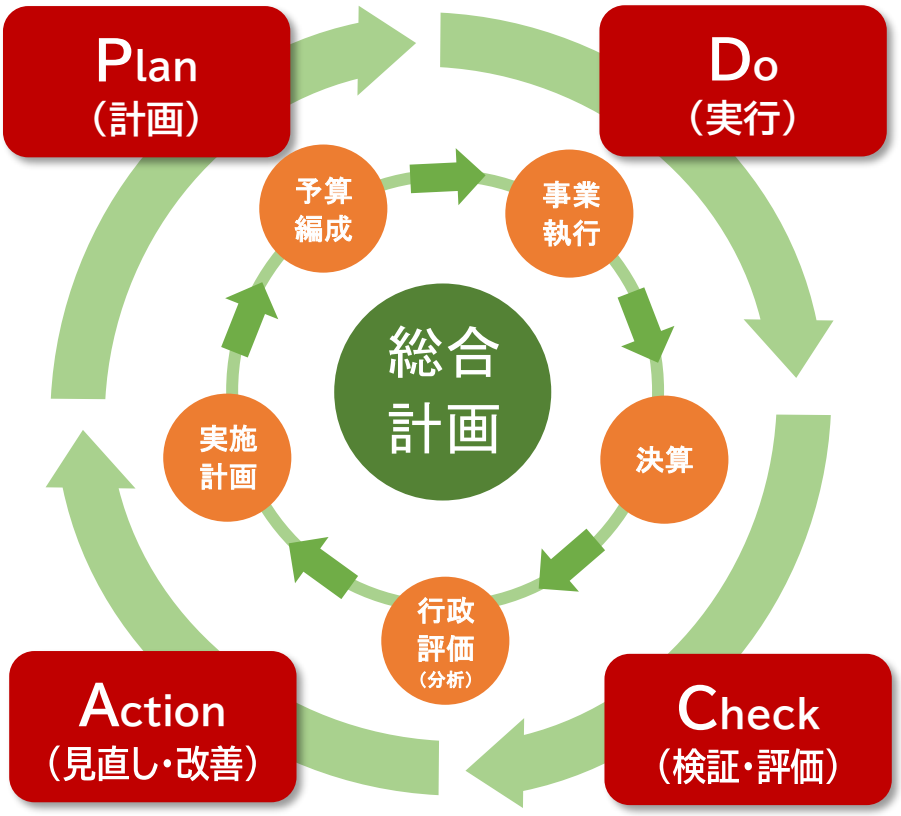

PDCA サイクル

事業活動等における目標管理のための手法

Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証・評価）、Action（見直し・改善）の段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善することをいいます。

総合計画においては、Plan（総合計画の策定）→ Do（総合計画に基づく事業の実施）→ Check（取組の検証・評価）→ Action（事業の見直し、次期計画策定に反映）というサイクルになります。

第3編　基本計画

前期 基本計画の概要

① 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に定めた「まちの将来像」と「まちづくりの基本目標（施策の大綱）」を受けて、それを実現するために必要となる「施策」を分野別に定め、各施策の目的や方向性、取組内容等を示し、計画的に取り組むために策定するものです。

② 基本計画の期間

基本計画の期間は、令和９年度（2027 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの５年間を「前期基本計画」、令和 14 年度（2032 年度）から令和 18 年度（2036 年度）までの５年間を「後期基本計画」と定めます。

③ 基本計画の構成

基本計画の構成は、「まちづくりの基本目標（施策の大綱）」に対する「施策」を分野別に体系化したものです。施策ごとに「基本方針、取組状況・成果・課題、施策の内容、まちづくりの指標、各主体に期待する役割（＋（プラス）共創の視点）、＋（プラス）DX の視点、関連する計画」の項目を定めています。なお、基本構想を踏まえ、新たに、各主体に期待する役割を「＋共創の視点」として位置付けるとともに、デジタル活用の推進に向けて「＋DX の視点」を加えています。

前期基本計画については、令和８年度（2026 年度）時点の社会情勢や国・県の動向、第２次総合計画の取組状況・成果・課題、市民の意見等を踏まえ、基本構想に定めた６つの「まちづくりの基本目標（施策の大綱）」に対し、30 の「施策」を定めて取り組んでいきます。

施策の体系

まちの将来像	まちづくりの基本目標（施策の大綱）	施策		まち未来創生戦略
人と地域を結ぶ　魅力と幸せがあふれる　未来共創都市「たつの」	基本目標１ 共に支え合い、いつまでも健幸に暮らせるまち ～福祉・健康～	1　結婚・出産・子育て支援の充実 2　地域福祉の充実 3　障害者福祉の充実 4　高齢者福祉の充実 5　健康・地域医療の推進	＋共創の視点　／　＋DXの視点	総合目標 戦略結合 ～各分野を超えて戦略を結合し、「たつの」の未来を創造する～
	基本目標２ 心豊かな人を育み、楽しくつながり合うまち ～教育・文化～	6　幼児教育・保育の充実 7　学校教育の充実 8　社会教育の推進 9　文化芸術の振興・文化財の保護 10　スポーツの振興 11　人権教育・啓発の推進		基本目標４　地域活力　～交流・共創戦略により、楽しく活力ある地域を創る～ 基本目標３　若者未来　～若者応援戦略により、未来を支える若者の夢を育む～ 基本目標２　人口還流　～定住・観光戦略により、定住・交流・関係人口を増やす～ 基本目標１　産業創生　～産業・経済戦略により、多様な職場・雇用を創出する～
	基本目標３ 地域の特性を生かした、快適で住みやすいまち ～都市基盤～	12　都市整備・土地利用の推進 13　住環境・公園緑地の整備・保全 14　上下水道の整備・保全 15　道路の整備・保全 16　公共交通の維持・推進		
	基本目標４ 自然と共生し、安心して暮らせる潤いのあるまち ～環境・安全～	17　自然環境の整備・保全 18　生活・地球環境の保全 19　防災体制の充実 20　消防・救急・救助体制の充実 21　暮らしの安全確保		
	基本目標５ 産業と人の活力で、にぎわいが生まれるまち ～産業・交流～	22　農林水産業の振興 23　商工業の振興・雇用の創出 24　観光の振興 25　交流・多文化共生の推進		
	基本目標６ 地域と共に創る、住みたい・住み続けたいまち ～定住・共創～	26　定住移住の促進・まちの魅力発信 27　協働・連携の推進 28　持続可能な行財政運営の推進 29　効率的な行政組織運営の推進 30　広域連携の推進		

＋（プラス）共創の視点

現在、人口減少や少子高齢化の進行、デジタル技術の飛躍的な進展、脱炭素社会への転換、物価上昇といった大きな変化が生じており、これらに適応していくには、これまで培ってきた地域力を更に強化し、知恵を出し合い、新たな価値を共に創り出す**「共創」**のステージへ移行し、行政だけでなく、市民・事業者・各種団体等が一体となってまちづくりに取り組んでいく必要があります。

これからのまちづくりにおいては、市民一人ひとりが「こんなまちにしたい」という理想を持ち、自らがまちをつくるという自覚と誇りを持って、主体的に参画することが重要です。また、地域経済を支える事業者、地域活動を担う各種団体等の多様な主体がそれぞれの専門性や組織力を生かし、複雑・多様化する地域課題に対して柔軟に協働・連携していくことが重要です。

≫≫持続可能な「未来共創都市たつの」を目指して

持続可能な未来共創都市を実現するためには、共創を生み出す「人づくり」、多様な主体を結ぶ「つながりづくり」、地域資源を生かした「魅力づくり」、社会変化に対応する「変革力」、そして誰もが幸せを実感できる「ウェルビーイング（Well-being）」の実現が重要です。

市民・事業者・各種団体・行政等が互いの強みを生かしながら連携し、「人と人」「人と地域」「地域と地域」のつながりを深め、新たな価値を創造することにより、誰もが愛着と誇りを持ち、安心して暮らし続けられるまちを目指します。

※生成 AI：文章や画像等を自動で作成する AI（人工知能）

＋DX の視点

≫「たつの市デジタル・トランスフォーメーション(DX）推進基本方針」の位置付け

国の計画を踏まえ、総合計画の各施策を推進するための DX 推進の基本方針を掲げています。市民の利便性向上と業務効率化を両立し、持続可能な質の高い行政サービスを実現することを目指しています。

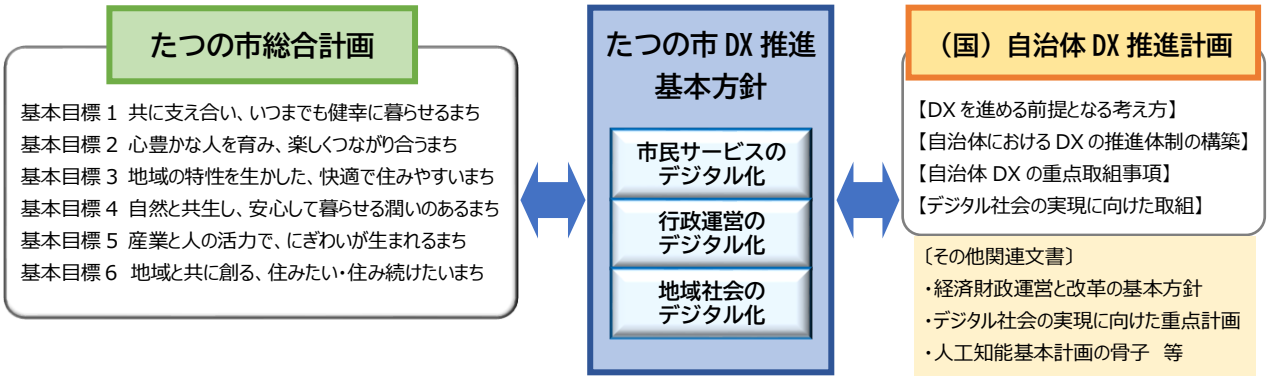

本市が目指す３つのデジタル化の柱

デジタル化の柱	目指す姿・概要
❶ 市民サービスのデジタル化	○マイナンバーカードを基盤とし、行政手続を「書かない」「行かなくていい」窓口へ刷新します。 ○対面とオンラインを適切に組み合わせ、誰一人取り残さない行政サービスを構築します。
❷ 行政運営のデジタル化	○業務プロセスの抜本的な見直し（BPR※）を徹底し、AI や RPA※等の活用により定型業務を自動化します。
❸ 地域社会のデジタル化	○観光・交通・産業・教育・医療・福祉などのあらゆる分野にデジタル実装を広げ、地域全体の活力を高めることにより、「住みたい・住み続けたいまち」を実現します。

近年は、AI 技術の急速な進展に伴い、AX（AI トランスフォーメーション）の重要性が高まっています。本市においても、国の動向や制度・技術の進展を踏まえながら、DX の取組を発展させ、AX の推進にも積極的に取り組みます。

≫≫持続可能な「未来共創都市たつの」を目指して

急速な人口減少や少子高齢化、深刻化する人材不足など、本市を取り巻く経営資源の制約は年々厳しさを増しています。限られた人的・財政的資源の中で質の高い行政サービスを「いつでも」「どこでも」「誰にでも」持続可能な形で提供するため、本市はデジタル技術とデータを最大限に活用した DX を推進します。

※BPR：Business Process Re-engineering の略。業務プロセス（過程）を抜本に改革して効率化・最適化を図る取組
※RPA：Robotic Process Automation の略。人間がコンピュータを操作して行う作業をソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること

施策２　地域福祉の充実

基本方針
施策の目的や方向性を記載しています。
また、施策が対応するSDGs のゴールを記載しています。

基本方針

年齢や性別、障害の有無等に関係なく、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、制度・分野や支え手・受け手の関係を超えて、地域全体で共に助け合い、支え合う、自助・互助・共助・公助※のバランスの取れた「地域共生社会※」を推進します。

取組状況・成果・課題
まちづくりのこれまでの取組・成果と、これからの課題を記載しています。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○生活課題を抱える人や世帯に対する相談・支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに応じた包括的な支援体制の整備を行っています。 ○住まいの確保や就労に向けた支援、ひきこもり者のための居場所づくり、貧困の連鎖の解消に向けた支援など、生活困窮世帯等の自立支援を行っています。 ○交通弱者の移動支援を実施し、高齢者等の交通利便の向上を図っています。
課題	○地域のつながりが希薄化し、地域において様々な生活課題を抱える人の把握が難しくなっているため、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、必要な支援が届いていない人の早期発見に努め、支援につなげていく体制を強化する必要があります。 ○地域において生活課題を抱える世帯の困窮の理由は、複雑化・複合化しており、包括的な相談・支援体制の強化や福祉分野を超えた連携、地域との協働を通じて、重層的支援体制の更なる充実を図る必要があります。

施策の内容
施策の基本的な取組内容を記載しています。

施策の内容

（１）地域ネットワークの充実

【担当課】地域福祉課、高年福祉課
健康課、地域包括支援課

●民生委員・児童委員による地域見守り活動や相談・支援活動、自治会等が行う小地域福祉活動※のほか、市民ボランティア活動を推進します。
●様々な地域活動を支援するとともに、社会福祉協議会との連携を一層強化し、地域福祉の充実を図り、関係機関が協働・連携して包括的に支援する地域共生社会の実現に向けて取り組みます。
●高齢者、障害のある人等で災害時に支援を必要とする市民を把握し、自主防災組織等の関係機関と情報を共有し、災害時の情報伝達・避難誘導を迅速・的確に行います。
●生活課題が顕在化する前に必要な支援を届けることができるよう、ふくし総合相談窓口と関係機関等が協働・連携し、課題解決に取り組むとともに、困難を抱える人の把握に努め、支援につなげる体制の充実を図ります。

（２）誰もが穏やかに暮らせる地域づくりの推進

【担当課】環境課、地域福祉課
高年福祉課

●市民一人ひとりが自分らしく生きるため、相互のつながりや思いやりを持って支え合う、共に生きるまちづくりを推進します。
●コミュニティバスや市民乗り合いタクシー、高齢者・障害者福祉タクシー利用券の提供等により、交通弱者の日常生活の質の向上を支援します。

●高齢者や障害のある人が住み慣れた家に住み続けることができるよう、住宅改造・改修費の助成を行い、住宅のバリアフリー※化を支援します。

（３）様々な困難を抱える家庭の自立支援の推進

【担当課】国保医療年金課、地域福祉課
地域包括支援課

●高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者、頼れる身寄りがいない人等の複数分野にまたがる支援ニーズに対し、個々の事情を把握した上で多職種と関係機関が協働・連携し、制度の狭間にも対応しながら自立に向けて包括的な相談対応と支援を行います。
●就労準備支援、ひきこもり者のための居場所づくりのほか、不登校や生活に困難を抱える世帯の子どもに対する学習の機会を提供し、貧困の連鎖の解消を図ります。
●自立が困難な世帯については、生活保護制度の適用により最低限の生活を保障し、自立に向けた支援を行います。

まちづくりの指標
施策による成果を把握する指標と、その現状値・目標値を記載しています。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
小地域福祉活動の実施地区数	箇所	145	150	高年福祉課 地域包括支援課
地域支え合いマップ※の作成地区数（累計）	件	44	56	地域包括支援課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）
施策の目的達成に向けて、市民・事業者・団体等が主体的に取り組むこと（期待する役割）を記載しています。

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 地域に様々な人たちが共生していることを認識し、福祉に対する意識を高め、世代や分野を超えて地域のコミュニティづくりに協力しましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 地域が実施する活動に積極的に参加・協力しましょう。

＋DX の視点
施策を推進するために検討・実施するデジタル活用の取組を記載しています。

＋DX の視点

▶ オンラインによる申請等手続・相談
▶ SNS 等による情報発信

関連する計画
施策を推進する上で関連する計画を記載しています。

関連する計画

▶ **第３期たつの市地域福祉計画**（令和５年度～令和９年度）
▶ **第 10 期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画**（令和９年度～令和 11 年度）
▶ **たつの市重層的支援体制整備事業実施計画**（令和７年度～令和９年度）

※自助・互助・共助・公助：福祉等における４つの助け合い。自助…自分自身で自分を守ること、互助…ボランティアなど制度によらず周囲や地域が協力して助け合うこと、共助…社会保険など制度により助け合うこと、公助…公的機関が支援すること
※地域共生社会：地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創っていく社会
※小地域福祉活動：地域住民が主体となり、地域の特色を生かし、住民同士の交流や見守り等の多様な活動を行う福祉活動
※バリアフリー：高齢者や障害のある人が社会生活していく上で、障害（バリア）となるものを除去すること
※地域支え合いマップ：地域住民が主体となり、地域において見守りや支援が必要な高齢者家庭・子育て家庭等を支え合うために作成する地図

基本目標 1　共に支え合い、いつまでも健幸に暮らせるまち

～福祉・健康～

施策 1　結婚・出産・子育て支援の充実

（1）相談・支援体制の充実
（2）経済的支援の充実
（3）地域と連携した子育て支援の推進
（4）ひとり親家庭等の生活支援の充実
（5）一時預かり等の保育・放課後児童クラブの充実

施策 2　地域福祉の充実

（1）地域ネットワークの充実
（2）誰もが穏やかに暮らせる地域づくりの推進
（3）様々な困難を抱える家庭の自立支援の推進

施策 3　障害者福祉の充実

（1）相談・支援体制の充実
（2）障害を理由とする差別解消の推進
（3）障害のある人の社会参加と自立した生活の促進

施策 4　高齢者福祉の充実

（1）生活支援・介護予防サービスの充実
（2）地域における介護体制の充実
（3）支え合う地域づくりの推進
（4）認知症対策の推進
（5）在宅医療と介護の連携の強化
（6）生きがいづくり・社会参加の推進

施策5　健康・地域医療の推進

（1）母子の健康づくりの推進
（2）成人と高齢者の健康づくりの推進
（3）歯科保健の推進
（4）こころの健康づくりの推進
（5）感染症対策の推進
（6）食育の推進
（7）地域医療体制の充実
（8）適正な医療給付の推進

施策 1　結婚・出産・子育て支援の充実

基本方針

安心して結婚・出産・子育てができる環境を整えるとともに、子どもが健やかに育つことができるよう「地域で支え合い、子ども・若者が輝く、生き活き子育てのまち　たつの」を目指したまちづくりを推進します。

また、多様な課題を抱える子育て家庭の生活の安定や自立に向け、相談・支援体制の充実を図るほか、生活支援、就労支援、経済的支援等の総合的な支援策を展開します。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○妊娠から子育てにわたる保護者の不安や悩みに寄り添いながら、総合的、継続的かつ専門的な相談・支援を行うため、こども家庭センターはつらつ・すくすくを設置し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な総合支援を行っています。 ○学校給食費の無償化や医療費の無料化、児童手当の支給等の経済的支援を行うとともに、情報発信や相談の場の整備等の幅広い支援を実施することにより、保護者が安心して子育てに向き合える環境づくりを推進しています。 ○子育てつどいの広場や児童館、ファミリーサポートセンター※、こども食堂、延長保育、病後児保育、放課後児童クラブ等の充実を通じて、保護者が地域でつながりを感じながら、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいます。 ○母子父子自立支援員を配置し、関係機関との連携を図りながら相談を受け、生活支援、就労支援、経済的支援等につなげています。
課題	○出会いの機会の充実や結婚・子育てに伴う経済的・心理的負担の軽減、仕事と家庭の両立支援など、若い世代から親世代、さらに子どもの成長段階に至るまでのライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図る必要があります。加えて、デジタル社会に対応した子育て中でも働きやすい環境づくりを進める必要があります。 ○核家族化や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化等により、子育てに孤立感や不安を抱える家庭が増えている現状があります。こうした孤立感や不安に対して、固定的な性別役割にとらわれず、家族や地域が共に支え合える環境を整える必要があります。 ○発達に支援が必要な子どもに対しては、早期発見・早期療育につなげることが重要であるため、療育体制を充実させる必要があります。 ○子育て家庭が抱える生活課題の多様化・複雑化に伴い、各種相談が増加している現状を踏まえ、困難を抱える子どもやその家庭の早期発見から継続的な支援までを一貫して担う体制を更に強化する必要があります。 ○ひとり親家庭等においては、一人で子育てと生計維持を担うことから、両立が困難なケースが多いため、就労支援の強化や保育の更なる充実を図る必要があります。

施策の内容

（1）相談・支援体制の充実

【担当課】児童福祉課、健康課、幼児教育課

●妊娠から子育てまでの切れ目のない相談・支援を行うため、こども家庭センターはつらつ・すくすくによる支援強化、相談、訪問等を通じ、育児不安の解消や孤立化の防止を図ります。

●児童虐待の防止に取り組むとともに、ヤングケアラーに関する関係者の研修や子どもの実態調査を実施し、早期把握・早期支援に向けて関係機関との連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。
●障害のある子どもや発達上のサポートを必要とする子どもの健やかな成長を支えるため、関係機関と連携した療育相談・支援体制の充実を図ります。
●地域の子育てに関する相談の場や地域交流の場として位置付けられている保育所・認定こども園の役割を深化させ、より質の高いサービスの提供を図ります。
●子育て支援ガイドブックを作成し、妊娠・出産時等に配布するとともに、SNS 等を活用し、各種情報を広く周知します。
●出会いを希望する人に婚活イベント情報等を発信するなど、結婚意識の高揚を図ります。

（２）経済的支援の充実

【担当課】国保医療年金課、児童福祉課、健康課、教育総務課
学校教育課、幼児教育課、すこやか給食課

●妊婦への支援給付金をはじめ、妊産婦健康診査費の助成、育児用品の支給、保育料等の負担軽減、高校生年代までの児童手当の支給や医療費無料化、小・中学校の学校給食費無償化等により、妊娠期から成長段階に合わせて切れ目のない支援を行い、幅広く子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
●不妊治療費の助成を実施し、不妊・不育症に悩む人の経済的負担を軽減します。

（３）地域と連携した子育て支援の推進

【担当課】児童福祉課、幼児教育課

●ファミリーサポートセンターによる託児等の援助活動、ボランティアと連携した子育てイベントの実施により、地域全体で子育てを支える体制を構築し、子育て家庭を支援します。
●子育てつどいの広場や児童館の活動を通じて、親子の交流の場づくりや子育て相談、子どもの居場所づくりに取り組みます。
●地域で子どもを見守るための交流拠点として、こども食堂の運営を支援し、子どもの居場所づくりや地域のあらゆる世代とつながる機会の確保に取り組みます。
●保育所・認定こども園による地域における子育て支援の一環としてオープン保育を実施し、園での生活や遊びの体験機会を提供することにより、地域住民の就学前の教育・保育に対する関心と理解を深めます。

（４）ひとり親家庭等の生活支援の充実

【担当課】国保医療年金課、児童福祉課

●母子父子自立支援員や家庭相談員等を配置し、離婚前後の相談、各種手続や制度の案内、関係機関につなぐなど、相談体制の充実に取り組み、ひとり親家庭等の自立と精神的負担の軽減を図ります。
●児童扶養手当等の支給による経済的支援を行います。
●保護者のニーズや生活実態に応じて、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内やファミリーサポートセンター等の利用促進に加えて、母子家庭等医療費助成制度により、生活の安定を図ります。
●就職に有利な資格取得の支援としての高等職業訓練促進給付金等の支給や、公共職業安定所等と連携した就職先の情報提供を行うなど、更なる就労支援の拡充を図り、ひとり親家庭等の経済的自立を支援します。

（５）一時預かり等の保育・放課後児童クラブの充実

【担当課】幼児教育課、社会教育課

●多様な保育ニーズに対応するため、保育所・認定こども園等における延長保育、一時預かり、乳児等通園支援、病児・病後児保育等の事業を充実させます。
●放課後児童クラブを平日の放課後に加え、夏休み等の長期休業期間中や土曜日に開設することにより、児童に安全な活動の場を提供し、児童の健全育成と子育て家庭の負担軽減を図ります。
●放課後児童クラブに従事する職員を放課後児童支援員認定資格研修に派遣し、有資格者による保育を実施することにより、保育の質の向上に取り組みます。

※ファミリーサポートセンター：育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、地域住民が育児を支え合う活動を行う相互援助組織

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
子育ての環境・支援の満足度	%	21.0（令和５年度）	27.0	児童福祉課
こども家庭センターすくすく・はつらつの利用件数	件	7,093	7,200	児童福祉課 健康課
ファミリーサポートセンターの利用件数	件	689	700	児童福祉課
放課後児童クラブの待機児童数	人	0	0	社会教育課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 結婚や子育てを希望する人が一歩踏み出しやすい雰囲気づくりに努めましょう。 ▶ 愛情と責任を持って子どもを育てましょう。 ▶ 様々な子育て支援サービスやこども家庭センターはつらつ・すくすく等への相談・支援を積極的に利用しましょう。 ▶ 地域の宝である子どもを地域全体で見守り育てていく意識を持ち、子育て家庭や子どもたちの成長を見守りましょう。 ▶ 地域でひとり親家庭等を支えましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 柔軟な雇用形態や就労支援を提供しましょう。 ▶ 子育て家庭が安心して働けるよう、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを進めましょう。 ▶ 子どもと子育て家庭を応援するための取組を進めていきましょう。 ▶ 援助を必要とする家庭や子どもを支援しましょう。 ▶ 若い世代が将来の展望を描けるよう、多様な交流機会の提供や情報発信に協力しましょう。

＋DX の視点

- オンラインによる申請等手続・相談
- 母子健康アプリ・SNS 等による情報発信
- 子育て中の人の就労に向けたデジタル人材育成

関連する計画

- **たつの市こども・若者計画**（令和７年度～令和 11 年度）
- **たつの市重層的支援体制整備事業実施計画**（令和７年度～令和９年度）

空白（グラフや写真等を加えます）

施策２　地域福祉の充実

基本方針

年齢や性別、障害の有無等に関係なく、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、制度・分野や支え手・受け手の関係を超えて、地域全体で共に助け合い、支え合う、自助・互助・共助・公助※のバランスの取れた「地域共生社会※」を推進します。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○生活課題を抱える人や世帯に対する相談・支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに応じた包括的な支援体制の整備を行っています。 ○住まいの確保や就労に向けた支援、ひきこもり者のための居場所づくり、貧困の連鎖の解消に向けた支援など、生活困窮世帯等の自立支援を行っています。 ○交通弱者の移動支援を実施し、高齢者等の交通利便の向上を図っています。
課題	○地域のつながりが希薄化し、地域において様々な生活課題を抱える人の把握が難しくなっているため、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、必要な支援が届いていない人の早期発見に努め、支援につなげていく体制を強化する必要があります。 ○地域において生活課題を抱える世帯の困窮の理由は、複雑化・複合化しており、包括的な相談・支援体制の強化や福祉分野を超えた連携、地域との協働を通じて、重層的支援体制の更なる充実を図る必要があります。

施策の内容

（１）地域ネットワークの充実

【担当課】地域福祉課、高年福祉課
健康課、地域包括支援課

- 民生委員・児童委員による地域見守り活動や相談・支援活動、自治会等が行う小地域福祉活動※のほか、市民ボランティア活動を推進します。
- 様々な地域活動を支援するとともに、社会福祉協議会との連携を一層強化し、地域福祉の充実を図り、関係機関が協働・連携して包括的に支援する地域共生社会の実現に向けて取り組みます。
- 高齢者、障害のある人等で災害時に支援を必要とする市民を把握し、自主防災組織等の関係機関と情報を共有し、災害時の情報伝達・避難誘導を迅速・的確に行います。
- 生活課題が顕在化する前に必要な支援を届けることができるよう、ふくし総合相談窓口と関係機関等が協働・連携し、課題解決に取り組むとともに、困難を抱える人の把握に努め、支援につなげる体制の充実を図ります。

（２）誰もが穏やかに暮らせる地域づくりの推進

【担当課】環境課、地域福祉課
高年福祉課

- 市民一人ひとりが自分らしく生きるため、相互のつながりや思いやりを持って支え合う、共に生きるまちづくりを推進します。
- コミュニティバスや市民乗り合いタクシー、高齢者・障害者福祉タクシー利用券の提供等により、交通弱者の日常生活の質の向上を支援します。

●高齢者や障害のある人が住み慣れた家に住み続けることができるよう、住宅改造・改修費の助成を行い、住宅のバリアフリー※化を支援します。

（３）様々な困難を抱える家庭の自立支援の推進

【担当課】国保医療年金課、地域福祉課
地域包括支援課

●高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者、頼れる身寄りがいない人等の複数分野にまたがる支援ニーズに対し、個々の事情を把握した上で多職種と関係機関が協働・連携し、制度の狭間にも対応しながら自立に向けて包括的な相談対応と支援を行います。
●就労準備支援、ひきこもり者のための居場所づくりのほか、不登校や生活に困難を抱える世帯の子どもに対する学習の機会を提供し、貧困の連鎖の解消を図ります。
●自立が困難な世帯については、生活保護制度の適用により最低限の生活を保障し、自立に向けた支援を行います。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
小地域福祉活動の実施地区数	箇所	145	150	高年福祉課 地域包括支援課
地域支え合いマップ※の作成地区数（累計）	件	44	56	地域包括支援課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 地域に様々な人たちが共生していることを認識し、福祉に対する意識を高め、世代や分野を超えて地域のコミュニティづくりに協力しましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 地域が実施する活動に積極的に参加・協力しましょう。

＋DX の視点

▶ オンラインによる申請等手続・相談
▶ SNS 等による情報発信

関連する計画

▶ **第３期たつの市地域福祉計画**（令和５年度～令和９年度）
▶ **第 10 期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画**（令和９年度～令和 11 年度）
▶ **たつの市重層的支援体制整備事業実施計画**（令和７年度～令和９年度）

※自助・互助・共助・公助：福祉等における４つの助け合い。自助…自分自身で自分を守ること、互助…ボランティアなど制度によらず周囲や地域が協力して助け合うこと、共助…社会保険など制度により助け合うこと、公助…公的機関が支援すること
※地域共生社会：地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創っていく社会
※小地域福祉活動：地域住民が主体となり、地域の特色を生かし、住民同士の交流や見守り等の多様な活動を行う福祉活動
※バリアフリー：高齢者や障害のある人が社会生活していく上で、障害（バリア）となるものを除去すること
※地域支え合いマップ：地域住民が主体となり、地域において見守りや支援が必要な高齢者家庭・子育て家庭等を支え合うために作成する地図

施策３　障害者福祉の充実

基本方針

「一人ひとりが尊重され、地域で共に支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくり」を推進するとともに、障害のある人が必要とする福祉サービスを選択できる相談・支援体制の充実に取り組みます。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○障害者基幹相談支援センターを中核とした相談・支援体制の整備や多職種、関係機関が協働・連携し、社会資源の活用を図りながら包括的な相談対応と支援を行っています。 ○手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解を深め、市民が地域で支え合い、ろう者の尊厳を守り、共に歩み、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、「たつの市共に歩む手話言語条例」を制定するなど、様々な取組を進めています。 ○児童発達支援センターたんぽぽを中心として、保育所等訪問支援の実施や早期の療育支援を進める体制を構築しました。
課題	○障害のある人やその家族の高齢化により、親なき後への不安が高まる中、成年後見制度※や経済的自立等の支援が求められます。 ○身体障害者手帳所持者数は減少傾向にある一方で、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者や特別支援学校・特別支援学級の児童・生徒数は増加傾向にあるため、発達の遅れや障害を早期発見し、必要な支援を受けられる体制を整備する必要があります。 ○障害のある人が地域の中で生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加するため、就学や就労、社会参加への支援の充実に取り組む必要があります。

施策の内容

（１）相談・支援体制の充実

【担当課】地域福祉課、地域包括支援課

●多職種と関係機関が協働・連携し、障害のある人が地域で自立して暮らしていくことができるよう、社会資源の活用を図りながら包括的な相談対応と支援を行います。
●障害のある人の権利を尊重しながら意思決定を支援するとともに、地域の相談機関等と連携し、障害のある人の生活全般の相談に対応できる支援体制の充実を図ります。

（２）障害を理由とする差別解消の推進

【担当課】地域福祉課

●障害のある人に対する偏見や理解不足等の市民の心のバリアをなくし、障害があっても社会で孤立することなく人格や個性を尊重し合いながら互いに助け合い、支え合う地域共生社会を推進します。
●たつの市障害者等地域自立支援協議会において、障害者差別の解消・解決に向けて相談・支援体制を整え、啓発活動を推進します。
●障害のある人が自由に外出し、社会参加をするためにユニバーサルデザイン※やバリアフリーの観点を持った環境整備について広く啓発します。

（3）障害のある人の社会参加と自立した生活の促進

【担当課】国保医療年金課
地域福祉課

●障害のある人の就労について、その適性に応じて多様な選択ができるよう、企業等に障害者雇用についての理解を促すとともに、就労移行支援等を通じて、障害のある人の一般就労を促進します。
●レクリエーションやスポーツを通じて、障害のある人の社会参加を促進するとともに、障害への理解を深め、お互いを尊重しながら生きる社会の実現に取り組みます。
●障害のある人が社会参加や余暇活動等の外出を行うための移動支援、施設への日帰り入所による見守りや日常訓練等を行う日中一時支援に取り組みます。
●重度障害のある人に対し保険診療の自己負担額を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用件数	件	27,680	30,000	地域福祉課
就労継続支援の利用人数	人	262	320	地域福祉課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 様々な障害のある人が地域で生活していることを理解しましょう。 ▶ 障害のある人が障害を理由に差別を受けることがないよう、障害の特性への理解を深め、共に自分らしく暮らせる地域づくりに取り組みましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 施設のバリアフリー化や、従業員に対する研修を実施し、障害のある人に対する社会的障壁の除去に努めましょう。 ▶ 就労等を希望する障害のある人を積極的に受け入れ、障害のある人の社会参加に協力しましょう。

＋DX の視点

▶ オンラインによる申請等手続・相談
▶ SNS 等による情報発信

関連する計画

▶ **たつの市第４次障害者計画**（令和６年度～令和 11 年度）
▶ **たつの市第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画**（令和９年度～令和 11 年度）
▶ **第 10 期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画**（令和９年度～令和 11 年度）
▶ **たつの市重層的支援体制整備事業実施計画**（令和７年度～令和９年度）

※成年後見制度：認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が低下した人の生活（権利や財産）を守る制度
※ユニバーサルデザイン：子どもや高齢者、障害のある人、外国人など誰もが使いやすく、利用しやすい製品や施設、社会の仕組み等のこと

施策４　高齢者福祉の充実

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らし続けられるよう、地域の多様な主体の協働により医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図ります。

高齢者が生きがいをもって生活できるよう、健康づくりや仲間づくりを支援し、社会参加や地域交流を促進します。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○高齢者福祉サービス・介護予防サービス・介護保険サービス等の充実を図るとともに、介護人材の確保に関する取組や地域ケア会議を通じた支援、多職種連携、地域課題を踏まえた地域づくりなど、適切にサービスが提供できる体制の構築に取り組んでいます。 ○認知症高齢者等の増加に対して、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発、早期発見・早期対応を行うための認知症初期集中支援チームの配置や連携ツールの普及啓発を行っています。また、認知症の人とその家族が安心して過ごせるための見守り体制や経済的リスク・権利擁護に対する支援など、認知症対策の充実を図っています。 ○地域共生社会の実現に向けて、多様な主体による見守りや居場所の確保、生活支援等の社会資源を活用した支え合いの地域づくりを推進しています。 ○老人クラブやシルバー人材センター等への支援や、閉じこもりがちな高齢者への外出支援、ボランティア活動への支援を通じて、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進し、地域活動の担い手の育成を図っています。
課題	○団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）に向け、高齢化が更に進行し、独居高齢者や要介護高齢者、認知症高齢者等の増加が予測されるため、地域における見守りや介護サービス体制の更なる充実等の高齢者の多様なニーズに対応した地域づくりが求められています。 ○高齢化の進行により要介護高齢者の増加が見込まれる中、介護サービスの需要は今後も拡大していく一方で、生産年齢人口の減少により、介護人材の確保は一層困難になることが予測されます。このため、質の高いケアマネジメントや医療・介護の連携により、必要なサービスが切れ目なく提供される介護サービス基盤の強化と安定的な人材確保に向けた取組が必要となります。 ○「人生 100 年時代」を迎え、豊富な経験や意欲のある高齢者が積極的にボランティア活動、社会活動等に参加できる環境整備を進めるとともに、高齢者の学びの場の創出や多世代交流の推進に努めるなど、社会全体で高齢者の活躍を支える仕組みづくりを行う必要があります。

施策の内容

（１）生活支援・介護予防サービスの充実

【担当課】高年福祉課、地域包括支援課

●高齢者のニーズに対応し、質の高いサービスを提供するため、人材の確保や資質の向上、業務の効率化を図ります。

●介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、地域の実情に応じて、市民等の多様な主体が参画し、様々なサービスを充実させることにより、一人ひとりの状態に応じたきめ細かなサービスの提供に取り組みます。

（２）地域における介護体制の充実

【担当課】高年福祉課

●介護が必要な高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域で自立した生活を営むことができるよう、介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所等の介護サービス基盤整備を計画的に推進します。
●介護人材の安定的な確保と資質の向上を図るため、介護資格取得支援を通じて、介護分野への就労促進と既に就労している職員のキャリアアップや職場定着を推進します。

（３）支え合う地域づくりの推進

【担当課】地域包括支援課

●生活支援コーディネーター※と協議体が地域住民や事業者との結節点となり、多様な主体による地域におけるつながりづくり、資源確保や各主体間の連携等を促進し、高齢者等を様々な仕組みで重層的に支え合う地域づくりを推進します。

（４）認知症対策の推進

【担当課】地域包括支援課

●認知症の人の視点に立ち、意思を尊重した支援を行うとともに、認知症に関する理解促進を図り、認知症高齢者等が安心して在宅生活を送ることができる地域づくりを推進します。
●認知症高齢者等に対して適時適切な医療・介護サービスを提供するため、認知症初期集中支援チーム員等の更なる資質の向上を図るとともに、早期発見・早期対応に向けて関係機関との連携を強化します。
●認知症等による介護負担の増大から生じる高齢者虐待の防止を図るとともに、西播磨成年後見支援センターとの連携により、成年後見制度の普及啓発と後見開始後の本人やその親族・後見人を支援する体制整備に取り組みます。
●はいかいやそのおそれがある認知症高齢者等を早期発見・早期保護する取組を関係機関と連携して行うとともに、認知症高齢者等が第三者に損害を与えた場合の経済的リスクに備える支援を実施します。

（５）在宅医療と介護の連携の強化

【担当課】地域包括支援課

●医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で医療と介護が連携して提供できる体制を強化します。

（６）生きがいづくり・社会参加の推進

【担当課】地域福祉課、高年福祉課

●老人クラブ活動の活性化をはじめ、高齢者向けスポーツ・レクリエーション等の普及や学習支援の充実等により、高齢者の社会参加活動と健康づくりを支援します。
●地域社会における交流活動やボランティア活動等の自主的な生きがいづくり活動を支援するとともに、地域の担い手の育成を図ります。
●高齢者生きがい創造センターにおいて、各種講座を開催し、創造意欲を高めるとともに、交流の場を提供します。
●シルバー人材センター等の関係機関と連携し、高齢者の就業機会の拡大と地域における活躍の場の創出を図り、就労意欲と社会参加の促進に取り組みます。
●地域社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝福するため、市内事業所と連携して、敬老祝品を贈呈する事業等を通じて地域全体で敬老意識の醸成を図ります。

※生活支援コーディネーター：地域支え合い推進員。地域住民が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住民の主体的な活動を応援し、多様な主体が参画する地域づくりを推進する人

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
在宅高齢者の割合	%	96.5	97.0	高年福祉課
要介護度の改善件数	人	311	340	高年福祉課
認知症サポーター※の養成数（累計）	人	14,067	19,160	地域包括支援課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 介護予防に向けた取組に積極的に参加しましょう。 ▶ 「支える側」「支えられる側」という従来の関係だけでなく、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、世代や分野を超えて助け合いながら暮らしていくことができる地域づくりを推進しましょう。 ▶ 高齢者の生きがいづくりや地域における居場所づくりを進めましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 事業者や各種団体等が連携し、高齢者が生活しやすい地域づくりを積極的に推進しましょう。 ▶ 地域の見守りや支え合い活動に協力しましょう。 ▶ 事業活動において、高齢者の生きがいや活躍の場づくりに積極的に協力しましょう。

＋DX の視点

- オンラインによる申請等手続・相談
- オンラインによる介護情報の連携
- デジタル技術を活用した見守り支援
- デジタル活用を推進する地域人材の育成・活用

関連する計画

- **第 10 期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画**（令和９年度～令和 11 年度）
- **たつの市重層的支援体制整備事業実施計画**（令和７年度～令和９年度）

※認知症サポーター：地域において認知症に関する正しい知識と理解を促進する役割を担う人

空白

施策５　健康・地域医療の推進

基本方針

健康で明るい地域社会を形成するため、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、主体的に取り組む健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉の連携を深め、妊娠・子育て支援や食育の推進、健康寿命の延伸に向けてライフステージに応じた取組の充実やそのための体制づくりに取り組みます。

市民が安心して必要な医療サービスを受けられるよう、地域医療・救急医療の充実を図るとともに、市民生活を守るセーフティネット※として、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の安定運営に努めます。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○市民一人ひとりが健康で生き生きとした暮らしを実現できるよう、妊娠期から乳幼児・成人・高齢者までの生涯にわたる健康づくりの支援を行っています。 ○感染症対策については、県、医師会、学校園、関係施設等と連携し、予防接種の推進を図っています。また、新型コロナウイルス感染症対策では、感染拡大防止と市民の健康保護を最優先に捉え、感染予防の啓発、マスク・消毒液等の配布、医療機関との連携強化に加え、感染リスクの高い医療・介護現場への感染対策支援など、感染状況や社会情勢に柔軟かつ迅速に対応し、市民生活の安全確保に努めました。 ○うつ病等のこころの病気やストレスへの対応の理解を深め、こころの健康に対する意識の向上を図っています。 ○食育については、関係機関との連携のもと、幅広い年代への食に対する意識の向上を図っています。 ○地域医療・救急医療の充実については、たつの市民病院機構において、安定的な救急医療の提供、地域医療構想を踏まえた病床機能の確保、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症への対応など、公的医療機関として担うべき役割を確実に果たすことを主要な目標として定め、取り組んでいます。 ○医療費の適正化のため、医療費通知やレセプト※点検調査の充実・強化、国保保健師による重複・頻回受診に対する訪問指導の強化、ジェネリック医薬品※の普及に取り組んでいます。
課題	○妊婦、乳幼児の生活状況や背景は様々であり、個々に合わせた妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を充実させる必要があります。 ○特定健康診査については、「第４期たつの市国民健康保険特定健康診査等実施計画」において国と同じ受診率目標を設定しているものの、目標値に達していない状況であるため、受診率向上に取り組む必要があります。 ○本市では糖尿病、高血圧症等の生活習慣病を患っている人の割合が国や県より高く、メタボリックシンドローム※該当者・予備群への適切な保健指導に関し、引き続き取り組む必要があります。 ○本市の死因別死亡数は、悪性新生物（がん）が依然として高いことから、がん検診受診率を向上させ、がんの早期発見・早期治療につなげる必要があります。 ○感染症の発症や重症化予防、感染症のまん延を防止するため、予防接種の推進や計画に基づいた具体的な体制づくりを行う必要があります。

○過度なストレスや悩み等による健康被害や自殺を防ぐため、相談できる人や相談先を周知し、周囲の支援体制を充実させる必要があります。
○食に関する健康課題は世代ごとに傾向があるため、子どもから高齢者までのライフステージと生活場面に応じた食育を推進する必要があります。
○地域医療については、救急医療や小児医療等の充実を図る必要があります。
○限りある地域の医療資源を有効に活用するとともに、日頃の健康管理や適切な受診に役立てるため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持つことの重要性を広く啓発する必要があります。
○高齢化の進行と生活習慣病の増加、医療の高度化等により、国民健康保険財政への負担が拡大しています。

施策の内容

（1）母子の健康づくりの推進

【担当課】国保医療年金課、健康課

●妊産婦・乳幼児・家族の健康づくりを推進するため、切れ目のない支援の強化を図り、育児の悩みや不安等の早期把握・支援に取り組み、必要な対象者への専門的相談を行います。
●乳幼児の成長・発達の確認や健康の保持・増進を図るため、健診を実施し、受診率の向上に取り組みます。

（2）成人と高齢者の健康づくりの推進

【担当課】国保医療年金課、健康課
地域包括支援課

●生活習慣病対策として、自分の健康は自分で守る意識を高めるため、市民総合健診（特定健康診査、がん検診）の受診率向上を図り、健診後の特定保健指導の強化と重症化予防に重点を置いた健康づくりを推進します。
●主要死因の第１位を占めるがん対策として、がん検診未受診者への受診勧奨や継続受診の啓発強化を図り、早期発見・早期治療を推進します。
●一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、生活習慣の改善やフレイル予防等の健康意識の向上を図るとともに、地域住民の交流の場・活動機会となる取組を支援し、生活の質（QOL）の向上と健康寿命の延伸を図ります。

（3）歯科保健の推進

【担当課】健康課、地域包括支援課

●歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及や理解の向上に取り組み、就学前から生涯にわたって自分の歯を保持できるよう、効果的な歯周病予防・口腔機能の低下予防対策を推進します。

（4）こころの健康づくりの推進

【担当課】健康課

●こころの健康に関する啓発や相談・支援体制の充実を図ります。
●自殺予防をはじめとした地域の見守り体制を強化するため、研修を通じてゲートキーパー※となる人材を育成します。

※セーフティネット：市民の生活を生涯にわたって支える社会保障の仕組み。社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療、公衆衛生等
※レセプト：診療報酬明細書。医療機関が患者に行った診療内容や費用を記載し、健康保険組合等の保険者に医療費を請求するための明細書
※ジェネリック医薬品：先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品
※メタボリックシンドローム：内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態
※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守ることができる人

（5）感染症対策の推進

【担当課】健康課

●感染症予防の普及啓発を進め、予防接種率の向上を図るとともに、県、医師会、学校園、関係施設等と連携し、感染症に対する迅速かつ的確な体制づくりに取り組みます。

（6）食育の推進

【担当課】健康課

●食に対する意識の向上を図るため、行政、地域、個人、団体が連携し、ライフステージに応じた食育推進に取り組み、生涯にわたる健康増進を図ります。
●市民自らが正しい食生活を身に付け、実践できるよう情報提供を行うとともに、地域や市民が主体的に実施する料理教室等の食に関する取組を支援します。
●学校園給食への地元食材の活用や郷土料理に関する情報提供を行い、食文化の継承・発展を推進します。

（7）地域医療体制の充実

【担当課】健康課

●たつの市民病院機構において、救急医療や予防医療等の地域医療構想を踏まえた地域のニーズに応じた医療を提供するとともに、在宅医療を充実させ、地域包括ケアシステムにおける公的医療機関としての役割を担います。また、災害時や新興感染症の感染拡大時等の緊急事態へ対応するため、医療品や感染防護具、衛生資材等を備蓄し、市域の医療提供体制の中心的役割を担います。
●周産期医療や小児医療について、西播磨・中播磨医療圏域の広域的な取組において、県や医師会、関係医療機関等と連携し、ネットワークを強化します。
●医師会の協力のもと、揖龍休日夜間急病センターの医療体制の充実に取り組みます。
●救急医療を必要とする人が速やかに救急車を利用できるよう、市民に対する救急車の適正利用についての周知を図ります。
●病気の早期発見や早期治療につなげるため、日頃から健康について相談ができるかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持つよう、市民に対する普及啓発に取り組みます。

（8）適正な医療給付の推進

【担当課】国保医療年金課

●国民健康保険の財政・事業運営において、運営主体である県をはじめ兵庫県国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、引き続き健全運営に取り組みます。
●国民健康保険の財政安定を図るため、県と医療費の動向を的確に把握し、適正な医療給付に努めるとともに、保険税の適正な課税と収納率の向上に取り組みます。
●特定健康診査の推進と健診後の特定保健指導の徹底、重複・頻回受診に対する訪問指導の強化、ジェネリック医薬品の普及促進等により、医療費の抑制を図ります。
●後期高齢者医療広域連合や関係機関と連携を図りながら、後期高齢者医療給付の適正化等に取り組みます。
●適切に医療機関を受診できるよう、年齢や世帯状況等に応じて医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
乳幼児健診の受診率	%	99.0	100.0	健康課
がん検診の受診率	%	21.1	28.5	健康課
メタボリックシンドロームの該当者・予備群率	%	33.0	31.3	健康課
たつの市民病院機構の経常収支比率※	%	91.6	102.3	健康課
国民健康保険被保険者の特定健診の受診率	%	36.0	60.0	国保医療年金課
国民健康保険被保険者の重複・頻回受診者数	人	29	26	国保医療年金課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 自分の健康は自分で守る意識を持って、健康づくりに取り組みましょう。 ▶ 日々の健康管理のため、健診を受診しましょう。 ▶ 日頃から安心して通えるかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持ち、医療機関への適切な受診に努めましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 関係機関と連携し、従業員の健康づくりを進めましょう。 ▶ 健康に関する従業員への知識の普及や意識の向上に努めましょう。

＋DX の視点

- オンラインによる申請等手続・相談
- 母子健康アプリ・SNS 等による情報発信
- デジタル技術を活用した健診・診療

関連する計画

- **たつの市健康増進計画・食育推進計画（第４次）**（令和７年度～令和 11 年度）
- **第４期たつの市国民健康保険特定健康診査等実施計画**（令和６年度～令和 11 年度）
- **第３期たつの市国民健康保険データヘルス計画**（令和６年度～令和 11 年度）
- **たつの市新型インフルエンザ等対策行動計画**（令和８年度～）
- **第 10 期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画**（令和９年度～令和 11 年度）
- **たつの市つながるいのち支援計画**（令和元年度～令和 10 年度）
- **たつの市重層的支援体制整備事業実施計画**（令和７年度～令和９年度）
- **地方独立行政法人たつの市民病院機構中期目標**（令和６年度～令和９年度）

※経常収支比率（病院）：病院運営において、営業費用、営業外費用に対する営業収益、営業外収益の割合を表し、通常の病院活動による収益状況を示す指標

基本目標２　心豊かな人を育み、楽しくつながり合うまち

～教育・文化～

施策⑥　幼児教育・保育の充実

（１）幼児教育・保育の充実
（２）幼小の円滑な接続の推進
（３）保護者・地域・関係機関等との連携の強化

施策⑦　学校教育の充実

（１）学びに向かう力の育成
（２）特別支援教育の充実
（３）いじめ・不登校への対応
（４）豊かな心を育む体験活動の充実
（５）教育 DX の推進
（６）魅力ある学校給食と食育の推進
（７）望ましい教育環境の整備

施策⑧　社会教育の推進

（１）地域住民の学習・交流の促進
（２）学びを創造する図書館づくりの推進
（３）地域における学習・交流拠点の整備・活用
（４）青少年の健全育成の推進

施策⑨ 文化芸術の振興・文化財の保護

（１）地域文化の継承・展開
（２）文化・芸術公演等の展開
（３）文化財の保存・活用
（４）歴史資料館等の整備・活用
（５）歴史的町並みの保存・活用

施策⑩ スポーツの振興

（１）生涯スポーツを支える人材の育成・活用
（２）スポーツ施設の整備・活用
（３）ライフステージに応じたスポーツの推進
（４）地域スポーツの活性化と競技スポーツの推進
（５）スポーツによる地域経済の活性化

施策⑪ 人権教育・啓発の推進

（１）人権教育の充実
（２）人権啓発の推進
（３）隣保館・教育集会所活動の充実
（４）男女共同参画社会の形成
（５）女性が活躍できる社会づくりの推進
（６）多様性を尊重する社会づくりの推進

施策６　幼児教育・保育の充実

基本方針

就学前の子どもを取り巻く環境の変化に対応できるよう、乳幼児期にふさわしい教育・保育活動の充実と職員の資質向上に努めるとともに、５歳児から小学校１年生の架け橋期の教育の充実を図るなど、小中一貫教育につながる幼児期と児童期の「学びをつなぐ」取組を推進します。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○認定こども園化を推進し、令和８年度（2026 年度）時点で、公立 11 園、私立９園の認定こども園が開園しています。 ○令和元年（2019 年）10 月から「幼児教育・保育の無償化」が始まり、３歳児以上の園児の保育料が無料となりました。 ○幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、職員を対象とした幼児・小学校教育接続研修を実施しています。 ○各保育所・認定こども園において、地域交流や自然体験活動を通じて、身近な人や自然、伝統文化との関わりを持ち、豊かな心を育んでいます。
課題	○出生数の減少があるものの、３歳児以上の保育料無償化に伴う保育ニーズに対応できる環境づくりに取り組む必要があります。 ○待機児童ゼロを維持するとともに、保育の質の向上や３歳未満児の保育ニーズの増加に対応するため、保育士等を安定的に確保する必要があります。 ○保育所・認定こども園の職員研修等を実施し、職員の資質・専門性の向上を図り、幼児教育・保育を更に充実させる必要があります。 ○架け橋期の教育の充実を図るため、保育所・認定こども園と小学校間において、合同研修会の実施や学びのつながり・指導方法等に関する意見交換を行い、連携を進める必要があります。 ○特別な支援を必要とする子どもに応じた関わりについては、保育所・認定こども園在籍時から小学校等との密な連携を図る必要があります。 ○保護者の抱える不安や負担を解消するために、関係機関との連携を強化する必要があります。

施策の内容

（１）幼児教育・保育の充実

【担当課】教育環境整備課、幼児教育課

●子どもたちが個だけでなく集団として育つことのできるように、集団の中で、異なる年齢の子ども同士が一緒に生活することを通じて、人と関わる力を育み、生きる力の基礎を培います。

●各園所における遊びをより充実させるため、外部講師や地域交流を通じて様々な文化や自然環境等への興味・関心を高めます。

●職員の資質・専門性の向上を図り、幼児教育・保育の質を更に充実させるため、職員研修を実施します。

●保育士等の処遇改善や官民協働による保育の魅力発信等を通じて保育士等の確保に努め、待機児童の発生を防ぐとともに、全ての子どもたちに質の高い就学前教育・保育を提供するため、３歳未満児の

就園率の増加に対応します。
●安全・安心で快適な園生活を送ることができるよう、設備の改修や遊具の点検修繕など、幼児教育・保育環境の整備を図ります。

（２）幼小の円滑な接続の推進

【担当課】学校教育課、幼児教育課

●「たつの市幼児・小学校教育接続期カリキュラム※」を活用した研修を小学校と合同で行い、小学校教育への円滑な接続を進め、５歳児から小学校低学年までの架け橋期の教育の充実を図ります。
●庁内や関係機関との連携の強化、保護者との十分な協議により、特別な支援を必要とする子どもの早期発見に努めるとともに、子どもの特性に応じたきめ細かな関わり等の情報共有を図り、切れ目のない支援に努めます。

（３）保護者・地域・関係機関等との連携の強化

【担当課】幼児教育課

●保護者が抱える不安や負担の解消を図り、安心して子育てを行うことができるよう、教育・保育の専門的な知識を生かした相談機会の創出など、保護者支援を行います。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
保育所・認定こども園の待機児童数	人	0	0	幼児教育課
３歳未満児（０～２歳児）の就園率	%	64.2	69.3	幼児教育課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 乳幼児期の子どもの心身の成長を支え、健やかな心と体を育んでいきましょう。 ▶ 地域のつながりを生かし、子育てを地域社会全体で支えましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 保護者や地域との連携を図り、子どもたちの体験活動を充実させることにより、豊かな心を育んでいきましょう。

＋DX の視点

▶ 登園管理アプリ・SNS 等による情報発信
▶ オンライン研修

関連する計画

▶ **たつの市こども・若者計画**（令和７年度～令和 11 年度）

※カリキュラム：教育課程。学校園の教育目標を実現するために、子どもに必要な教育活動の内容や時間を考えた上で編成する教育計画

施策 7　学校教育の充実

基本方針

一人ひとりの子どもが自らの「ありたい自分」を描き、その実現に向けて「主体的に学び続ける力」を育みます。また、子どもたちの個性や多様性を尊重しながら、地域・社会と協働して「心豊かに未来を拓く力」を育てます。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○「たつの市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針」に基づき、保護者や地域住民との協議を進め、令和３年（2021 年）４月に御津小学校と室津小学校が統合しました。また、新宮地域においては、５つの小学校が統合し新宮中学校と一体となったはりま新宮小中一貫校が令和 10 年（2028 年）４月に開校します。一方、児童数が増加した小宅小学校においては、令和５年（2023 年）に校舎を増築しました。 ○「たつの市小中一貫教育基本方針」に基づき、小中一貫教育を推進しています。 ○新型コロナウイルス感染症対策として、令和２年（2020 年）３月から５月にかけて全国一斉臨時休業の措置が取られ、その後もソーシャルディスタンスの確保等の感染防止対策を取った学校生活が続く中で、学びを保障するために、１人１台端末を活用する GIGA スクール構想※が推進され、ネットワーク環境も飛躍的に向上しました。 ○児童・生徒の知識や思考、表現の基盤となる言語能力を育成する取組や、英語検定料の補助等の英語への関心を高める取組を行っています。 ○特別な支援を必要とする児童・生徒に対する、就学前から学齢期を通じた将来の社会参画を踏まえた支援や、不登校や不登校傾向にある児童・生徒に対する、社会的自立を目指した支援に努めています。 ○市内全中学校の生徒会役員が、いじめやスマホの使い方等の身近な共通の課題について議論し、よりよい解決法を考えていく「たつの市中学生サミット」を開催しています。 ○平成 28 年（2016 年）に中央学校給食センターが稼働し、給食のなかった中学校を加え、全ての中学校への給食提供が可能となりました。令和５年（2023 年）には北学校給食センターが稼働し、２センター方式で全ての小・中学校に安全・安心でおいしい給食を届けています。 ○平成 30 年（2018 年）から中学生の学校給食費の無償化に取り組み、令和７年（2025 年）から小学生も無償化とし、学校給食費の完全無償化を実現しました。 ○熱中症対策として、普通教室や特別教室、体育館等の空調設備設置、ウォーターサーバーの設置、児童へのランドセル用背あてパッド配布等を進めています。 ○学校施設を計画的に整備・更新し、安全・安心で快適な教育環境の確保に努めています。
課題	○他者と協働しながら主体的に学び続けるため、学びに向かう力を育成する必要があります。 ○小・中学校９年間の系統性のある探究的な学びを充実させる必要があります。 ○英語教育においては、読む・書くに加えて、聞く・話すといったコミュニケーション能力を身に付ける指導を行う必要があります。 ○特別支援教育への理解・認識の高まりや通級指導を受ける児童・生徒の増加等の状況を踏まえ、特別支援教育を充実させていく必要があります。 ○不登校や不登校傾向にある子どもたちが、自らの興味関心に応じて活動できる居場所づくりに取り組むなど、様々な関係機関と連携し、支援を行う必要があります。 ○生成 AI など、急速に進化する情報化社会に対応できるよう、児童・生徒の情報活用能力をよ

り一層向上させていく必要があります。
○ICT の活用を推進する一方で、情報セキュリティを確保するとともに、児童・生徒のメディアリテラシーを育成する必要があります。また、ICT を活用した授業を安定的に行うため、ネットワーク環境の維持や向上を図る必要があります。
○学校給食に係る食材費や人件費等の高騰に対応しつつ、引き続き子どもたちの成長や健康を支える学校給食を提供する必要があります。
○子どもたちの教育環境に必要不可欠な教員を確保するため、教員の働き方改革を推進する必要があります。
○多様化する外国人児童・生徒に応じたきめ細かな支援が求められます。
○学校施設の安全を確保するため、計画的に施設整備を進めていく必要があります。
○児童・生徒数の推移等を勘案し、児童・生徒にとって望ましい教育環境を維持するため、「たつの市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針」に基づき、配置等を検討する必要があります。

施策の内容

（１）学びに向かう力の育成

【担当課】学校教育課、小中一貫教育推進課

●小・中学校の９年間を見越した系統性・連続性のあるカリキュラムを編成し、子どもの学びと育ちの質を高めます。
●個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることにより、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に取り組みます。
●外国語で自分自身の考えや気持ちを伝え合う対話的な活動を重視し、学習した語彙・表現等を実際に活用する言語活動を充実させます。
●大学や高等学校、産業界等との連携により、様々な分野に対する児童・生徒の興味関心を高めます。

（２）特別支援教育の充実

【担当課】学校教育課

●特別支援学校や福祉・医療機関等と連携を強化しながら、幼児期から義務教育終了まで将来の社会参画を踏まえた支援の充実に努めます。
●特別支援教育ネットワーク会議を中心に支援体制を強化し、縦横連携を重視したインクルーシブ教育※を推進します。
●チームとしての校内支援体制を充実させるため、研修会等の実施により、全ての教職員の資質や指導力を高めます。

（３）いじめ・不登校への対応

【担当課】学校教育課

●日常的な児童・生徒観察や定期的なアンケートを実施し、学校全体でいじめの早期発見に努め、早期解決に取り組みます。
●校内サポートルームを中心に、スクールカウンセラー※等の専門家や関係機関等と連携しながら、不登校児童・生徒の心のサポートと居場所づくりに努め、児童・生徒や保護者に対する支援体制の充実に取り組みます。

※GIGA スクール構想：１人１台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することにより、教育の質を向上させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現することを目的とした構想
※インクルーシブ教育：障害の有無等に関わらず、全ての子どもが共に学び合う教育
※スクールカウンセラー：いじめや不登校等の対策として、学校において児童・生徒・保護者・教師の相談に応じる心理の専門家

（４）豊かな心を育む体験活動の充実

【担当課】学校教育課、小中一貫教育推進課

●海に学ぶ体験学習事業等の地域の環境を生かした体験活動や社会体験活動を充実させ、児童・生徒の自立心を培います。
●地域の伝統文化や産業、行事、そしてそれらに携わる人々など、地域固有の資源や文化を学びの素材とし、体験を通じてふるさとを愛する心を育みます。
●生徒が自ら考え、課題を解決していく力を養うため、たつの市中学生サミット等の市内の生徒が協力して身近な課題の解決法を考えていく機会の提供に引き続き取り組みます。

（５）教育 DX の推進

【担当課】学校教育課、小中一貫教育推進課

●ICT を効果的に活用した教科指導の中で、情報活用能力の向上を図ります。
●発達段階に応じて、情報技術の適切な取扱いや特性について理解させるなど、メディアリテラシーの育成に取り組みます。
●様々な教育データの分析による、教員の指導方法の改善や、児童・生徒一人ひとりに合った支援を行い、個別最適な学びの実現を目指します。
●ICT 教育の高度化に対応できる通信環境を整備し、安全で安定した学習環境を提供します。

（６）魅力ある学校給食と食育の推進

【担当課】教育総務課、学校教育課、すこやか給食課

●子育て世代の負担軽減のため、引き続き学校給食費の完全無償化に取り組みます。
●中央学校給食センター、北学校給食センターの２センター方式により、安全・安心で栄養バランスのとれた魅力ある学校給食の提供に努めます。
●地域の食文化や食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育に取り組みます。
●積極的に地元産食材を取り入れ、地産地消を推進するとともに、子どもたちの郷土を愛する心を養います。

（７）望ましい教育環境の整備

【担当課】教育総務課、教育環境整備課
学校教育課、小中一貫教育推進課

●中学生が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保することを目指し、教員と部活動指導員を活用した部活動（地域連携）と、認定地域クラブ（地域展開）の両輪で推進します。
●外国人児童・生徒への日本語指導や多様な背景を持つ児童・生徒への個別指導の充実を図ります。
●教員がゆとりを持って児童・生徒の指導や支援が行えるよう、教員の働き方改革を推進します。
●学校施設の定期的な点検と計画的な施設整備による維持管理を行い、安全・安心で快適な教育環境を確保します。
●学校等から改善要望があった通学路の危険箇所について、道路関係部局や警察等と合同点検を行い、グリーンベルトや路面標示の整備など、通学路の安全対策を図ります。
●「たつの市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針」に基づき、児童数の推移や保護者、地域住民の意見を勘案しながら、必要な時期に学校の統合について検討を開始します。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
学校に行くのが楽しいと思う児童・生徒の割合	%	88.0	90.0	学校教育課
授業の内容が分かると思う児童・生徒の割合	%	72.1	80.0	学校教育課
児童・生徒が分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え工夫することができる割合	%	76.7	80.0	学校教育課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 学校教育についての理解を深め、学習活動に協力しましょう。 ▶ 積極的に子どもと会話をしましょう。 ▶ 地域の力を生かした教育活動を進めましょう。 ▶ 学校と連携し、安全・安心な環境づくりのため、子どもたちを積極的に見守りましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 子どもの社会体験学習の機会の提供など、教育活動に積極的に参加しましょう。 ▶ 安全パトロールに取り組むなど、子どもたちの安全確保に協力しましょう。 ▶ 安全で安心な食材を提供しましょう。

＋DX の視点

- 授業における ICT 等の効果的な活用
- デジタル技術を活用した校務・教務効率化

関連する計画

- **第４次たつの市教育大綱**（令和９年度～令和 13 年度）
- **第４次たつの市教育振興基本計画**（令和９年度～令和 13 年度）
- **たつの市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針**（平成 30 年度～）
- **たつの市小中一貫教育基本方針**（令和４年度～）

施策８　社会教育の推進

基本方針

多様化する市民のニーズや学習意欲の高まりに対応するため、学習機会を充実させるなどの取組を通じて、市民が自己に適した手段・方法を選択し、「いつでも」「どこでも」生涯学習活動に取り組むことのできる環境づくりを推進します。

地域・学校・家庭等が連携し、青少年にとって健全で安全な環境を確保するとともに、青少年が主体的に参加できる事業を推進し、その「健全な育ち」を支援します。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○令和２年度（2020 年度）に揖西コミュニティセンター、揖保コミュニティセンターが、令和３年度（2021 年度）に誉田コミュニティセンター、神岡コミュニティセンターが、公民館からコミュニティセンターに移行し、中学校区に１つの公民館という体制を整備しました。 ○公民館においては、無線 LAN（Wi-Fi）※を設置し、講座の中でインターネットを利用したり、高齢者等のスマホ利用の講座を開設できるようにしました。 ○「たつの市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校園、図書館が協力して、子どもが本に親しむための読書環境を整え、豊かな読書活動を支援しています。 ○各図書館で特色ある蔵書構築や行事開催を行っています。 ○青少年健全育成協議会や PTA 協議会、連合子ども会等の各種団体と連携し、青少年参加型事業の開催や、青少年にとっての健全な環境を守る活動を行っています。
課題	○公民館においては、生涯学べる環境づくりとして、幅広い年代を対象とした各種講座や行事を開催していますが、多様化するニーズや若年層にも対応した学習内容を提供するため、ICT 機器の活用など、更なる工夫や充実を図る必要があります。 ○人口減少に加え紙の出版物が減少していく中で、読書離れが危惧されている状況を踏まえ、図書館を中心に誰もが読書を楽しめる環境づくりを充実させることが重要になっています。 ○かるたとり大会等の青少年参加型事業においては、参加者が減少・固定化傾向にあるため、事業の魅力を広く周知し、参加促進を図る必要があります。また、オンラインによる参加申込等のデジタル化を推進していく必要があります。

施策の内容

（１）地域住民の学習・交流の促進

【担当課】社会教育課

●全ての市民が、多様な学びができる体制づくりに努め、生涯にわたる学びを支える社会の実現を目指します。

●公民館やコミュニティセンターを拠点に、市民大学講座をはじめとする多彩な生涯学習プログラムや児童向け講座（キッズ講座）を展開し、誰もが気軽に参加できる学びの場を提供します。

（２）学びを創造する図書館づくりの推進

【担当課】社会教育課

●読書・活字離れ対策として、乳幼児期からの読書に対する関心を深めるための取組を実施するとともに、家庭や地域、学校園等が連携した読書活動の推進に取り組みます。
●電子図書館や移動図書館等の非来館型サービスの拡充、大活字や点字等の高齢者や障害のある人も利用しやすい図書の提供等により、誰もが読書を楽しめる環境を整えます。
●図書館の蔵書の充実を図り、図書館の内外を問わず市民と本・資料を結びつける活動を活発に展開することにより、情報拠点としての機能の充実を図ります。
●播磨科学公園都市圏域定住自立圏や播磨圏域連携中枢都市圏の構成市町との相互利用や広域サービスの展開、マイナンバーカードの貸出券利用など、更なる利便性の向上を図ります。

（３）地域における学習・交流拠点の整備・活用

【担当課】社会教育課

●安全で快適、かつ利便性と持続可能性に配慮した学習・交流拠点の整備を進めます。
●地域のニーズや社会の変化に応じた複合型拠点づくりに取り組みます。

（４）青少年の健全育成の推進

【担当課】社会教育課

●青少年健全育成協議会、PTA 協議会や関係機関と連携を深め、青少年の成長に望ましい環境を確保するための講習会や研修会を行うとともに、街頭における補導やパトロール活動を推進します。
●子ども会等の青少年団体への支援を行い、自然体験や社会体験を通じて青少年の自主的な活動を促すとともに、青少年参加型事業の振興と情報発信に努めます。
●科学実験や科学講習会等を通じて、次世代を担う子どもたちの探求心や創造力を養います。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
公民館の利用者数	人	124,520	125,000	社会教育課
図書の貸出密度（個人貸出冊数/人口）	冊/人	5.0	5.0	社会教育課
二十歳のつどいの参加率	%	83.8	83.8	社会教育課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 日々の学びや体験を通じて、多様な知恵や知識、教養を深め、自分らしく豊かな人生を育んでいきましょう。 ▶ 家庭や地域において、子どもたちに声をかけ、共に活動する機会を増やしましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 学んだり、共に活動する楽しさを感じることができるように、様々な体験ができる機会を提供しましょう。 ▶ 青少年の学校外活動や地域における活動の充実に協力しましょう。

※無線 LAN（Wi-Fi）：ケーブルを使わず、電波を利用してパソコンやスマートフォン等の機器を通信ネットワークに接続する仕組み

＋DX の視点

- オンラインによる予約・支払等手続
- SNS 等による情報発信
- オンライン講座・電子書籍の提供
- デジタル技術を活用した体験活動の提供

関連する計画

- **第３次たつの市子どもの読書活動推進計画**（令和９年度～令和 13 年度）
- **たつの市こども・若者計画**（令和７年度～令和 11 年度）

空白

施策９　文化芸術の振興・文化財の保護

基本方針

「童謡の里たつの」として、これまで培ってきた文化や風土を生かし、市民と一体となった文化事業を実施することにより、地域文化の振興と市民全体の文化芸術の更なる活性化を図ります。

歴史と文化に対する市民の理解と認識を深め、郷土への愛着と誇りを促すため、「たつの市文化財保存活用地域計画」に沿って、市内の歴史文化遺産の「保存の徹底と活用の推進」に努めます。また、市民との協働や参加型事業の展開、資料館等の文化財保存施設の整備と展示の拡充、案内板・情報発信媒体等の多言語化を進め、文化財を生かしたまちづくりに努めます。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○「童謡の里宣言」の精神に則り、童謡に関する様々な取組を進め、その普及と創造に取り組むとともに、市民の芸術文化活動、音楽団体の活動を支援し、芸術表現を楽しめる機会を創出することにより、芸術文化の振興に努めています。 ○市民の芸術・文化事業の拠点として、幼児から高齢者まで幅広いニーズに応じた芸術・文化事業を赤とんぼ文化ホールやアクアホールで開催するとともに、青少年館において市民相互の交流やスポーツ・レクリエーションの場を提供しています。また、計画的に設備の更新等を行い、安全で快適な施設運営に努めています。 ○令和元年（2019 年）12 月に重要伝統的建造物群保存地区に選定された龍野の町並みや、令和元年５月に北前船寄港地として日本遺産に認定された室津の町並み、国指定の新宮宮内遺跡等を舞台に、様々な地域団体と共同したイベントを開催しました。 ○令和８年度（2026 年度）に文化庁の認可を受けた「たつの市文化財保存活用地域計画」に基づき、市内の歴史文化遺産の保存と活用を進めています。
課題	○年齢に関わらず、各分野の文化活動を行う市民団体の発表、情報発信を支援し、芸術文化に親しむ機会づくりを進める必要があります。 ○童謡をはじめとする文化を継承していくため、「童謡の里たつの」の普及と文化振興事業の充実に努める必要があります。 ○文化財の調査・研究を継続的に実施する必要があります。 ○地域総がかりで文化財を保護する体制づくりを促進し、次世代へ伝える必要があります。 ○文化財を観光振興や地域活性化に積極的に活用する必要があります。 ○国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された龍野地区においては、歴史的建造物や町並み等の保存と活用を図る必要があります。 ○日本遺産に認定された北前船関連文化財を有する室津地区においては、構成文化財の保存と活用を図る必要があります。 ○文化財の保存・活用については、未指定を含めた各種文化財所有者等の文化財愛護意識を高め、その理解を得る必要があります。 ○歴史資料館等については、学習の場としての設備・体制の充実が求められます。

施策の内容

（１）地域文化の継承・展開

【担当課】社会教育課

●童謡をはじめとする文化を継承していくため、霞城館等における文化人の顕彰や広報活動、市民の文化活動の支援を行います。
●たつの市文化協会連合会と連携し、市内の文化協会の連携・調整を図るとともに、それぞれの活動の継承と地域文化の発展に努めます。

（２）文化・芸術公演等の展開

【担当課】社会教育課

●赤とんぼ文化ホールやアクアホールを拠点に、市民参加型の公演や本市出身アーティストの支援事業等を行い、文化振興と交流を進めます。

（３）文化財の保存・活用

【担当課】歴史文化財課

●本市の豊かな自然と歴史を物語る多様な歴史文化遺産の調査・研究を推進し、市民とともに再発見に努め、貴重な文化財の保存・活用を継続的に行います。
●本市の歴史文化の特徴を生かし、地域ごとの適切な保存・整備と幅広い活用を計画的に進めます。
●文化財を地域資源と位置付け、市民等と連携した多様な事業・イベントを展開し、観光振興・地域活性化を図り、県内外の交流人口の増加を目指します。
●地域と行政が連携し、文化財保存活用区域や新宮宮内遺跡等の歴史文化遺産を生かしたまちづくりを推進し、市民の郷土意識の向上と担い手の育成を図ります。
●学校教育において文化財を身近に感じられるよう、歴史遺産を題材とした普及活動を企画します。
●市民の文化財に対する防災・防犯意識の向上を図ります。

（４）歴史資料館等の整備・活用

【担当課】都市計画課、町おこし課
社会教育課、歴史文化財課

●市内に点在する資料館や史跡等の歴史文化遺産の保存活用施設を効率的に管理運営するとともに、魅力ある展示等の実施や設備・体制の充実等により、施設の特色化を図り、創意工夫によって多くの人に親しまれる事業を実施します。

（５）歴史的町並みの保存・活用

【担当課】町おこし課、歴史文化財課

●重要伝統的建造物群保存地区において、地域住民組織との協働により、歴史的建造物の保存と活用を推進します。また、木造建築物が密集し、狭あいな道路が多く存在する地区特有の防災上の課題解決を図るため、防災計画に基づいた防災対策に取り組みます。
●龍野や室津の歴史的景観形成地区において、貴重な歴史的町並みの保存や整備、活用を計画等に沿って推進します。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
たつの市美術展・音楽祭・文化祭の来場者数	人	4,495	5,000	社会教育課
総合文化会館の来場者・施設利用者数	人	111,267	112,000	社会教育課
指定等文化財数（国・県・市指定、国選定、国登録）（累計）	件	102	104	歴史文化財課
歴史資料館・史跡等の利用者数	人	139,218	140,000	都市計画課 町おこし課 社会教育課 歴史文化財課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 心豊かな生活を実現するため、文化・芸術活動への参加や鑑賞の機会を持ちましょう。 ▶ 文化財を地域の宝と位置付け、保存と活用を推進しましょう。 ▶ 歴史的建造物の保存に努め、歴史的町並みを大切にしましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 文化イベントへの参加周知をしましょう。 ▶ 主体的な運営を進めていきましょう。 ▶ 文化財の保存や継承に対し、積極的に支援しましょう。 ▶ 歴史的建造物の活用を通じて、市民の文化財保護意識を高め、地域のにぎわいづくりにつなげていきましょう。

＋DX の視点

- オンラインによる申込・予約・支払等手続
- SNS 等による情報発信
- デジタル技術を活用したコンテンツの提供

関連する計画

- **たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存活用計画**（令和元年度～）
- **たつの市文化財保存活用地域計画**（令和９年度～）
- **たつの市龍野伝統的建造物群保存地区防災計画**（令和９年度～）

空白

施策 10　スポーツの振興

基本方針

「誰もが、いつでもどこでも楽しめる生涯スポーツ社会の実現」を目指し、スポーツやレクリエーションを楽しむ機会を創出し、市民の健康づくりや家族・世代間の交流を促進します。また、スポーツを支える人材の育成・活用や運動施設の整備等を進め、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが安心してスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○本市では、「誰もが、いつでもどこでも楽しめる、生涯スポーツ社会の実現」を基本理念として、令和２年度（2020 年度）に今後 10 年間を見据えたスポーツ推進計画を策定しました。 ○体育協会・スポーツ少年団・スポーツクラブ 21 等のスポーツ団体と連携し、スポーツを通じて青少年の健全育成や地域づくりに努めています。 ○本市の地域・観光資源を生かし、観光とスポーツ振興の相乗効果を目的とした事業を実施しています。 ○園児や児童に身体の動かし方等を教え、基礎体力の向上と運動に親しむ能力の育成を図るとともに、小・中学生を対象にトップアスリートによるスポーツ教室を開催し、夢を持ち努力することの大切さを学ぶ機会を創出しています。
課題	○女性のスポーツ実施率が低下していること、年齢層に合ったスポーツの開発・普及を望む声が高いことから、それぞれのライフステージに合わせたスポーツを行うきっかけづくりに取り組む必要があります。 ○スポーツへの参画「する」「みる」「ささえる」により、スポーツの持つ力や価値の理解につながり、人々の生活や豊かな心を醸成するウェルビーイングの向上に貢献するものであることから、参画機会を提供し、スポーツへ参画する人口を拡大する必要があります。 ○子どもの体力が低下していることから、幼児期から親子で運動に親しむ機会を増やし、習慣づける取組を進めるとともに、学校や地域等において、全ての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備と地域のスポーツの担い手となる人材の育成に取り組んでいく必要があります。 ○既存施設の老朽化により、施設の改修や再配置を検討する必要があります。

施策の内容

（１）生涯スポーツを支える人材の育成・活用

【担当課】スポーツ振興課

●スポーツをするだけでなく、スポーツ行事を地域で運営できるよう、生涯スポーツを支え、育てる人材の育成と活用を図ります。

●スポーツ関係団体や学校等と連携し、情報共有を図るなど、スポーツ活動を支えるための環境づくりを進めます。

（2）スポーツ施設の整備・活用

【担当課】スポーツ振興課

●スポーツ施設を適正に管理していくため、調査・点検を行い、施設を安全・安心に維持するとともに、指定管理者制度の導入を視野に入れ、経費節減と行政サービスの質の向上を目指します。
●スポーツ施設の利用状況の分析と利用圏域の位置付けを行った上で、交通利便性や土地利用状況を見据え、計画的な施設の整備・再配置を検討します。

（3）ライフステージに応じたスポーツの推進

【担当課】スポーツ振興課

●幼児期からスポーツに親しむことは、生涯にわたって健康や体力を保持・増進していくための基礎となることから、子どものスポーツ推進に取り組みます。
●社会人や子育て世代等に、スポーツを生活の中に定着・日常化させる機会を提供します。
●高齢者がいつまでも元気で明るく穏やかな生活を送ることができるよう、軽運動やスポーツの大切さを啓発し、定期的な参加を促します。
●障害の有無に関わらず、誰もが共に楽しめるスポーツの推進に努めます。
●誰もがスポーツに参画できるよう、スポーツイベントや大会等の情報を発信し、スポーツに関わるきっかけづくりに努めます。

（4）地域スポーツの活性化と競技スポーツの推進

【担当課】スポーツ振興課

●スポーツクラブ 21 やスポーツ推進委員を中心に、身近な場所で、いつでもスポーツができる環境整備とスポーツによる地域の活性化に努めます。
●地域スポーツの中核となるスポーツクラブ 21 について、認知度の向上に向け、クラブの活動状況等の PR 強化に努めます。
●体育協会、スポーツ推進委員会、スポーツ少年団、障害者スポーツ団体等との連携を強化するとともに各団体の活動を支援し、スポーツを通じた交流や競技力の向上、生涯スポーツの振興を目指します。また、各団体と連携し、スポーツ・インテグリティ※の啓発に努めます。
●トップアスリートを市内小学校等に派遣し、スポーツに親しむとともに、夢を持ってスポーツに取り組むことの大切さを学ぶ機会を創出します。

（5）スポーツによる地域経済の活性化

【担当課】スポーツ振興課

●地域・観光資源を生かしたスポーツ大会を開催し、本市の魅力を全国に発信し、観光やスポーツの振興、地域経済の活性化を図ります。
●播磨科学公園都市圏域定住自立圏事業としてスポーツイベントを開催し、圏域住民の交流人口の増大を図ります。

※スポーツ・インテグリティ：スポーツの誠実性・健全性・高潔性が保たれ、誰もが安心して楽しめる状態であること

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
スポーツ施設の利用者数	人	456,498	457,000	スポーツ振興課
スポーツ教室の受講者数	人	1,248	1,300	スポーツ振興課
障害者スポーツ指導者の発掘・育成数（累計）	人	15	23	スポーツ振興課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ あらゆる世代がスポーツ活動へ積極的に参加し、運動能力の向上、健康づくり、技能の習得に努めましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ スポーツを生活の中に定着させ、日常的に実践しましょう。 ▶ 地域スポーツの普及を推進しましょう。

＋DX の視点

- オンラインによる予約・支払等手続
- SNS 等による情報発信

関連する計画

- **たつの市スポーツ推進計画（改訂版）**（令和２年度～令和 11 年度）

空白

施策 11　人権教育・啓発の推進

基本方針

「人権尊重都市宣言」等に基づき、様々な人権施策を展開し、部落差別をはじめとするあらゆる人権課題の解決を図りながら、「全ての人が尊重され、誰もが活躍できる人権のまち」の実現を目指すとともに、「ひとづくり」「まちづくり」を通じた人権文化の醸成に努めます。

性別に関わらず、誰もが活躍できる環境づくりを進め、仕事、家庭、地域における男女共同参画を推進します。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例」に基づく「たつの市部落差別解消推進基本計画」により、部落差別のない社会の実現に向けて人権教育・啓発の充実を図っています。 ○人権文化をすすめる県民運動と呼応し、８月を推進強調月間とした中央大会や、人権教育実践発表会、人権を考える市民の集い等を開催し、市民に広く学習の機会を提供しています。 ○人権関係団体と連携し、地域や各自治会における人権交流・研修・学習会を通じて、人権尊重のまちづくりを推進しています。 ○教職員に対し研修会や学校訪問指導等を実施し、教職員の指導力向上を図るとともに、児童・生徒が正しく考え学ぶことができる人権教育を行うため、「人権教育実践記録集」や「部落史学習にかかる手引き書」を作成しています。 ○「たつの市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」に基づき、インターネットモニタリング※の強化を図るとともに、適正な利用に関する啓発と教育を進め、相談体制の充実に努めています。 ○家庭・職場・地域における男女平等と共同参画の必要性を広く周知し、政策決定過程への女性参画の推進や意識の向上に努めています。 ○ジェンダー（社会的性別）平等の理解を得るため、男女共同参画週間等で啓発活動を行うとともに、女性のチャレンジを応援するセミナーや相談会等を開催しています。
課題	○より多くの教職員が様々な人権課題について理解を深められるよう、教職員のニーズに合った魅力ある研修会を実施する必要があります。 ○研修会や学習会等を継続して実施しているものの、SNS における誹謗中傷など、インターネットを通じた人権侵害への対応が課題となっています。 ○隣保館は地域住民の福祉を含めた身近な相談窓口の役割を担っており、相談体制を充実させ、親しみやすい隣保館運営に努める必要があります。 ○男女が仕事や家庭、地域における役割を平等に果たし、共に働きやすい環境をつくる必要があります。 ○各種審議会や委員会における女性委員の割合を高めるとともに、コミュニティ活動等へ女性が参画しやすい環境を整え、市政や地域社会に女性の意見を十分反映させる必要があります。 ○女性に対するあらゆる暴力の根絶、全ての女性が安心して暮らせるための環境整備をより一層進めていく必要があります。 ○性的マイノリティ（LGBTQ+）の人々の人権が守られ、自分らしく生活できるよう、市民への啓発を通じて、多様な性への理解を深めていく必要があります。

施策の内容

（１）人権教育の充実

【担当課】人権教育推進課

●人権教育研修や人権施設の見学、学校訪問指導等により、教職員の知的理解や人権感覚を高め、指導力の向上を図ります。
●地域教材や地域人材の充実を図り、地域に根ざした人権尊重の学校文化の構築を目指します。
●系統的な人権教育カリキュラムに基づき、児童・生徒の人権意識や人権感覚の向上を目指します。

（２）人権啓発の推進

【担当課】人権教育推進課

●人権文化をすすめる市民運動中央大会や講演会等を開催し、市民に広く学習・啓発の機会を提供することにより、市民の人権意識の高揚を図ります。
●人権教育実践発表会や人権を考える市民の集いを開催し、公開保育・授業や講演会・分科会等を通じて、市民に広く学習の機会を提供します。
●学校・家庭・地域・職場など、様々な場における学びを充実させるため、その指導方法を工夫・改善するとともに、ライフステージに応じた研修の機会を提供します。このことにより市民の人権意識を高めるとともに、日常生活に潜む人権課題に気づくことのできる人権感覚を磨きます。
●関係機関との連携を深めながら、多くの市民が関心を持てるような講座や研修会・学習会を開催するとともに、市民の相互理解の促進と地域社会への参加・参画を図るため、各種交流活動を実施します。
●部落差別をはじめとする様々な人権課題や、いじめや虐待、風評被害、インターネット上の掲示板やSNS 等を悪用した行為、性的マイノリティを理由とした差別やヘイトスピーチ※等の新たな人権課題の解決に向け、人権教育アシスタント・人権教育推進委員など、人権リーダーの指導的力量を高め、地域全体への人権教育・啓発の充実や推進体制の確立を図ります。

（３）隣保館・教育集会所活動の充実

【担当課】人権推進課、人権教育推進課

●生活上の相談をはじめとする福祉の向上、人権教育、人権啓発といった隣保館本来の役割を果たせるよう、活動の充実を図ります。
●人権教育施設として教育集会所の教育環境の改善を図り、子どもたちを中心とした地域住民の交流活動を推進し、人権尊重の精神の向上を目指します。

（４）男女共同参画社会の形成

【担当課】人権推進課

●男女共同参画社会の形成に向けて、市民と協働しながら、セミナーの開催等により仕事と生活スタイルの調和の重要性について、市民の啓発や機運の醸成に取り組みます。
●パートナーに対する暴力の防止や根絶へ向けた啓発や活動団体への支援、関係機関との連携や協力による相談体制の充実を図ります。

※インターネットモニタリング：インターネット等への差別的な書き込みを監視すること
※ヘイトスピーチ：人種や民族、宗教、性別など特定の属性に対して憎悪を表明する、あるいは差別を正当化・助長する表現

（５）女性が活躍できる社会づくりの推進

【担当課】人権推進課

●女性の自己実現や活躍を支援するセミナーや講演を開催するとともに、各種団体における女性リーダーの育成を図ります。
●女性の起業やキャリアアップの支援、役員・管理職への女性登用を推進するとともに、地域で活躍する女性のネットワーク構築を通じて、女性が地域の担い手として継続的に活躍できる基盤整備を進めます。
●市政検討の場になる審議会等において、女性委員の割合を高め、男女双方の意見が反映された市政を推進します。

（６）多様性を尊重する社会づくりの推進

【担当課】人権推進課、人権教育推進課

●性的マイノリティのカップルがパートナーとして社会で認められるためのパートナーシップ宣誓制度※の推進や啓発を進めます。
●外国人に対する偏見や差別を解消するため、文化・言語・生活習慣等の違いを正しく理解し、共に生きていく態度の育成を目指した教育の充実を図ります。
●隣保館や教育集会所において、英語教室や国際交流講座の実施等を通じて、外国の文化や習慣に慣れ親しむ機会を提供します。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
人権に関する研修会・学習会の参加者数	人	22,734	23,000	人権推進課 人権教育推進課
隣保館・教育集会所の利用者数	人	35,975	36,000	人権推進課 人権教育推進課
市審議会の女性委員の構成比率	%	22.3	30.0	人権推進課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 人権についての研修会や学習会等に積極的に参加し、家庭や地域における理解や実践につなげましょう。 ▶ 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で活動に参画する社会づくりを進めましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 自治会・NPO・ボランティア団体・企業等が主体的に研修会や学習会を実施し、人権意識の向上に努めましょう。 ▶ 各種団体が実施する研修会や学習会の充実を図るため、様々な研修の機会に参加し、その手法等を積極的に学びましょう。 ▶ 男女共同参画の効果に気づき、意識・無意識に関わらず、性別による差別的取扱いをなくしましょう。 ▶ 男女共に働きやすい職場づくりに努めましょう。

※パートナーシップ宣誓制度：一方または双方が性的マイノリティである二人が日常生活において人生のパートナーとして協力し合うと宣誓したことを市が証明する制度

＋DX の視点

- オンラインによる申請等手続・相談
- SNS 等による情報発信

関連する計画

- **たつの市人権施策推進指針**（平成 19 年度～）
- **たつの市部落差別解消推進基本計画**（令和９年度～令和 13 年度）
- **第３次たつの市男女共同参画プラン**（令和９年度～令和 18 年度）

空白

基本目標３　地域の特性を生かした、快適で住みやすいまち

～都市基盤～

施策⑫　都市整備・土地利用の推進

（１）地域の特性にあった土地利用の推進
（２）計画的な市街地整備の推進
（３）土地利用の規制緩和による産業用地の創出
（４）地籍調査の推進

施策⑬　住環境・公園緑地の整備・保全

（１）住宅耐震化の支援
（２）市営住宅の適切な管理運営
（３）空き家対策の推進
（４）公園緑地の整備・活用
（５）生活環境の緑化

施策⑭　上下水道の整備・保全

（１）上水道の安定供給
（２）下水道事業の推進
（３）前処理場の維持管理

施策⑮　道路の整備・保全

（１）広域幹線道路の整備
（２）道路の渋滞対策
（３）既存道路の整備・保全

施策16 公共交通の維持・推進

（１）地域公共交通の維持
（２）JR 姫新線の利用促進
（３）JR 山陽本線の利便性の向上
（４）路線バスの維持・確保
（５）コミュニティバス・圏域バスの運行
（６）市民乗り合いタクシーの運行

施策 12　都市整備・土地利用の推進

基本方針

市民が誇りを持って住み続けられるよう、地域の特性を生かした魅力ある土地利用を推進します。また、「コンパクトで持続可能なまちづくり」の実現に向け、都市交流拠点に都市機能を集積するとともに人口密度を維持し、核となる市街地を公共交通で結ぶ多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指します。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○JR 山陽本線竜野駅においては、駅前広場整備が完了し、都市交流施設として交通結節機能が強化されるとともに、自由通路のバリアフリー化が完了し、誰もが安全・安心・快適に駅を利用できるようになりました。 ○龍野 IC 周辺地区土地区画整理事業を実施し、幹線道路沿道にふさわしい商業施設や生産施設の立地による産業街区の形成を図っています。 ○市街化区域においては、県の開発許可基準、市の開発行為指導要綱等に基づき、良好な都市環境の形成を推進しています。 ○市街化調整区域においては、特別指定区域制度※や地区計画制度※を活用し、市民主体のまちづくりを推進しています。 ○「第７次国土調査事業十箇年計画」に基づき、市街化区域内の地籍調査を実施しています。
課題	○「たつの市都市計画マスタープラン」に基づき、それぞれの地域の特性を生かしつつ、各地域の市街化区域を中心としたまちづくりを推進するため、今後も計画的な土地利用の誘導を進める必要があります。 ○人口減少、少子高齢社会に対応するため、核となる市街地を中心とした都市構造の形成によるコンパクトで持続可能なまちづくりを進める必要があります。 ○工場適地が不足しており、土地利用の規制緩和による新たな産業用地を創出する必要があります。

施策の内容

（１）地域の特性にあった土地利用の推進　【担当課】都市計画課

●地域の歴史や文化を生かした土地利用を図るとともに、都市計画に関する制度等の情報提供により、市民が主体的にまちづくりに取り組むことができるよう支援します。
●市街化区域においては、住宅や生活利便施設等の立地誘導を図り、公共交通ネットワークと連携した多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指します。
●市街化調整区域においては、特別指定区域制度や地区計画制度等を活用し、Uターンを中心とした定住の促進、地域産業や市内企業の事業拡張による地域活力の維持を図ります。

（２）計画的な市街地整備の推進　【担当課】都市計画課

●龍野 IC 周辺地区土地区画整理事業においては、幹線道路沿道にふさわしい商業施設や生産施設の立

地による産業街区の形成を図ります。

●都市交流拠点周辺においては、開発行為指導要綱等に基づき、道路や公園等の公共施設を整備しつつ優良な宅地を供給し、計画的な市街地形成を図ります。

（３）土地利用の規制緩和による産業用地の創出

【担当課】都市計画課

●市内企業の移転や事業拡張の受け皿の確保、次世代成長産業の誘致を目指し、集落環境や営農環境に配慮した産業用地の創出を図ります。

（４）地籍調査の推進

【担当課】用地課

●土地取引や公共事業推進の円滑化、災害復旧の迅速化等を図るため、地域住民の協力を得て地籍調査を進めます。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
新たな土地利用による産業用地創設数（累計）	件	9	14	都市計画課
市街化調整区域における住宅建築数（累計）	戸	1,300	1,540	都市計画課
地籍調査事業の進捗率（市街化区域対象）	%	46.9	61.7	用地課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 地域の特性を理解し、土地利用やまちづくりに関心を持ちましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 地域の魅力や環境に配慮した土地利用に協力し、持続可能なまちづくりに貢献しましょう。

＋DX の視点

▶ オンラインによる申請等手続

関連する計画

▶ **たつの市都市計画マスタープラン**（平成 21 年度～令和 13 年度）
▶ **たつの市土地利用計画**（平成 27 年度～令和 13 年度）
▶ **たつの市立地適正化計画**（平成 29 年度～令和 22 年度）
▶ **たつの市地籍調査事業第７次十箇年計画**（令和２年度～令和 11 年度）

※特別指定区域制度：市街化調整区域において、市や地域のまちづくり団体が住民と協働して地域課題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を作成した場合に、市が県に申し出て、県条例で特別指定区域を指定して建築許可要件の一部を緩和し、計画に沿ったまちづくりを実現していく制度
※地区計画制度：良好な環境の形成や保持のため、合理的な土地利用を行うことを目的として都市計画で定める制度。建築物の用途、敷地規模、建ぺい率、容積率、高さ等を定めることができる。

施策13　住環境・公園緑地の整備・保全

基本方針

優良な住宅開発を計画的に促進するとともに、増加する空き家や旧耐震住宅への支援を継続し、「安全・安心な住宅・住環境づくり」に取り組みます。

市民の憩いと交流の場として、「安全で魅力ある都市公園」の整備を進めます。また、地域の特性やニーズに応じた多機能な空間づくりを進め、誰もが利用しやすい環境を整えます。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○住まいの耐震化促進事業により、住宅の耐震化を推進しています。 ○「たつの市市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅の改修等を計画的に進め、その老朽化に対応しています。 ○空き家バンク制度等を促進し、空き家の利活用を推進しています。 ○市民の憩いと交流の場を提供するため、市内 60 か所の都市公園を整備しています。 ○都市公園の機能を維持するため、自治会と協働で清掃や除草、遊戯施設等の点検・維持修繕を実施しています。
課題	○南海トラフ地震等の大規模な地震に備えるため、住宅の耐震化を進める必要があります。 ○市営住宅の長寿命化の必要性に鑑み、計画的に改修を進める必要があります。 ○適切に管理されていない空き家が増加し、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、その解消に努める必要があります。 ○自治会等の担い手の高齢化に伴い、従来のボランティア活動を基盤とした清掃や除草等の公園の管理体制を維持することが困難となっています。

施策の内容

（1）住宅耐震化の支援　【担当課】建築住宅課

●住宅の所有者に対して耐震化の必要性を啓発し、防災意識の高揚を図ります。
●災害に強く安心して生活できる住宅とするため、所有者が行う耐震診断や耐震化への取組を支援します。

（2）市営住宅の適切な管理運営　【担当課】建築住宅課

●市営住宅長寿命化計画に基づき、既存住宅の長寿命化と老朽化した住宅の改修を計画的に行い、市営住宅を適切に管理します。

（3）空き家対策の推進　【担当課】建築住宅課

●空き家の相談内容に応じた適切な助言等を行うとともに、空き家バンク制度や改修費用の助成等によ

り、空き家の利活用を推進します。

●適切に管理されていない空き家に対して適正管理を促進します。また、解体費用の助成や財産管理制度等の活用により、特定空家等の減少を図ります。

（4）公園緑地の整備・活用

【担当課】都市計画課

●長寿命化計画に基づき、公園施設の補修や改修を計画的に進めるとともに、都市公園を計画的に再編します。

●自治会等の担い手の高齢化に伴う管理負担の軽減を図るため、利用頻度や公園の特性に応じた管理体制等の見直しに取り組みます。

（5）生活環境の緑化

【担当課】商工振興課、都市計画課

●自治会等の市民団体の協力のもと、公園やオープンスペースの緑化に取り組みます。

●大規模工場の立地において、適正な工場緑化が行われるよう取り組み、環境の保全を図ります。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
住宅の耐震化率	%	81.4（令和５年度）	86.6	建築住宅課
空き家の利活用数（累計）	件	477	567	建築住宅課
市民一人当たりの都市公園面積	㎡/人	18	20	都市計画課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 住宅の所有者は、適切な維持管理や地震防災対策に努めましょう。 ▶ 空き家の所有者等は、適正管理に努めるとともに、適切に管理されていない空き家については、その解消を図りましょう。 ▶ 公園の美化やルール遵守に協力し、地域活動や利活用に積極的に取り組みましょう。 ▶ 緑化の大切さを理解し、地域の維持管理行事等に積極的に参加しましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 住宅の耐震化について普及啓発を行うとともに、耐震化に関する相談対応や耐震診断・補強工事など、安全性の向上に関する取組に努めましょう。 ▶ 公園の維持管理やイベントへの協力を通じて、地域のにぎわいづくりに貢献しましょう。 ▶ 地域の緑化活動に積極的に取り組み、市民が気軽に参加できるよう、ボランティア活動等を通じて参加の機会を提供しましょう。

＋DX の視点

▶ オンラインによる申請等手続

関連する計画

- **たつの市住生活基本計画**（令和５年度～令和 14 年度）
- **たつの市耐震改修促進計画**（令和８年度～令和 17 年度）
- **たつの市市営住宅長寿命化計画**（令和５年度～令和 14 年度）
- **第３期たつの市空き家等対策計画**（令和９年度～令和 13 年度）
- **たつの市みどりの基本計画**（令和３年度～令和 13 年度）

空白

施策 14　上下水道の整備・保全

基本方針

上下水道の既存施設の統廃合等により、適切な規模への転換を図るとともに、設備更新の着実な実施と効率的な維持管理を推進し、「安定した経営基盤の確立」と良質なサービスを持続的に提供します。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○水道事業については、詳細型アセットマネジメント※を作成し、AI 技術を活用した管路の老朽度診断により、更新工事の優先順位を決定し、効率的に管路更新を行っています。 ○地震等の災害時に配水池内の水の流出を防ぐため、龍野第２配水池に緊急遮断弁を設置しました。 ○電気設備、計装設備、機械設備の各専門事業者と「災害時における浄水施設の応急対策業務の応援に関する協定」を締結しました。 ○漏水調査専門事業者と「災害時における上水道管路の漏水調査支援に関する協定」を締結しました。 ○下水道事業については、独立採算による安定的な経営を目指して、段階的な使用料改定や生活排水処理施設の統廃合に取り組んでいます。 ○下水道施設の老朽化対策として、管路施設は点検調査を実施し、計画的に更新を行っています。また、処理場やポンプ場については、計画的に改築、更新を行っています。 ○浸水対策は、過去に浸水被害が発生した地域を中心に計画的な施設整備を進めています。
課題	○上下水道とも、老朽化による施設の改築や更新等で多額の費用を要する上に、人口減少等の影響により収益減少が見込まれるため、これらの状況に対応した持続可能な事業運営を行っていく必要があります。 ○水道事業については、将来の水需要に適応した送配水系統を検討し、施設の更新や耐震化を効率的に進めていくとともに、料金改定の必要性を検討します。 ○下水道事業については、段階的な使用料改定や水洗化率向上等による財源の確保、施設の統廃合等による支出削減を図る必要があります。 ○下水道施設の老朽化が進む中、限られた財源で計画的な点検調査や施設の更新、耐震化を実施し、事故防止や地震に備える必要があります。 ○浸水対策については、過去に浸水被害が発生した地域において再度の災害が起きないよう、計画的に施設整備を行っていく必要があります。

施策の内容

（１）上水道の安定供給

【担当課】上水道課

●災害に備え、急所施設※や重要給水施設の老朽化対策、耐震化を進めるとともに、施設の改良や統廃合を検討し、より一層の安定供給を確保します。
●更新需要の増大に対応するため、料金改定の必要性を検討し、持続可能な事業運営を継続します。
●衛星画像の AI 解析等により市内管路の漏水調査を進め、有収率の向上につなげます。

●西播磨水道企業団や播磨高原広域事務組合との協力体制の強化など、近隣事業体との連携を深めます。
●水道法に規定する水質基準に基づき、定期的に水質検査を行い、日々安全な水を供給するための取組を続けます。

（2）下水道事業の推進

【担当課】下水道管理課、下水道施設課

●水洗化の啓発等により未接続家屋を解消し、生活環境の向上につなげます。
●持続可能な事業運営を行うため、生活排水処理施設の揖保川流域下水道への接続、処理施設の統合、小規模化等を推進するとともに、効率的な施設整備の維持や段階的な使用料の見直しを行います。
●腐食のおそれがある管路や幹線管路等の重要度の高い管路施設から計画的に点検調査を実施し、老朽化した施設の更新に合わせて施設の耐震化を行うなど、効率的に改築、更新を実施します。
●これまでに浸水被害が発生した地域においては、雨水幹線整備等により浸水被害の軽減を図り、安全・安心な市民生活を確保するため、浸水対策を重点的に実施します。

（3）前処理場の維持管理

【担当課】下水道管理課、下水道施設課

●計画的な老朽化施設の改築、更新を行うとともに、脱臭設備の整備を進め、周辺環境の改善を図ります。
●安定した前処理場運営を目指し、原因者負担の原則に基づく使用料の確保や維持管理費の縮減に努めるとともに、国･県からの恒久的な財源支援に向け要望を続けます。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
水道料金の回収率（給水経費に対する料金収入）	%	100.9	100.0	上水道課
一般汚水経費の回収率（処理経費に対する使用料収入）	%	81.1	90.0	下水道管理課
水洗化率（処理区域内人口に対する水洗化人口の割合）	%	96.0	97.0	下水道管理課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 日常生活において節水に取り組みましょう。 ▶ 漏水に注意し、早期発見・早期修理に努めましょう。 ▶ 配管や器具の適切な維持管理に努めましょう。 ▶ 下水道に異物・油脂分等を流さないようにしましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 事業所内にある水道施設を適切に管理しましょう。 ▶ グリーストラップ※等の除害施設の適切な維持管理を行い、排水基準を遵守しましょう。

※アセットマネジメント：持続可能な事業経営を実現するために、中長期的な視点に立ち、事業資産を計画的・効率的・効果的に管理運用すること
※急所施設：その施設が機能を失うとシステム全体の機能を失われる可能性がある重要施設
※グリーストラップ：排水中の油脂分を分離・貯留して油脂を排水管や下水管に直接流さないようにする装置

＋DX の視点

- オンラインによる申請等手続
- オンラインによる施設等情報の提供
- デジタル技術を活用した施設点検等

関連する計画

- **たつの市水道ビジョン**（令和元年度～令和 10 年度）
- **たつの市生活排水処理計画**（令和３年度～令和９年度）
- **たつの市流域関連公共下水道事業計画**（令和３年度～令和９年度）
- **たつの市公共下水道事業計画**（令和３年度～令和９年度）
- **たつの市下水道ストックマネジメント計画**（令和５年度～令和９年度）

空白

施策15　道路の整備・保全

基本方針

国・県・関係市町と協力して、広域的な道路ネットワークを強化し、主要幹線道路の交通処理機能の向上を図るとともに、災害時にも人流や物流を途絶しない「道路ネットワーク」の構築に取り組みます。また、既存道路の拡幅や維持、補修を実施することにより、安全性を向上させます。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○揖龍南北幹線道路のうち、JR 姫新線大鳥踏切（新宮町）以北や都市計画道路本龍野富永線の事業を県と連携し推進しています。 ○栗栖川まちづくり連携治水対策事業により、道路整備を実施しています。 ○市街化区域の拡大に合わせて、周辺道路網の見直しを実施しています。 ○道路の健全性の確保や交通の円滑化のため、計画的な修繕や改良を実施しています。 ○道路の構造や交通に支障を及ぼすことがないよう、占用者に対し、適切な維持管理をするよう指導を行っています。
課題	○JR 姫新線大鳥踏切以北については、広域的な道路ネットワークの強化・充実を図るため、関係機関と連携し事業を推進する必要があります。 ○通勤・通学の混雑時には、依然として渋滞が発生しており、市民生活の利便性や安全面・防災面の向上を図るため、道路整備を推進する必要があります。 ○交通特性や利用者ニーズなど地域の実情に応じた整備を計画する必要があります。 ○社会インフラの老朽化が著しい中、通行の安全確保は責務であり、計画的な点検、維持、修繕を効率的に実施する必要があります。 ○災害時の人命救助や物資供給等の応援活動を円滑に行うため、緊急輸送道路の機能強化を図る必要があります。

施策の内容

（1）広域幹線道路の整備

【担当課】建設課、都市計画課

●西播磨の広域防災拠点となる播磨科学公園都市への幹線道路の整備を関係市町と協力し促進します。
●JR 姫新線大鳥踏切以北の事業推進に努めるとともに、早期の全線開通を目指します。
●都市計画道路本龍野富永線等について、交通結節機能の強化や、安全で活気とにぎわいのあるまちづくりにつながるよう、県と連携し、事業推進に努めます。
●緊急輸送道路を中心に災害に強い道路整備に努めるとともに、幹線道路を補完する道路の整備により、交通の円滑化を図ります。

（2）道路の渋滞対策

【担当課】建設課

●市街化区域内における渋滞対策として、道路の新設や拡幅、交差点改良等を行い、交通混雑の緩和や

安全性向上を図ります。

（3）既存道路の整備・保全

【担当課】建設課

●地域住民の利便性を向上させるため、市民との協働により道路の整備や維持、補修に努めます。
●市民や事業者等との協働により、生活に密接した道路や側溝の清掃、美化活動に取り組みます。
●良好な通行が確保できるよう、支障となる物件の所有者や占用者に対し啓発や注意喚起を実施します。
●道路管理業務の効率化やコスト縮減、行政サービスの質の向上を目的として、包括的民間委託の導入を推進します。
●橋りょう・トンネル・道路付属物の計画的な点検や補修等により、安全・安心・快適な通行を確保します。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
計画道路整備の進捗率（市道）	%	40.3	79.9	建設課
道路ストック※の長寿命化進捗率	%	12.0	16.6	建設課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 道路の整備や維持補修等に協力しましょう。 ▶ 地域内の狭あい道路の安全な通行について、自治会内で積極的に話し合いましょう。 ▶ 地域内の道路美化に取り組みましょう。 ▶ 通行の支障とならないように、個人所有物（樹木等）を適切に管理しましょう。 ▶ 道路の異常を発見したときは、道路管理者に連絡しましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 道路美化や沿道景観の形成に協力しましょう。

＋DX の視点

▶ デジタル技術を活用した道路構造物等の点検・診断

関連する計画

▶ **たつの市道路橋個別施設計画（長寿命化修繕計画）**（平成 27 年度～）
▶ **たつの市トンネル個別施設計画（長寿命化修繕計画）**（平成 30 年度～）

※道路ストック：これまでに整備してきた道路、道路橋、トンネルの蓄積

施策16　公共交通の維持・推進

基本方針

鉄道・路線バス・コミュニティバス・圏域バス・市民乗り合いタクシー・一般タクシーが相互に連携した、市民が移動しやすい総合的な交通ネットワークを構築します。また、マイカー依存から脱却した「持続可能な地域旅客運送サービス」の確保・維持・改善と利用促進を図るとともに、まちづくり・福祉・観光が一体となった地域の生活を支える公共交通環境を整備します。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○JR 姫新線については、年間 300 万人の乗車維持を目標に利用促進イベントや駅周辺駐車場等の使用料金助成を行っています。また、駅周辺駐車場・駐輪場整備等を行い、乗降環境の改善により利便性向上を図りました。 ○JR 山陽本線については、駅舎改築や駅前道路整備等を行い、乗降環境の改善とバリアフリー化により利便性向上を図りました。 ○路線バスについては、路線の維持・確保を図るため、運行事業者に対し国・県と協調した運行補助を行っています。 ○路線バスの乗客減少に伴い廃止・減便された路線は、コミュニティバスに転換して維持しています。 ○コミュニティバスについては、バスロケーションシステム※を導入し、利便性向上を図りました。 ○市内全域で市民乗り合いタクシーを運行し、鉄道・バスでは対応が難しい市民の通院や買い物等の多様な交通需要にきめ細かに対応しています。 ○アンケート調査等で利用者の移動需要を把握し、市民乗り合いタクシーやコミュニティバスの利用促進に取り組んでいます。
課題	○JR 姫新線については、単なる利用促進にとどまらず、駅や周辺地域に魅力を感じさせるまちづくりを進める必要があります。 ○JR 山陽本線の利便性向上に向け、駅舎整備後の利用動向を継続的にモニタリングし、その結果を踏まえて運行本数の増加を JR に対して要望する必要があります。 ○路線バスの持続可能な運行に向け、運行事業者と協議し、乗客動態に即した路線再編やダイヤ改正を検討する必要があります。 ○市民乗り合いタクシーの実証運行等の効果検証を行い、既存事業者との役割分担を明確化し、持続可能な輸送サービス体制を構築する必要があります。 ○持続可能なサービス提供を図るため、運賃を改定し、収益性を確保する必要があります。

施策の内容

（1）地域公共交通の維持

【担当課】企画政策課、都市計画課、建築住宅課

●たつの市地域公共交通会議をはじめ、関係機関と協議・連携し、持続可能で誰もが移動しやすい地域公共交通ネットワークの実現に取り組みます。

●鉄道・路線バス・コミュニティバス・播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス・市民乗り合いタクシー・一般タクシーが連携した総合的な交通体系を維持しつつ、利便性の向上と効率的な運行を図るとともに、MaaS※等の新たな交通サービスの構築に取り組みます。
●コミュニティバス・圏域バス・市民乗り合いタクシーの利用実態や運行経費等を踏まえた料金体系の見直しを行い、適正化を図ります。
●駅周辺駐車場・駐輪場、駅施設等の適正管理に努め、JR 姫新線・山陽本線の円滑な乗降環境を維持します。

（2）JR 姫新線の利用促進

【担当課】企画政策課

●JR 姫新線の利便性・速達性という優位性を沿線地域内外に広報し、地域の基幹公共交通として維持できるよう、利用促進や沿線地域の活性化に取り組みます。
●姫新線利用促進・活性化同盟会等を通じて、運行車両の増結や IC カード対応改札機の設置等について JR に対する要望活動を実施するとともに、年間 300 万人の乗車を維持していくため、沿線住民に JR 姫新線の重要性への理解促進とマイレール意識の醸成を図ります。

（3）JR 山陽本線の利便性の向上

【担当課】企画政策課

●駅周辺整備の実施に伴う運行本数増加等の利便性向上について、沿線市町で構成する山陽本線沿線市町連絡会や西播磨市町長会を通じて、JR に対する継続的な要望活動を実施します。

（4）路線バスの維持・確保

【担当課】企画政策課

●路線の維持・確保に努めるとともに、公共性の高い路線は、国・県と協調して運行補助を行います。
●県の補助要件を満たさなくなる路線については、運行事業者と協議の上、路線再編を検討します。

（5）コミュニティバス・圏域バスの運行

【担当課】企画政策課

●コミュニティバス・圏域バスの沿線環境の変化や利用者のニーズに応じて、運行時間帯や運行ルート等の運行内容を見直し、更なる利便性の向上を目指します。

（6）市民乗り合いタクシーの運行

【担当課】企画政策課

●市民乗り合いタクシーを運行し、市民の交通需要にきめ細かに対応します。
●区域外運行について市内の交通事業者と慎重かつ十分に協議し、既存の交通網との整合を図ります。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
JR 姫新線・山陽本線の１日平均利用者数（市内鉄道駅の乗車人数）	人	5,648	5,900	企画政策課
路線バス（市内）・コミュニティバス・圏域バスの１日平均利用者数	人	1,245	1,300	企画政策課
市民乗り合いタクシーの１日平均利用者数	人	227	240	企画政策課
コミュニティバス・市民乗り合いタクシーの利用者満足度	%	83.0	90.0	企画政策課

※バスロケーションシステム：バスの現在地や運行状況をリアルタイムで把握できる仕組み
※MaaS（マース）：利用者の移動ニーズに対応し、複数の公共交通や移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行うサービス

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民 が取り組むこと	▶ 公共交通機関を積極的に利用し、渋滞解消や排気ガス削減を通じて環境への配慮に取り組みましょう。 ▶ 公共交通をより身近な存在として認識し、「地域の足は地域で守る」という意識を持ちましょう。 ▶ オンライン申請・予約・決済等のデジタルツールの積極的な利用に努めましょう。 ▶ 高齢者や障害のある人を含む地域住民が公共交通を利用しやすい環境をつくるため、バリアフリー化の進展を支持し、利用者支援に協力しましょう。
事業者・団体等 が取り組むこと	▶ 公共交通に対する理解と関心を深め、地域住民や従業員等が公共交通機関を積極的に利用するよう促進しましょう。 ▶ 交通事業者や各団体が相互に連携し、公共交通の利便性を向上させるための制度や環境整備に取り組みましょう。 ▶ 地域特性や利用者のニーズを反映した、柔軟で効率的な公共交通システムを構築しましょう。 ▶ 公共交通の魅力を広めるため、地域住民とのコミュニケーションを強化し、利用促進活動を展開しましょう。

＋DX の視点

- オンラインによる予約・支払等手続
- オンラインによる運行情報の提供

関連する計画

- **第３次たつの市地域公共交通計画**（令和９年度～令和 13 年度）

空白

基本目標4　自然と共生し、安心して暮らせる潤いのあるまち

～環境・安全～

施策17　自然環境の整備・保全

（１）山林環境の整備・保全
（２）河川環境の整備・保全
（３）海岸環境の保全
（４）生物多様性の保全・啓発

施策18　生活・地球環境の保全

（１）地球温暖化防止活動の推進
（２）再生可能エネルギーの導入促進
（３）公害防止体制の推進
（４）ごみの減量化・再資源化の推進
（５）ごみ処理施設における長期的処理
（６）環境保全への意識の高揚

施策19　防災体制の充実

（１）情報伝達体制の適切な管理
（２）避難対策の充実
（３）自主防災組織の育成
（４）広域連携体制の充実
（５）危機管理体制の充実

施策20 消防・救急・救助体制の充実

（１）消防署の消防力の強化
（２）救急・救助業務の充実
（３）消防団の消防力の強化
（４）火災予防・救命処置への意識の高揚
（５）消防水利の適切な管理

施策21 暮らしの安全確保

（１）安全・安心な道路交通環境の整備
（２）交通安全への意識の高揚
（３）防犯体制の充実
（４）国民保護体制の確立
（５）消費生活の安全確保

施策17　自然環境の整備・保全

基本方針

「持続可能な社会の実現」に向けて、山・川・海の豊かな自然環境の保全と山林・河川・海岸の災害対策の強化を図るとともに、市域の６割を占める森林が有する多面的機能を最大限に発揮できるよう、脱炭素社会の構築に資する森林整備を進めます。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○災害に強い森づくりのため、斜面の防災機能の強化を図り、間伐木を利用した土留工を設置しています。 ○里山防災林や野生動物共生林の整備等を推進し、山林の防災機能と脱炭素等の環境機能等の多面的機能を向上させるために適正な管理を行っています。 ○急傾斜地の崩壊対策を推進し、がけ崩れによる地域住民への被害防止に取り組みました。 ○河川の維持修繕を行い、災害の未然防止を図りました。 ○成山新田付近の海岸環境美化を目的として、海岸の環境整備を行いました。 ○人に危害を及ぼすおそれがあるスズメバチの巣の駆除に対する費用を補助し、地域住民の安全・安心な居住空間の確保を図っています。 ○緊急銃猟制度※に基づき、生活圏にクマやイノシシが出没した際に行政・警察・狩猟団体等と連携して、安全確保等一定の条件のもとに銃猟を行う体制を構築しています。
課題	○健全で多様性のある森林構造を保ち、防災・減災に資する森づくりが求められています。 ○市民の里山への関心の希薄化を防ぐため、山に親しめる環境と保全を両立させ価値を分かりやすく伝える仕組みを構築する必要があります。 ○利用されずに放置されている里山については、荒廃や災害リスクが高まっているため、保全と利用の両立に向け、地域連携による持続可能な管理体制を構築する必要があります。 ○近年の異常気象による豪雨により、海岸や河川の維持管理の重要度が増しており、土砂災害対策、治水対策等を強化していく必要があります。 ○台風・高潮後は、海岸にごみが溜まっているため、各管理団体・地域住民と協力し、継続して清掃活動を行い、生態系・生物多様性の保全に向けた取組を促進する必要があります。 ○山の荒廃等により野生動物が餌を求め里山を越えて人家周辺に出没しており、人への危害が懸念されます。 ○地域住民の安全・安心な居住空間の確保を図るため、引き続きスズメバチの巣の駆除対応を支援していく必要があります。

施策の内容

（１）山林環境の整備・保全

【担当課】農林水産課、建設課

●多様な生物が生息し、市民が自然とふれあう自然環境学習の場として、里山や自然公園の整備を進めます。

●災害に強い森づくりの取組として、水土保全機能の確保や災害対策の強化を図るため、環境林としての山林整備を進めます。

●県と協力し、土砂災害による危険を防止するため、対策工事を促進します。

（2）河川環境の整備・保全

【担当課】建設課

●河川改修や浚渫・除草・立木伐採など、治水安全度の確保による災害の未然防止や環境の保全を図ります。

（3）海岸環境の保全

【担当課】環境課、農林水産課、建設課

●海洋汚染等の原因となる漂流・漂着物、堆積物の処理等を実施することにより、新舞子浜をはじめとした海岸・港湾環境の保全や災害対策に努めます。

（4）生物多様性の保全・啓発

【担当課】環境課、農林水産課

●身近な生態系や希少な野生動植物の保全や有害生物からの被害予防のための啓発活動に努めます。
●子どもたちに水辺の生き物を観察する機会を設け、実体験を通じて生物多様性の大切さを学べる事業を実施します。
●不要な果樹や野菜くずの放置により野生動物に餌場化されないよう啓発するとともに、人的被害がある等の緊急時には行政・警察・狩猟団体等と連携して、安全の確保を行います。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
里山整備の面積（里山防災林・野生動物共生林整備）（累計）	ha	410	520	農林水産課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 自然環境の保全活動に参加しましょう。 ▶ 河川の美化活動に参加しましょう。 ▶ 貴重な観光資源である美しい海や砂浜、海洋の生態系を守るため、清掃活動や海に親しむ行事に参加しましょう。 ▶ 河川護岸の損傷、水の流れの阻害に気付いたときは、河川管理者に連絡しましょう。 ▶ 人に危害を及ぼす恐れのあるスズメバチの巣を早期に駆除しましょう。 ▶ 野生動物に餌場化されないよう対策をしましょう。 ▶ 自然の豊かさを地域の誇りとして共有し、保全と活用の観点に立ち、地域の魅力を発信し、持続可能なまちづくりに参加しましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 森林保全のための下刈りや間伐、植栽に取り組みましょう。 ▶ 地域と連携して、自然環境の保全活動に取り組みましょう。 ▶ 貴重な観光資源である美しい海や砂浜、海洋の生態系を守ることへの意識向上を図るため、清掃活動や海に親しむ行事を企画しましょう。 ▶ 河川や海岸等の清掃美化活動に取り組みましょう。

※緊急銃猟制度：日常生活圏に熊・猪が出没した際、安全確保等の条件の下で、自治体が委託等した者による銃猟を可能とする制度

＋DX の視点

- SNS 等による情報発信
- デジタル技術を活用した森林整備

関連する計画

- **第２次たつの市環境基本計画**（平成 30 年度～令和９年度）
- **たつの市森林整備計画**（令和６年度～令和 15 年度）

空白

施策18　生活・地球環境の保全

基本方針

「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、気候変動の進行を抑制し、地域の自然環境を守る持続可能なまちづくりの取組を推進し、市民・事業者・行政が一体となり、2050年までに「温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指します。

市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生を抑制し、不法投棄防止等の環境美化活動を推進するとともに、有用な資源の再使用・再生利用等の５Ｒ（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）※の推進に取り組み、「持続可能な循環型社会の実現」を目指します。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○令和６年（2024年）６月にゼロカーボンシティ宣言を表明しました。 ○令和５年度（2023年度）に「第４次たつの市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、令和６年度（2024年度）に「たつの市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。 ○省エネ機器への更新に対し、事業者用電気自動車導入支援補助金、住宅用太陽光発電・蓄電池導入補助金を交付するなど、カーボンニュートラルへの取組支援を実施しました。 ○ゼロカーボンシティの実現に向けて、公共施設等照明設備のLED化、事業者へのエコドライブ※の啓発イベント開催、事業者用・住宅用の太陽光発電設備の共同調達に対する支援（県と共催）を実施しました。 ○道の駅しんぐう・道の駅みつの電気自動車急速充電器を更新しました。 ○市民に対する環境保全の啓発活動として、環境ポスター展を実施するとともに、将来を担う子どもたちに地球環境の保全の大切さや再生可能エネルギーの必要性の理解を深める環境学習等を行いました。 ○公害の発生を未然に防止するため、大気、水質、自動車騒音等の調査・測定を行っています。 ○野焼防止に関する広報等の周知活動、野焼発生時の指導を行いました。 ○ごみの減量化と資源ごみの分別についての出前講座を実施しています。 ○事業所から出る食品ロス削減のため、食べきり運動協力店の登録事業者を募集し、活動を推進しています。 ○フードドライブを実施し、家庭で余っている食品を回収し、フードバンク※に寄附することにより、食品の有効活用に努めています。 ○家庭不用品交換事業を実施し、家庭内で使わなくなったものの再使用を促進しています。 ○不法投棄対策として、不法投棄監視カメラの設置、自治会への啓発看板の貸与、不法投棄監視協力員等によるパトロール等を実施しています。 ○兵庫県動物愛護センターと協力し、広報誌や啓発用看板の貸出等によりペット飼育のマナー向上についての啓発を実施しています。 ○揖龍クリーンセンターは老朽化が進行しているため、令和13年度（2031年度）の稼働に向けた新しいごみ処理施設の整備を計画的に進めています。
課題	○住宅・事業所等建物自体のエネルギー消費量の抑制に向けた取組や、電動車（EV、PHV等）の普及に向けたインフラ整備や啓発を行う必要があります。

○太陽光発電設備や蓄電池の導入、再生可能エネルギー由来の電力購入の費用負担が課題となっています。
○太陽光発電施設に関して、近隣住民からの相談が定期的に寄せられるため、太陽光発電施設と地域との調整を図り、良好な環境と安全な市民生活の確保に努める必要があります。
○引き続き環境学習等を行い、市民一人ひとりの環境保全意識をより一層高める必要があります。
○野焼等の苦情件数については、増加傾向にあるため、引き続き、県、警察等の関係機関と連携し、監視や指導、啓発活動を行う必要があります。
○持続可能な循環型社会の実現のため、市民・事業者・行政が一体となって、これまで以上にごみの減量化と資源ごみの分別に取り組む必要があります。
○一般廃棄物最終処分場の残余容量が減少しつつあるため、既存施設の延命化を図るとともに、適正な管理運営を行うための施設更新を計画的に実施する必要があります。
○本市の美しい生活環境を守るため、引き続き不法投棄の未然防止に取り組む必要があります。

施策の内容

（１）地球温暖化防止活動の推進

【担当課】環境課

●住宅・事業所等における省エネ型設備機器の普及促進や建物自体のエネルギー消費量を抑制する取組を推進することにより、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
●たつの市地球温暖化防止活動推進員連絡協議会と連携し、より市民に身近な立場から、地球温暖化防止につながる環境にやさしいライフスタイルについての啓発活動を推進します。
●エコドライブを推進するとともに、自動車の買換え時の電動車の普及啓発を図ります。また、電動車等の更なる普及に向け充電インフラの整備を促進し、温室効果ガスの排出抑止と大気汚染の低減を目指します。

（２）再生可能エネルギーの導入促進

【担当課】環境課、社会教育課

●公共施設や住宅、事業所等への太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進し、エネルギーの創出により、災害時にも活用できるエネルギーを確保します。
●再生可能エネルギー由来の電力の購入を市民や事業者へ啓発します。
●こどもサイエンスひろばにおいて、風力等の展示・実験を行い、次世代を担う子どもたちに環境学習を通じて再生可能エネルギーへの理解を促します。

（３）公害防止体制の推進

【担当課】環境課

●公害の発生を未然に防止するため、環境汚染等の調査・測定を行うとともに、県、警察等の関係機関と連携し、監視や指導、啓発活動を行います。

（４）ごみの減量化・再資源化の推進

【担当課】環境課

●市民・事業者・行政が一体となって廃棄物（ごみ）を「資源」として捉え、５Ｒを推進し、資源循環のまちづくりを進めます。
●広報誌、イベント、出前講座等あらゆる機会を通じて、市民、事業所にごみの減量化、資源ごみの分別徹底等の啓発や食品ロス削減のためにフードドライブ等の取組を実施します。また、レアメタル（希少金属）を適正に再資源化するため、今後も小型家電回収の取組を推進します。

※５Ｒ：廃棄物を減らし、資源を有効に使うための５つの行動。リフューズ（不用品辞退）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リペア（修理）、リサイクル（再生使用）
※エコドライブ：燃料消費量や二酸化炭素排出を抑え、地球環境に配慮した運転方法
※フードバンク：企業や家庭で余っている食品を引き取り、食品を必要としている人や福祉施設等に無料で提供する団体・活動

（５）ごみ処理施設における長期的処理

【担当課】環境課

●揖龍クリーンセンターにおいて、新宮地域を含めた市全域のごみ処理が可能となる施設の整備を進めます。

●一般廃棄物最終処分場において、搬入物の分別徹底に努めるとともに、他施設で受入可能なものは一時仮置きし搬出することにより、施設の延命化に努めます。また、既存施設の老朽化に対応するため、施設の機能向上を目指した計画的な施設更新を行うとともに、施設周辺の環境保全に努めます。

（６）環境保全への意識の高揚

【担当課】環境課

●市内の小学生で構成するたつのこどもエコクラブにおいて、里山探索・水生生物調査等の活動により、自然を大切に思う心や、地球温暖化等の環境問題の解決に自ら考え行動する力を育成し、地球の環境保全活動の輪を広げることを目指します。

●環境保全活動に取り組む市民運動の活性化を図るため、広報誌等により環境保全意識の高揚や市民活動への参加促進に努めます。

●太陽光発電施設と地域との調整を図り、良好な環境と安全な市民生活の確保に努めます。

●本市の美しい生活環境を守るため、不法投棄監視カメラの設置や不法投棄監視協力員等による日常のパトロールを行います。

●事業者、各種団体、行政によるクリーン作戦や兵庫県動物愛護センターと協力したペット飼育のマナー向上を啓発し、環境美化の促進に努めます。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
温室効果ガスの削減率（基準年度：平成 25 年度）	%	35.2（令和５年度）	48.0	環境課
太陽光発電設備の導入量（累計）	kw	87,622（令和６年度）	94,248	環境課
家庭系普通ごみの排出量	t	11,931	11,122	環境課
小型家電の回収量（累計）	kg	2,358	16,938	環境課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民 が取り組むこと	▶ 必要以上にエネルギーを使用する生活を改めるほか、環境にやさしい製品の購入など、脱炭素につながるライフスタイルを心掛けましょう。 ▶ 不法焼却、不法投棄等の環境破壊につながる迷惑行為を止めましょう。 ▶ 川や海に汚れた水を流さないようにしましょう。 ▶ 各家庭でごみ出しのルールを守り、ごみの減量や資源ごみの分別に努めましょう。 ▶ 家庭で不用となった物は互いに譲り合いましょう。 ▶ ペットの飼育マナーを守りましょう。
事業者・団体等 が取り組むこと	▶ 省エネ機器や再生可能エネルギー利用設備の導入を推進するなど、環境に配慮した脱炭素社会実現に向けた事業活動に努めましょう。 ▶ 事業活動から生じる排出ガス、排水、廃棄物は、適正に処理しましょう。 ▶ 自ら排出するごみの減量を図った上で、やむなく排出されたごみを資源化するなど、適正処理に努めましょう。 ▶ 長く使用できる商品やリサイクルしやすい商品を顧客に提供しましょう。

＋DX の視点

- オンラインによる申請等手続
- SNS 等による情報発信

関連する計画

- **第２次たつの市環境基本計画**（平成 30 年度～令和９年度）
- **たつの市ごみ処理基本計画**（令和５年度～令和 14 年度）
- **揖龍地域循環型社会形成推進地域計画**（令和４年度～令和 10 年度）
- **第４次たつの市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）**（令和６年度～令和 12 年度）
- **たつの市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）**（令和７年度～令和 12 年度）

施策19　防災体制の充実

基本方針

安全・安心なまちづくりを進めるため、市民・事業者・行政が一丸となり、「防災体制の強化」と「災害に強いしなやかな基盤整備」に取り組み、総合的な防災対策を推進します。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○自主防災組織の活動や地区防災計画・個別支援計画の作成を支援し、地域の防災力向上に努めています。 ○防災に関する出前講座を通じて災害情報の周知やマイ避難カードの普及を図り、市民の防災意識の向上を図っています。 ○新興感染症対応の資機材をはじめ、避難所運営に必要な防災備品を計画的に備蓄しています。 ○防災行政無線の機器更新を行うとともに、情報取得手段として、全国避難所ガイドアプリ※を導入しました。 ○「たつの市地域防災計画」については、国・県の動向や実効性を踏まえた見直しを随時行っています。 ○防災協力事業所制度を新設し、事業者と連携した防災体制の整備に取り組んでいます。
課題	○多様な情報発信システムを活用しているものの、避難行動の更なる促進が課題であることから、平時からの避難訓練を定期的に実施する必要があります。 ○大規模災害への対応力を高めるため、防災関係機関等との相互応援協定を締結し、連携を強化する必要があります。 ○避難所における感染症対策に加え、在宅避難や分散避難の検討を呼びかけ、感染リスクを軽減する必要があります。また、備蓄物資の適切な管理・確保に向けて、防災備蓄倉庫の改善を検討する必要があります。 ○全国避難所ガイドアプリやひょうご防災ネット等のデジタルツールを更に普及させ、市民への迅速かつ正確な情報伝達を図る必要があります。 ○地域住民主体による避難所運営訓練の促進と職員との合同訓練の実施を図る必要があります。 ○誰一人取り残さない多様性・包摂性の視点を踏まえた防災の取組を推進し、持続可能な社会の実現につなげていく必要があります。

施策の内容

（１）情報伝達体制の適切な管理

【担当課】危機管理課

●防災行政無線設備や全国瞬時警報システム（Ｊアラート）※の適切な管理運用を行い、災害発生時や発生のおそれがある時に、市民等に迅速かつ正確に情報を伝達します。

●防災行政無線の放送内容を確認できる電話応答サービスの提供や全国避難所ガイドアプリ等の普及を図り、多様なメディアによる情報伝達に努めます。

（２）避難対策の充実

【担当課】危機管理課

●南海トラフ地震や山崎断層帯地震、豪雨災害等に備え、避難所・避難経路・危険箇所等の周知を図るため、防災訓練や防災マップを活用した出前講座を実施します。
●在宅避難や分散避難等の多様な避難の周知と、マイ・タイムライン※やマイ避難カードの普及を促進します。
●避難場所案内板等への避難経路の併記など誘導標識等の充実や、早めの避難情報発表により、市民や観光客等の自主的な避難行動を促進します。
●避難施設等の公共施設において、再生可能エネルギー等の導入を推進し、脱炭素化と災害時のエネルギー確保を図ることにより、災害対応力の向上につなげます。
●避難所となる公共施設の耐震化等により安全性を確保するとともに、福祉避難所の開設により、高齢者や障害のある人等の配慮を要する人が安心して避難できる環境を確保します。
●多様な避難者への対応や感染症対策に備え、必要な物資・資機材と要員を確保するとともに、備蓄倉庫の分散配置や物資搬送体制の確立を図ります。
●揖保川水系の最大規模の降雨による浸水を想定し、国・県・事業所等と連携し避難所・避難経路等を確保します。
●住民参加型の避難所運営訓練を実施するとともに、地域住民による自主的な訓練を支援し、職員・地域住民の対応力を強化します。

（３）自主防災組織の育成

【担当課】危機管理課

●地域に根ざし、防災の中核を担う自主防災組織における女性をはじめとする多様な担い手の育成と組織運営を支援し、男女が共に活躍できる活動の活性化につなげます。
●自主防災組織による地区防災計画の作成を支援するとともに、福祉部局と連携し、避難行動要支援者ごとの個別支援計画の作成を進め、円滑な避難行動の確保につなげます。
●地域の実情に即した自主防災組織の防災訓練等の活動や消防器具・AED（自動体外式除細動器）等の整備を支援し、地域防災力の向上を図ります。

（４）広域連携体制の充実

【担当課】危機管理課

●播磨科学公園都市圏域定住自立圏や播磨圏域連携中枢都市圏の構成市町をはじめ、市域・県域を超えた市町との広域的な相互応援体制を充実させ、大規模災害に対応した防災体制を推進するとともに、危険物・放射性物質等の災害に備え、専門機関との連携を強化し、即応体制の確立を図ります。
●大規模災害が発生した際、近隣市町や県、県外関係機関からの災害支援を円滑に受け入れるための「たつの市災害時受援計画」に基づき、社会福祉協議会等と連携し受入体制の確立に努めます。

（５）危機管理体制の充実

【担当課】危機管理課

●「たつの市地域防災計画」について、国・県の動向を注視して随時見直しを行うとともに、民間事業者等との応援協定締結やたつの市防災協力事業所の登録を推進し、防災対策の充実を図ります。
●出前講座や応援協定事業者、地元高等学校との合同訓練等を通じて、若者・女性など多様な意見を反映する機会を設け、幅広い視点から防災対応の強化を図ります。

※全国避難所ガイドアプリ：現在地周辺の避難所・避難場所を自動検索し、各種ハザードマップを表示するほか、現在地の防災情報を知らせるスマートフォン向け防災情報アプリ
※全国瞬時警報システム（Ｊアラート）：緊急地震速報、大津波警報、弾道ミサイル情報など対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メールや自治体の防災行政無線等を通じて、国から住民へ瞬時に伝達するシステム
※マイ・タイムライン：台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に自分自身がとる標準的な防災行動を時系列で整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助となる住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
災害協定の締結数（累計）	件	57	68	危機管理課
ひょうご防災ネットの登録件数	件	21,595	28,000	危機管理課
自主防災組織による防災訓練件数	件	36	48	危機管理課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 日頃から防災マップにより災害時の避難場所や避難経路を確認するとともに、各家庭で食料や飲料水等の備蓄に努め、非常持出品をすぐ取り出せる場所に保管するなど、防災意識を高めましょう。 ▶ 地域の防災訓練に積極的に参加し、実践的な技能を身に付けましょう。 ▶ 家族や近隣の人と、安否確認方法や集合場所を予め決め、災害時に連絡・合流できる体制を整えましょう。 ▶ 家屋の耐震対策や家具の固定、ガス・電気の元栓確認など、家庭内の安全対策を定期的に実施しましょう。 ▶ 避難情報（警戒レベル）や気象・河川情報を常にチェックし、避難指示等発令時には速やかに避難場所へ移動しましょう。 ▶ 高齢者や障害のある人、子ども等の避難行動に支援が必要な人に声かけやサポートをしましょう。安全を確保した上で、周辺の被災状況を市へ報告しましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 防災対策として、業務継続計画（BCP）※の策定と定期的な見直しについて検討しましょう。 ▶ 避難場所、避難所の提供やたつの市防災協力事業所の登録を検討し、市と連携した物資・人員支援体制を整備しましょう。 ▶ 非常用発電機、応急救護用品、食料・飲料水ストック等の必要量を確保し、定期的に点検・更新しましょう。 ▶ 防災活動に参加し、災害発生時には、救助・救援活動等を行い、地域で助け合いましょう。

＋DX の視点

▶ 防災アプリ・SNS 等による情報発信

関連する計画

▶ **たつの市強靭化計画（国土強靭化地域計画）**（令和９年度～令和 13 年度）
▶ **たつの市地域防災計画**（平成 26 年度～）
▶ **たつの市水防計画**（平成 26 年度～）
▶ **たつの市災害時受援計画**（令和２年度～）

※業務継続計画（BCP）：Business Continuity Plan の略。企業等が自然災害、大火災等の緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限に留めつつ、業務の継続や早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における業務継続の方法・手段等を取り決めておく計画

空白

施策 20　消防・救急・救助体制の充実

基本方針

安全・安心なまちづくりを推進するため、災害発生時の「初動対応力」と「広域応援体制の強化」を図るとともに、消防署と消防団の連携をより一層深め、消防施設・資機材の整備を進めます。また、市民と協働した防火・防災・救命活動を推進し、地域全体の防災力向上を図ります。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○消防車両については、災害対応力の維持・向上を図るため、計画的かつ継続的に更新を進めています。 ○播磨姫路救急搬送システム（HEARTS）※を活用し、円滑な救急搬送に努めています。 ○消防団員の条例定数を見直し、年額報酬増額と出動報酬新設による処遇改善を図るとともに、消防団車両を計画的に更新しています。 ○Live119 映像通報システム、救急医療相談・医療機関案内ダイヤル#7119※を導入し、サービスの質の向上と業務効率化を実現しています。
課題	○高齢化による救急需要の増加に対応し、医療機関・ドクターヘリとの連携の強化を一層図る必要があります。 ○火災予防思想の普及のため、地域実践訓練・研修と防火対象物・危険物施設への予防指導を充実させ、防火管理体制を強化する必要があります。 ○救急救命士の確保に向けた養成強化、マイナ救急（マイナンバーカードを活用した救急業務）実証実験への参画を行うとともに、最新の救助資機材への更新計画を策定し、実行していく必要があります。 ○人口減少社会に適応した組織体制の再編を検討し、持続可能な消防・救急体制を構築する必要があります。 ○査察・指導や消防訓練を継続し、事業所の防火意識向上と地域の安全・安心の確保を図る必要があります。 ○実践的な出前講座や救急講習の実施件数増加を目指し、市民の防災・救急対応力を高める必要があります。

施策の内容

（1）消防署の消防力の強化

【担当課】西はりま消防組合

●自然災害や危険物事故等の大規模災害に対応するため、消防・救急・救助隊員の専任化による機動力の強化に努めるとともに、消防職員の高度な知識の習得と技術の向上等の人材育成を推進し、消防体制の充実を図ります。

●自然災害の複合化、社会構造の変化に対応するため、AI・ICT 等のデジタル技術や科学技術による高度化を含めた消防車両や資機材の計画的な整備を行い、更なる消防力強化に努めます。

●Live119 映像通報システムや救急医療相談・医療機関案内ダイヤル#7119 の積極的な活用を啓発し、的確な消防活動や応急処置の実施、救急車の適正利用を推進します。

●現状の消防力を分析し、将来の人口動態や消防需要の変動を踏まえた効率的・効果的な消防力の整備方策を検討するとともに、署所や車両の適正配置を検証し、計画的な施設整備を推進します。

（２）救急・救助業務の充実

【担当課】西はりま消防組合

●救急救命士の有資格者の維持を図るとともに、メディカルコントロール体制※の充実・強化や関係機関との医療連携を密にし、救命率の更なる向上に努めます。
●播磨姫路救急搬送システムを用いて、救急隊が入力した搬送実績や傷病者情報を医療機関側と共有し、円滑な救急搬送体制を推進します。また、マイナ救急に取り組むなど、デジタル技術を導入し、救急業務の高度化を図ります。
●最新の救助資機材の整備や救助隊員の教育訓練により、救助体制を強化します。

（３）消防団の消防力の強化

【担当課】危機管理課

●消防団員の確保や教育訓練の充実、消防署との連携強化を図るとともに、女性団員の活動を含め、多様な人材が活躍できる体制づくりを進めます。
●消防団車庫や消防車両、活動に必要な装備品について、計画的な整備に取り組みます。

（４）火災予防・救命処置への意識の高揚

【担当課】西はりま消防組合

●防火対象物や危険物施設の査察・指導を強化し、火災予防や事故の未然防止に努めます。
●消防訓練や出前講座、救急講習等を通じて、市民の防火意識の高揚と応急手当の普及を図ります。

（５）消防水利の適切な管理

【担当課】危機管理課

●消防水利の基準に基づき、消火栓や防火水槽等を適切に維持管理し、消防水利の機能を確保します。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
住宅用火災警報器の設置率	%	64.3	88.0	西はりま消防組合
救急講習の受講者数	人	461	581	西はりま消防組合
消防団員数	人	1,144	1,300	危機管理課

※播磨姫路救急搬送システム（HEARTS）：中播磨・西播磨地域において救急隊と病院が患者の受入可能状況等をリアルタイムで共有できるシステム。播磨圏域連携中枢都市圏を構成する８市８町で運用
※救急医療相談・医療機関案内ダイヤル#7119：救急車を呼ぶべきか迷った時や、どの医療機関をいつ受診すればよいか分からない時に、24 時間 365 日、無料で相談（通話料自己負担）できる電話相談窓口
※メディカルコントロール体制：医師の指示・指導・助言や救急活動の教育・研修等を通じて救急隊員が行う救急活動の質を医学的に保証する体制

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民 が取り組むこと	▶ 地域ぐるみで防火防災意識を育みましょう。 ▶ 救急講習へ積極的に参加し、応急手当の知識を家族等に伝え、地域全体の救命力を高めましょう。 ▶ 消防団に入団し、地域の防火・防災活動に参画し、非常時の第一線を支えましょう。 ▶ 地域施設等の消火器具等の設置場所を確認しましょう。
事業者・団体等 が取り組むこと	▶ 事故防止・火災予防に努め、安全・安心な職場環境をつくりましょう。 ▶ 地域の消防団員として活躍する従業員等の団員活動に配慮し、団員活動を評価制度に反映するなど、モチベーションの向上につなげましょう。 ▶ 従業員等に心肺蘇生や AED、応急手当の定期講習を行い、即応力を高めましょう。

＋DX の視点

- ▶ オンラインによる申請等手続
- ▶ デジタル技術を活用した現場情報の取得

空白

施策21　暮らしの安全確保

基本方針

交通安全啓発活動を強化するとともに、子どもや高齢者、障害のある人など、「誰もが安心して暮らせる交通環境の整備」を進め、交通事故のない安全・安心なまちづくりを推進します。

市民の安全・安心な暮らしの確保と「自分たちの地域は自分たちで守る」という自己防衛意識の高揚を両輪として、地域・警察・関係団体と連携を図り、各種犯罪の抑止に努めます。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○学校園、警察等と連携し、危険箇所の確認を行い、通学路等の子どもの移動経路における交通安全対策を行っています。 ○道路交通環境の安全性向上のため、防護柵や道路照明等の交通安全施設の整備を行っています。 ○交通安全協会、警察等の関係機関と連携し、各種交通安全啓発活動を行い、交通安全意識の高揚に努めています。 ○地域の見守り力向上を目的として、自治会等の地域団体が積極的に設置している防犯カメラの費用を助成する等の支援を行い、犯罪抑止の向上を図っています。 ○多様化している消費者トラブルに対して、出前講座や街頭啓発、広報による啓発等を行い、消費者被害の未然防止に努めています。 ○消費者の利益の擁護や増進を図るため、消費生活センターを設置し、消費生活相談員による相談業務を実施しています。 ○最近の不安定な国際情勢に鑑み、不測の事態に備えた全国瞬時警報システム（Ｊアラート）等の情報システムの訓練を定期的に行っています。
課題	○通学路等の子どもの移動経路における安全確保の取組を継続的、効果的に実施する必要があります。 ○交通事故の防止に向け、効果的な交通安全施設の設置や交通安全啓発など、関係機関と連携したハード・ソフト両面からの交通安全対策を推進する必要があります。 ○高齢化の進行に伴い、高齢者の交通事故リスクが高まっていることから、高齢運転者対策の充実・強化を図る必要があります。 ○安全なまちを維持するため、市民・行政・関係団体の連携・協力体制を保ち、一人ひとりの防犯意識の高揚に努める必要があります。 ○電話やメール、SNS 等による巧妙化した悪質商法等の被害が増加しているため、幅広い世代に対し、消費者トラブルに関する情報共有や対応策等を発信する必要があります。 ○デジタル社会において、インターネットを利用した売買や決済等が普及する中、消費者が安心してデジタルツールを利用できるよう取り組む必要があります。 ○近年の国際情勢の変化を踏まえ、突発的な武力攻撃事態やテロ等への備えの重要性が高まっており、国民保護に関する実効性のある体制構築が求められています。

施策の内容

（1）安全・安心な道路交通環境の整備

【担当課】建設課

●カーブミラー、防護柵、道路照明灯の設置など、交通安全施設の充実を図ることにより、誰もが安全・安心に通行できる道路交通環境の整備に努めます。
●歩行者が安心して道路を利用できるよう、歩道やグリーンベルトの整備を推進します。
●安全で快適な自転車通行空間の創出に向けて、計画的な取組を推進します。

（2）交通安全への意識の高揚

【担当課】危機管理課

●市民・関係団体・行政が連携し、交通要所における立番や啓発グッズの配布等を通じて、交通ルールの遵守や交通マナーの向上に向けた啓発活動を継続的に実施します。
●警察署や交通安全協会等と協力し、子どもや高齢者等の年齢層に応じた交通安全啓発を行うとともに、地域における交通安全活動の活性化を図ります。

（3）防犯体制の充実

【担当課】危機管理課、建設課

●たつの市安全安心まちづくり推進協議会やまちづくり防犯グループ等と連携し、市内巡回や犯罪抑止活動、防犯啓発活動を推進します。
●自治会が設置する防犯カメラや LED 街路灯への助成を行うとともに、市においても必要性を踏まえた防犯カメラの設置やたつの防災防犯ネットを活用した防犯情報を配信することにより、地域における犯罪抑止につなげます。

（4）国民保護体制の確立

【担当課】危機管理課

●武力攻撃から市民の生命・身体・財産を保護するため、国民保護計画に基づき関係機関との連携を強化するとともに、緊急時には全国瞬時警報システムによる情報提供や避難誘導、救援等を行い、被害の軽減を図ります。

（5）消費生活の安全確保

【担当課】商工振興課

●関係機関と連携し、消費生活に関わる出前講座等の啓発活動を行い、被害の未然防止に努め、くらしに役立つ情報を提供していきます。
●専門知識を持った相談員を配置し、被害にあった方への相談体制の確保に努め、消費者トラブルの未然防止・拡大防止を図ります。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
交通事故死傷者数	人	325	289	危機管理課
犯罪発生件数	件	330	275	危機管理課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民 が取り組むこと	▶ 自動車・自転車運転者、歩行者それぞれが交通マナーや安全に対する意識を高めましょう。 ▶ 交通ルールを遵守し、交通事故の防止に努めましょう。また、自転車保険に加入しましょう。 ▶ 道路施設の異常を発見したときは、道路管理者に連絡しましょう。 ▶ 視認性確保のため、夜間の自転車や歩行時にはライト点灯・反射材の着用を徹底し、ドライバーから見えやすい工夫をしましょう。 ▶ 通学・通勤路に立ち、横断誘導や声かけを行うボランティア活動に参加し、地域の安心・安全な見守りネットワークを強化しましょう。 ▶ 一人ひとりが防犯意識を高めるとともに、身近な人と防犯について話し合うなど、地域全体で防犯を意識した取組を進めましょう。 ▶ 地域ふれあいの会等の防犯グループの活動に積極的に参加しましょう。 ▶ 有事の際は、自主的・自発的に全国瞬時警報システムやメディア等から正確な情報を収集し、速やかに避難行動をとりましょう。 ▶ 自助・共助の精神に基づき、近隣住民との関係構築に努めるとともに、各家庭で食料や飲料水等の備蓄に取り組みましょう。 ▶ 消費者として正しい知識の習得と定着を図りましょう。
地域・団体等 が取り組むこと	▶ 従業員等に交通ルールの遵守を徹底させましょう。 ▶ 地域が実施する交通安全啓発活動に積極的に協力しましょう。 ▶ 事業者が所有する車両の定期点検・安全装置の導入（ドライブレコーダー、衝突防止装置等）を行い、事故リスクを低減しましょう。 ▶ 通学路や過去の犯罪発生場所へのパトロールなど、各種防犯活動に努めましょう。 ▶ 防犯点検の実施や防犯設備の導入など、事業所における防犯対策の強化に努めましょう。 ▶ 有事の際は、従業員は顧客等の避難誘導を、事業者は従業員等の安否確認を行い、避難はできる限り事業所単位で行動しましょう。 ▶ 事業所等において、食料・飲料水等を備蓄しましょう。 ▶ 消費者に対して必要な情報の提供と啓発に努めましょう。

＋DX の視点

▶ SNS 等による情報発信

関連する計画

▶ **たつの市自転車ネットワーク計画**（令和元年度～令和 10 年度）
▶ **たつの市国民保護計画**（平成 19 年度～）

空白

基本目標 5　産業と人の活力で、にぎわいが生まれるまち

～産業・交流～

施策 22　農林水産業の振興

（１）農業用施設の整備・保全
（２）農業経営の安定化
（３）農畜産物のブランド力の強化
（４）農業の担い手の確保・育成
（５）有害鳥獣対策の強化
（６）森林環境の高度化と良質材生産の推進
（７）漁港の整備・保全
（８）つくり育てる漁業の推進
（９）水産物のブランド力の強化
（10）漁業の担い手の確保・育成

施策 23　商工業の振興・雇用の創出

（１）地域産業の PR 強化
（２）中小企業対策の推進
（３）商業活性化の促進
（４）企業誘致の推進
（５）新たな産業の育成
（６）雇用創出・支援の推進

施策 24　観光の振興

（１）観光資源の活用
（２）観光施設の活用
（３）歴史的町並みの活用
（４）市民協働の魅力的なイベントづくりの推進
（５）マスメディア等を使った PR 活動の推進
（６）広域観光ネットワークの連携の強化

施策25　交流・多文化共生の推進

（１）多様な世代の交流の推進
（２）地域資源を生かした交流の推進
（３）姉妹都市等との交流の推進
（４）多文化共生の推進

施策22　農林水産業の振興

基本方針

「一次産業を未来につなげ、育てる」の実現に向け、農業生産基盤の計画的な整備を進め、農業用水の安定供給や農地の良好な排水条件の確保、農地が有する環境保全や防災・減災等の多面的機能の維持・発揮を図ります。また、担い手の確保・育成や新規就労者への支援、スマート農業の導入促進による生産性向上・省力化を進め、持続可能で安定した農業経営の確立を目指します。

さらに、漁港施設の機能強化や水産資源の維持・増大、牡蠣を核とした地域水産物のブランド化、販路拡大を促進するとともに、森林環境の保全、適切な森林管理に努め、地域の一次産業全体の活性化につなげます。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○農業用施設（水路、農道、ため池、頭首工等）の計画的な整備を進めています。 ○地域農業の担い手となる認定農業者、集落営農組織等の確保・育成に努めています。 ○風水害に強い多様な混交林をつくるため、広葉樹の植栽を行っています。 ○麦・大豆の作付け誘導やバジル・山椒・九条ねぎ等の栽培面積の拡大を図り、農地の有効活用と生産性の高い農業を推進しています。 ○生産性の高い農業を目指して農地の集積・集約化を推進するとともに、大規模経営による経営力の強化に取り組んでいます。 ○漁業活動の安全性・機能性を向上させるため、漁港施設の整備を行っています。 ○稚魚放流や海中への施肥を行うなど、漁場環境の保全に取り組んでいます。 ○地元水産物のブランド化や PR 活動を実施しています。
課題	○老朽化が進む農業用施設については、計画的かつ継続的に更新・補修を行う必要があります。 ○農業従事者の減少や高齢化に伴い、担い手の確保を図るとともに、省力化・機械化、スマート農業の導入を進める必要があります。 ○気候変動や物価高騰など、外的要因に強い農業経営を確立することが求められています。 ○農作物の品質向上と生産量を維持するため、栽培の省力化や作業の機械化を推進する必要があります。 ○耕作放棄地の解消に向け、地域全体で農地を管理する新たなアプローチが求められています。 ○地域の農畜産物の消費拡大のため、産地のブランド化、６次産業化、ホームページや SNS を活用した市外への積極的な PR 等による販路拡大が求められています。 ○人工林の本格的な利用が可能な林齢を迎えており、適切な資源活用を図る必要があります。 ○老朽化が進む漁港関連施設については、計画的に維持管理を行い、長寿命化を図る必要があります。 ○データに基づく資源管理や販売促進の仕組みづくり、スマート技術を活用した生産性の向上、新規漁業就業者の確保・育成に取り組む必要があります。 ○地元で水揚げされる海産物には高い品質と独自性があり、ブランド化を通じた高付加価値化が求められています。

施策の内容

（1）農業用施設の整備・保全

【担当課】農地整備課

●農地の区画整理や排水改良を実施することにより、農業生産性の向上を図るとともに、水田の汎用化を促進し、有効かつ効率的な農業生産体制の構築を目指します。
●ため池の老朽化による災害の未然防止と農業用水確保のため、農業水利施設の計画的な更新整備と長寿命化を進めます。
●地域の農地・水路等の保全活動に対して支援を行います。

（2）農業経営の安定化

【担当課】農林水産課

●農業振興地域における全ての農業集落で地域計画の作成を進め、地域の担い手農家への農地集積・集約化を推進し、大規模化による経営力の強化を図ります。
●耕作放棄地の発生抑制と再生利用を推進し、地域農業の持続性を高めます。

（3）農畜産物のブランド力の強化

【担当課】農林水産課

●地域の農畜産物や加工品のブランド化に加え、生産者と購入者とのマッチング機会を創出し、販路拡大を支援します。
●ひょうご推奨・安心ブランドに認証された食品等の地域ブランドを戦略的に PR し、地域農畜産物の知名度向上と消費拡大を図ります。
●６次産業化の推進を通じて地域ブランドを確立し、農村集落の所得向上や新たな雇用の創出を図ります。
●環境に配慮した栽培や消費者ニーズに対応した付加価値の高い農産物の栽培を推奨し、本市特産品の競争力を高めます。

（4）農業の担い手の確保・育成

【担当課】農林水産課

●認定農業者や集落営農組織の所得を向上させるため、法人化・広域化の推進を図ります。
●新たに農業を始める人に対し、就農から経営までの一体的な支援を行い、農業者の生活の安定と定着を促進します。
●スマート農業の普及により、農作業の省力化と収量予測の高度化、環境負荷の低減を実現し、地域農業の競争力向上と次世代への事業承継につなげます。
●農福連携に向け、農業者と NPO を中核とした推進体制を整備します。
●農地を持たない人に対し、市民農園での農業体験の機会を提供し、農業への関心を高めます。

（5）有害鳥獣対策の強化

【担当課】農林水産課

●鹿や猪等による農業被害を減らすため、自治会、猟友団体等との協力体制を確立し、集落ごとの獣害痕跡調査や有害鳥獣捕獲活動を実施します。
●狩猟免許の取得に関する支援等を行い、有害鳥獣の捕獲技術の継承と狩猟の担い手の確保につなげます。

（6）森林管理の高度化と良質材生産の推進

【担当課】農林水産課

●森林経営管理制度※や航空レーザー測量※データを活用し、木材の生産林として適切な森林管理を促し森林の持つ二酸化炭素吸収機能を高めるとともに、自然環境に配慮した森林保全や林道等の施設整備

を推進します。

●杉や檜の良質材の生産に向け、除伐・間伐を計画的に実施するなど、健全な森林施業管理を促進するとともに、森林施業の共同化・機会化を推進します。

（7）漁港の整備・保全

【担当課】農林水産課

●漁港機能を維持し、地域水産物の供給基地として各施設の整備事業を展開し、長寿命化を図ります。

●地震・津波・風水害による被害を最小限に抑えるため、適切な対策を行います。

（8）つくり育てる漁業の推進

【担当課】農林水産課

●漁業資源の安定確保に向け、漁礁の設置や牡蠣養殖業の振興を図るとともに、栽培漁業によるガザミやクマエビ等の水産種苗の放流を充実させ、つくり育てる漁業を展開します。

●漁場の環境や生態系の保全活動を推進し、水質の保全と豊かな海の再生に取り組みます。

（9）水産物のブランド力の強化

【担当課】農林水産課

●漁業協同組合・企業・商工関係団体等と連携し、地元水産物の品質・ブランド力を高めるとともに、海外市場の需要に応じた商品開発と販路展開を一体的に進めます。

●道の駅や直売所等による地産地消を促進するとともに、PR イベントを実施します。

（10）漁業の担い手の確保・育成

【担当課】農林水産課

●新規の漁業就業者に対し、実践研修や自立するための経済的な支援を行い、人材育成や漁獲の効率化、漁業技術の伝承を促進します。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
認定新規就農者の３年後定着率	%	―	100.0	農林水産課
スマート農業の導入数（累計）	件	18	24	農林水産課
ひょうご推奨・安心ブランドの認証食品数（農畜水産物）	品目	186	203	農林水産課
有害鳥獣（鹿・猪）の捕獲数	頭	1,430	2,500	農林水産課
新規漁業就業者の３年後定着率	%	―	100.0	農林水産課

※森林経営管理制度：手入れの行き届いていない森林について、自治体が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営体に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は自治体が公的に管理をする制度

※航空レーザー測量：航空レーザースキャナーを使用して広範囲に高密度・高精度の標高データを取得する測量方法

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民 が取り組むこと	▶ 地域農業の担い手の育成に努めましょう。 ▶ 農道、水路等の地域の維持管理活動に参加しましょう。 ▶ 地域の農畜産物を食生活に取り入れ、身近な農業を応援しましょう。 ▶ 市内で生産された水産物を積極的に購入しましょう。 ▶ 地域で開催される水産関連イベントに参加し、本市の水産業を応援しましょう。
事業者・団体等 が取り組むこと	▶ 農業後継者、新規就農者との協力体制を築きましょう。 ▶ 農道、水路等の整備事業に取り組みましょう。 ▶ 付加価値の高い農畜産物の生産・提供を通じて、ブランド力の向上に努めましょう。 ▶ 安定した漁獲・生産量の確保に努めましょう。

＋DX の視点

▶ スマート農業の導入

関連する計画

▶ **たつの市田園環境整備マスタープラン**（平成 29 年度～）
▶ **たつの市農業振興地域整備計画**（令和２年度～）
▶ **たつの市鳥獣被害防止計画**（令和９年度～令和 11 年度）
▶ **たつの市森林整備計画**（令和６年度～令和 15 年度）

施策 23　商工業の振興・雇用の創出

基本方針

地場産業である醤油・手延素麺・皮革を中心とした「たつのブランド」を確立し、積極的な情報発信と販路拡大を進めます。また、地域のにぎわい創出に向け、商店街の活性化や商業振興に取り組みます。

商工団体と連携し、地元企業の経営基盤の強化や円滑な事業承継を支援することにより、地域産業の持続的な発展を図ります。

企業誘致を積極的かつ継続的に進めるとともに、地元企業との連携や新規産業の導入により、新たな雇用機会を創出し、定住促進や若者の地元回帰につなげていきます。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○産官学連携による皮革まつりの開催や、そうめんサミットや醤油サミットへの参画を通じて、「たつのブランド」の確立と周知に取り組んでいます。 ○商工会議所や商工会、市内金融機関を通じて、中小企業者等を支援することにより、経営基盤の強化と商工業の振興を図っています。 ○中小企業者の経営基盤や資本投資の強化を図るため、低金利融資による資金繰り支援を実施しています。 ○商業団体が実施する地域住民との交流・にぎわいを創出するイベント事業や魅力発信事業、共同施設改修事業について支援しています。 ○企業進出・企業留置を推進するための優遇措置を実施しています。 ○市内における創業予定者に対して支援を行い、産業と地域の活性化、雇用創出、定住促進、起業家の育成を図っています。 ○地域事業所の合同説明会等の開催や雇用確保に努める企業への支援に加え、市内企業の就職情報ガイドを発行し、若者への就労情報の提供と地域における人材確保を支援しています。
課題	○急速に変化する社会情勢において、事業者の実態やニーズを把握しながら、支援を検討する必要があります。 ○中小企業経営者の高齢化と後継者不足が進み、事業承継への不安が広がっており、これに対応する支援を行う必要があります。 ○工場跡地や空き店舗等を活用した企業誘致や創業支援により、産業空洞化を抑制する必要があります。 ○地元企業への若者の就職促進による地域雇用の安定・拡大、人材確保を図る必要があります。

施策の内容

（1）地域産業の PR 強化

【担当課】商工振興課

●各種イベントの実施や高付加価値製品の促進、戦略的な情報発信、国内外の販路開拓支援に取り組むことにより、地域産業の振興と「たつのブランド」の確立を図ります。

（2）中小企業対策の推進

【担当課】商工振興課

●資金・設備・技術・人材・情報など、多方面の支援を通じて中小企業者の経営基盤強化を図るとともに、今後の社会情勢を見据え、新たな働き方に取り組む企業への支援を検討します。
●中小企業の事業継続に向け、中小企業庁や商工会議所、商工会等と連携し、事業継続計画策定や事業承継を支援します。

（3）商業活性化の促進

【担当課】商工振興課

●商店街等が開催するイベントへの支援や、施設改修事業、空き店舗の有効活用など、商業団体との連携による地域のにぎわいづくりに取り組みます。

（4）企業誘致の推進

【担当課】商工振興課

●企業立地奨励金の交付や固定資産税の課税免除などの優遇制度により、企業の立地を支援します。
●交通アクセスなど本市の優位性を広く発信し、企業誘致と市内企業の定着・事業継続を促進します。

（5）新たな産業の育成

【担当課】商工振興課

●新たな産業の育成を図り、地域経済の活性化につなげるため、起業・創業に関する取組を支援するとともに、商工会議所や商工会等との連携を強化します。

（6）雇用創出・支援の推進

【担当課】商工振興課

●公共職業安定所や、播磨科学公園都市圏域定住自立圏の構成市町等とのネットワークを強化し、雇用機会の拡大と創出につなげます。
●就職情報ガイドにより地元企業の情報・魅力を発信するとともに、合同就職説明会等を通じて、求職者の地元定着を促進し、若者から高齢者までのライフステージに応じた雇用支援を行います。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
地場産業（醤油・手延素麺・製革）の事業所数	事業所	227	210	商工振興課
創業支援件数	件	5	8	商工振興課
企業立地奨励金の交付件数	件	5	5	商工振興課
有効求人倍率（年間平均）	倍	0.83	1.04	商工振興課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民 が取り組むこと	▶ 地場産品に誇りを持ち、「推し産品」として PR しましょう。 ▶ 地元就職を推進しましょう。
事業者・団体等 が取り組むこと	▶ 経営改善等に取り組み、持続可能な経営と地域の活性化を目指しましょう。

＋DX の視点

- デジタル技術による働き方改革・業務効率化
- デジタル技術を活用した販路拡大・情報発信・地域産業の高付加価値化

関連する計画

- **たつの市導入促進基本計画**（令和７年度～令和９年度）
- **たつの市創業支援等事業計画**（令和７年度～令和 11 年度）

空白

施策24　観光の振興

基本方針

これからの観光新時代にふさわしい観光戦略を打ち立て、「担ってよし・訪れてよし・住んでよしの三方よし」の理念に基づき、持続可能な観光地域づくりを進めます。また、関係団体と連携した一体的な観光施策を推進し、観光資源の活用、観光誘客、受入体制の強化、地域文化との融合を図り、地域経済の活性化につなげます。

地域の特色を生かしたイベントの実施や観光資源の情報共有化、広域観光連携の強化を図るとともに、「攻めの観光戦略」を展開し、本市の魅力を積極的に国内外へ発信します。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○大阪・関西万博を契機に、ひょうごフィールドパビリオン※に認定された地域資源や体験を通じて、本市の魅力を市内外に発信する取組を行っています。 ○道の駅しんぐう・道の駅みつにおいては、民間のノウハウを生かし、地元農産物や加工品の販売、地元雇用の促進など、地域密着型経営を通じて、観光情報発信、地域交流の拠点施設としての役割を果たし、観光需要の獲得に努めています。 ○重要伝統的建造物群保存地区に市営駐車場を整備するとともに、下川原市営駐車場に下川原蔵あかね（龍野観光売店蔵あかね）を整備し、観光客へのおもてなし環境の向上を図っています。 ○市民のふるさと意識や連帯感の醸成を図ることを目的とした、たつの市民まつりを開催しています。 ○観光協会等と連携し、地域の特色を生かした観光 PR イベントを実施しています。 ○たつの市観光協会ホームページや SNS を活用した情報発信を進めています。 ○播磨科学公園都市圏域定住自立圏においては、広域観光ガイドブックの作成、周遊型イベントやフォトコンテスト等を実施し、広域連携で観光誘客に取り組んでいます。
課題	○社会の変化や観光ニーズの多様化等を背景に、単なる集客ではなく、地域経済への効果や文化的価値を高める観光への転換が求められています。 ○特に、若者や外国人観光客への対応に向けた受入体制の強化が課題となっています。また、観光客の増加による生活環境への影響に対する配慮や、地域住民の理解促進も重要となっています。 ○観光 PR の戦略として、国内外に向けてデジタルパンフレットの導入や地図情報アプリとの連動など、用途別やターゲット別に「紙×デジタル」による情報発信を検討する必要があります。 ○「来て終わり」ではなく、SNS によるファン（フォロワー※）の獲得・リピーターの創出につなげ、交流が続く仕組みを構築する必要があります。

※ひょうごフィールドパビリオン：地域の活動の現場そのもの（フィールド）を地域の人々が主体となって発信し、多くの人が来て・見て・学び・体験する大阪・関西万博を契機とした兵庫県の取組
※フォロワー：SNS 等で特定の利用者の投稿や情報を受け取る人

施策の内容

（1）観光資源の活用

【担当課】観光振興課、町おこし課
新宮・揖保川・御津地域振興課

●清流揖保川、播磨の小京都・龍野、重要伝統的建造物群保存地区、新舞子浜、北前船関連文化財など、既にある「宝」を深掘り、再編化、魅力化するとともに、SNS や動画等の活用による多媒体プロモーション※を展開し、観光誘客につなげます。
●「体験＋食」「体験＋宿泊」「体験＋まち歩き」など、地域の体験コンテンツを魅力的に組み合わせ、滞在時間や消費額を伸ばし、満足度やリピーターの向上を図ります。
●インフルエンサー※の招へいや若者・学生との共創による観光プロモーションを展開するとともに、SNS を通じて地域の魅力を効果的に発信し、多様な観光客層（若者・都市部・海外）への認知拡大や来訪促進を図ります。

（2）観光施設の活用

【担当課】商工振興課、観光振興課

●道の駅等の観光施設において、年間を通じて地域の魅力を伝える特色ある事業を企画し、観光誘客を行います。
●道の駅みつにおいて、地元団体と連携し、地域の自然・産業・食文化を学ぶ海観光資源体験学習を提供します。
●たつの観光案内所と下川原蔵あかねにおいて、土産・特産品を充実させることにより観光客の満足度、滞在時間の向上を図るとともに、多言語アプリやオンライン決済対応により外国人観光客の利便性を高めます。

（3）歴史的町並みの活用

【担当課】観光振興課、町おこし課
歴史文化財課

●オータムフェスティバルや城下町バル、ひなまつり等のイベントを通じて、歴史・文化を体感できる場を提供するとともに、醤油の郷大正ロマン館や下川原蔵あかね等の観光施設を有効活用し、町並みと調和したにぎわいを創出します。
●国内外の観光客向けに、武将衣装・甲冑着付け・茶会体験等の歴史・城をテーマとした体験型観光を推進し、地域の魅力発信と誘客の強化を図ります。

（4）市民協働の魅力的なイベントづくりの推進

【担当課】観光振興課、町おこし課
新宮・揖保川・御津地域振興課

●市民参加型イベントや観光協会主催イベントの充実を図ります。
●各地域で行われるイベントについて、広報誌やイベントカレンダー等を通じて、統一的・一体的に PR し、誘客における相乗効果を図ります。
●たつの市民まつりをはじめ、市民主体のイベント（しんぐうふるさとフェスタ、いぼがわ水辺フェスティバル、みつまつり新舞子サンセットフェスティバル等）を支援し、交流人口の拡大とにぎわい創出を図ります。

（5）マスメディア等を使った PR 活動の推進

【担当課】観光振興課

●パンフレットや SNS、動画、インフルエンサー等を活用した多媒体プロモーションを展開するとともに、たつの市観光協会ホームページを観光プラットホームとして、多言語化や SNS 連携を進め、情報発信力を強化します。
●大手旅行会社やマスコミ等との連携を図り、観光 PR と誘客を積極的に進めます。

※プロモーション：資源や商品、サービス等の認知度を高め、消費者の購入や利用を促すための販売促進・宣伝活動
※インフルエンサー：SNS 等のインターネットメディアを通じて情報を発信し、他者の意識や行動に大きな影響を与える人

（6）広域観光ネットワークの連携の強化

【担当課】観光振興課

●ひょうご観光本部、西播磨観光協議会、西播磨ツーリズム振興協議会との連携を強化し、広域的な周遊観光を促進するとともに、アンテナショップや百貨店、サービスエリア等において共同出展を実施し、一体的 PR を図ります。
●はりま城下町連携交流事業を活用し、近隣自治体と連携した特産品販売や PR 活動を展開します。
●播磨科学公園都市圏域定住自立圏、播磨圏域連携中枢都市圏においては、広域連携によるスケールメリットを生かした周遊型・体験型イベント等を実施し、観光誘客に取り組みます。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
観光客数	千人	1,508	1,633	観光振興課
宿泊者数	千人	29	67	観光振興課
道の駅しんぐう・みつの利用者数	千人	377	400	観光振興課
たつの市観光協会ホームページの閲覧者数	千人	221	235	観光振興課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶「おもてなしの主役」として、笑顔で温かく迎えましょう。 ▶「たつのファン」として、たつの市を広く PR しましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶観光事業に携わる人材の確保、育成を行いましょう。 ▶新たな観光資源の発掘や既存資源の磨き上げに努めましょう。 ▶観光協会は一体的な観光地域づくりを推進しましょう。

＋DX の視点

▶オンライン決済
▶デジタル技術を活用した多言語対応
▶デジタルコンテンツ・位置情報サービスを活用した情報発信

関連する計画

▶**龍野地区まちづくりビジョン**（令和４年度～令和 18 年度）

空白

施策 25　交流・多文化共生の推進

基本方針

市民・団体・NPO 等の多様な主体が地域の活性化に向けて活動できるよう、国際・国内・地域交流を広げます。また、全ての市民が快適に生活し、共に支え合う「多文化共生社会」の実現を目指します。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○たつの市国際交流協会の協力により、英語・中国語・ドイツ語・スペイン語・韓国語・フランス語の語学教室を開講しています。 ○国際性豊かな人材育成に向け、小・中学生を対象にたつのキッズインターナショナルラボを開催しています。さらに、在住外国人との交流イベントとして、WAO！楽しもう国際交流フェスティバルを実施しています。 ○多文化共生サポートセンター（外国人相談窓口）においては、在住外国人からの相談に対応しています。 ○姉妹都市との交流においては、相互で開催するイベントに出向き、市政情報や特産品の PR を実施しています。 ○地域活動においては、三世代一斉清掃等の実施や、老人クラブ・シルバー人材センターへの支援を通じて、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に取り組んでいます。 ○コミュニティセンターを拠点に、地域住民の連携強化や世代間交流の機会を創出し、グループ活動の場を提供しています。
課題	○外国人労働者等の異なるルーツ※を持つ市民の増加に伴い、言語・文化の違いによるコミュニケーション不足から住民間の誤解や摩擦が生じるおそれがあり、相互理解の促進を図る必要があります。 ○行政・民間それぞれの立場で、人的交流、文化交流を行い、相互理解、相互協力を深めるため、引き続き姉妹都市等との交流を行う必要があります。 ○自治会加入率の低下や老人クラブ・ボランティア団体の減少により、地域コミュニティの維持が難しくなっており、活動を担う人材の確保・育成が求められています。 ○地域住民が集う施設（公民館、コミュニティセンター、隣保館等）が複数ある地域においては、事業内容が重複する傾向にあることから事業内容を見直す必要があります。

施策の内容

（1）多様な世代の交流の推進

【担当課】総務課、高年福祉課、社会教育課

●地域のにぎわいの創出を促すため、JR 本竜野駅前に、中心市街地における交流や文化振興等の機能を集約した「まちづくりの拠点」を整備します。
●地域住民が協力して実施する多様なイベントや伝統行事を通じて、世代を超えた交流の場を広げ、地域コミュニティの結束強化を図ります。
●地域の伝統や特色を次世代に伝承するとともに、高齢者の知識や経験を生かし、地域活性化に貢献できる仕組みを整備します。

（２）地域資源を生かした交流の推進

【担当課】農林水産課、商工振興課、観光振興課
町おこし課、新宮・揖保川・御津地域振興課

●本市の特色ある観光資源や農畜水産物、地場産業品等の地域資源を生かし、市内外のあらゆる世代が交流することができる多様な機会を提供することにより、交流人口を増やしてにぎわいを創出し、地域の活性化につなげます。

（３）姉妹都市等との交流の推進

【担当課】広報秘書課、商工振興課、観光振興課

●スポーツ、文化、産業、防災等の幅広い分野において、姉妹都市等との交流を更に推進するとともに、地域を超えた交流活動を積極的に展開します。
●姉妹都市をはじめ、市外におけるイベントに積極的に参加し、本市の地場産品や特産品、観光情報を広く PR することにより、産業振興、観光誘客を図ります。

（４）多文化共生の推進

【担当課】広報秘書課

●たつの市国際交流協会を核として、国際交流体制の確立を図り、在住外国人との交流イベントや講演会等の国際交流事業を支援し、多文化共生の推進を図ります。
●たつの市国際交流協会が実施する多言語教室等の受講促進を図るとともに、多文化交流の機会や関連情報の提供を充実させ、国際社会に対応できる人材の育成に取り組みます。
●国際性豊かな人材の育成や語学力の向上を図るため、海外の文化や習慣に慣れ親しむ機会の提供として、市内在住の小・中学生を対象としたワークショップ※を実施します。
●多文化共生サポートセンターを中心に、在住外国人に対する生活情報の提供や各種相談対応の充実を図り、外国人が安心して暮らせる環境を目指します。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
国内姉妹都市との交流団体数（累計）	団体	127	187	広報秘書課
多文化共生サポートセンターの相談者満足度	%	－	80.0	広報秘書課
在住外国人向けイベントの参加者数	人	800	1,000	広報秘書課
日本語教室の受講者満足度	%	－	80.0	広報秘書課
多言語教室の受講者満足度	%	－	80.0	広報秘書課

※ルーツ：生まれ育った文化的・地理的な背景
※ワークショップ：参加者が主体となって体験や対話を通じて学ぶ参加体験型の講座・イベント

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民 が取り組むこと	▶ 世代を超えて地域行事や防災訓練、外国人観光客・住民への支援、姉妹都市との交流等を行い、理解と支え合いによる豊かな社会づくりを行いましょう。
事業者・団体等 が取り組むこと	▶ 市民や国際交流団体等の活動に対する支援や海外からの研修生の受入、国内・地域交流事業を企画するなど多様で活発な交流を行いましょう。

＋DX の視点

- ▶ オンラインを活用した交流・会議
- ▶ デジタル技術を活用した多言語対応

空白

基本目標６　地域と共に創る、住みたい・住み続けたいまち

～定住・共創～

施策㉖　定住移住の促進・まちの魅力発信

（１）定住移住の促進
（２）「たつの」の魅力発信の強化

施策㉗　協働・連携の推進

（１）市政への参加機会の創出・広聴活動の充実
（２）広報活動の充実
（３）情報公開の推進
（４）多様な担い手による協働・連携の推進

施策㉘　持続可能な行財政運営の推進

（１）効率的な行財政運営の推進
（２）中長期的ビジョンによる健全な行財政運営の推進
（３）公共施設の適正管理・活用

施策㉙　効率的な行政組織運営の推進

（１）市民ニーズに的確に対応できる組織づくりの推進
（２）働きやすい職場づくり・人材育成の推進
（３）デジタル市役所の実現

施策30 広域連携の推進

（１）広域的な連携の強化
（２）広域課題への取組の強化

施策 26　定住移住の促進・まちの魅力発信

基本方針

定住移住を支援し、定住人口の増加、転入の促進に取り組みます。また、市民・事業者・各種団体・行政等が協働・連携し、多くの人に「訪れたい」「住みたい」と思われ、市民の「まちへの愛着と誇りが醸成される」よう、本市の魅力を市内外に発信し、地域の活性化や定住促進につなげていきます。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○若者に対して奨学金返還支援を行い、定住の促進や中小企業等の担い手不足の解消を図っています。 ○結婚に伴う夫婦の新生活の経済的負担を軽減し、少子化対策の強化や定住の促進に取り組んでいます。 ○若者や移住者の住宅取得に奨励金を交付することにより、定住移住を促進しています。 ○たつの観光大使やたつのふるさと親善大使、インフルエンサー等を活用し、イベント出演や観光ツアー、SNS 等による情報発信を通じて、全国に魅力を発信しています。 ○ふるさと納税制度を活用し、ポータルサイト※等において、本市の魅力ある返礼品を市内外に発信しています。 ○市制施行 20 周年を機に制定した市民憲章を広く定着させることにより、ふるさとへの愛着と一体感を高めています。 ○動画コンテストの開催や市勢要覧の発行により、本市への愛着を深めるとともに、市内外へ魅力を発信しています。
課題	○若者や女性が転出超過になっていることから、地域に魅力を感じられる環境を整えるなど、定住移住に一層注力する必要があります。 ○市民憲章を単なる宣言にとどめず、市民の具体的な行動変容となるような取組を図る必要があります。 ○ふるさと納税ポータルサイトの更新や新たな返礼品登録を推進し、本市の特産品等の PR を充実させる必要があります。 ○SNS や記者発表を通じ市内外へ本市の魅力を発信していますが、他の地域と差別化できる更なる独自性が求められていることから、より多くの人々を惹きつける地域ブランドの確立を目指す必要があります。

施策の内容

（1）定住移住の促進

【担当課】町おこし課、新宮・揖保川・御津地域振興課

●若者がこのまちで働き、暮らしたいと思えるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を展開し、若者の定住を促進します。
●若者や移住者に対し、住宅取得の支援等の経済的支援を実施することにより、定住移住を促進します。
●デジタル PR コンテンツを積極的に活用し、市内外に向けて広く情報発信を行うことにより、定住移住への関心を高めます。

●移住相談会を実施し、本市の魅力を発信することにより、主に都市部からの UIJ ターンを促進します。

（2）「たつの」の魅力発信の強化

【担当課】総務課、企画政策課、広報秘書課、商工振興課
観光振興課、町おこし課、新宮・揖保川・御津地域振興課

●インフルエンサーを招へいし、観光スポットや体験型施設を巡る様子を SNS で発信するなど、本市の魅力を広く伝えていきます。
●ふるさと納税制度等を通じて、引き続き本市の知名度アップと魅力を発信するとともに、地域と関わる機会を提供することにより関係人口を増やし、地域の活性化を推進します。
●イメージキャラクター「赤とんぼくん」「あかねちゃん」や、たつの観光大使、たつのふるさと親善大使等を活用した PR 活動・渉外活動を展開し、本市の魅力を広く市内外に発信します。
●地域資源の再発見を進めて本市への愛着を深めるとともに、全国に向けて本市の魅力を発信します。また、SNS 等を活用した広報活動の充実と地域ブランドイメージを確立し、定住人口・交流人口・関係人口の創出を図っていきます。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
定住促進住宅取得奨励金を活用した定住移住者数	人	546	550	町おこし課
インスタグラムの閲覧件数	千件	437	492	広報秘書課
ホームページ特設サイトの閲覧件数	千件	258	290	広報秘書課
ふるさと応援寄附金の寄附件数	件	18,631	19,700	企画政策課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 本市の魅力を発見・再確認し、積極的に触れることを意識しましょう。 ▶ SNS 等を活用して、本市の魅力を市内外に発信しましょう。 ▶ 地域イベントに主体的に参加し、その魅力を多くの人に伝えましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 情報発信のための素材を積極的に発掘・発見しましょう。 ▶ SNS 等を活用して、本市の魅力を身近な人や市外へ発信しましょう。 ▶ 行政と多様な主体が連携を図り、地域ブランドを確立していきましょう。

＋DX の視点

▶ オンラインによる移住相談
▶ SNS 等による情報発信

※ポータルサイト：インターネット上の情報への入り口となるウェブサイト

施策 27　協働・連携の推進

基本方針

市民・事業者・各種団体・行政等の多様な主体が地域の連帯感や助け合いの意識を高めながら、それぞれの特性や資源を生かして協働・連携できる体制づくりを推進することにより、「市民が主役となるまちづくり」を進めます。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○市民や各種団体等で構成する審議会等において、主な施策の進捗状況や目標の達成度について公表し、意見を求め、施策立案に生かしています。 ○大学生の視点による政策アイデアコンテストを開催し、大学に集積された知識やノウハウを生かした新たな政策の立案や、中長期的に地域づくりに関わる、関係人口・交流人口の創出と増加に努めています。 ○市民との意見交換や情報提供の場を多く設け、提案や要望を市政運営に反映させるとともにまちづくりへの積極的な参加を推進しています。 ○情報を迅速かつ効果的に提供するため、ホームページをリニューアルし、視覚的に分かりやすいデザインに変更しました。また、LINE 等の SNS を活用し、プッシュ型※の情報発信を行っています。 ○ホームページにおいて本会議録画映像の配信や会議録の公開、SNS による市民への情報提供を行うとともに、市民意見交換会の実施により市民の声を取り入れ、まちづくりに反映するなど、開かれた議会運営に取り組んでいます。 ○適正な情報管理と個人の権利利益の保護に配慮しながら、情報公開制度に基づき、公正で開かれた市政の推進に努めています。 ○市民が主体的に行う地域振興に資する活動、自治会等が行う里山整備活動、公共施設の美化・補修活動や公民館の新築等に対して支援を行っています。
課題	○市政参画の機会において、多くの市民の参加があるものの、若者の参加が少ないことから、気軽に参加できる環境づくりを検討する必要があります。 ○情報の収集手段が多様化したことにより、情報の内容や対象者に応じて効果的な発信手段を選択し、伝わる情報発信を行う必要があります。 ○行政による支援終了後、市民団体等が創意工夫により自立・自走できる体制を構築する必要があります。 ○人口減少や更なる少子高齢化、自治会加入率の低下、役員の担い手不足に伴う地域コミュニティの弱体化に対し、引き続き地域コミュニティの活性化に向けた取組を進める必要があります。

施策の内容

（1）市政への参加機会の創出・広聴活動の充実

【担当課】企画政策課、広報秘書課
人権推進課

●市民との直接対話の場やパブリックコメント（意見公募手続）を活用し、市民の市政への参画促進を図るとともに、市民ポストやホームページにより、意見・提案等の広聴活動の充実を図ります。

●市民が希望するテーマについて職員が地域に出向き説明する出前講座を引き続き積極的に実施し、市政に対する市民ニーズの把握と市政情報の提供を行います。
●各種委員会・審議会への女性や一般公募委員の割合を高くするなど、市民が施策立案から事業の実施・評価段階に至るまで参画できる機会の充実に努めます。

（2）広報活動の充実

【担当課】広報秘書課

●広報誌の読者をホームページへ誘導し詳細情報を伝えたり、ホームページと SNS の連携を行うなど、メディアミックスを意識した情報発信に取り組み、情報提供の迅速化と多様化に対応します。
●声の広報や英語版広報など、障害のある人や外国人にも配慮した広報活動を行い、全ての市民に分かりやすい情報発信に努めます。

（3）情報公開の推進

【担当課】デジタル戦略推進課、議会事務局

●公正で開かれた市政を推進するため、行政情報を適切に管理し、個人の権利や利益の保護に配慮しつつ、市政情報を公開するなど、情報公開制度の充実と適正な運用に努めます。
●「開かれた議会」を目指して、議会の傍聴を呼びかけるとともに、AI 字幕モニターや議場大型モニターの活用、ホームページによる会議録の公開、SNS の活用など、情報提供の更なる推進を図ります。

（4）多様な担い手による協働・連携の推進

【担当課】総務課、企画政策課、農林水産課
農地整備課、町おこし課、関係課

●自治会等の地縁団体や NPO・ボランティア団体等の市民活動団体、企業など、多様な主体との協働・連携を推進するとともに、産業界・各種行政機関・学校・金融機関・労働団体・マスコミ等との連携を強化し、あらゆる主体と一体となった市政運営に努めます。
●企業版ふるさと納税を通じて、事業財源を確保するとともに、官民連携を強化し、地域一体となって地方創生を推進します。
●地域で知恵を出し合い、主体的に考え行動できるよう公益活動を支援することにより、真に自立したまちづくりを実現します。
●コミュニティセンターや各自治会の集会所等の拠点施設を活用し、地域住民の交流や連携を促進することにより、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
市役所出前講座の参加人数	人	7,353	7,800	広報秘書課
企業版ふるさと納税の受入件数	件	25	35	企画政策課
連携協定の締結数（累計）	件	80	97	企画政策課

※プッシュ型：発信者が自発的に受信者へ情報やサービスを届ける方式

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民 が取り組むこと	▶ 市政への関心を高め、積極的にまちづくりに参画しましょう。 ▶ 行政や他の市民と協力し、意見交換を行いながら、共に課題解決に取り組みましょう。 ▶ 地域づくりを「自分ごと」として捉え、地域住民の創意と工夫を生かしながら、次の世代へ発展的に継承できるよう積極的に地域活動に参画しましょう。
事業者・団体等 が取り組むこと	▶ 市政への関心を高め、積極的にまちづくりに協力しましょう。 ▶ 行政や市民と意見交換を行い、それぞれの強みを生かした活動を行いましょう。 ▶ コミュニティセンターや各自治会の集会所等の拠点施設を活用し、地域コミュニティを活性化しましょう。

＋DX の視点

- オンラインによる地域活動
- SNS 等による情報発信

空白

施策 28　持続可能な行財政運営の推進

基本方針

「持続可能な自治体経営」を実現するため、行財政改革と中長期的ビジョンに基づく効率的な事業実施を進めるとともに、民間の活力とノウハウを積極的に導入し、限られた経営資源を効果的に活用することにより、質の高い行政サービスと健全な財政運営を両立させます。

公共施設の適正な管理のため、計画的に長寿命化を進めることにより、必要な施設の機能と安全性を確保しつつ、将来的な人口規模と利用需要の変化を見極めながら、「公共施設の最適化」を計画的に推進します。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○行政評価を毎年度実施し、成果や課題を整理して次年度以降の事業や予算編成に反映することにより、計画的かつ着実な行財政運営を進めています。 ○文書管理システム※や電子決裁※の導入によるペーパーレス化を推進するとともに、事務の効率化、適正化に取り組んでいます。 ○物価高騰等の社会情勢の変化に対応し、持続可能な自治体経営を推進するため、公共施設の使用料や下水道使用料を改定しました。 ○既存の補助金等の適正化や新しい補助金を創設する場合の指針を示し、本市の補助金制度の統一基準として「たつの市補助金等の適正化に関する方針」を定めました。 ○「たつの市公共施設等総合管理計画」については、国の改定要請に対応し、本市上位計画との整合を図るために改定しました。 ○「たつの市公共建築物再編実施計画」については、３年ごとの見直しに合わせて改定し、これまでの取組状況等を踏まえ、取組内容を更新しました。 ○施設管理については、指定管理者制度の導入等により、業務の効率化、行政サービスの質の向上に努めています。 ○庁舎や小宅小学校の増改築、北学校給食センターを新築するとともに、施設の統廃合や未利用の市有地の売払いを実施しました。 ○統廃合した学校、幼稚園、保育所については、跡地施設の利活用に関する基本的な考えを整理し、「たつの市学校等跡地施設利活用基本方針」を策定しました。
課題	○社会構造が大きく変化する中、健全財政を維持しながら持続可能な行政サービスを提供するため、市民目線の改革はもとより、デジタル化や働き方改革の推進により、徹底した事務事業の効率化に取り組む必要があります。 ○歳入では市税収入や普通交付税が微増するものの、歳出では扶助費等の義務的経費が増加すると見込まれるため、自主財源の確保と歳出改革を一層推進し、持続可能な財政運営に努める必要があります。 ○公共施設の使用料等については、受益者負担を原則に、社会情勢や利用需要等を勘案し、料金の適正化を定期的に検証していく必要があります。 ○公共施設の管理運営については、人口規模と利用需要の変化を的確に捉え、施設の整備や統廃合を行うとともに、廃止した施設の貸付けや売却処分等による有効活用を検討する必要があります。

○経営悪化により休荘した国民宿舎赤とんぼ荘については、今後の在り方を検討する必要があります。
○「たつの市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針」、「たつの市学校等跡地施設利活用基本方針」に基づき、これまでに廃止した幼稚園や保育所、はりま新宮小中一貫校の開校に合わせて廃止する学校施設の有効活用を進める必要があります。
○公共インフラについては、施設の維持と安全性の確保のため、計画的に長寿命化を図っていく必要があります。

施策の内容

（1）効率的な行財政運営の推進

【担当課】総務課、納税課、市税課、企画政策課
財政課、契約課、関係課

●確かな証拠に基づく政策立案（EBPM）と各種施策の成果指標（KPI※）による実施効果の検証を行い、事業の必要性、効率性、有効性を判断し、市民ニーズに的確に対応できる質の高い行財政運営を推進します。
●多様な行政ニーズに対し、限られた経営資源の最適な配分により行政サービスの水準を維持していくため、徹底した事業の効率化を図るとともに、市民理解のもと、受益者負担等の適正化による持続可能な行財政運営に努めます。
●業務の実施において、地域資源や民間活力を積極的に活用し、地域や民間に任すべきことは任せるという基本姿勢のもと、より適切な担い手による行政サービスの提供を推進するとともに、効果が十分に評価・検証されないまま継続され、長期化・固定化されることのないよう、常に効果的な手法を検討します。
●市税や保険料等の公平・公正な課税と収納率向上、使用料や負担金等の適正な受益者負担、ふるさと応援寄附金の活用等による歳入確保に努めます。

（2）中長期的ビジョンによる健全な行財政運営の推進

【担当課】企画政策課、財政課
契約課、関係課

●少子高齢化による社会保障関係経費の増大、公共施設の老朽化対策等で厳しくなる財政状況を踏まえ、中期財政計画を策定し、行財政改革を進めながら、財源配分の「選択と集中」を徹底することにより、健全な行財政運営に努めます。
●行財政運営に関する計画や各種財政指標を分かりやすく公表し、市民の理解と信頼性を確保します。
●今後の人口規模や財政状況等を踏まえ、施設の適正配置や統廃合、長寿命化、有効活用の検討など、公共施設マネジメントを推進し、未利用財産は、個別の利活用方針を定め、貸付けや売却処分等による有効活用を進めます。

（3）公共施設の適正管理・活用

【担当課】契約課、関係課

●公共施設については、施設運営の健全性を保ちつつ、機能の重複する施設の集約化・複合化を進め、また、地域の状況を考慮しながら、民間の活力やノウハウを取り入れた事業手法の導入を視野に入れた活用を図ります。
●公共インフラについては、安全性の確保と長寿命化に取り組み、計画的かつ効率的な維持管理を行います。

※文書管理システム：電子文書の作成から保管、廃棄までの一連を管理するシステム
※電子決裁：意思決定を行う決裁行為について、紙文書への押印に代えて、電子で決裁を行う仕組み
※成果指標（KPI）：Key Performance Indicator の略。重要業績評価指標。目標を達成するための取組の成果を定量的に測る指標

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
経常収支比率※	%	88.9	93.5	財政課
将来負担比率※ （将来負担額を上回る充当可能財源等がある場合、数値は「－」）	%	－	－	財政課
市税収納率（現年分）	%	99.4	99.4	納税課
公共建築物の保有量（総延床面積）の縮減率 （基準年度：平成 28 年度）	%	3.6	20.4	契約課
学校等跡地施設の利活用数（累計）	施設	1	3	契約課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 行政サービスに対する市民の適正な負担について考え、税や財政の理解を深めましょう。 ▶ 財政状況や行政経営を評価し、行政サービスの見直しに積極的に参画しましょう。 ▶ 地域資源である公共施設の有効活用に向けて、地域で話し合うとともに、創意工夫を持って参画しましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 企業の社会的責任（CSR）※の観点から地域社会への積極的な貢献に努めましょう。 ▶ 地域資源となる公共施設の整備や管理に関心を持ちましょう。

＋DX の視点

- デジタル技術を活用した行政サービスの質の向上
- デジタル技術を活用した業務効率化

関連する計画

- **たつの市行政改革推進実施計画**（令和９年度～令和 13 年度）
- **たつの市中期財政計画**（令和９年度～令和 13 年度）
- **たつの市公共施設等総合管理計画**（平成 27 年度～令和 12 年度）
- **たつの市公共建築物再編実施計画**（平成 28 年度～令和 12 年度）

※経常収支比率：人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に地方税、普通交付税等の経常一般財源収入がどの程度充当されているかの割合のことで、財政構造の弾力性を判断するための指標
※将来負担比率：普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
※企業の社会的責任（CSR）：Corporate Social Responsibility の略。企業活動において、社会的公正や環境等への配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会等の利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方

空白

施策 29　効率的な行政組織運営の推進

基本方針

「効率的・効果的な行政組織運営」を推進するため、職員の適正な定員管理を行うとともに、柔軟で効率的な組織体制の構築を図ります。また、社会状況の変化や多様化する地域課題、市民ニーズに対応できるよう、政策形成能力や地域連携力を備えた人材育成に取り組みます。

情報セキュリティを強化し、安全で信頼性の高いデジタル基盤を構築した上で、AI や RPA 等のデジタル技術を積極的に活用することにより、「質の高い行政サービスの提供と業務の効率化」を推進します。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○「たつの市職員定員適正化計画」に基づき、業務量に応じた職員配置、組織の新陳代謝、将来の組織を支える人材の計画的採用や適材適所の人員配置により、計画的で適正な定員管理を行っています。 ○「たつの市人材育成基本方針」に基づき、職員の資質向上や職務意欲の高揚を図るため、派遣研修や庁内研修等の様々な研修機会を提供し、職員としての使命と責任を自覚し情熱を持って業務に取り組める職員の育成に努めています。 ○「たつの市特定事業主行動計画」を策定し、男性職員が育児休業取得を進めるなど、仕事と子育ての両立が可能な職場環境づくりに取り組んでいます。 ○「たつの市 DX 推進基本方針」に基づき、自治体情報システムの標準化・共通化※の推進、書かない窓口（申請書作成支援システム）の開設、公共施設予約システム等の導入を行うとともに、マイナンバーカードの普及促進のため、休日交付窓口の設置や出張申請受付を行い、市民の利便性向上と行政サービスの効率化を推進しています。 ○市民公開型地理情報システムたつの市 Web ガイドで、本市の様々な情報を地図情報として閲覧できるようオープンデータ※化することにより、行かなくていい窓口を推進しています。 ○高齢者向けスマホ教室やご近所デジタルマイスター※によるスマホ相談を実施することにより、デジタルへの活用支援を進めています。 ○市議会議員と市幹部職員に貸与したタブレット端末を活用し、ペーパーレス会議を実施するとともに、情報の共有化、経費削減、事務の効率化を図っています。
課題	○限られた財源の中で、行政サービスの質を維持・向上させるため、従来の事務事業を抜本的に見直し、柔軟かつ簡素で効率的な組織機構を構築する必要があります。 ○単なる業務の削減や ICT の導入にとどまらず、職員の意識改革・市民や事業者との協働による政策立案能力等のスキルアップが求められます。 ○多様化する市民ニーズに対応するため、「たつの市 DX 推進基本方針」に基づく重点取組事項を引き続き推進し、市民の利便性向上と業務の効率化を図るとともに、デジタル化することによって生まれる人的資源を創造的な業務へ再配分することにより、人口減少が見込まれる中でも持続可能な自治体運営を実現する必要があります。 ○老朽化した情報システムやネットワーク機器を計画的に更新するとともに、国が進めるゼロトラストアーキテクチャ※の導入や仮想化技術の活用等の新技術に関する動向を注視しながら、業務効率化とセキュリティ強化を両立した庁内ネットワークを構築する必要があります。

○マイナンバーカードの更新対象者の増加に対応するとともに、コンビニ交付や図書貸出サービス等のマイナンバーカードを活用した行政サービスを拡充する必要があります。
○デジタル化が急速に進む中、スマートフォンやインターネットを使いこなせない市民が取り残されることのないよう、デジタルデバイド※の解消と市民全体のリテラシー向上を図る必要があります。

施策の内容

（1）市民ニーズに的確に対応できる組織づくりの推進

【担当課】総務課
デジタル戦略推進課

●刻々と移り変わる行政課題や市民ニーズへの適切な対応、市の重要施策の実現への迅速な意思決定、行政サービスの質の向上を図るため、デジタル化の推進等による業務改善を行い、生産性の高い組織機構を構築していきます。
●「たつの市職員定員適正化計画」に基づき、業務量に見合う必要人数を確保するとともに、変化と創造に挑み続ける組織体制を確立し、行政サービスの質の向上に努めていきます。
●業務量に応じた職員配置、組織の新陳代謝、将来の組織を支える人材の計画的採用や適材適所の人員配置により、計画的で適正な定員管理を行います。

（2）働きやすい職場づくり・人材育成の推進

【担当課】総務課

●対面型研修やオンライン研修等の多様な学習機会を提供し、職員の資質向上や職務意欲の高揚を図り、職員としての使命と責任を自覚し、情熱を持って業務に取り組むことのできる人材を育成します。
●職員の職務遂行において発揮した能力や実績を公正に把握するため、全職員に対し人事評価を実施し、職員の意欲と職務遂行能力の向上を促すとともに、職員自己申告書も活用しつつ、効果的な人事管理と人材育成に活用します。
●全ての職員が生き生きと働くことができる職場づくりの実現に向け、働き方改革を推進します。特に、管理職の職場マネジメント力向上、職員のメンタルヘルス※、ワークライフバランスの確保、ハラスメント※のない職場づくりの観点から、研修等を積極的に活用した意識改革を図ります。
●女性職員が十分に能力を発揮できる職場づくりに努め、管理・監督職への女性職員の積極的な登用を図ります。

（3）デジタル市役所の実現

【担当課】デジタル戦略推進課、市民課、関係課

●オンライン申請や書かない窓口の推進、情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの利用促進、AI・RPA 等のデジタル新技術を防災、インフラ管理、地域振興等の様々な分野に活用するとともに、これらを計画的に進めることにより、行政サービスの質の向上と業務効率化を図り、デジタル市役所の実現を目指します。
●行政情報のオープンデータ化を進めるとともに、たつの市 Web ガイドの公開内容を拡充することにより、地域や民間と協力したまちづくりや地域活動におけるデータ利用を促進します。
●柔軟なサービス構成に有効な仮想化技術等の活用を検討し、ゼロトラストアーキテクチャに基づいた強固なセキュリティを備えた庁内ネットワークの構築を目指すとともに、急速に複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に備え、情報セキュリティ対策の徹底を図ります。
●市民の誰もが安心してデジタル技術を活用し、その恩恵を享受できるよう、デジタルデバイド対策やリテラシー向上に努めます。

※自治体情報システムの標準化・共通化：全国の自治体の住民基本台帳等の基幹業務システムについて、国が示す標準的な仕様に合わせ、人的・財政的負担軽減や住民サービスの向上、業務効率化を実現する取組
※オープンデータ：自治体が保有するデータのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用できる形で公開されるデータ
※ご近所デジタルマイスター：本市が実施するスマートフォン操作方法等のデジタル対応に関する講座を受講し、その知識を生かして地域の高齢者等に教える役割を担うマイスターとして認定した人
※ゼロトラストアーキテクチャ：ネットワーク上には、外部・内部を問わず脅威が存在するという前提に立ち、利用者や端末等の動作を常に検証した上でアクセスを許可することにより、セキュリティを確保しつつ、柔軟な利用を実現するという考え方

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
職員数	人	532	551	総務課
職員の有休取得率	%	9.4	12.6	総務課
オンライン申請件数	件	51,302	67,000	デジタル戦略推進課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 市政への関心を高め、地域課題の共有や提案を通じて、多様な主体と積極的に連携しましょう。 ▶ オンライン申請や SNS 等の身近なデジタルサービスの積極的な利活用に努めましょう。 ▶ 個人情報の管理やサイバーセキュリティへの意識を高めましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 市政への関心を高め、地域課題の共有や提案を通じて、多様な主体と積極的に連携しましょう。 ▶ オープンデータや自治体が提供する情報を活用し、地域課題の解決を図りましょう。 ▶ AI や RPA 等のデジタル技術を積極的に導入し、地域経済を発展させましょう。

＋DX の視点

- オンラインによる申請等手続
- オンライン研修
- デジタル技術を活用した業務効率化

関連する計画

- **たつの市人材育成基本方針**（平成 28 年度～）
- **たつの市職員定員適正化計画**（令和７年度～令和 12 年度）
- **たつの市特定事業主行動計画**（令和７年度～令和 11 年度）
- **たつの市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画**（令和８年度～令和 12 年度）
- **たつの市 DX 推進基本方針**（令和４年度～）

※デジタルデバイド：情報通信技術を利用できる人とできない人との間に生じる情報格差
※メンタルヘルス：こころの健康状態やこころの健康を保つための取組
※ハラスメント：属性や人格に関する言動等によって、他者に不快感や苦痛、不利益を与えること

空白

施策30　広域連携の推進

基本方針

関係市町と連携・協力を深めながら、「広域的に取り組むことが効果的な行政サービスの充実」や「地域課題の解決」を図ります。また、それぞれの地域が持つ資源や強みを相互に活用し、市民が愛着と誇りを持ち、安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。

取組状況・成果・課題

取組状況・成果	○水道・消防など広域的に取り組むことが効率的・効果的である行政事務については、広域事務組合を設置することにより、スケールメリットを生かした事業を実施しています。 ○本市が中心市として牽引し、宍粟市・上郡町・佐用町の２市２町で構成する「播磨科学公園都市圏域定住自立圏」においては、「播磨科学公園都市圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づき、圏域住民が安心して生活できる医療・福祉の確保、地域産業の活性化と雇用促進、圏域内の利便性を向上させるための地域公共交通の充実など、構成市町が連携・協力し、「西播磨の未来を拓く連携と共生のまちづくり」を進めています。 ○姫路市が中心市として牽引し、本市を含む８市８町で構成する「播磨圏域連携中枢都市圏」においては、「播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、起業・創業、「播磨地域ブランド」の確立、広域観光の推進など、経済成長の牽引をはじめ、救急搬送支援システムの広域化、公立夜間中学による就学機会の提供など、行政サービスの質の向上に向けた取組を進めています。 ○西播磨市町長会・播磨地方拠点都市推進協議会等において、広域的な行政運営に関する連携や国・県・関係機関に対し社会基盤整備等の要望を行うことにより、共通の行政課題への解決に向けた取組を進めています。
課題	○人口減少社会に適応した組織体制や運営方法の見直しが必要となることに加え、上下水道やごみ処理施設等の施設の老朽化対策や物価上昇等による維持管理経費の増加が見込まれます。 ○播磨科学公園都市圏域定住自立圏や播磨圏域連携中枢都市圏などでは、圏域全体の人口減少、人口構造の変化等による資源制約に直面する中で、必要な生活機能を確保するため、事業の集約化・共同化を進め、公共施設や人材をはじめとする資源を効率的に活用する必要があります。 ○厳しい財政状況下にあっても、持続可能な社会基盤整備を着実に進めるため、関係市町と連携し、効果的な要望活動を積極的に行う必要があります。

施策の内容

（１）広域的な連携の強化

【担当課】企画政策課、関係課

●基礎自治体の区域を超えた取組により効率的・効果的に行うことができる行政事務について、近隣市町との連携を図り、スケールメリットを生かした質の高い行政サービスの提供に努めます。

●今後の人口規模や人口構造等を踏まえ、施設の適正規模・適正配置を検討し、公共施設やインフラの規模縮小や統廃合等を進めます。

●播磨科学公園都市圏域定住自立圏の構成市町が相互に連携・協力し、圏域全体の活性化や課題解決を

図るため、「播磨科学公園都市圏域定住自立圏共生ビジョン」に掲げる連携事業に取り組みます。

●播磨圏域連携中枢都市圏の構成市町が連携し、経済の活性化や圏域全体の魅力向上を目指して、行政サービスの質の向上、業務の効率化等に向けた連携事業に取り組みます。

●関西広域リージョン※による都道府県域の枠を超えた連携により、関西が誇る産業の強みやポテンシャル※を生かしたイノベーション※を創出し、新たな価値を創造・発信します。

（２）広域課題への取組の強化

【担当課】企画政策課、関係課

●広域幹線道路の整備、市域を超えた公共交通（JR 姫新線・山陽本線、圏域バス等）の利用促進、公共施設の共同運営等の広域的な課題に対し、取組を強化します。

●道路やインフラ施設等の社会基盤の整備に向け、西播磨市町長会・播磨地方拠点都市推進協議会等と連携した要望活動を積極的に行います。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）	担当課
播磨科学公園都市圏域定住自立圏の圏域人口	人	131,048	120,000	企画政策課
播磨科学公園都市圏域定住自立圏共生ビジョンの成果指標達成率	%	33.3（令和６年度）	50.0	企画政策課
播磨圏域連携中枢都市圏の圏域人口	人	1,224,205	1,192,160	企画政策課
播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの成果指標達成率	%	37.5（令和６年度）	50.0	企画政策課

各主体に期待する役割（＋共創の視点）

市民が取り組むこと	▶ 広域行政の必要性について理解を深め、圏域内の他市町とのつながりや課題に関心を持ちましょう。
事業者・団体等が取り組むこと	▶ 広域連携事業において、関心を深め協力するとともに、事業者・団体等の間の連携を積極的に推進しましょう。

＋DX の視点

▶ SNS 等による情報発信

▶ デジタル技術を活用した業務効率化

関連する計画

▶ 第３期播磨科学公園都市圏域定住自立圏共生ビジョン（令和８年度～令和 12 年度）

▶ 第３期播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン（令和７年度～令和 11 年度）

※関西広域リージョン：産業政策や観光振興など地域の成長につながる施策を広域的かつ効果的に展開するため、自治体と経済団体、企業、大学、研究機関等の多様な主体が連携する都道府県域を超えた枠組み。滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・徳島県の区域で構成

※ポテンシャル：潜在的な能力や可能性

※イノベーション：新しいアイデアや技術を使用して、新しい価値を生み出し、社会や経済に大きな変化を起こすこと

前期 基本計画の各施策に関する指標

① 各施策と SDGs の関係

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、17 ゴールと 169 ターゲットで構成されています。

基本計画では、17 ゴールに照らし合わせ、各施策を推進していきます。

■ SDGs の 17 ゴールと内容

1 貧困をなくそう	【ゴール１】貧困　あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう	【ゴール10】不平等　国内及び各国間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに	【ゴール２】飢餓　飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを	【ゴール11】持続可能な都市　包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を	【ゴール３】保健　あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任つかう責任	【ゴール12】持続可能な消費と生産　持続可能な消費生産形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに	【ゴール４】教育　全ての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を	【ゴール13】気候変動　気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう	【ゴール５】ジェンダー　ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う	14 海の豊かさを守ろう	【ゴール14】海洋資源　持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に	【ゴール６】水・衛生　全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさも守ろう	【ゴール15】陸上資源　陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	【ゴール７】エネルギー　全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に	【ゴール16】平和　持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も	【ゴール８】経済成長と雇用　包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	17 パートナーシップで目標を達成しよう	【ゴール17】実施手段　持続可能な開発のための実施手段を強化し、全体的な協力関係（グローバル・パートナーシップ）を活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	【ゴール９】インフラ、産業化、イノベーション　強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び技術革新（イノベーション）の推進を図る		

■ 各施策と SDGs の 17 ゴールとの関係一覧

施策	SDGsのゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1　結婚・出産・子育て支援の充実	●	●	●	●	●			●		●						●	●
2　地域福祉の充実	●	●	●							●	●					●	●
3　障害者福祉の充実			●	●				●		●	●					●	●
4　高齢者福祉の充実			●	●				●		●						●	●
5　健康・地域医療の推進	●	●	●														●
6　幼児教育・保育の充実	●	●	●	●	●					●		●				●	●
7　学校教育の充実	●	●	●	●	●					●		●				●	●
8　社会教育の推進			●	●													●
9　文化芸術の振興・文化財の保護				●							●						●
10　スポーツの振興			●														●
11　人権教育・啓発の推進	●			●	●			●		●						●	●
12　都市整備・土地利用の推進									●		●						●
13　住環境・公園緑地の整備・保全											●				●		●
14　上下水道の整備・保全			●			●			●		●		●	●			●
15　道路の整備・保全									●		●						●
16　公共交通の維持・推進									●		●						●
17　自然環境の整備・保全						●					●		●	●	●		●
18　生活・地球環境の保全						●	●				●	●	●	●	●		●
19　防災体制の充実											●		●				●
20　消防・救急・救助体制の充実											●						●
21　暮らしの安全確保			●								●					●	●
22　農林水産業の振興		●						●	●					●	●		●
23　商工業の振興・雇用の創出								●	●		●						●
24　観光の振興								●									●
25　交流・多文化共生の推進				●				●		●	●						●
26　定住移住の促進・まちの魅力発信								●	●		●						●
27　協働・連携の推進					●						●						●
28　持続可能な行財政運営の推進											●					●	●
29　効率的な行政組織運営の推進											●					●	●
30　広域連携の推進											●					●	●

② 各施策のまちづくりの指標一覧

基本計画の各施策に定める「まちづくりの指標」について、目標値の考え方を記載した一覧を示します。

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和13年度）	目標値の考え方
基本目標１　共に支え合い、いつまでも健幸に暮らせるまち				
施策１　結婚・出産・子育て支援の充実				
子育ての環境・支援の満足度	%	21.0（令和５年度）	27.0	経済的支援、地域と連携した支援等を総合的に推進し、市民が実感できる子育て支援の充実を図るため、子育て支援に関するアンケートにおける満足度割合の増加を目指し、目標値を設定
こども家庭センターすくすく・はつらつの利用件数	件	7,093	7,200	核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子育てに孤立感や不安を抱える家庭が存在する現状を踏まえ、全ての子育て家庭に対するセーフティネット機能を強化するため、利用件数の増加を目指し、目標値を設定
ファミリーサポートセンターの利用件数	件	689	700	核家族化や共働き世帯の増加により、子育て家庭の孤立や多様な支援ニーズが高まっている社会情勢を踏まえ、地域全体で子育てを継続的に支える環境の充実を図るため、利用件数の増加を目指し、目標値を設定
放課後児童クラブの待機児童数	人	0	0	保護者が安心して就労できる環境を整えるとともに、児童の放課後における安全・安心な居場所確保と健全育成を推進するため、待機児童ゼロの維持を目指し、目標値を設定
施策２　地域福祉の充実				
小地域福祉活動の実施地区数	箇所	145	150	小地域福祉活動は市民の自発的な意思と協力によって成り立っており、活動が地域に着実に根付き、継続的に発展していくことを重視していることから、新たな活動の立ち上げと既存活動の維持を目指し、目標値を設定
地域支え合いマップの作成地区数（累計）	件	44	56	地域支え合いマップの作成は社会福祉協議会と連携した取組であり、単位自治会規模で行われていることから、地域における見守りや支援の輪が面的に広がることを目指し、目標値を設定
施策３　障害者福祉の充実				
障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用件数	件	27,680	30,000	障害のある人など支援を必要とする人が増加する中、必要とするサービスに結び付け、より多くのニーズに応えていくため、増加を見込み、目標値を設定
就労継続支援の利用人数	人	262	320	就労を希望する障害のある人が増加する中、より多くのニーズに応え、就労に結び付けるため、利用人数の増加を見込み、目標値を設定
施策４　高齢者福祉の充実				
在宅高齢者の割合	%	96.5	97.0	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、生活支援、介護予防等の取組を着実に推進することにより、在宅高齢者の割合を向上させることを目指し、目標値を設定
要介護度の改善件数	人	311	340	生活支援や介護予防の取組を着実に推進した成果として、過去の実績における年間の改善傾向をもとに、要介護度の改善件数を増加させることを目指し、目標値を設定
認知症サポーターの養成数（累計）	人	14,067	19,160	認知症となる人の増加が見込まれる中、認知症サポーター養成講座を毎年度実施することにより養成数を増やし、地域における見守りや支援の輪を広げることを目指し、目標値を設定
施策５　健康・地域医療の推進				
乳幼児健診の受診率	%	99.0	100.0	乳幼児健診は子どもの健康や発達の課題を早期に発見し、適切な支援につなげるものであり、全ての健康づくりの始まりと捉え、全ての子どもの受診を目指し、目標値を設定
がん検診の受診率	%	21.1	28.5	がん検診は早期発見・早期治療により市民の健康と命を守る重要な取組であり、未受診者への受診勧奨や継続受診の啓発強化を図り、受診率向上を目指し、目標値を設定
メタボリックシンドロームの該当者・予備群率	%	33.0	31.3	対象者に対する積極的な保健指導を行い、現状値から減少させることを目指し、目標値を設定
たつの市民病院機構の経常収支比率	%	91.6	102.3	安定的な経営と質の高い医療サービスを継続的に提供できる体制を維持することを目指し、目標値を設定
国民健康保険被保険者の特定健診の受診率	%	36.0	60.0	将来の医療費適正化につながる生活習慣病対策として、特定健診の対象者への啓発等により受診率の向上を図るため、県の目標値に準じて、目標値を設定
国民健康保険被保険者の重複・頻回受診者数	人	29	26	医療費抑制による国民健康保険財政の安定化への取組と適切な医療給付、医療資源の効率的配分のため、訪問指導の強化を図り、対象者を減少させていくことを目指し、目標値を設定

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和13年度）	目標値の考え方
基本目標２　心豊かな人を育み、楽しくつながり合うまち				
施策６　幼児教育・保育の充実				
保育所・認定こども園の待機児童数	人	0	0	保護者の就労等による保育ニーズに対応するため、待機児童ゼロの維持を目指し、目標値を設定
３歳未満児（０～２歳児）の就園率	%	64.2	69.3	保護者の就労等による保育ニーズの増加を踏まえた上で、就園率の上昇を見込み、目標値を設定
施策７　学校教育の充実				
学校に行くのが楽しいと思う児童・生徒の割合	%	88.0	90.0	不登校など多様な個性や特性を有する子どもたちが在籍している実態がある中、学ぶ楽しさや自己肯定感を高めるため、ほとんどの児童・生徒が学校を居心地が良いと感じている状態を目指し、目標値を設定
授業の内容が分かると思う児童・生徒の割合	%	72.1	80.0	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教師の授業力向上の研修体制を充実させていく中で、現在、アンケートで「どちらかと言えば当てはまらない」と答える割合が約20%あり、その半数が肯定的な回答になることを目指し、目標値を設定
児童・生徒が分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え工夫することができる割合	%	76.7	80.0	予測が困難な時代を生き抜くためには、他者と協働しながら自分で考え、工夫していく力が必要であるため、全国学力・学習状況調査の児童・生徒への当該設問に対し、全国平均値である約80%を目指し、目標値を設定
施策８　社会教育の推進				
公民館の利用者数	人	124,520	125,000	人口減少や少子高齢化による利用者数の減少が見込まれるが、誰もが参加しやすい講座開催等による維持を目指し、目標値を設定
図書の貸出密度（個人貸出冊数/人口）	冊/人	5.0	5.0	読書・活字離れが危惧されている状況を踏まえ、現状維持を目指し、目標値を設定
二十歳のつどいの参加率	%	83.8	83.8	若者自らが主体となって創り、まちへの愛着を深める行事として、参加を促すことにより、参加率の維持を目指し、目標値を設定
施策９　文化芸術の振興・文化財の保護				
たつの市美術展・音楽祭・文化祭の来場者数	人	4,495	5,000	人口減少や少子高齢化による来場者数の減少が見込まれるが、新たな参加団体の発掘や事業のPRによる増加を目指し、目標値を設定
総合文化会館の来場者・施設利用者数	人	111,267	112,000	人口減少や少子高齢化による利用者数の減少が見込まれるが、市民の関心が高い公演の開催や利用促進に取り組むことにより、利用者数の維持を目指し、目標値を設定
指定等文化財数（国・県・市指定、国選定、国登録）（累計）	件	102	104	地域に根ざした歴史・文化を次世代へ継承するとともに、交流人口の拡大による地域活性化を図るため、文化財保護・調査の取組成果を示す指標として、増加を目指し、目標値を設定
歴史資料館・史跡等の利用者数	人	139,218	140,000	人口減少や少子高齢化による利用者数の減少が見込まれるが、展示活動の積極的な展開や史跡を活用した体験学習等による増加を目指し、目標値を設定
施策10　スポーツの振興				
スポーツ施設の利用者数	人	456,498	457,000	人口減少や少子高齢化、施設老朽化の改修工事により利用者数の減少が見込まれるが、市民の健康づくりや世代間の交流を促進するため、現状維持を目指し、目標値を設定
スポーツ教室の受講者数	人	1,248	1,300	人口減少や少子高齢化により受講者数の減少が見込まれるが、市民の健康づくりや世代間の交流を促進するため、新たな教室の開催等による増加を目指し、目標値を設定
障害者スポーツ指導者の発掘・育成数（累計）	人	15	23	障害の有無に関わらず、誰もが安心してスポーツを楽しめる環境づくりを進めるため、年間１～２名ずつ、現状値の1.5倍の増加を目指し、目標値を設定
施策11　人権教育・啓発の推進				
人権に関する研修会・学習会の参加者数	人	22,734	23,000	人口減少や少子高齢化による研修会・学習会への参加者数の減少が見込まれるが、より多くの市民が関心を持てるような事業展開による増加を目指し、目標値を設定
隣保館・教育集会所の利用者数	人	35,975	36,000	人口減少や少子高齢化による利用者数の減少が見込まれるが、施設運営の充実による新たな利用者の増加を目指し、目標値を設定
市審議会の女性委員の構成比率	%	22.3	30.0	女性活躍の取組を推進し、市政に参画する女性の増加を目指し、国の目標値に準じて、目標値を設定

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和13年度）	目標値の考え方
基本目標３　地域の特性を生かした、快適で住みやすいまち				
施策12　都市整備・土地利用の推進				
新たな土地利用による産業用地創設数（累計）	件	9	14	特別指定区域制度や地区計画制度等を活用することにより、産業用地創設数が増加することを目指し、目標値を設定
市街化調整区域における住宅建築数（累計）	戸	1,300	1,540	特別指定区域制度等を活用することにより、住宅建築数が増加することを目指し、目標値を設定
地籍調査事業の進捗率（市街化区域対象）	%	46.9	61.7	土地取引を促進することや、近年の災害リスクの増加に備えるため、地籍調査の進捗率の増加を目指し、目標値を設定
施策13　住環境・公園緑地の整備・保全				
住宅の耐震化率	%	81.4（令和５年度）	86.6	住宅所有者の耐震化の取組を支援することにより、住宅の耐震化率を向上させることを目指し、目標値を設定
空き家の利活用数（累計）	件	477	567	空き家バンク制度や改修費用・住宅取得費用の支援事業等により、空き家等中古住宅の利活用件数が増加することを目指し、目標値を設定
市民一人当たりの都市公園面積	㎡/人	18	20	公園施設の補修や改修を計画的に進めるとともに、都市公園を計画的に再編することにより、市民一人当たりの都市公園面積をたつの市都市公園条例に規定する面積基準まで引き上げることを目指し、目標値を設定
施策14　上下水道の整備・保全				
水道料金の回収率（給水経費に対する料金収入）	%	100.9	100.0	施設の更新需要の増大に対応するため、料金改定の必要性を検討することにより、回収率100%を維持することを目指し、目標値を設定
一般汚水経費の回収率（処理経費に対する使用料収入）	%	81.1	90.0	段階的な使用料改定を行うことにより、回収率を向上させることを目指し、目標値を設定
水洗化率（処理区域内人口に対する水洗化人口の割合）	%	96.0	97.0	水洗化の啓発等を実施し、未接続家屋を解消することにより、水洗化率を向上させることを目指し、目標値を設定
施策15　道路の整備・保全				
計画道路整備の進捗率（市道）	%	40.3	79.9	事業を計画的に推進することにより、進捗率を向上させることを目指し、目標値を設定
道路ストックの長寿命化進捗率	%	12.0	16.6	道路橋長寿命化修繕計画に基づき、計画的に道路橋の補修等を行うことにより、長寿命化達成率を向上させることを目指し、目標値を設定
施策16　公共交通の維持・推進				
JR姫新線・山陽本線の１日平均利用者数（市内鉄道駅の乗車人数）	人	5,648	5,900	利用促進の取組や利便性の向上、マイレール意識の醸成により、利用者数の増加を目指し、目標値を設定
路線バス（市内）・コミュニティバス・圏域バスの１日平均利用者数	人	1,245	1,300	利用促進の取組や利用状況に応じた路線再編・ダイヤ改正等の運行改善により、利用者数の増加を目指し、目標値を設定
市民乗り合いタクシーの１日平均利用者数	人	227	240	利用促進の取組や高齢化の進行に伴う利用需要の増加を踏まえ、目標値を設定
コミュニティバス・市民乗り合いタクシーの利用者満足度	%	83.0	90.0	市民の交通需要にきめ細かく対応し、安全・安心で移動しやすい持続可能な公共交通を目指し、目標値を設定

指標名	単位	現状値 （令和７年度）	目標値 （令和13年度）	目標値の考え方
基本目標４　自然と共生し、安心して暮らせる潤いのあるまち				
施策17　自然環境の整備・保全				
里山整備の面積（里山防災林・野生動物共生林整備）（累計）	ha	410	520	山林整備は継続的・計画的に取り組むべき事業であることから、整備を着実に実施することにより、整備面積の積み上げを目指し、目標値を設定
施策18　生活・地球環境の保全				
温室効果ガスの削減率 （基準年度：平成25年度）	%	35.2 （令和５年度）	48.0	2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けて、たつの市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における平成25年度以降の削減実績をもとに、更なる削減を目指し、目標値を設定
太陽光発電設備の導入量（累計）	kw	87,622 （令和６年度）	94,248	たつの市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における令和元年以降の導入量推移の実績をもとに、太陽光発電設備の導入量の更なる増加を目指し、目標値を設定
家庭系普通ごみの排出量	t	11,931	11,122	たつの市ごみ処理基本計画における排出量の実績をもとに、ごみの減量化・資源化の取組を継続的に推進することにより、排出量の更なる削減を目指し、目標値を設定
小型家電の回収量（累計）	kg	2,358	16,938	平成30年度以降の搬入量の実績をもとに、小型家電のリサイクル推進に継続的に取り組むことにより、回収量の更なる増加を目指し、目標値を設定
施策19　防災体制の充実				
災害協定の締結数（累計）	件	57	68	民間事業者との連携強化に継続的に取り組むことにより、協定締結件数の更なる増加を目指し、目標値を設定
ひょうご防災ネットの登録件数	件	21,595	28,000	防災意識の向上や登録促進に向けた取組を継続的に実施することにより、登録件数の更なる増加を目指し、目標値を設定
自主防災組織による防災訓練件数	件	36	48	自主防災組織による防災訓練の取組を継続的に推進することにより、訓練件数の維持・向上を目指し、目標値を設定
施策20　消防・救急・救助体制の充実				
住宅用火災警報器の設置率	%	64.3	88.0	住宅用火災警報器の設置促進に向けた取組を継続的に実施することにより、設置率の更なる向上を目指し、目標値を設定
救急講習の受講者数	人	461	581	救急講習の開催・普及促進に継続的に取り組むことにより、受講者数の更なる増加を目指し、目標値を設定
消防団員数	人	1,144	1,300	消防団員の確保に向けた取組を継続的に推進することにより、団員数の維持・確保を目指し、目標値を設定
施策21　暮らしの安全確保				
交通事故死傷者数	人	325	289	交通安全意識の啓発や交通環境の整備に継続的に取り組むことにより、交通事故死傷者数の更なる減少を目指し、目標値を設定
犯罪発生件数	件	330	275	防犯意識の啓発や防犯環境の整備に継続的に取り組むことにより、犯罪発生件数の更なる減少を目指し、目標値を設定

指標名	単位	現状値（令和７年度）	目標値（令和13年度）	目標値の考え方
基本目標５　産業と人の活力で、にぎわいが生まれるまち				
施策22　農林水産業の振興				
認定新規就農者の３年後定着率	%	－	100.0	関係機関と連携した継続的な支援により、認定新規就農者の定着を図ることを目指し、目標値を設定
スマート農業の導入数（累計）	件	18	24	スマート農業技術の導入支援や普及啓発により、スマート農業の導入数を増加させることを目指し、目標値を設定
ひょうご推奨・安心ブランドの認証食品数（農畜水産物）	品目	186	203	認証取得・更新の促進や認証農畜水産物のPRを推進し、認証食品数の維持・増加を目指し、目標値を設定
有害鳥獣（鹿・猪）の捕獲数	頭	1,430	2,500	農作物被害の代表的な有害鳥獣である鹿・猪の計画的な捕獲により、農作物被害の軽減を目指し、目標値を設定
新規漁業就業者の３年後定着率	%	－	100.0	就業後の継続的なフォローアップにより、新規漁業就業者の定着を図ることを目指し、目標値を設定
施策23　商工業の振興・雇用の創出				
地場産業（醤油・手延素麺・製革）の事業所数	事業所	227	210	地場産業の事業所数が減少傾向にある中、地場産業への支援や販路拡大、事業承継により、事業所数の維持を目指し、目標値を設定
創業支援件数	件	5	8	創業支援事業補助金交付制度の実施により、創業の促進と地域経済の活性化を目指し、目標値を設定
企業立地奨励金の交付件数	件	5	5	企業立地奨励制度の活用促進、企業誘致活動の推進により、企業立地の促進と地域産業の活性化、雇用機会の創出を目指し、目標値を設定
有効求人倍率（年間平均）	倍	0.83	1.04	雇用機会の確保、就業環境の充実を図り、有効求人倍率（年間平均）が1.00を上回る水準を目指し、目標値を設定
施策24　観光の振興				
観光客数	千人	1,508	1,633	観光資源の磨き上げや効果的な情報発信、誘客促進の取組により、観光客数の増加を目指し、目標値を設定
宿泊者数	千人	29	67	滞在型観光の推進により、宿泊者数の増加を目指し、目標値を設定
道の駅しんぐう・みつの利用者数	千人	377	400	一定の集客規模に達していることを踏まえ、リピーターの確保や利用者満足度の向上に向けた取組により、利用者数の維持・増加を目指し、目標値を設定
たつの市観光協会ホームページの閲覧者数	千人	221	235	観光情報の充実やホームページ・SNSを活用した効果的な情報発信により、観光協会ホームページ閲覧者数の増加を目指し、目標値を設定
施策25　交流・多文化共生の推進				
国内姉妹都市との交流団体数（累計）	団体	127	187	市民団体等による国内姉妹都市との交流活動への支援により、交流団体数の増加を目指し、目標値を設定
多文化共生サポートセンターの相談者満足度	%	－	80.0	相談体制の充実や相談対応の質の向上により、相談者満足度80%以上の維持を目指し、目標値を設定
在住外国人向けイベントの参加者数	人	800	1,000	多文化共生への理解促進や交流機会の充実により、多文化交流イベント参加者数の増加を目指し、目標値を設定
日本語教室の受講者満足度	%	－	80.0	日本語教室における継続的な学習支援の充実により、受講者満足度80%以上の維持を目指し、目標値を設定
多言語教室の受講者満足度	%	－	80.0	多言語教室における継続的な学習支援の充実により、受講者満足度80%以上の維持を目指し、目標値を設定

指標名	単位	現状値 （令和７年度）	目標値 （令和13年度）	目標値の考え方
基本目標６　地域と共に創る、住みたい・住み続けたいまち				
施策26　定住移住の促進・まちの魅力発信				
定住促進住宅取得奨励金を活用した定住移住者数	人	546	550	人口減少や少子高齢化による移住者数の減少が見込まれるが、定住移住支援施策の推進により、現状維持を目指し、目標値を設定
インスタグラムの閲覧件数	千件	437	492	積極的な投稿や投稿方法を工夫することにより、閲覧件数が増加することを目指し、目標値を設定
ホームページ特設サイトの閲覧件数	千件	258	290	市政情報がより取得しやすいホームページへの改善、積極的な情報発信、オンライン申請等のDXを推進することにより、アクセス件数の増加を目指し、目標値を設定
ふるさと応援寄附金の寄附件数	件	18,631	19,700	積極的な情報発信、返礼品目の増加を図ることにより、寄附件数の増加を目指し、目標値を設定
施策27　協働・連携の推進				
市役所出前講座の参加人数	人	7,353	7,800	出前講座メニューの充実、積極的な利用促進により、参加人数の増加を目指し、目標値を設定
企業版ふるさと納税の受入件数	件	25	35	企業への積極的な情報発信や寄附活用事業を充実させることにより、受入件数の増加を目指し、目標値を設定
連携協定の締結数（累計）	件	80	97	市政への参画を促進し、官民連携の強化を積極的に推進することにより、協定締結件数の増加を目指し、目標値を設定
施策28　持続可能な行財政運営の推進				
経常収支比率	%	88.9	93.5	たつの市中期財政計画に基づき、財政構造の弾力性を確保するため、93.5%以下を堅持するよう、目標値を設定
将来負担比率 （将来負担額を上回る充当可能財源等がある場合、数値は「－」）	%	－	－	たつの市中期財政計画に基づき、将来にわたり財政健全化を確保するため、引き続き将来負担額を上回る充当可能財源を確保し、将来負担比率が算定されないよう、目標値を設定
市税収納率（現年分）	%	99.4	99.4	県内29市の上位10市が達成している過去５年の収納率の平均を堅持するよう、目標値を設定
公共建築物の保有量（総延床面積）の縮減率（基準年度：平成28年度）	%	3.6	20.4	今後の人口規模、人口構造を鑑みて、公共建築物を縮減させることを目指し、目標値を設定
学校等跡地施設の利活用数（累計）	施設	1	3	用途廃止した学校等の跡地施設を利活用（売却・貸付）した施設数を見込み、目標値を設定
施策29　効率的な行政組織運営の推進				
職員数	人	532	551	行政サービスの質の維持・向上を図るために、職員数を増加させることが必要であることを踏まえ、目標値を設定
職員の有休取得率	%	9.4	12.6	更なる事務の効率化、職員の適正配置を行うことにより、有休取得率を増加させることを目指し、目標値を設定
オンライン申請件数	件	51,302	67,000	情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの利用が更に進むことから、オンライン申請件数を増加させるため、目標値を設定
施策30　広域連携の推進				
播磨科学公園都市圏域定住自立圏の圏域人口	人	131,048	120,000	人口規模が縮小しても経済成長を図り、社会を機能させるため、各種施策を推進し、その効果を見込み、目標値を設定
播磨科学公園都市圏域定住自立圏共生ビジョンの成果指標達成率	%	33.3 （令和６年度）	50.0	圏域を構成する各市町との連携強化により、ビジョンにて位置付けている半数の成果指標の達成を目指し、目標値を設定
播磨圏域連携中枢都市圏の圏域人口	人	1,224,205	1,192,160	人口規模が縮小しても経済成長を図り、社会を機能させるため、各種施策を推進し、その効果を見込み、目標値を設定
播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの成果指標達成率	%	37.5 （令和６年度）	50.0	圏域を構成する各市町との連携強化により、ビジョンにて位置付けている半数の成果指標の達成を目指し、目標値を設定

第4編　まち未来創生戦略

第３期　たつの市まち未来創生戦略

① 基本的な考え方

これまで本市では、平成 26 年度（2014 年度）に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を定めた「たつの市人口ビジョン」及びその実現のための目標や施策の基本的方向、主な取組をまとめた「第２期たつの市まち未来創生戦略」（以下「第２期戦略」という。）を策定し、本市の最上位計画である総合計画と整合を図りながら、人口減少対策や地域活性化に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、若者や女性の市外流出の抑制や出生数の向上、地域経済の活性化等は依然として大きな課題であるとともに、新宮地域が令和４年（2022 年）４月に過疎地域に指定されるなど人口減少による人手不足の進行や地域経済の縮小が顕在化しており、本市を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

こうしたなか、国においては、これまでの地方創生 10 年の反省と成果を踏まえた「地方創生 2.0」の考え方のもと、「強い地域経済の構築」「豊かな生活環境の実現」「選ばれる地方の実現」を目指す新たな「地域未来戦略」が策定され、地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地域資源を最大限活用し、地場産業を含む地域産業、地域経済の持続的な成長を図っていくことが示されています。これにより、新たな人材や企業の集約が進み、働く場の創出や良質な雇用の確保が図られることで、所得の増加による消費意欲の向上を促し、それが更なる投資や地域経済の発展につながることが期待されています。また、豊かな生活環境や、若者や女性にも選ばれる地方を実現することで、強い地域経済を下支えしていくこととされています。これらの取組を通じ、日々の暮らしと未来への不安を希望へと変え、「日本列島を、強く豊かに」していくことを目指しています。

このようなことを踏まえ、本市においても、これまでの取組の成果と課題を整理するとともに、人口減少を正面から受け止め、地域資源の高付加価値化やデジタル技術の活用、人材の確保・育成などを通じて、将来にわたり選ばれるまちの実現を目指すため、「第３期たつの市まち未来創生戦略」（以下「本戦略」という。）を策定します。

本戦略の計画期間は、令和９年度（2027 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの５年間とし、国の方針転換や社会経済動向の変化など、本戦略に大きな影響を与える要因があった場合は、適宜見直しを行うものとします。

また、本戦略の推進に当たっては、これまでの第２期戦略の枠組みを基本としつつ、若者や女性に選ばれる地域づくり、関係人口の量的拡大・質的向上など、新たな視点を取り入れながら、地域の多様な主体と協働・連携するとともに、DX の取組を発展させ、AX（AI トランスフォーメーション）を推進することで、実効性の高い取組を推進していくものとします。

② 地方創生に関する国の視点

本戦略は、国が示す地方創生の視点を踏まえ、本市の地域資源を十分に生かしながら取組を進めていきます。

（１）「地方創生 2.0」の基本姿勢

① 人口減少を正面から受け止めた上での施策展開
② 若者や女性にも選ばれる地域づくり
③ 異なる要素の連携と「新結合」
④ 生成 AI などの先端デジタル技術の徹底活用と社会実装
⑤ 都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進
⑥ 好事例の普遍化（点から面へ、地域の多様な主体の連携）

（２）「地方創生 2.0」政策の５本柱

① 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
② 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生　～地方イノベーション創生構想～
③ 人や企業の地方分散　～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
④ 新時代のインフラ整備と生成 AI などの先端デジタル技術の徹底活用
⑤ 広域リージョン※連携

（３）「地域未来戦略」における政策目標

① 強い地域経済の構築　：≪産業クラスター※の形成に伴う高付加価値型産業創出≫
・戦略産業クラスター計画
・地域産業クラスター計画
・地場産業成長プラン
≪地域の産業クラスター・地場産業を支える仕組みづくり≫
② 豊かな生活環境の実現：≪持続可能な生活インフラの実現≫
≪地域の暮らしの満足感向上≫
③ 選ばれる地方の実現　：≪魅力が感じられる地方の実現≫

※広域リージョン：産業政策や観光振興など地域の成長につながる施策を広域的かつ効果的に展開するため、自治体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体が連携し、都道府県域を超えた広域の単位で行われる取組
※産業クラスター：特定の地域に関連する企業や研究機関、大学等が集まり、互いに連携して新しい技術やビジネスを生み出す仕組み

③ 基本理念

国の地方創生に対する視点や、本市が直面する現状と課題を踏まえ、全ての主体が一丸となった持続可能なまちづくりを進め、本市の最上位計画である総合計画と整合を図り、一体的に運用することから、本戦略の基本理念を以下のとおり設定します。

基 本 理 念

人と地域を結ぶ　魅力と幸せがあふれる
未来共創都市「たつの」

これからのまちづくりにおいては、市民一人ひとりが「こんなまちにしたい」という理想を持ち、自らがまちをつくるという自覚と誇りを持って、主体的に参画することが重要です。また、地域経済を支える事業者、地域活動を担う各種団体等の多様な主体がそれぞれの専門性や組織力を生かし、複雑・多様化する地域課題に対して柔軟に協働・連携していくことが重要です。

そのため、これからの「共創の 10 年」は、市民・事業者・各種団体・行政等が互いの強みを掛け合わせ、市民の郷土愛と地域の活力を原動力として、「人と人」「人と地域」「地域と地域」を強く結び付けて地域力を高め、市民一人ひとりが「幸せ」を実感できるまちの実現に取り組んでいきます。

また、山・川・海が織りなす豊かな自然環境、連綿と受け継がれてきた教育や文化、地域経済を支える力強い地域産業といった本市の「魅力」ある多様な地域の特性や資源を再認識し、次世代へ受け継いでいくとともに、デジタル技術の積極的な活用や地域の特性にあった都市基盤の整備を通じて、まちの更なる成長を促していきます。

そして、誰もが安全・安心にいつまでも健幸（けんこう）（健やかで幸せ）に暮らし、夢と希望に満ちた「未来」につながるまちづくりを推進し、「まちの将来像」である『人と地域を結ぶ　魅力と幸せがあふれる未来共創都市「たつの」』の実現を目指します。

※生成 AI により生成

④ 人口ビジョン

「たつの市人口ビジョン」は、本市における人口動向などの分析を行いながら、今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示し、効果的な施策を企画立案する上での基礎となるもので、本市のこれまでの人口動向や、将来シミュレーションの結果等を踏まえ、令和 42 年（2060 年）の将来人口を 50,000 人としています。なお、対象期間は、長期的な視野に立った展望とするため、令和 42 年（2060 年）を目標としています。

たつの市が目標とする将来人口
令和 42 年（2060 年）

50,000 人

▶たつの市の人口の長期的見通し

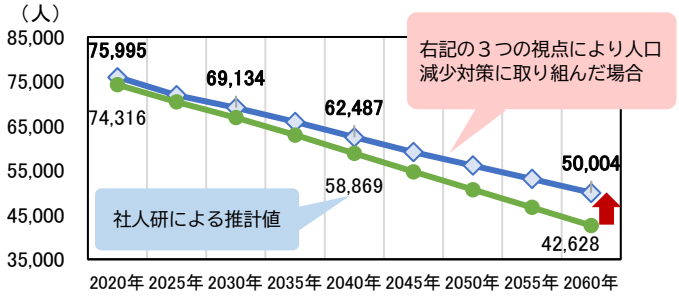

人口対策に積極的に取り組むことで、令和 42 年（2060 年）の人口が約 7,300 人多くなることを見込みます。

将来人口 50,000 人実現に向けた視点

視点 1
合計特殊出生率 1.70 を目指します！

視点 2
進学・就職による転出超過を縮小します！

視点 3
子育て世代の転入を維持します！

≪合計特殊出生率の目標≫

	2020（実績）	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
合計特殊出生率の目標	1.34	1.30	1.396	1.40	1.42	1.55	1.63	1.68	1.70

それぞれの**推計人口（2060 年）**を**人口ピラミッド**で示すと

▶人口ピラミッド

国立社会保障･人口問題研究所推計（2060 年）
総人口：42,628 人

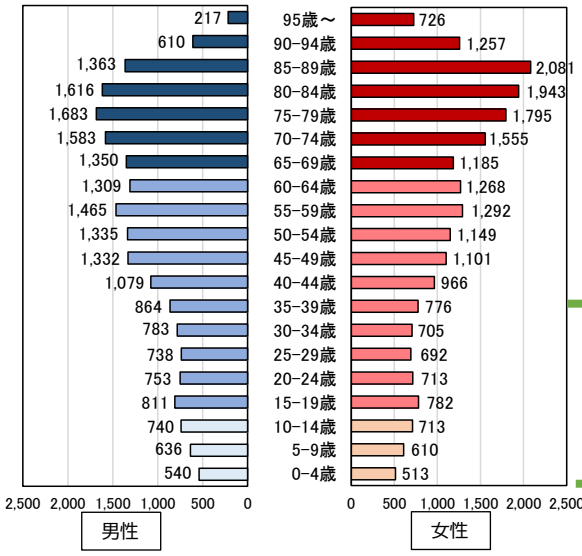

たつの市人口ビジョン（2060 年）
総人口：50,004 人

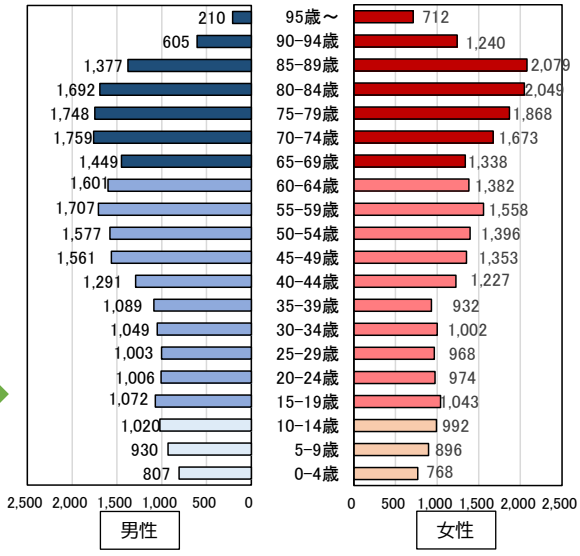

地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成により、就職世代の市外への人口流出を抑制します。また、子どもを生み・育てやすい環境を整え、結婚・出産・子育てへの希望を育むことにより、合計特殊出生率の向上、子育て世代の転入を促し、子ども・若者が輝くまちを目指します。

⑤ 目標

総合目標 「戦略結合」 ～各分野を超えて戦略を結合し、「たつの」の未来を創造する～

目標の方向性

人口減少や激しい社会情勢の変化に立ち向かうため、「産業創生」「人口還流」「若者未来」「地域活力」の各分野を超え、知恵と技術を「新結合（異なる要素の連携）」させることで、これまでにない価値を創出します。また、市民・事業者・各種団体・行政等の多様な主体が一体となった戦略的な施策展開により「たつの」の未来を切り拓いていきます。

「AI 等デジタル技術×地域産業（AX）」による生産性向上や、「若者・女性の視点×地域課題解決」による新たなコミュニティ形成など、多様な主体が参画し、EBPM に基づいた戦略的な施策を進めます。分野横断的なアプローチにより、一つの施策が複数の課題を同時に解決する「持続可能な好循環」を生み出し、一人ひとりが豊かさを実感できるまちを目指します。

戦略結合の達成指標

指標名	基準値	目標値
戦略結合による分野横断事業数（累計）	ー件（令和７年度）	10 件（令和 13 年度）

戦略結合の視点

異なる分野や領域に属する要素同士（施策・人材・技術等）を従来にはなかった形で組み合わせることにより、想像を超えた新たな価値を創出する。

区分	主な視点
施策の戦略結合	食×伝統産業×文化芸術×スポーツ×スタートアップ　など
人材の戦略結合	若者×女性×産官学金労言士×市内外の人材　など
技術の戦略結合	AI 等デジタル技術×地域産業（AX）　など

※生成 AI により生成

基本目標 1 「産業創生」 ～産業・経済戦略により、多様な職場・雇用を創出する～

目標の方向性

若者の市外への流出を抑制し、定住を促すとともに、企業誘致や本社機能等の移転誘致の促進、ICT・AI 等デジタル技術を活用した産業の高度化（スマート農業、製造業の DX 等）、デジタル人材の育成、若者や女性の起業・創業など次世代のチャレンジを強力に後押しすることで、地域産業の持続的な発展を目指します。

食や地場産業をはじめとする地域産業、自然環境や文化芸術など多様な地域資源のポテンシャルを最大限に生かし、ブランド化・高付加価値化を図ることで、地域の「稼ぐ力」を高めます。

若者や女性にも選ばれるまちとなるよう、多様な働き方を選択できる職場改革、アンコンシャス・バイアス※等の意識改革を加速させ、誰もが自身のキャリアを描き、活躍できるまちの実現に取り組みます。

基本目標の達成指標

指標名	基準値	目標値
市内従業者数（市法人税申告値）	23,702 人（令和７年度）	24,300 人（令和 13 年度）

関連する数値目標

指標名	基準値	目標値
市内総生産額	3,592 億円（令和５年度）	3,690 億円（令和 13 年度）
スマート農業の導入数（累計）	18 件（令和７年度）	24 件（令和 13 年度）
新規市内立地企業数（累計）	８社（令和７年度）	11 社（令和 13 年度）
本社機能移転企業数（累計）	０社（令和７年度）	１社（令和 13 年度）
創業支援件数	５件（令和７年度）	８件（令和 13 年度）
有効求人倍率（年間平均）	0.86 倍（令和７年度）	1.04 倍（令和 13 年度）

主な取組

	施策	取組分野
1	地域産業の基盤強化	①地域ブランド力の強化　②生産基盤整備 ③地産地消の推進　④中小企業支援 ⑤デジタル技術を活用した産業の高度化
2	企業誘致の推進	①企業立地支援
3	起業・創業支援の充実	①起業・創業支援
4	働きやすい環境づくりと人材育成	①担い手の育成・確保　②就職支援 ③働きやすい環境整備

※アンコンシャス・バイアス：過去の経験や知識、周囲からの影響等によって無意識に持っている先入観や思い込み

基本目標 2 「人口還流」～定住・観光戦略により、定住・交流・関係人口を増やす～

目標の方向性

重要伝統的建造物群保存地区や日本遺産等、本市ならではの地域資源の活用や、「若者や女性に選ばれるまちづくり」など新たな視点を取り入れながら、定住移住を促進するとともに、充実した支援策を市内外に PR することで、本市を訪れる人の流れを創出します。

インフルエンサーの招へい、若者や女性との共創によるシティプロモーション、体験型ツーリズムのデジタル化など観光資源の高付加価値化を進め、来訪者の受入体制の充実による交流人口の増加を図るとともに、人口が減少しても多様な主体が協働・連携し、地域の活力を高めるため「関係人口」の量的拡大・質的向上を図ります。

ふるさと住民登録※、二地域居住※等を促進し、都市から地方へ、地方間も含めた人流の拡大、地域の担い手確保や新たなビジネス、雇用創出につなげます。

基本目標の達成指標

指標名	基準値	目標値
転入転出の差	▲285 人（令和７年度）	▲200 人（令和 13 年度）

関連する数値目標

指標名	基準値	目標値
ホームページ特設サイトの閲覧件数	258 千件（令和７年度）	290 千件（令和 13 年度）
転入転出の差（ファミリー層：30 代）	▲59 人（令和７年度）	30 人（令和 13 年度）
転入転出の差（若年層：20 代）	▲188 人（令和７年度）	▲200 人（令和 13 年度）
定住促進住宅取得奨励金を活用した定住移住者数	546 人（令和７年度）	550 人（令和 13 年度）
観光客数	1,508 千人（令和７年度）	1,633 千人（令和 13 年度）
ふるさと住民登録者数（累計）	0 人（令和７年度）	3,000 人（令和 13 年度）

主な取組

	施策	取組分野
1	定住・移住希望者に対する支援の充実	①定住・移住者支援　②シティプロモーション ③空き家対策（空き家・空き店舗を活用した定住移住支援）
2	観光振興と魅力発信	①観光プロモーション　②観光資源活用 ③イベントの充実　④観光基盤整備
3	関係人口の創出・拡大	①ブランドイメージの確立とプロモーション ②受入環境の整備

※ふるさと住民登録：住所地以外の地域に継続的に関わる人をその地域の「ふるさと住民」として登録する仕組み
※二地域居住：主な生活拠点とは別にもう１つの生活拠点を設け、二つの地域を定期的に行き来して暮らすこと

基本目標 3 「若者未来」 ～若者応援戦略により、未来を支える若者の夢を育む～

目標の方向性

結婚に向けた出会いのきっかけづくりをはじめ、地域全体で支え合いながら子ども・若者が輝くまちづくりを進めるとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援により、子どもを生み・育てやすい環境を整え、結婚・出産・子育てへの希望を育みます。

ICT・AI 等のデジタル技術を活用した行政サービスの高度化や子育て中でも働きやすい環境づくりにより、子育て支援の充実と教育の質の向上を両立させるとともに、地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成に向け、本市ならではの地域資源や文化を学ぶことで、ふるさとを愛するこころを育みます。

多様な働き方や学びの機会を創出するとともに、若者や女性の意見を施策に反映する仕組みを構築することで、まちづくりに主体的に参画する機運を醸成します。

基本目標の達成指標

指標名	基準値	目標値
合計特殊出生率	1.34（令和２年度）	1.40（令和 13 年度）

関連する数値目標

指標名	基準値	目標値
婚姻届受理件数	167 組（令和７年度）	217 組（令和 13 年度）
年間出生数	367 人（令和７年度）	400 人（令和 13 年度）
多子世帯率（第２子以降の出生数から算出）	60.6%（令和７年度）	60.0%（令和 13 年度）
児童・生徒が分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することができている割合【全国学力・学習状況調査】	76.7%（令和７年度）	80.0%（令和 13 年度）
審議会の女性委員の構成比率	22.3%（令和７年度）	30.0%以上（令和 13 年度）

主な取組

	施策	取組分野
1	結婚・出産に対する支援の充実	①出会い支援　②妊娠・出産支援
2	子育て世帯に対する支援の充実	①子育て支援　②相談体制
3	質の高い教育環境と特色ある教育の推進	①幼児教育・保育　②義務教育
4	若者や女性が活躍できる社会づくりの推進	①居場所（交流の場）づくり　②市政への参画促進

基本目標 4 「地域活力」～交流・共創戦略により、楽しく活力ある地域を創る～

目標の方向性

複雑・多様化する地域の課題解決に向け、市民・事業者・各種団体・行政等の多様な主体が協働・連携し、地域の特色を生かした持続可能なまちづくりを進めます。

地域公共交通ネットワークの充実と、利便性を向上させるとともに、効率的な移動手段(MaaS)の導入や自動運転の普及など地域公共交通のリ・デザイン※を図ります。

気候変動の進行を抑制し、持続可能なまちづくりを推進することで、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指します。

都道府県域を超える「広域リージョン連携」等により、産業振興・観光・交通・インフラの維持管理など広域的プロジェクトをシームレス※化することで、都市部との共生を図りながら、一人ひとりが「豊かさ」を実感できる、活気あるまちづくりを力強く進めます。

基本目標の達成指標

指標名	基準値	目標値
生産年齢人口割合	56.1%（令和７年度）	55.9%（令和 13 年度）

関連する数値目標

指標名	基準値	目標値
多文化共生サポートセンターの相談者満足度	ー（令和７年度）	80.0%（令和 13 年度）
連携協定の締結数（累計）	80 件（令和７年度）	97 件（令和 13 年度）
コミュニティバス・市民乗り合いタクシーの利用者満足度	83.0%（令和７年度）	90.0%（令和 13 年度）
犯罪発生件数	330 件（令和７年度）	275 件（令和 13 年度）
温室効果ガスの削減率	35.2%（令和５年度）	48.0%（令和 13 年度）
播磨科学公園都市圏域定住自立圏域人口	131,048 人（令和７年度）	120,000 人（令和 13 年度）

主な取組

	施策	取組分野
1	市民が主役のまちづくりに向けた協働・連携の推進	①地域活動　②多文化共生　③協働・連携の推進
2	公共交通の確保と利用促進	①駅周辺整備　②公共交通
3	住み続けたい住環境の整備	①防災・防犯　②福祉　③環境
4	広域連携を生かした経済・生活圏の形成	①広域連携

※地域公共交通のリ・デザイン：国土交通省が推進する地域公共交通の再構築に向けた考え方であり、①自動運転や MaaS などデジタル技術を実装する「交通 DX」、②車両電動化や再生可能エネルギーの地産地消などを進める「交通 GX」、③官民共創・交通事業者間共創・他分野共創の「３つの共創」を通じて、地域の関係者が連携・協働し、地域公共交通の利便性・持続可能性・生産性を高める取組

※シームレス：継ぎ目や境界線がなく、複数のものが滑らかにつながっている状態

資 料 編

① たつの市総合計画審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 13 号

（設置）

第１条　たつの市の総合計画を審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づき、たつの市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の基本構想及び基本計画について審議する。

（組織）

第３条　審議会は、委員 30 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

（１）　市議会の議員

（２）　市教育委員会の委員

（３）　市農業委員会の委員

（４）　各種団体の推薦する者

（５）　学識経験を有する者

（６）　関係機関の職員

（任期等）

第４条　委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　前条第２項第１号から第４号までの規定により委嘱された委員が当該各号の身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　審議会に部会を置くことができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

② たつの市総合計画審議会委員名簿

氏名	条例上の区分	所属団体・役職等
山　本　俊一郎	市議会の議員	たつの市議会議員
柴　田　将　之		たつの市議会議員
和　田　美　奈		たつの市議会議員
喜　多　敦　子	市教育委員会の委員	たつの市教育委員会教育委員
猪　澤　敏　一	市農業委員会の委員	たつの市農業委員会会長
○ 德　永　一　夫	各種団体の推薦する者	たつの市連合自治会会長
今　江　　伸		たつの市連合自治会副会長
黒　田　　勤		たつの市老人クラブ連合会会長
松　本　英　隆		たつの市民生委員児童委員連合会会長
玉　木　佳　代		女性活躍ネットワーク防災リーダー
佐　野　一　成		一般社団法人たつの市・揖保郡医師会会長
横　田　京　悟		社会福祉法人たつの市社会福祉協議会会長
頃　安　雅　樹		龍野商工会議所会頭
内　海　博　幸		たつの市商工会会長
栗　川　侑　己		一般社団法人西播磨青年会議所副理事長
岸　田　太　樹		連合兵庫西部地域協議会（揖龍地域）幹事
井　戸　正　文		たつの市観光協会会長
岸　井　和　義		たつの市文化協会連合会会長
横　田　臣　一		たつの市体育協会会長
東　角　幸　恵		たつの市ＰＴＡ協議会常任理事
髙　原　養　充		たつの市地域公共交通会議会長
◎ 内　田　勇　人	学識経験を有する者	兵庫県公立大学法人兵庫県立大学副学長
倉　本　宜　史		学校法人京都産業大学経済学部教授
齋　藤　靖　典		株式会社ラジオ関西姫路支社長
坂　本　竜之介		株式会社神戸新聞社姫路本社代表
神　山　尚　己	関係機関の職員	株式会社三井住友銀行龍野支店長
藤　谷　美　穂		姫路信用金庫執行役員事業支援部長
水　田　明　美		龍野公共職業安定所所長
中　野　恭　典		兵庫県西播磨県民局局長
中　川　裕　文		西はりま消防組合参与

◎は会長、○は副会長

③ 第３次たつの市総合計画策定に係る協議経過

実施日	内容
令和７年	
５月27日	第１回ワーキング会議代表者会
６月３日	第１回ワーキング会議全体会
７月４日	第１回定住・共創分科会
７月10日	第１回福祉・健康分科会
７月15日	第１回教育・文化分科会
７月16日	第１回都市基盤分科会
	第１回環境・安全分科会
７月17日	第１回産業・交流分科会
７月22日	第２回定住・共創分科会
７月23日	第２回福祉・健康分科会
	第２回産業・交流分科会
７月24日	第２回都市基盤分科会
	第２回環境・安全分科会
10月９日	第２回ワーキング会議代表者会
10月10日	第３回定住・共創分科会
	第３回都市基盤分科会
	第３回環境・安全分科会
10月15日	第２回教育・文化分科会
10月27日	第３回福祉・健康分科会
11月４日	第３回教育・文化分科会
11月６日	第４回定住・共創分科会
11月11日	第４回都市基盤分科会
	第４回環境・安全分科会
11月17日	第４回福祉・健康分科会
	第３回産業・交流分科会
令和８年	
２月20日	第１回総合計画策定委員会
３月17日	第３回ワーキング会議代表者会
３月18日	第５回定住・共創分科会
	第４回教育・文化分科会
	第５回都市基盤分科会
	第５回環境・安全分科会
	第４回産業・交流分科会
３月23日	第５回福祉・健康分科会

実施日	内容
４月６日	第２回ワーキング会議全体会
	第５回教育・文化分科会
４月16日	第５回産業・交流分科会
４月17日	第６回福祉・健康分科会
	第６回都市基盤分科会
４月24日	第６回環境・安全分科会
４月28日	第２回総合計画策定委員会
５月１日	第７回福祉・健康分科会
	第６回定住・共創分科会
５月８日	第７回定住・共創分科会
６月１日	第１回総合計画審議会 （市長から総合計画審議会に諮問）
６月５日	第３回総合計画策定委員会
７月６日	第２回総合計画審議会
７月７日	第４回ワーキング会議代表者会
７月８日	第６回教育・文化分科会
７月９日	第８回福祉・健康分科会
	第６回産業・交流分科会
	第８回定住・共創分科会
７月13日	第７回環境・安全分科会
７月16日	第７回都市基盤分科会
７月30日	第４回総合計画策定委員会
８月20日	第３回総合計画審議会
９月10～30日	パブリックコメントの実施
10月９日	第５回総合計画策定委員会
10月23日	第４回総合計画審議会

会議等名	開催回数
総合計画審議会	4
総合計画策定委員会	5
ワーキング会議	48
全体会	2
代表者会	4
福祉・健康分科会	8
教育・文化分科会	6
都市基盤分科会	7
環境・安全分科会	7
産業・交流分科会	6
定住・共創分科会	8

※総合計画審議会は、まち未来創生戦略推進委員会を兼ねて開催しました。

④ 第３次たつの市総合計画　諮問書

た 企 第 300　号
令和８年６月１日

たつの市総合計画審議会
　会長　内　田　勇　人　様

たつの市長　山　本　　実

第３次たつの市総合計画について（諮問）

本市では、平成 29 年３月に第２次たつの市総合計画を策定し、市民、事業者、各種団体、行政など、あらゆる主体の連携・協働のもと、まちの将来像「みんなで創る　快適実感都市　たつの」の実現に向け、夢ある未来を紡いでいくまちづくりを進めてきました。

現在、全国的な人口減少や少子高齢化の進行に加え、デジタル技術の急速な進展、脱炭素社会の実現に向けた取組の加速、頻発・激甚化する自然災害への対応など地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、これからの 10 年は、人口減少下においても、地域の特性や資源を生かしながら、持続可能で魅力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

つきましては、市民、事業者、各種団体、行政など、互いの強みを掛け合わせ、市民の郷土愛と地域の活力を原動力に、「人と人」「人と地域」「地域と地域」を強く結び付け、市民一人ひとりが「幸せ」を実感でき、夢と希望に満ちた「未来」につながるまちづくりを実現するため、その羅針盤となる「第３次たつの市総合計画」を策定するに当たり、たつの市総合計画審議会条例第２条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

⑤ 第３次たつの市総合計画　答申書

令和８年　月　日

たつの市長　山　本　　実　様

たつの市総合計画審議会
会長　内　田　勇　人

第３次たつの市総合計画について（答申）（案）

令和８年６月１日付けた企第 300 号で諮問のあった第３次たつの市総合計画について、たつの市総合計画審議会条例第２条の規定に基づき、慎重に審議してきた結果、審議会委員の提案による修正を加え、別冊のとおり改めましたので、次の意見を付して答申します。

１　本計画に掲げる各分野の施策を、「たつの市」の多様な地域特性と地域資源を生かして着実に推進し、まちの将来像「人と地域を結ぶ　魅力と幸せがあふれる　未来共創都市　たつの」の実現に努められたい。

２　将来人口を見据え、人口減少や少子高齢化が進行する中でありながらも、社会情勢の変化、市民の意識・行動の変容を的確に捉え、時代に即した柔軟で効率的な市政運営に徹し、市民の誰もが自分らしく輝き、まちへの愛着と誇りを高め、幸せを実感できる施策展開に努められたい。

３　まちの活性化や地域課題の解決に向けて、市民、事業者、各種団体、行政などのあらゆる主体が協働・連携した「共創のまちづくり」を推進するとともに、人口規模に適応した事業実施、施設配置及び行政・地域組織運営などを進め、持続可能な市政運営に努められたい。

⑥ 第３次たつの市総合計画策定組織図

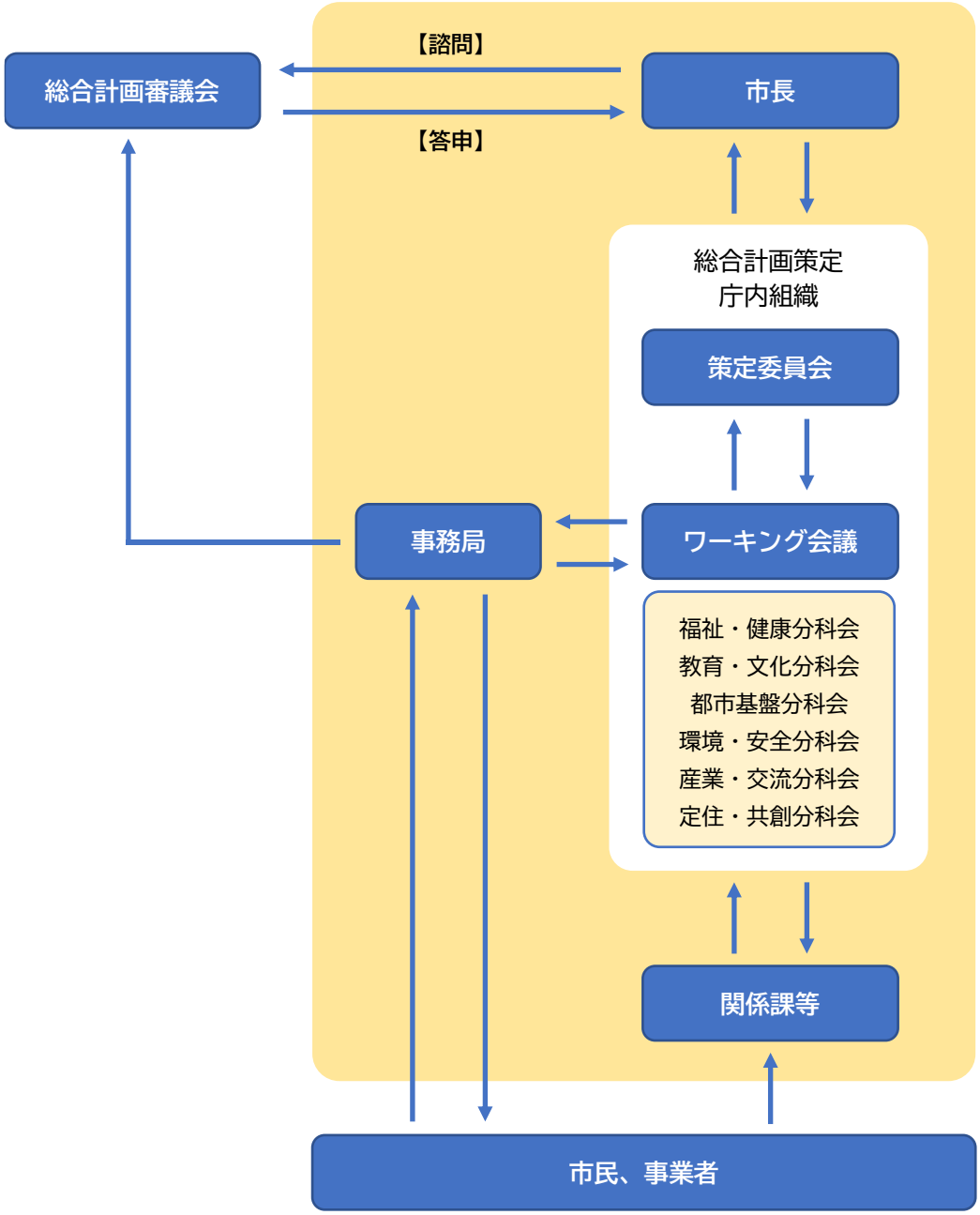

⑦ 財政資料

財政見通し（令和９年度から令和 13 年度まで）

1　基本方針

今後、高齢化の進行に伴う社会保障関連経費や老朽化した公共施設・インフラ等の更新に要する経費の増大のほか、物価高騰・賃金上昇など先行きが不透明な状況もあわせ、市の財政状況がより厳しくなることが想定されます。

本計画に基づく施策を着実に実行していくため、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図りながら、持続可能な財政運営を行います。

2　目的

直近の決算及び当初予算、地方財政制度を踏まえ、一定の条件により今後５年間の財政見通しを試算し、社会情勢や経済状況の変化への柔軟な対応と持続可能な財政運営の可能性を明らかにするものです。

3　試算方法

一般会計を対象とし、国の「地方財政の課題」のほか、たつの市人口ビジョンや過去実績などを踏まえ、項目ごとに設定した試算方法に沿って試算します。　※令和８年 10 月時点

≪歳入≫

項目	試算方法
①市税	たつの市人口ビジョンや景気動向等を踏まえ試算
②国県支出金	扶助費、投資的経費など充当する事業費の増減見込を踏まえ試算 ※県支出金は、県の投資規模抑制の影響を考慮し試算
③地方譲与税等	制度内容や過去実績等を踏まえ試算
④地方交付税	普通交付税は、市税や公債費の見込などを踏まえ試算
⑤市債	普通建設事業の財源として、有利な起債を優先活用するものとし試算
⑥その他	繰入金は、大規模事業に係る一般財源相当額に公共施設整備基金を充当し、収支不足額は財政調整基金を充当 使用料及び手数料等は、過去実績等を踏まえ試算

≪歳出≫

項目	試算方法
①人件費	職員定員適正化計画を基に、給与改定に伴う増加を踏まえ試算
②扶助費	たつの市人口ビジョンや過去実績等を踏まえ試算
③公債費	令和９年度以後に発行予定の市債に係る公債費を踏まえ試算
④物件費	過去実績の伸び率や物価上昇率を踏まえ試算
⑤補助費等	令和９年度以後に予定する一部事務組合等負担金などの増減を踏まえ試算
⑥繰出金	たつの市人口ビジョンや過去実績等を踏まえ試算
⑦投資的経費	令和９年度以後に予定する大規模事業を踏まえ試算
⑧その他	維持補修費、積立金等は、過去実績等を踏まえ試算

４　目標

持続可能な財政運営に向け、以下の２点を財政運営の目標とします。

（１）　市民ニーズに柔軟に対応できる財政構造の維持

市税や普通交付税など経常的に収入される財源のうち、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）など経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合が高くなると、財政構造の弾力性が乏しくなり、社会情勢や経済状況の変化への柔軟な対応ができなくなることが懸念されます。

今後、義務的経費などの経常経費の増大が想定される中、市民ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、市税や諸収入など経常一般財源の更なる確保を図り、弾力性のある財政構造の維持に努めます。

経常収支比率　93.5%以下
【令和７年度：88.9%　→　令和 13 年度（見込）：93.5%】　※まちづくりの指標に設定

（２）　財政健全性の維持と将来への必要な投資の両立

今後、老朽化した公共施設・インフラ等の更新を行いながら、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めるための投資を進めていく必要があります。

たつの市人口ビジョンに沿った公共施設の集約化や長寿命化を進めるとともに、有利な起債の活用などを徹底し、将来世代に過度な財政負担を残さないよう、適正な市債管理に努めます。

実質公債費比率（３か年）　7.1%以下
【令和７年度：6.5%　→　令和13年度（見込）：7.1%】
将来負担比率　－（０%以下）
【令和７年度：▲56.7%　→　令和 13 年度（見込）：▲4.0%】　※まちづくりの指標に設定

◆財政見通し（令和９年度～令和13年度）　（単位：百万円）

科目	令和７年度（決算額）	令和８年度（見込額）	令和９年度（見込額）	令和10年度（見込額）	令和11年度（見込額）	令和12年度（見込額）	令和13年度（見込額）
歳入総額	44,263	45,752	49,055	42,118	40,886	41,671	40,927
市税	11,107	11,176	11,180	11,338	11,361	11,214	11,242
国県支出金	9,359	8,951	9,124	9,072	8,943	8,955	8,974
地方譲与税等	3,004	3,133	3,134	3,135	3,136	3,136	3,141
地方交付税	11,171	10,720	10,766	10,809	10,855	11,145	11,100
市債	3,831	4,680	8,824	2,380	2,084	1,880	1,790
その他	5,791	7,092	6,027	5,384	4,507	5,341	4,680
歳出総額	41,860	45,752	49,055	42,118	40,886	41,671	40,927
義務的経費	18,316	18,605	18,971	19,765	20,166	20,638	20,852
人件費	6,245	6,412	6,611	6,750	6,808	6,846	6,874
扶助費	8,533	8,617	8,771	8,937	9,117	9,311	9,514
公債費	3,538	3,576	3,589	4,078	4,241	4,481	4,464
物件費	4,294	4,566	4,671	4,795	4,806	4,820	4,956
補助費等	8,161	8,159	11,079	8,919	7,638	8,204	7,223
繰出金	3,091	3,110	3,207	3,274	3,302	3,320	3,334
投資的経費（普通建設事業費）	6,063	8,967	9,913	4,161	3,779	3,506	3,386
その他	1,935	2,345	1,214	1,204	1,195	1,183	1,176
実質収支（繰越財源を除く）	1,766	0	0	0	0	0	0

◆基金の状況　（単位：百万円）

基金名称	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
基金残高	24,386	23,645	20,954	18,457	16,674	14,017	11,994
財政調整基金	9,449	10,057	8,541	7,034	6,021	4,273	2,467
減債基金	3,288	3,163	3,150	3,155	3,160	3,165	3,170
公共施設整備基金	7,083	5,829	4,629	3,596	2,783	1,831	1,571
その他特定目的基金	4,566	4,596	4,634	4,672	4,710	4,748	4,786

◆地方債の状況　（単位：百万円）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
地方債残高	39,183	40,287	45,522	43,824	41,667	39,066	36,392
借入	3,831	4,680	8,824	2,380	2,084	1,880	1,790
償還	3,538	3,576	3,589	4,078	4,241	4,481	4,464

◆経常収支比率　（単位：％）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
経常収支比率	88.9	88.5	90.2	92.2	93.0	93.3	93.5

◆健全化判断比率　（単位：％）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
実質公債費比率（単年）	5.5	4.8	5.6	6.3	6.6	7.4	7.5
実質公債費比率（３か年平均）	6.5	5.7	5.2	5.5	6.1	6.7	7.1
将来負担比率	▲ 56.7	▲ 53.8	▲ 36.7	▲ 30.3	▲ 23.0	▲ 11.1	▲ 4.0

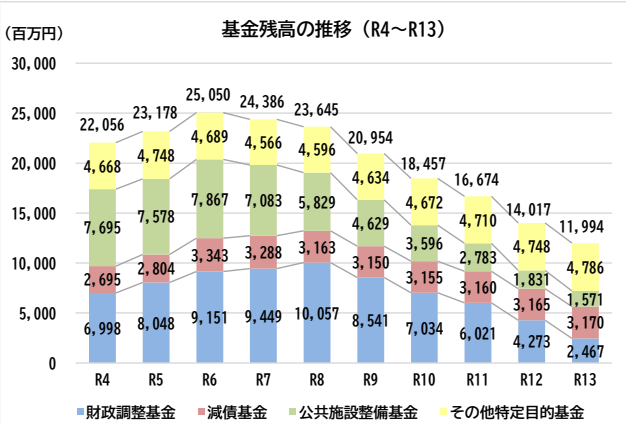

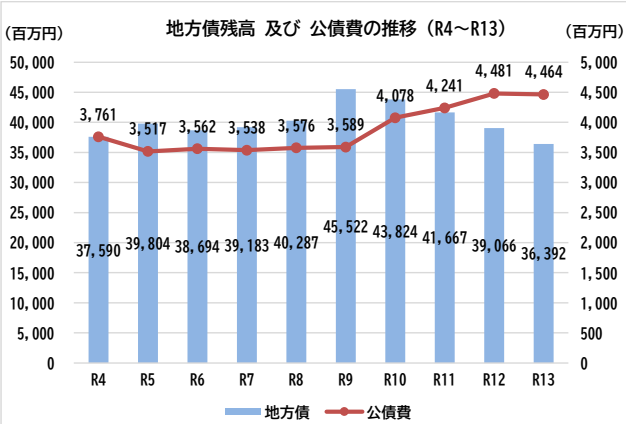

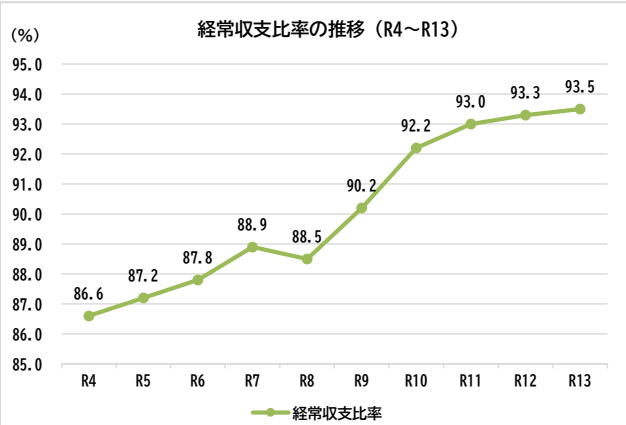

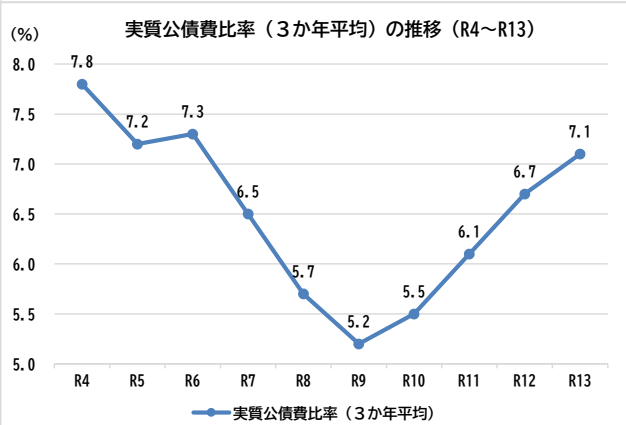

５　今後の取組

将来を見据えて必要な市民サービスの維持・向上と本計画の目指す将来像を実現していくため、持続可能な財政基盤の確立を図ります。

（１）　歳入の確保

＊　これまで以上に、国県支出金の情報を収集し、最大限活用することを徹底します。
＊　市税等の収納率向上、受益者負担の適正化による使用料等の見直しを行います。
＊　ふるさと応援寄附金の PR 強化、市有財産の有効活用等による税外収入の更なる確保に努めます。

（２）　歳出の適正化

＊　既存事業について、EBPM、KPI による実施効果の検証を行い、事業の必要性、効率性等を判断した上で見直しを行うなど、質の高い行財政運営を推進します。
＊　新規・拡充事業について、緊急性や将来の財政負担等に十分留意し、選択と集中を徹底します。
＊　公共施設について、機能の重複する施設の集約化・複合化を進めるとともに、公共インフラについて、安全性の確保と長寿命化に取り組み、計画的かつ効率的な維持管理を行います。
＊　業務全般において、民間への委託や効率化を推進し、経費削減を図ります。

（３）　情報収集の強化

＊　財政収支の不確定要素（更なる物価高騰、賃金・金利の上昇、税制の動向等）に係る情報を注視し、予算編成の過程で歳入・歳出の適正化を図ります。

※経常収支比率：人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に地方税、普通交付税等の経常一般財源収入がどの程度充当されているかの割合のことで、財政構造の弾力性を判断するための指標
※健全化判断比率：地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の健全化や再生の必要性を判断する４つの財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）
※実質公債費比率：普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。18%以上で地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上で早期健全化基準、35%以上で財政再建基準が適用となる。
※将来負担比率：普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。350%以上で早期健全化基準が適用となる。

⑧ たつの市 20 年の歩み

（現在作成中）

⑨ 第３次たつの市総合計画（子ども版）

（現在作成中）

資料２

「第３次たつの市総合計画（素案）」に関する
パブリックコメントの募集結果について（案）

１　パブリックコメントの概要　P.２

（１）　意見募集期間

（２）　意見提出状況

（３）　意見の内容（項目別）

２　パブリックコメントの意見内容　P.３～７

令和８年 10 月　日　公表

企画財政部企画政策課

「第３次たつの市総合計画（素案）」へ提出された意見及びそれに対する考え方

「たつの市市民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱」に基づき、**「第３次たつの市総合計画（素案）」**についての意見公募を行ったところ、市民の皆様から貴重な御意見をお寄せいただきました。

提出いただいた御意見について、内容とそれに対する考え方及び作成した「**第３次たつの市総合計画（案）**」を公表します。

なお、意見については、趣旨を損なわないように要約しました。また、今回公表する**「第３次たつの市総合計画（案）」**については、今後、たつの市議会定例会に上程し、議決を求めるため、現時点での案として公表します。

１　パブリックコメントの概要

（１）　意見募集期間　令和８年９月 10 日（木）　～　令和８年９月 30 日（水）

（２）　意見提出状況　１件（郵送　０件　電子メール　１件　ファクシミリ　０件　持参　０件）

（３）　意見の内容（項目別）

基本構想・基本計画について（６件）	施策９文化芸術の振興・文化財の保護（２件） 施策 15 道路の整備・保全（１件） 施策 16 公共交通の維持・推進（１件） 土地利用の基本構想、施策 23 商工業の振興・雇用の創出（１件） 施策 28 持続可能な行財政運営の推進（１件）

２　パブリックコメントの意見内容

＜基本構想・基本計画について（６件）＞

項目	提出された市民からの意見	件数	考え方
施策９文化芸術の振興・文化財の保護	淡口醤油発祥の地「龍野」を核とした「日本遺産」への挑戦を明記する。 ［素案の内容］ 文化財を地域資源として観光振興・地域活性化につなげること、また、清流揖保川、播磨の小京都 龍野、重要伝統的建造物群保存地区等の既存資源を深掘りし、魅力化して観光誘客につなげるとされている。 ［意見・提言］ 淡口醤油発祥の地である龍野について、「淡口醤油が育んだ城下町龍野～水と発酵文化が息づく醸造のまち～」などをテーマに、龍野城下町、淡口醤油、醸造蔵、町家、揖保川、水運、食文化、手延素麺等を一体的な歴史文化ストーリーとして調査・整理し、「日本遺産」への挑戦を第３次総合計画に位置付けることを提案する。	1	ご提案の淡口醤油発祥の地としての龍野の歴史文化資源は、極めて貴重なものであると認識しており、総合計画の施策実施の計画である「たつの市文化財保存活用地域計画」においても重要な位置付けをしています。 日本遺産認定に向けては、地域と行政が一体となった継続的な推進協議会等の設置が必須となることから地域の主体的参画が不可欠であり、現在、地域からの具体的な推進要望や、事業を継続的に推進する団体の形成が十分ではない状況であることから、第３次総合計画への位置付けは困難であると考えます。
施策９文化芸術の振興・文化財の保護	歴史文化政策の成果が分かるKPIを追加する。 ［素案の内容］ 文化財関係の主な指標として、「指定等文化財数 102 件→104 件」「歴史資料館・史跡等の利用者数 139,218 人→140,000 人」等が設定されている。 ［意見・提言］	1	現在設定している指標は、本市の歴史文化政策の優先的課題として、次の考え方に基づいています。 指定等文化財数については、未指定である地域の歴史文化資源を新たに指定文化財として位置付けることで、埋もれた文化財の顕在化と保存を推進するものです。

	文化財の指定件数や施設利用者数も必要であるが、第３次総合計画で掲げる歴史文化政策全体の成果を把握するには十分ではないと考える。 例えば、次のような成果指標・進捗管理項目を追加することを提案する。 「歴史的建造物の修理・活用件数」「空き町家等の活用件数」など、今後 10 年間の歴史まちづくりの成果が市民にも分かる指標を設定していただきたいと考える。		また、歴史資料館・史跡等の利用者数については、本市は歴史文化財を展示・公開している資料館や史跡等が多くあり、これら施設の利用者数は、地域の歴史文化に対する市民・来訪者の関心度を示す重要な指標と考えています。 貴重なご提案をいただきましたが、これらの指標により、歴史文化政策の成果を把握できるものと考えています。
施策 15 道路の整備・保全	市内道路の渋滞について具体的な改善目標を設定する。 ［素案の内容］ 通勤・通学の混雑時には、依然として渋滞が発生していることを課題とし、道路の新設や拡幅、交差点改良等を行い、交通混雑の緩和を図るとされている。 ［意見・提言］ 渋滞対策を明確に位置付けているが、今後は、主要交差点や主要幹線道路について、交通量、渋滞発生時間、旅行時間等のデータを活用してボトルネックを把握し、「どこを、いつまでに、どの程度改善するか」という成果目標を設定することを提案する。 特に本竜野駅周辺、龍野 IC 周辺、国道２号・179 号や主要県道等との接続について、道路整備、交差点改良、公共交通利用促進等を総合的に組み合わせ、市民生活の利便性向上、物流効率化、防災機能強化につなげていただきたい	1	龍野 IC 周辺区画整理事業など、交通状況が大きく変化する場所については、交通に影響を及ぼす新たな施設への移動経路の分析、既存道路ネットワークへの影響、将来における周辺交差点の交通処理機能等を検討し、対策が必要な交差点を抽出した上で、事業化に向け規模・期間等を設定していくため、あらかじめ「どこを、いつまでに、どの程度改善するか」という成果目標の設定は困難です。

	と考える。		
施策16公共交通の維持・推進	MaaSを実証・検討段階から具体的な実装目標へ進める。 ［素案の内容］ 鉄道、路線バス、コミュニティバス、圏域バス、市民乗り合いタクシー、一般タクシーが連携した総合的な交通体系を維持し、「MaaS 等の新たな交通サービスの構築に取り組む」とされている。 ［意見・提言］ MaaSを明記されているが、今後10年間では「取り組む」だけでなく、具体的な実装を目標としていただきたいと考える。 鉄道、路線バス、コミュニティバス、市民乗り合いタクシー等について、検索・予約・運行情報・決済の一体化を段階的に進めるとともに、AIオンデマンド交通等の新技術についても検討し、市民と観光客の双方が利用しやすい交通体系を構築することを提案する。 また、市民乗り合いタクシーについては、地域をまたぐ場合の移動の不便さを解消する観点から、既存交通事業者との役割分担に十分配慮しながら、区域を越えた移動の利便性向上についても検討していただきたいと考える。 特に本竜野駅と龍野城下町を結ぶ二次交通は、観光と市民交通を一体化するモデルケースとして検討できると考える。	1	MaaS等の新たな交通サービスについては、現在、兵庫県地域公共交通MaaS推進協議会に加入し、市単独ではなく、民間事業者も含め広域的な取組として検討・実施しています。 具体的な取組として、鉄道、路線バス、コミュニティバスにおけるICカードの導入をはじめ、今後、バスロケーションシステムの運用開始、バス車載器の更新、新ICサービス（金額式定期券）の導入、IC乗車ポイントサービスを開始するなど、新たな交通サービスを実装していきます。 市民乗り合いタクシーの運行区域については、近畿運輸局の許可を受け、既存公共交通機関と役割分担し、民間のタクシー・バス事業者への影響を最小限に抑えるため、原則として地区単位で設定しています。このため、運行区域を拡大することは、既存のタクシーや路線バスとの競合が生じ、民間事業者の経営に大きな影響を及ぼすことから、エリア拡大は困難な状況です。 また、本竜野駅と龍野城下町を結ぶ二次交通については、民間バス事業者等の動向を踏まえ、市主体での運行は実施しません。

土地利用の基本構想、施策23 商工業の振興・雇用の創出	龍野西 IC・龍野 IC 等を生かした成長産業・企業誘致を強化する。 ［素案の内容］ 龍野西 IC、幹線道路沿道、企業団地周辺を産業拠点と位置付け、「次世代成長産業や付加価値の高い流通業等」の立地促進を図るとされている。また、企業立地奨励金の交付や固定資産税の課税免除等により企業誘致を進めるとされている。 ［意見・提言］ 人口減少、とりわけ若年層の転出を抑制するためには、多様で質の高い雇用を市内に創出することが重要である。 龍野西 IC、龍野 IC、播磨龍野企業団地、播磨科学公園都市等の強みを生かし、従来型製造業に加えて、「研究開発、先端科学、AI・デジタル、半導体関連、医療・バイオ、食品・発酵、環境・エネルギー等の成長分野」についても戦略的な企業誘致を進めることを提案する。 また、企業誘致件数だけでなく、新規雇用者数、若年層雇用者数、産業用地創出面積等についても成果を把握することが重要と考える。	1	「次世代成長産業」については、兵庫県が重点的に支援する５分野（新エネルギー・環境関連産業、航空産業、ロボット産業、健康医療産業、半導体産業）に係る産業を想定しつつ、本市の地域特性や立地環境を考慮の上、雇用創生を踏まえた企業誘致を進めています。 新規雇用者数、若年層雇用者数、産業用地創出面積等については、市では民間による雇用・開発を全て把握することができないため、まちづくりの指標に設定することが困難です。
施策28 持続可能な行財政運営の推進	学校跡地・未利用公共施設を「地域再生資産」として積極活用する。 ［素案の内容］ 統廃合した学校、幼稚園、保育所について「学校等跡地	1	廃校となる小学校については、学校等跡地施設利活用基本方針に基づき、①公共利用、②地域利用、③民間事業者による利用の順で検討し、施設ごとの利活用方針を定めていきます。

	施設利活用基本方針」を策定しており、人口規模・利用需要を踏まえ、廃止した施設の貸付けや売却処分等による有効活用を検討するとされている。 ［意見・提言］ 　未利用施設の売却や貸付けも必要であるが、人口減少時代においては、学校跡地や公共施設跡地を単なる「不要資産」ではなく、地域活性化につながる「地域再生資産」と捉える視点が重要と考える。 　そのため、「学校等跡地や未利用公共施設について、民間提案制度や公民連携等を活用し、大学・研究機関、企業、起業支援施設、観光・宿泊施設、子育て・福祉施設、地域交流施設等への戦略的な転用を推進する」旨を追加することを提案する。 　売却価格のみで判断するのではなく、雇用創出、交流人口、定住促進、税収、地域サービス等を含めた中長期的な地域への効果を比較して活用方針を決定していただきたいと考える。		このうち、③民間事業者による利用については、ご意見を踏まえ、地域活性化につながる「地域再生資産」としての視点も含めたサウンディング型市場調査を実施し、利活用方針を検討していきます。

資料３

第３回総合計画審議会（８月 20 日開催）からの主な変更点について

計画案のﾍﾟｰｼﾞ	変更箇所	変更内容
46	財政	国の「経済財政運営と改革の基本方針 2025」を「経済財政運営と改革の基本方針 2026」の内容へ変更
47～51	土地利用の基本構想	「都市計画マスタープラン」の改定案に基づき、 ・拠点名（播磨科学公園都市の位置付け）を「学術研究拠点」から「学術・産業連携拠点」へ変更 ・「都市活性化軸のイメージ図」「都市構造図」を改定案の図へ変更
67	施策２　地域福祉の充実	「（３）様々な困難を抱える家庭の自立支援の推進」の１つ目の取組を国通知に基づき修正　（※赤字が加筆箇所） ●高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者、頼れる身寄りがいない人等の複数分野にまたがる支援ニーズに対し、個々の事情を把握した上で多職種と関係機関が協働・連携し、制度の狭間にも対応しながら自立に向けて包括的な相談対応と支援を行います。
100	施策 11　人権教育・啓発の推進	「（５）女性が活躍できる社会づくりの推進」の１つ目の取組を２つの取組に分割し修正 ●女性の自己実現や活躍を支援するセミナーや講演を開催するとともに、各種団体における女性リーダーの育成を図ります。 ●女性の起業やキャリアアップの支援、役員・管理職への女性登用を推進するとともに、地域で活躍する女性のネットワーク構築を通じて、女性が地域の担い手として継続的に活躍できる基盤整備を進めます。
131	施策 19　防災体制の充実	「（２）避難対策の充実」の３つ目の取組を修正 ●避難場所案内板等への避難経路の併記など誘導標識等の充実や、早めの避難情報発表により、市民や観光客等の自主的な避難行動を促進します。 「（３）自主防災組織の育成」の１つ目の取組を修正 ●地域に根ざし、防災の中核を担う自主防災組織における女性をはじめとする多様な担い手の育成と組織運営を支援し、男女が共に活躍できる活動の活性化につなげます。 「（５）危機管理体制の充実」の２つ目の取組を修正 ●出前講座や応援協定事業者、地元高等学校との合同訓練等を通じて、若者・女性など多様な意見を反映する機会を設け、幅広い視点から防災対応の強化を図ります。
148	施策 23　商工業の振興・雇用の創出	「取組状況・成果」の下記の中小企業支援に係る取組の掲載順を変更（２つ目の中小企業支援に続き、３つ目へ移動） ●中小企業者の経営基盤や資本投資の強化を図るため、低金利融資による資金繰り支援を実施しています。
178～179	各施策と SDGs の関係	「SDGs の説明」「各施策と SDGs との関係一覧」を追加　（※パブリックコメント後）
180～185	各施策のまちづくりの指標一覧	第３次総合計画の「まちづくりの指標一覧」を追加し、「目標値の考え方」を記載 ※第２次総合計画の「まちづくりの指標一覧」については、総合計画審議会資料としてホームページにて公表
198～209	資料編	「資料編」を追加　（※パブリックコメント後、一部は現在作成中）
全体	用語説明	全体を通して表現を見直し　（※パブリックコメント後）